



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域農業構造再編下における農民の主体形成 続
Author(s)	山田, 定市; 朝岡, 幸彦; 水越, 太二 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 32, 1-248
Issue Date	1988-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88046
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_32.pdf



北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第32号

地域農業構造再編下における 農民の主体形成（続）

1988

北海道大学教育学部産業教育研究施設

地域農業構造再編下における 農民の主体形成（続）

山 田 定 市
朝 岡 幸 彦
水 越 太 二
宮 崎 隆 志
山 本 えり子
遠 藤 知恵子

1988・3

北海道大学教育学部産業教育研究施設

序

地域社会における住民諸階層の学習過程を、その労働・生活過程を基軸とする基礎構造をふまえて分析することは、社会教育学の実証的研究として欠かせない課題といえる。

本学部の社会教育研究グループは、一貫してこのような視点に立って、社会教育の基礎構造分析を進めてきた。本研究報告書は、さきに発表した報告書『地域農業構造再編下における農民の主体形成』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設報告書、第27号、1985年）の続編である。

社会教育研究グループがこれまで行なってきた研究は、農民教育に重点が置かれ、その成果の一部は、すでに本研究施設の研究報告書としても、『酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成』（研究報告書、第18号、1980年）、『地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究—北海道常呂町における事例研究—』（研究報告書、第23号、1982年）などとして発表されている。

第27号に引き続く本研究報告書は、さきに発表した道北・名寄市の分析を継続しそれと対比しつつ、稲作中核地帯に位置する南空知・長沼町を対象として行なった共同研究をまとめたものであるが、この研究は、とりわけ次の諸点において特徴的である。

第一に、地域社会の変貌過程を地域農業構造を基軸に把握し、とくに北海道農業の構造変化の重大な要因となった稲作減反、とりわけ水田利用再編対策下の地域農業の再編過程に焦点をしばり、地域経済構造の変貌をとらえ、同時に、農民諸階層の主体的対応を含めて地域農業の再編をめぐる対抗関係を分析したこと。この場合、単に政策主体と農民との図式的対置にとどめず、政策の実施過程の下での地域農業の農民的編成の内実を実証的に明かにしている点が地域農業研究としてもユニークである。

第二に、本研究は、学習主体である住民諸階層、とりわけ農民諸階層に関する階層論ないし分解論的視点に立った分析を重視している。とくに水田利用再編下の農民層分解についての精緻な実証分析を基礎として、地域農業の農民的再構築の論理と条件が実証的に探究されている。

第三に、上記の基礎構造分析のうえに立って、農民の主体形成の分析が行われる。その際、学習内容についての掘り下げた分析がとくに重視される。また、学習活動を狭く限ることなく、住民諸階層の労働・生活過程を基礎として広くとらえ、学校や地域集会施設の教育的機能も含めて総合的に検討される。これらの視点に立って進められてきた本研究は、農民教育の基礎構造分析、さらにそれを基礎とする農民主体形成分析としてもこれまでの研究を一步前進させる内実をもっている。同時に、社会教育施設論、職員論、さらには社会教育内容編成論を含む社会教育学の実証的研究としても豊富な論点を提示するものであろう。

社会教育研究グループでは、この研究を基礎に、今後、引き続き農民を中心にその主体形成に焦点をあてて解明し、地域社会教育計画論に向けての基礎作業として進めることを計画している。この報告書に対する忌憚のないご批判を希望するとともに、研究の一層の前進を期待するものである。

1988年3月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設長
道 又 健治郎

地域農業構造再編下における 農民の主体形成（続）

目 次

第1章 地域農業構造再編下における農民の主体形成 …………… 山田定市 ……	1
－分析視角と課題－	
1 社会教育研究をめぐる問題状況 ……………	1
2 社会教育研究の枠組み－農民教育を中心に－ ……………	2
3 本研究の課題設定 ……………	23
第2章 地域農業の発展と農民的技術 …………… 朝岡幸彦 ……	29
1 課題と方法 ……………	29
2 農民層分解と村落の生産力構造－第1区集落と第23区集落との比較－ ……………	32
3 農民的技術の発展と地域農業史－第1区集落における農民的技術の展開－ ……………	52
4 まとめ ……………	78
第3章 集団的土地利用型生産組織の成立と展開 …………… 水越太二 ……	89
はじめに ……………	89
1 専業中心型生産組織の分析 ……………	90
2 全階層型生産組織の分析 ……………	103
3 生産組織構成員の意識分析 ……………	114
4 小 括 ……………	156
第4章 市場対応・農家投資の論理と地域農業の構造変化 …… 宮崎隆志 ……	161
1 課題と方法 ……………	161
2 地域農業の展開と重層的市場編成 ……………	166
3 市場編成の変化と蓄積メカニズム－タマネギを中心に－ ……………	171

4	地域農業の構造変化	184
5	小 括	188
第5章	水田利用再編下の水管理主体	山本 えり子 191
1	課題と方法	191
2	長沼町土地改良区の歴史と管理主体の特徴	197
3	個別的生産力の発展と水利の課題	202
4	生産, 生活, 自然環境の発展を見通した水管理主体への展望	208
5	おわりに	214
第6章	長沼町における社会教育の構造	遠藤 知恵子 217
	はじめに	217
1	長沼町における公的社会教育の実態	219
2	地域における学習活動	226
3	生産の展開と学習の構造	236
4	地域における学習活動の限界と公的社会教育の課題	244
	まとめ	247

第1章 地域農業構造再編下における農民の主体形成

—分析視角と課題—

山田 定市

目 次

1 社会教育研究をめぐる問題状況	1
2 社会教育研究の枠組み—農民教育を中心に—	2
3 本研究の課題設定	23

1 社会教育研究をめぐる問題状況

(1) 問われる社会教育の存立

—臨教審「生涯学習体系への移行」をめぐる諸問題—

いま社会教育は、根底からその存立を問いなおされているといえる。その直接の契機となっていていっているのは臨時教育審議会における議論の経過と内容である。それはとくに第二次答申のなかで打ち出されている「生涯学習体系への移行」に端的に示されている。ここでは従来の「社会教育」という言葉がほとんど用いられずに、「生涯学習」という用語に統一されている。その背後には、従来の社会教育行政に対する強い批判と不信がこめられ、否定の論理がはたらいっている、とみることができる。このこと自体、のちにふれるように、その意図するところに照らして考えるならば、むしろ逆に批判されなければならないが、社会教育行政に内包される問題点が浮き彫りになっていることも否定できない。

従来の社会教育行政においては、労働者教育が基本的にその対象からはずされ、それが大局的には民間の企業内教育に託されていたこと、また、社会教育が学校教育と明確に区別されてきた結果、学校教育と社会教育との有機的な連携が薄れ、真の意味における生涯教育の展開が妨げられてきたことも否定できない。

しかし、臨教審のいう「生涯学習体系への移行」の真の意図は、むしろ次のことに求められなければならない。その主眼は、端的には「公教育の縮小・再編」であり、そのための「民間活力の導入」である。臨教審において比較的幅の広い論議が交わされていることも否定できないが、それにもかかわらず、その大前提として、臨調・「行政」路線が貫かれていることは確かな事実であるからである。この前提に立つかぎり、公教育費の拡大はありえないことであり、したがって公教育の拡大もおこりえないこととなる。

また、臨教審の目指す「改革」が政策主体、国家権力主導の「改革」であり、その意味で国民の主権にもとづく自主的教育改革とはいえず国民にとって対抗的な内実のものであることも否定できない。これらのことを基礎として考えるならば、この答申に対する批判が、公教育の重要性に力点を置いてなされてきたことは妥当であったといえよう。しかし、次の点においてなお十全な批判になりえていないといえよう。

ひとつには、広範な領域にわたる民間社会教育活動を射程にいれ、位置づけたうえで、真に国民主体の生涯学習を提起するまでにはいたっていない。むしろ、社会教育行政と国民の自主的学習運動を対置する構図のもとで、国民の自主的学習運動（と研究者が位置づける学習活動）以外の民間社会教育活動を正しく評価しない議論にとどまっている。このかぎりでは、臨教審の生涯教育論に対する有効な批判にならないと同時に、国民の生涯学習に対する要求に十

分にこたえることもできない。例えば、生涯職業能力開発にかかわる学習・教育は、いまや国民階層の幅ひろく多様な要求として存在している。

ふたつには、学校教育との関連における生涯教育についての体系的な考察の欠如である。これまでの社会教育論における支配的な議論は、学校教育に対する社会教育の独自性を学校教育との対比で展開するという特徴をもっていたといえる。

社会教育を「学校教育の補足」、「拡張」、「学校教育以外」とする宮原誠一氏の古典的ともいえる規定は、その代表例といえる。また、社会教育法の「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人にたいして行われる組織的な教育活動」（第2条）という定義は、それが議論の前提とされることが多かったという意味で社会教育研究にも多大の影響をあたえてきたといえる。社会教育を学校教育から区別する条件、要因はなにか、という問題の立て方は、成人教育と学校教育の関連、成人教育における学校の役割などについての解明を著しくさまたげることとなったのである。したがって、このような立論によるかぎり、臨教審が、学校、地域、家庭が一体となって生涯教育を推進すべきだと指摘するのに対して、説得的な批判と提言ができないことになるのである。

このような議論の狭さは、社会教育の独自性を社会教育の内的な論理のみで構築しようとすることに起因している。社会教育の独自性は、教育の全体構造の中で明らかにされなければならないのであって、しかも、それは、学習主体の状態と学習要求の成立基盤にまでさかのぼった考察と分析が不可欠である。このような視点にたってみるならば、従来の多くの社会教育論にみられるいまひとつの問題点は、社会教育の基礎構造分析の欠如である。

とくに、学習主体の状態の解明にあたって、階級・階層論をふまえた分析は決定的に重要である。これまでも社会教育を対抗的関係（社会教育行政と国民の自主的学習活動）としてとらえる議論は決して少なくなかったが、それは社会教育活動の枠内における対抗関係に限られていた。社会養育をめぐる対抗的関係は、現代資本主義における階級的対抗関係の一貫として存在するのであって、階級構造とその経済的、社会的基盤にまで立ち入った分析が欠かせないのである。社会教育の独自の展開構造は、まさにこのような視点をふまえて、はじめて解明されるのである。

「社会教育の終焉」論をはじめとして、社会教育の存立を根底から否定する議論が少なからず登場しているなかで、これらの論説と内容的に切り結んだ議論を展開し、真にこれを克服するためには、豊富な実践の積み重ねと理論の創造があらためて求められているといえよう。

たとえば、高梨 昌氏（臨時教育審議会第2部会専門委員）が文部省の社会教育型の社会教育の歴史的使命は終わった、として新たに生涯学習の課題として職業能力開発を提起している⁽²⁾。生涯にわたる職業教育が一面において多くの国民の現実的な要求であることはたしかであるが、これを「能力開発」として「民間活力」に期待して行うとき、学習主体の自発性は無視され、もっぱら企業の論理と主導でおこなわれることになろう。「能力開発」が政策としておこなわれるときは、それは学習とはまったく異質のものとなるのである。民主的職業教育の確立と創造（これは社会教育の重要課題であり、しかも学校教育との連携のもとに体系化されなければならない）こそが問われているのである。

また、松下圭一氏は「社会教育の終焉」を説き、「自由な市民文化活動」、「市民文化の形成」を主張し、そのさい社会教育行政の不要を強調する⁽³⁾。従来の社会教育行政への批判として、

一面の妥当な指摘もふくまれているのであるが、松下氏が「市民」というとき、農村住民は一体どのように位置づけられているのであろうか。また、いまの都市社会が「市民」という等質的な住民で構成されているとでもいうのであろうか。国民の学習を平等・公平に実現しようとするときに、これを公教育と結合して行うことは必須であり、余力のある者だけによる「市民文化活動」は、それだけでは国民的広がりをもつ文化活動には発展できないであろう。

高梨、松下良両氏の見解は、その立論に違いがあるとはいえ、従来の社会教育行政に対して、その歴史的使命が終わったとみることに於いて共通しているのであるが、その批判・克服は従前の多くの社会教育論の枠内の議論では困難であろう。

(2) 社会教育の存立構造の変化—地域経済・社会の構造変化—

1) 地域経済の不均等発展の極限状況—産業「空洞化」

いま、社会教育活動の存立基盤ともいうべき地域経済・社会において、もっとも顕著な事態は、地域経済の不均等発展の極限状況ともいえる地域産業の「空洞化」であるといえよう。それは、地域住民の労働と生活を根底から破壊し、社会教育活動そのものを成り立たせなくする条件だからである。

いうまでもなく、産業の「空洞化」は、国内における基幹的産業の衰退という事態の中に端的に示され、それは政府・財界の推進する「産業構造調整政策」を基軸とする産業構造の再編のもとにおける資本の海外進出を契機として、近年、急速に進行している。産業の「空洞化」については、さまざまな理解がなりたつてであろうが、一国の再生産構造が根底から破壊される状況を招きかねないところに事態の深刻さが示されているといえよう。ほぼ同様のことは地域経済構造についてもいえる。いうまでもなく、一国ないし地域の再生産構造は国民（地域住民）の生活の基本的存立条件である。したがって、国民（地域住民）は、みずからの労働と生活を支えるため、地域経済の発展に強い関心を持ち、地域問題が学習課題としても重要な位置を占めることになる。

現在、産業の「空洞化」は、農林水産業、石炭産業、鉄鋼業、造船業、さらには鉄道輸送業にもおよび、これまでの基幹的産業のほとんどの部門において進行している。この過程で失業、転職、再就職、新規就職難など雇用問題が深刻化し、職業教育をはじめとして地域産業振興、雇用問題などに関する学習への要求も急速に高まっている。また、「産業構造調整」政策のもとで、労働者・勤労諸階層とともに中小企業経営者も、円高のもとでの構造的不況と相まって、経営危機に直面しており、いまや、地域問題は地域住民の共通の課題となっている。

さらに、このような状況のもとで、都市、農村を問わず多くの地域において、みずからの労働と生活をまもり、地域に根ざした新しい生活・文化活動が広がっていることも確かである。本物の食べ物を求め、食生活の改善からさらに食文化の創造をめざす都市勤労者と農・漁民の連帯活動、生活協同組合や農業協同組合、漁業協同組合などを中心とする産直運動、おもに生活協同組合にみられる生活、文化、教育、地域福祉、などにおよぶ広範な住民活動、などのなかに実践の確かな足どりをみることができる。

とくに最近の協同組合運動においては、新しいいくつかの動向もみられる。深刻化する雇用問題を背景として、「仕事さがし」からさらに「仕事づくり」を基軸に地域における幅広い生活活動を労働者の協同の力ですすめる労働者生産協同組合運動はその際立った動きのひとつであり、中小企業者の協同組合活動も各地で前進している。

そして、これらの新しい地域の協同運動のなかで、学習運動が極めて重要な役割を果たしている。それは地域住民が主体となって進める社会教育活動の新しい動きということもできよう。そしてそれらの発展の方向と条件を明らかにするためには、社会教育の基礎構造としての地域問題に関する視角について検討しておくことが必要であろう。

2) 地域問題の本質と基本視角－地域問題の対抗的構造－

a) 資本蓄積条件としての地域問題

地域問題について考察するにあたって重要なことは、それが誰（どの階級）にとっての地域問題であるか、という地域問題に関する階級的視点である⁽⁵⁾。その対抗的關係は次のように要約できよう。すなわち、国家独占資本主義下の独占資本（支配者層）にとっての地域問題は、経済的にはそれじたい資本蓄積条件である。他方、労働者・農漁民・勤労諸階層にとっては、みずからの労働・生活における貧困化としてたちあらわれる。

独占資本主義の地域問題は、独占資本の資本蓄積、市場拡大の戦略として、商品・資本輸出、大企業の海外進出、武力による領土侵略などをともなって顕在化する。それは、とくに20世紀に入り、ほぼ1929年の世界大恐慌を画期として新たな展開と深化を示す。それは生産力の不均等発展が、各国間、地域間で一層顕著となるなかで、資本投資、商品の輸・移出入にかかわる市場問題として深刻化する。このような局面のもとで資本の強蓄積をいかに遂行するか、ということが、国家独占資本主義の地域政策の主要課題となる。このような政策目標のもとに実施される地域（開発）政策は、経済政策の根幹に位置づけられ、国家・地方財政と結合して遂行される。しかし、この政策は、それ自体、内的矛盾をはらまざるをえない。政策の展開過程で生産力の不均等発展がますます顕在化することがそのひとつであり、さらに、その実施過程で地域住民の抵抗に直面することも避けられない。のちに述べる地域住民の直接的抵抗と同時に、地域（開発）政策が国家権力（中央政府）のみによって完遂することができず、かならず地方自治体（行政）を経由して実施され、したがって住民自治とのかかわりを避けることができないからである。

b) 地域住民の貧困化と地域問題

いうまでもなく、労働者（および農漁民、勤労住民）の貧困化は、資本主義下の資本蓄積の必然的帰結として進行する。したがって貧困化は、究極的には資本蓄積の止揚＝資本主義の廃絶によらなければ完全に克服できないけれども、生活（広義）諸条件の部分的改良は資本主義のもとでも可能である（経済民主主義の課題）。

貧困化については、さらにその社会的な集中・累積の構造にも注目しなければならない。貧困化は階級・階層的に累積する。貧困化が労働者・低所得層に累積し、貧困層が社会的にたえず再生産され層として累積する。さらに小生産・小営業者における階層分解は、貧困の階層的累積の帰結でもある。

このような貧困化の階級・階層的な累積とかわりつつ、貧困化はさらに地域的にも累積する。都市と農村の分化・対立を基底にしながら、生産力の不均等発展（農工間、地域間）、地域開発投資の地域的不均等などのもとで、労働者（地域住民）の生活諸条件の地域的不均等が一段と拡大する。

労働者（地域住民）の立場にたつならば、地域問題は、まさに貧困化の地域的・階層的累積として顕在化する。そして、その克服・廃絶が実践的課題となるのである。ここに地域に根ざ

した経済民主主義の課題を設定することができる。

c) 地域問題と経済民主主義

経済民主主義は、いまだ範疇として確立したとはいいがたく、むしろ、その内実を実践的、理論的に明らかにしていかなければならない。しかし、すくなくとも、それが、国家独占資本主義のもとにおいて、労働者・農漁民・勤労諸階層が主体となって進める民主的改革に関して、その政治的、経済的な条件と改革の方向にかかわる課題であることは明らかである。地域問題をめぐる対抗関係のもとで、地域（開発）政策に対抗して、貧困化の階層的・地域的累積を部分的にでも克服して、その廃絶の展望をきりひろくことが地域に根ざした経済民主主義の基本的課題である。そのさい、地域問題をたんに経済・産業上の課題にとどめることなく、地域住民の生活問題として位置づけ認識するという立場にたつならば、その具体的課題も、日本経済の構造的歪みを正し、真に民族の自立と国民の生活の向上を実現するための諸問題、いにかえるならば日本経済、地域経済の民主的再建とともに貧困の改良・廃絶にかかわる多くの課題をふくむことになる。

さらに、地域に根ざした経済民主主義の主体的条件についてもふれておかなければならない。このことは、経済民主主義の担い手の主体形成の問題であるが、この点にかかわって次の2点について指摘しておきたい。

その一つは、貧困の認識についてである。労働者（および地域住民）の貧困化については、さまざまな見解があって定説があるわけではないが、小論ではその理論的な枠組みをつぎのように設定する。すなわち、貧困化は、労働の社会的生産力によって規定される可能的な生活諸条件と労働者の現実の生活諸条件との格差、として規定する。⁽⁶⁾ いいかえれば、労働の社会的生産力によって裏打ちされた実現可能な生活水準と現実の生活水準との差を貧困化としてとらえるのであり、その意味で生活水準・内容の向上という実践的課題に結びつく。さらにいいかえれば、貧困化の概念について、貧困化とそれを克服する主体的条件を統一的に認識できる理論的枠組として措定する。

いま一つの問題は、労働・生産の社会化とさらにそれを基礎とする生活の社会化をふまえて労働者（地域住民）の主体形成を考える、ということである。この場合、労働の社会化は、労働過程における共同労働を基礎としてさらに広く労働者の団結・共同行動、として理解することができる。さらに労働者による生産力統制（労働の生産力＝資本の生産力、という本質は変わらないとしても）の可能性（社会的生産力の民主的規制・編成、公害規制など）も含めて考えることができる。

さらに、労働・生産の社会化を基礎とする生活の社会化に着目することが重要である。もとより生活の社会化という概念自体、その内実が十分に明確にされているわけではないが、地域問題との関連では、すくなくとも次の2点に注目する必要がある。その一つは社会的共同生活手段に関することである。地域住民の生活過程のなかで、社会的共同生活手段の果たす役割と位置は次第に高まりつつあり、しかもその大部分は社会資本によって充当されているが、この社会資本をめぐっても「投資効率」が問われ、その意味では社会資本にも資本の論理と法則が貫徹し、したがって社会的共同生活手段の充用をめぐって地域間不均等が生じ拡大する。このことが貧困の地域的累積の重要な要因の一つとなる。さらにこのことが地域住民の側からみれば、社会的共同生活手段の拡充のための共同行動の重要な契機となっているとみることがで

きる。

多彩に展開されている住民運動のなかにその具体的実践をみることができるのであるが、地域に根ざし、直接に生活にかかわる生活協同組合は、このような生活の社会化にもとづく組織的実践の歴史的形態であるとみることができる。

生活の社会化は、生活労働の内実に入つて、労働論としても解明されなければならない。これがいま一つの視点である。⁽⁷⁾生活にかかわる労働はその出発においては私的労働である。家事労働、育児労働などはいずれもそうである。やがてこれら私的労働としての生活労働も社会的労働に転化する。その過程は生活の社会化の重要な内実をなすのであるが、それには大別して二つの側面が考えられる。その一つは住民の共同生活労働である。生活協同組合のなかにその一端をみることができる。いまひとつは賃労働としての生活労働である。生活関連産業の諸企業に雇用されている賃労働、さらに公務労働のなかのかなりの部分がこれに該当する。

いいかえれば、生活の社会化を基底に、生活にかかわる社会資本、生活労働、協同組合労働、公務労働、住民自治などの相互規定的な関係と構造が住民の主体形成にかかわる問題として解明されなければならないのである。

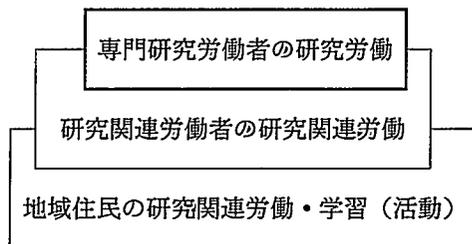
このように経済民主主義はそれ自体、地域住民の主体形成にかかわるのであるが、この点に関しては、従来、労農同盟論として理論的、実践的にとりあげられてきた。その基本的枠組みはいまなお有効であって、それが農民に対する労働者階級の指導性を基礎としていることについては労働者階級が圧倒的多数を占めるようになった現在においては一層重要である。それとともに農・漁民、都市自営業者、中小企業者を含む勤労諸階層の幅広い統一戦線を基礎とする経済民主主義の発展条件について、さらに掘り下げた解明が必要とされている。そのさい、農・漁民をはじめとする勤労諸階層が労働者階級と統一戦線を組んで運動・闘争を展開する過程で、どのようにして階級的自覚を高め自らの主体形成をなしとげていくかと、ということが、経済民主主義の主体的条件にかかって重要な研究・実践上の課題となる。

d) 地域研究の主体的条件－研究労働の重層構造－

地域問題を科学的に解明することを目的とする地域研究は、地域住民の立場にたつて地域問題を解決するためにも不可欠である。このような意味における地域研究は、まさにそれを主題とする研究者の社会的責務であるが、それと同時に地域研究は次のような特徴をもっているとみることができる。一つには、地域研究は、その研究目的、対象領域、そして研究方法などからみて、総合的・学際的研究として、さらには個人研究の域をこえて共同研究としての展開を求められる。いま一つには、その研究の主体は、専門研究者に限られるものではなく、ひろく地域問題にかかわる多くの関連領域、部門の労働者、さらには地域住民が参加することが可能であり、また必要となる。

このことは、単に地域研究に限られることなく、とくに社会・人文科学の領域における研究については、ほぼ共通していえることである。これを研究労働の重層構造として図1-1のように示すことができる。このような地域研究はつとめて地域における現実の

図1-1 研究労働の重層構造



課題，地域問題にそくして行われることになるが，それはけっして問題解決のみを直接に求めるものではない。また，住民の立場からすれば，地域研究はたえず学習と一体となってすすめられることになる。以下では，具体的に農民教育を中心とする社会教育研究（それ自体，地域研究である）における分析の枠組みについて述べることにする。

2 社会教育研究の枠組み－農民教育を中心に－

(1) 農民教育の基礎構造分析

1) 農業技術・生産力構造分析から地域生産力構造分析への展開

農民教育の基礎構造分析は，農民教育の主体である農民諸階層の労働と生活を主軸に行われなければならない。そのさい，農業技術・生産力構造の分析はさらにその基底にすえられるべき研究課題である。⁽⁸⁾

農業技術・生産力の構造とその発展段階を基本的に条づけるのは，労働手段体系である。農業生産における労働手段体系は，基本的には工業生産力に条件づけられつつ発展するが，この場合，とくに生産手段としての土地の技術的性格と構造に注目して考察することが重要である。いうまでもなく，農業生産において土地は主要な生産手段であるが，それと同時に，土地は林業，漁業をはじめ他の生産諸部門における生産手段として重要な位置を占める。したがって，土地は単に農業生産手段にとどまるものではなく他の生産諸部門にわたって多目的的に利用され，したがって，その利用をめぐる生産諸部門間，経営間の総合的調整が不可欠となる。さらに土地は単に生産手段にとどまるものでもなく，それ自体，住民諸階層の主要な生活条件（生活手段）である（この場合，地積としての土地のほかに水，大気などの自然緒資源を含めて考えることができる）。したがって，土地の利用は広く住民諸階層の生活にかかわる問題である。それと同時に，土地の利用にさいしては，それに付帯する施設の設置とそのための資本の投入が必要であって，このことは，社会資本をめぐる問題の一環として広く議論されている。

この場合，社会資本に関する素材視点と価値視点のそれぞれについてのより厳密な検討にもとづく規定とその統一の認識がまず前提であり，さらに社会資本投資と結合して存立する資本制商品生産部門（したがって生産手段としての投資）と地域住民の生活過程（したがって「生活手段」としての投資），社会資本投資にもとづく諸施設と結合する労働力の性格（この点は従来の社会資本論では解明されていない），社会資本（施設および労働力）の投資，利用，管理，所有にかかわる主体の位置と性格に関する議論，などをふまえて，そのうえで土地の技術的性格と構造を基礎にして，その投資，利用，管理，所有について分析されなければならない。

このような分析の視点は，土地を主要な生産手段とする農業生産においては決定的に重要であるが，それはひとり土地に限られるものではなく，個別農民経営の枠をこえて共同で設備され，共同で利用ないし管理される土地以外の生産手段（大型機械・施設）についても必要である。このことは，農業における個別的生産力が農民経営の枠をこえて部分的ながら地域的・集団的に形成・展開しつつあることとかかわっている。そして，このことが，農業技術・生産力構造分析からそれを含む地域生産力構造分析への展開にかかわって，その鍵概念をなすといえる。農業における個別的生産力が農民経営の枠をこえて地域的・集団的に発展する条件は，大別して技術・生産力的条件と経済的条件を内実とし，それらが相互に関連しつつ，現実の生産力構造を形成している。技術的条件は，主として土地の技術的性格（土地利用体系が個別経営

－とくに農民経営の場合－枠内では完結できないこと）と農業技術の発展段階（大型機械化・施設化段階）によって規定されている。また、その経済的条件は、このような技術的条件を基礎とする資本蓄積条件として現実化する。とくに経済的条件，とりわけ資本蓄積条件を軸にして，地域的・集団的生産力の形成・発展をめぐる，農民諸階層間の矛盾が激化する要因を内包することになるのである。

農業技術・生産力構造を分析するさいに，いまひとつ，労働力に視点を据えることが重要である。農業労働力が総労働力の社会的配置・編成の鍵の存在であることは，資本の原始的蓄積の開始以来こんにちにいたるまで一貫している。そして，農業労働力の存立を条件づけている要因は，技術革新と社会的分業の変化，産業構造の変化とそれを基底的に条件づけている経済・産業政策，とりわけ労働市場・労働力政策，また農業・農村にあっては，農業・技術生産力の発展とそれをひとつの基底条件とする農民層分解などである。

このような諸条件のもとで，直接に農業労働にかかわっては，農業生産，農民家族生活における農民的家族協業・分業の構造変化・家族協業の枠をこえた共同労働の形成・展開などがみられ，さらに労働市場，労働力政策を根幹とする労働力の社会的編成過程のもとで，農民家族労働力は農業外就業，兼業，離農などをともないつつその性格と構造を変化させつつある。この場合，とくに農業生産過程における家族協業の枠をこえた共同労働（協業・分業）の形成・展開は，農業における個別的生産力が農民経営を基底としてさらに地域的・集団的に形成・展開するいまひとつの内実である。さらにこのことが，農民の主体的性格を強く条件づけているのである。

農業技術・生産力構造からさらに地域生産力構造へと分析を展開するにさいしては，その分析対象も，直接的に農業生産に限ることなく，農林漁業生産力構造，農林水産加工業，運輸・貯蔵・保管部門，農林漁業生産財生産部門を含む農林漁業関連産業，市場・流通構造，協同組合などを広く射程に入れて体系的・構造におこなわれなければならない。それと同時に，生産力構造の科学的認識を基礎とする社会的生産力の民主的統制・編成という実践的課題が，前述した経済民主主義の具体化にかかわる課題として浮き彫りになるのである。さらに労働力の社会的配置・編成ならびにそれと関連する社会的（公共的）諸施設の配置は公務労働，地方自治体，住民自治とも深くかわっており，その意味では，のちに述べる社会教育労働・施設論に結びつく論点である。

2) 生活過程分析の基本視角－生活労働の視点からの接近－

生活過程の分析は社会教育の基礎構造分析にとって不可欠であるが，その方法や視角が確立しているわけではない。生活構造論は主として社会学の領域ですすめられているが，われわれのめざす社会教育の基礎構造分析の方法論としては十全とはいえないので，独自の検討が必要である。

その際，経済学からの接近がとくに重要であるが，このことはほとんど未開拓の状況にひとしく，最近，ようやく生活様式論として議論されはじめていくにすぎない⁽⁹⁾。生活様式論が生活過程分析に一定の有効性を発揮することは確かであり，それ自体として展開されなければならない研究課題であるが，しかし，この論議に尽きるわけではなく，この生活様式論をより広い視点に立って発展させると同時に，この議論に限らないより広い生活過程分析の枠組みを設定することが必要である。

生活過程分析の枠組みを設定するにあたってもっとも重視しなければならないのは、資本主義の生産構造および資本蓄積構造との関連についてである。そのいずれについても、従来まったく触れられなかったわけではないが、生活過程との内的関連についてまでは議論が及んでいなかったといえる。

労働者の生活過程は、経済学的には、労働力の再生産の過程として把握されてきたが、その内実については、それが同時に生活財商品の消費過程である、という以上にたちいった考察はほとんどなされなかったといえる。とくに、労働者と生活過程を資本の再生産・蓄積構造との内的関連構造を分析するさいに、これを労働力の再生産構造として把握する視点に加えて、生活労働（および生活活動）を商品生産労働ならびにその社会的生産力との関連において考察することが重要である。それは、生活過程分析の鍵（キー）概念の一つということができる。

生活労働については、いわゆる生活様式論においてもある程度論及されてきたが、とくに、生産労働ならびに生産構造との関連についてはほとんど未解明であった。労働者の生活労働は、基本的に資本主義の再生産・蓄積構造に規定されつつ、一面において、それ自体、たえず私的労働から資本主義下の社会的労働＝賃労働に転化しつつ、しかもなお、他方では私的労働として、さらにそれを基底として形成される共同労働として、資本主義的賃労働とは異なる独自の性格と構造を保っている。

まず、生活労働が資本主義の再生産・蓄積構造に規定されているという点については、(1)生活手段は、資本制商品生産のもとで生産され、それ自体、資本主義的富の素材的内実であり、その量と質、その獲得方法、生活労働との結合様式は、基本的には資本主義的生産様式とそのもとにおける労働の社会的生産力によって条件づけられていること、(2)したがって、さらに、その量と質は、基本的には、一定の搾取率のもとにおける賃金の総量＝可変資本量によって条件づけられていること、(3)私的労働としての生活労働の絶え間ない社会的労働への転化（これは生活の社会化の重要な内実のひとつ）の過程で、生活関連労働部門における賃労働が、生活過程における生活労働（および生活活動）を強く条件づけること、などを基本的にふまえておくことが必要である。

さらに、上記のことを基底におきつつ、生活労働（および生活活動－このこと自体については当面立ち入らないが－）の独自性に着目するならば、次の諸点が重要である。(1)労働者の生活過程は、生命の再生産とそのための生産・生活労働を基礎としつつ、教育、文化などにおよぶ広範な人間の諸活動を基底としており、その内実には、家族を基礎単位としつつ、地域、諸集団・組織・機関を含む社会的関係のもとで、歴史的に形成・展開する。(2)したがって、これを労働力の再生産過程としてみても、それは商品市場を媒体として資本の再生産構造と結合している、という点で資本の直接的生産過程とは異なる。

資本制商品生産の場合、労働の生産力は、資本の生産力として現象するのであるが、生活過程における生活労働はそうではない。したがって、生活労働においては、かならずしも労働生産力の発展が（相対的）資本制生産における剰余価値生産の場合のように一義的に追及されるわけではない。むしろ、労働生産力の発展を一義的に追及すること（手間を省くこと）は、生活労働の在り方に反することもありうる（たとえば、育児・教育労働）。(3)労働者にとって、賃金（貨幣）の裏づけなしには生活手段を獲得できないというこは、生活の内実を主体的に編成するうえでは、自由の喪失であり、その著しい制限であるが、しかもなお、他方では、資

本の文明化作用のもとで、生活の内実を豊富なものとする可能性をたえず作り出している。つまり、労働の社会的生産力の発展は、資本にとっての剰余価値生産の手段であり、労働者段階に対して一層の貧困化を強いるのであるが、それと同時に、それは労働者にとって、自らの生活の内実を高める物質的（素材的）条件である。この点では、まさに労働者の生活主体としての力量が問われることになる。

小論では、さきに貧困化の枠組みにふれ、その内実として「可能的な一般生活諸条件の水準＝社会的生活力水準と現実の生活諸条件の水準との格差」と規定し、その階層的・地域的累積の構造についてのべたが、この理論的枠組みとの関連において、生活労働の展開にあらためて着目しておかなければならない。それは共同生活労働の形成・展開にかかっている。共同生活労働（その典型は生活協同組合において形成される）は、私的労働としての生活労働の共同労働化の過程であり、社会的労働への部分的な転化である。それは、それ自体、重層的構造（たとえば生協に関していえば、生協専門労働、生活共同労働、個別的生活労働からなる）を形成しつつ、一方では、生活労働としての独自性を保ちながら、他方では、労働市場を媒介として資本主義的賃労働としての性格を合わせ持つことになる。

そのような矛盾をはらみつつも、共同生活労働の形成・展開を基礎として、個々の労働者の個別的生活過程が相互に社会的関連を持ち、生活の内実の主体的編成を部分的ながら実現する可能性が存在し、げんに実践の実例も少なからず見られるようになっているのである。このことは、さらに発展すれば、共同生手段（その多くは社会資本の投資による）の労働者（住民）による自主的・民主的管理（したがってそれを管理する共同生活管理労働もふくめて）の可能性にも結びつき、公務労働や住民自治とも関連する課題である。

(2) 農民主体形成分析の視点と枠組み

農民の主体形成について分析する際には、農民の階級・階層的性格がその基礎に据えられなければならないが、それは、たえず農民の歴史的な性格をふまえて労働者階級の形成・発展との関連をにおいて論じられるべき課題である。その際、農民層分解とそれを基礎とする労農同盟論が古典的課題として引き継がれてきたのであった。それは、なお現段階においても基本的に有効な枠組みであることは否定できないが、それだけでは不十分であることも明らかである。現代の階級闘争の課題としての統一戦線の問題が重要な位置を占め、それを基礎とする農業変革、社会・政治変革が理論的・実践的課題となっており、この過程を経ることなしに真の農民の解放もありえないからである。その意味で、農業の主体形成は、究極的には変革主体形成を目指すことになるが、それにいたる道筋が農民主体形成として明らかにされなければならない。

このような基本的認識のもとに、すでに小論に先立つ論稿において、農民主体形成について、労働主体、経営主体、統治主体、変革主体、⁽¹⁰⁾そして生活主体（この点について当初は生活主体を、労働と生活を含めて広義に理解していたが、のちに、それと合わせて、生活過程に限った狭義の生活主体を設定した）としての、それぞれの独自の生活と相互の関連、さらにそれを基礎とする学習課題について提起した。⁽¹¹⁾その基本的枠組みは、いままも妥当と考えているが、とくに相互の関連を基底とする主体形成の展開構造について補強しておきたい。

1) 労働主体の形成

農民の主体形成について考察するにあたって、その基礎にすえられなければならないのは、労働主体としての性格である。労働主体としての農民の性格は農業労働を基軸にして形成され

るが、経営と生活が一体となっている農民経営においては、家事・育児労働をはじめとしていわゆる生活にかかわる労働（これを生活労働ということもできる）も農業生産労働と密接に関連しており、相互規定的である。このことを射程にいれながら、あらためて農民の農業生産労働に重点をおいて、労働主体としての農民の主体的性格の展開構造について以下では概括的にのべる。

(1) 人力・畜力農機具（＝道具）の農業技術段階における農民の技能は、長年に亘る経験とその継承によって蓄積されたものであり、それは社会的に解放されることが殆どなく、概して個別的・閉鎖的である。篤農的技能がその典型であるが、それは、個別的・経験的技能を基礎とする、いわば社会化がなされない個別的・閉鎖的熟練労働と結合している。したがって、その技能の伝承は、農民家族内における家族的協業を基礎としており、その範囲は村落共同体の枠を越えることは困難である。さらに家族内・共同体内における分業は、その成員間において概して固定的（たとえば重筋労働と手作業の分業）である。

(2) やがて機械化段階に達すると、(1)で述べた性格を残しつつも、さらに次のような変化を生ずる。この段階における農業労働は分業・協業の発展を基軸にして急速に社会化をとげる。機械化に伴う農業労働は、家族内協業における固定的分業のかわりに機械体系のもとにおける等質的労働を新たに生み出し、それまでの固定的な分業（たとえば重筋労働とそれ以外の労働の区別）を打ち壊す。それとと同時に、農業労働の社会化もまた個別的農民経営の枠をこえて地域的・集団的に進行する。

さらに、このような農業労働の社会化に伴う技能もまた、個別的・閉鎖的熟練労働から、社会的・等質労働にふさわしい熟練を裏打ちするものとして形成される。したがって、その技能習得の方法も、従来の個別的・経済的習得から集団的・科学的習得へと変わる。この過程では、個別的学習にかわって組織的・体系的な教育・学習が重きをなすことになる。近年、農業においても、社会的に公認された免許・資格の取得にたいする要求がしだいに高まってきているが、これは農業労働の社会化を示す一つの証左といえよう。農民教育と公的職業訓練、職業教育との接点の一つもこの点にもとめられよう。

(3) 農業機械化に伴う協業・分業の展開、それを基礎とする労働生産力の発展は、農業生産過程における労働編成の自由度を拡大し、その多面的編成の可能性をつくりだす。そして、このことは、第一に、(2)で述べた農民の技能形成の多面的展開の条件をなすと同時に、第二には、労働編成のための総合的・系統的能力を必要とするようになる。さらに、第三には、農業生産過程において、個別的農民経営の枠をこえて労働過程が組織されるなかで、共同労働の位置と役割が増大する。この過程で、労働過程、労働組織全体を統御する指揮・監督労働が一層重要となる。それは、家族協業における「家長」の統括とは質的に異なる労働である。

(4) このような技術・技能を基礎とする農業生産力は、あくまでも農民経営を基礎として個別的転換をとげるのであるが、決してその範囲にとどまるものではなく農民経営の枠をこえて地域的・集団的に発展する。ここでは、機械・施設の利用、労働編成などをめぐってその個別的利用・編成と共同利用・編成との調整・統御が新たな実践課題となる。農民生産力の民主的編成・統御が新たな課題となるのである。そして、この方向は、農業「近代化」政策のもとで推進されている農業の地域的「再編」とは真っ正面から対立する。

(5) さらに、農業生産力の民主的編成は、農民家族の生活過程と直接にかかわっている。こ

の点は、労働生産力＝資本の生産力、という資本制生産の本質を農民経営に単に一義的にあてはめるだけでは解明し尽くせない問題である。農民生活の充実・向上の立場から農業生産力をいかに編成するか、ということが、農業生産力の民主的編成の重要な課題となるのである。このことは、たとえば、農業労働編成にあたって、農業生産労働と生活労働をいかに調和させるか、という問題の中に示される。

また、生活にかかわっては、農民以外の地域住民の要求との調整も重要な課題である。たとえば、土地は農業生産における主要な生産手段であるが、それは同時に農業以外の産業においても生産手段として用られ、さらに地域住民の（共同）生活手段でもある。したがって、その利用については、住民諸階層の合意が必要である。このことは、のちに述べる統治主体とも深くかかわる課題である。

以上、労働主体として農民の性格と学習課題について、これを農業技術・生産力の発展と関連づけながら述べたのであるが、農業生産が農民経営を主軸にしているかぎり、農民は労働主体であると同時に経営主体である。このことは小商品生産者としての農民の独自の性格（とくに労働者との比較において）を示しているが、その内実は農業・農民を取りまく歴史的諸条件、とりわけ資本主義の発展段階によって規定されている。

2) 経営主体の形成

農民経営（農民的生産様式）の基本的特徴は、次の2点に集約される。その第一は、農業生産が、家族労働の基軸とし自ら所有する生産手段との結合によって行われること、第二に、農業生産が農民家族生活＝家族労働力の再生産結合としてしていること、である。いいかえれば、農業生産は農民家族生活と切り離してはなりたえず、その統合されたものとして農民経営が成立している。農民の経営主体としての性格もこのことと密接にかかわっている。

(1) 経営主体としての農民は、自己の所有する生産手段と家族労働力を結合し編成して農業生産力を発達させることをめざす。農業生産力の発達が、農民経営の収益（その目標が農業所得であれ、あるいは純収益であれ）を増大させる基本的な条件だからである。しかし、そのさい、すくなくとも次の諸点に留意することが求められる。(1)労働生産力の発展と地力再生産（「土地生産力」の増大）との両立、(2)労働生産力の発展と家族労働力の保全（労働過重、健康破壊、労働災害などの対策）の両立、(3)土地をめぐる利用、管理、所有の相互調整（地代、地価も含めて）、(4)家族労働力の農業内就業と農外就業との調整、これらのことについてその経営的力量が問われることになる。

(2) つぎに経営主体としての農民に求められる力量は、農民経営における資本（資金）、資の所有・管理に関連している。いわば、生産力＝素材視点に対する価値視点にかかわる課題である。とくに農業技術・生産力が機械化段階に到達すると、農業投下「資本」のなかに占める固定資本の比率が高くなり、資産の長期に亘る価値移転（＝減価償却）を含めたフローとストックの両側面に亘る会計的把握が、自己の経営の科学的認識にとって不可欠となる。具体的には、記帳が経営管理のなかでますます重要となる。

農業経営の記帳が社会的に共通した方式によってなされる場合には、それを媒介として個別経営相互の比較分析が可能となり、経営の実態の正確な分析にとって有効な手段となる。（北海道の農協が採用している組合員勘定方式は、その意味で、一種の社会勘定である。）

(3) 自ら所有する生産手段を用い家族労働力を根幹とする農民経営にあっては、農民は、労

働者、資本家、土地所有者としての三つの性格を併せ持っている。したがって、主として自己の経営内で生産される価値の実現、分配にさいしては、労賃、「利潤」、地代をめぐって、経営内、他の農家階層、他の生産部門・企業・業態との間に矛盾をはらみ、それらに対応する経営能力を必要とする。労賃が直ちに家族労働力の再生産費＝生活費であると同時に経営費であることに伴う矛盾、個別農民経営にあっては費用であるにもかかわらず社会的には非費用として現象する地価との間の矛盾、資本制生産を前提とする利子負担、などはそのなかで解決すべき具体的な問題である。さらに、独占資本主義のもとにおける農民は、これらのことに加えて独占資本の経済的支配のもとにおかれているため価値の生産、配分においても独占価格体系のもとで強い規制を受け、独占資本との間に対抗関係にたつことになる。

(4) 農業生産力の地域的・集団的發展に対応して、経営管理においてもまた、地域的・集団的に措置すべき課題が新たに発生する。共同経営を全面的ないし部分的におこなっている場合はもちろんのこと、農業機械・施設の共同利用についても、共同経営・管理にかかわる問題が共同利用組合や農協において具体的に生ずる。また、農業の共同化をめぐって、国の農業政策との間に厳しい対抗的關係が存在しており、それとの対決をたえず迫られるなかで、個別農民経営相互の矛盾・対立（とくに階層間）を集団・組織内でいかに民主的に解決するかということが主要な課題となる。

(5) 商品生産を主目的とする農民経営にあっては、市場対応は、経営管理にかかわる極めて重要な課題である。農民経営を取り巻く市場関係は広範な領域にわたるが、その主要な市場領域は、農産物市場、農業購買品市場、金融市場、労働力市場、土地市場などである。これらの市場関係、市場構造は、いずれも独占資本の支配のもとにあり、農民の市場対応もまた、このことによって強く制約される。

このような条件のもとにおける農民の市場対応は、単に個別的対応にとどまらず、集団的・組織的対応へと発展する。農民の市場対応を小商品生産者として認識するかぎりにおいては、その主要な対応は市場への個別的対応の域を出ないのであるが、資本主義の現段階をふまえた農民的商品生産としてとらえるならば、集団的・組織的市場対応は必須である。経済的には、独占資本主義段階における小生産者協同組合の存立の必然性として認識することが重要である。いいかえるならば、農民の市場対応が、単に個別的対応にとどまらず、集団的・組織的対応へと発展するのは、独占資本主義に規定された農民的商品生産の現段階的性格を示している。

さらに重要なことは、農民の集団的・組織的市場対応が、農産物の共同販売、生産資材・生活物資の共同購入、相互金融、共済・保険など、主として流通過程において具体化するとしても、その存立・展開の基底的条件は農業生産構造、農民的商品生産の直接的生産過程のなかに存在するという点である。農産物商品化構造論としての主産地形成論、すなわち、農民的商品化構造＝主産地形成＝協同組合（販売組合）という基本枠も、農民の市場対応を農業生産過程をふまえて解明したという点で先駆的意義を有したといえるのであるが、さらにこれを地域的・集団的生産力の発展を基礎とする地域農業の発展過程として分析することが重要である。^(1,2)^(1,3)

このような農民の市場対応にかかわる経営主体の形態は、農産物市場への個別的対応とともに、集・出荷組合、共同販売組合、協同組合とのあいだに取引契約を結ぶと同時に、これらの組織・組合の運営にかかわることになる。また、農業における分業・協業が個別経営の枠をこえて、これらの協同組織におよび、共同労働として形成・展開すると同時に、共同的経営管理

労働が重きをなすにいたる。また、このような農民の共同労働の展開過程で、やがて専門労働、専門労働者が自立化する。経営主体の形成が、後に述べる統治主体の形成に連動することは、もはや明確であろう。また、資本主義の現段階＝国家独占資本主義のもとにおける農民の市場対応は、独占資本主義的市場編成によって強く規制されると同時に、農業政策、とりわけ市場・流通政策によって条件づけられている。したがって、この点においても統治主体、変革主体と深くかかわっている。

3) 生活主体の形成

生命の再生産としての生活過程は、一人ひとりの住民の、生活を通しての主体形成の過程を含むが、そのなかにあってもとくに健康は、人間的な暮らしの基本的条件の一つである。健康は生活の基礎条件であり、それはみずからの健康に対する科学的な認識を基礎としており、健康に関する学習が重要な意義を有する。それと同時に、健康なくらしをすることは、国民の基本的な権利（生活権）であるが、それを実現するためには、生活環境の整備、保険・医療・福祉施設などの社会的・公共的な充足を必要とするのであるが、現に生活の権利を侵害する政策や企業活動が横行し生活諸条件をめぐる階級間の対抗的構造が存在するなかでは、その実現にむけての国民の不断の活動を必須とするのである。

このように健康問題は、人間的な生活を主体的に築き上げるうえでもっとも基本的でしかも切実な要求である。そして、その要求にもとづく健康なくらしは、集団的、社会的実践として実現するのであり、その過程で、健康問題に関する学習が重きをなす。このような意味においても健康問題は、生活主体の形成における中心的実践課題であるということかできると同時に、健康問題じたいが広く労働や生活とかわかりを持っており、健康問題を契機とする生活問題の総括的な分析が不可欠である。

ここでは、生活主体の形成について、すでに述べた論稿を補足することを主眼としつつ、農民経営の特徴（農民的商品生産と農業家族生活の統一体としてのの）をふまえて、先に述べた経営主体の形成との関連づけを重視しながら、幾つかの論点についてふれておきたい。

(1) 云うまでもなく農業労働は商品生産労働として社会的分業のなかに繰り込まれている。しかし、資本制生産の工場内分業と異なり、資本に形式的にも実質的にも包摂された労働ではないので、生活と調和のとれた農業労働の編成を可能とする条件がないわけではない。労働生産力＝資本の生産力としてではなく、農民的生産力として実現する可能性が存在するのである。

(2) この点を労働編成の視点からみるならば、農民は、農民生産労働と生活に関連する労働との統一的編成が可能である。いいかえれば、農業労働時間とそれ以外の生活時間（自由時間も含めて）とを農民が主体的に編成することが可能である。そのさい、生活時間、とりわけ自由時間を拡大する条件は、農業生産における労働生産力の発展である。農業機械化はその主要な物質的基礎をなす。しかし、現実には、労働生産力の発展が生活の充実、自由時間の拡大に直結するとはかぎらない。げんに、近年における農業生産力の発展は、一面ではの農民の重筋労働、苦汗労働を軽減し農業労働時間を減少させたが、反面、農業労働の強度を高め、労働災害を増大させるとともに、規模拡大の急速な経営にあっては、かえって総農業労働時間を増大させ、また、兼業農家では、多くの場合、農外就業の増加によって総労働時間が増大している。

(3) 農民経営における労働編成（単に農業生産労働だけではなく、生活にかかわる労働もふくめて）は家族協業を基軸としておこなわれるが、その家族協業は農民家族の家族関係の在り

方によって強く条件づけられている。家父長制の強い家族関係のもとでは、家族協業にも家長の強い（前近代的）統制が貫き、民主的家族関係のもとでは家族成員の平等な協業・分業が成立する。家族関係の内実、個々の成員の生活主体としての相互の関係によって形成される。

(4) 生活過程を科学的（ここではとくに経済学的）に解明するさいに、二つの側面から接近することが重要である。その一つは、生活内容の組み立て、編成にかかわる問題である。生活様式論として議論されていることも同じ問題であるといえよう。いわば、生活過程の素材的視点にたった分析である。その内実、広く教育、文化・芸術活動の領域にも及ぶので経済の論理で一律に律することはできないが、その根幹は、やはり生活手段（このこと自体十分な検討を要する概念であるが）の体系によって条件づけられている、といえよう。そのさい、すくなくとも次のことに留意する必要がある。(i) 生活手段体系を基本的に条件づけているのは、それぞれの国のそれぞれの時期における労働の社会的生産力の水準である。(ii) 労働の社会的生産力の発展は、生活手段体系の豊富化の物質的基礎をなす。(iii) 労働の社会化のもとで、いわゆる生活の社会化も進み、その一環として、生活手段体系のなかにおける共同生活手段の占める位置が次第に高くなる。(iv) 生活にかかわる労働は、生活手段体系によって強く条件づけられており、社会的共同生活手段の拡大にともない、生活にかかわる労働における共同労働の領域とその相対的位置が高まる。したがって、生活にかかわる個別的労働ならびに共同労働の配分・編成にあたっての住民相互の合意と調整が必要となる。(v) 生活手段体系と生活にかかわる労働の編成を基底とする生活様式は、これを生活の社会化と関連づけて考えるならば、住民個々の個別的生活過程を基本としつつも、さらに社会的（共同的）に創造・編成される可能性を有する。

(5) さらにこれを敷衍すれば、生活様式の物質的規定条件は、労働の社会的生産力であるが、これを生活様式の一義的規定条件としてではなく、逆に住民による生活様式の主体的編成の物質的条件として位置づけることが重要であって、このような視点に立つならば、社会的生産力を住民の立場に立って民主的に規制する可能性を持つ、とみることもできる。とくに生活の共同的条件＝社会的共同生活手段に着目するならば、それは住民の個別的生活過程の範囲を越えて地域的・集团的に形成・展開するものであり、その設置、管理、運営などは住民の合意と共同参加、共同労働を基礎としている。その意味で、生活の共同的条件の形成・拡大は、ひろく住民自治、地域民主主義とかかわっている。

とくに農民経営の場合には、農民が主体となって、農業生産力の内実を農家族生活の充実・発展の物質的条件として自主的に編成することも可能である。たとえば、農業労働の編成にさいして農民の健康について配慮すること、水資源の利用における生活用水と産業（農業）用水との調整、土地利用をめぐる住民相互の調整を行うこと、などにその事例をみることができ。その意味では、これらは後に述べる統治主体の形成と深くかかわる課題である。

さらに、これらのことは経済計算（価値）とも深くかかっている。社会的共同生活手段の設置・運営は、住民の生活費の中に租税・公課諸負担、公共料金などの形態（これを社会的強制費という場合もある）ではいってくる。したがって、住民は単に個別的な家計管理主体に止どまることはできない。その出費をめぐって自らの家計と社会会計としてのと性格を有する社会的共同生活手段の会計とのかかわりを持つことになる。これは、一面では労働の社会的生産力の民主的統制とも関連しており、社会会計に関する経済的計算（主として財政問題として）を

媒介として、地域統治に加わることを意味するといえよう。とくに農民経営の場合には、単に生活問題に限らず自らの経営における生産力の農民的形成・発展とも結びついた課題として存在する。

4) 統治主体の形成

統治主体の形成をその基底において条件づけているのは、第一に、資本制生産のもとにおける労働の社会化、生産の社会化、さらにそれらを基礎とする生活の社会化である。(イ) 協業・分業の発展とその過程における共同労働並びに労働組織の展開のなかで、労働者がみずからの労働を通して主体的にどのようにかかわるか（とくに指揮・監督労働とのかかわりを要をなす）。(ロ) とくに生活の社会化にかかわっては、社会的共同生活手段の設置、利用、管理・運営、費用負担などの問題を、住民相互の合意と協同のもとにいかに解決し、共同活動として推進するか。これらのことが、統治主体の形成にかかわる具体的な課題となる。これらが、さきにも述べた労働主体、生活主体、経営主体の形成と深くかかわっているということはいうまでもない。これは、基本的（理論的）には、労働と所有に関する問題である（共有、協同組合的所有、自治体有、国有、などが関連する）。第二に、労働の社会化、生産の社会化、さらにそれを基礎とする生活の社会化の進行するもとは、労働の社会的生産力の民主的統制は、それ自体すぐれて経済的問題であると同時に統治にかかわる問題である。それは、たとえば生産・生活用資源としての水の共同利用・管理、さまざまな公害発生の防止、生活環境整備、などの具体的課題を挙げるだけでもあきらかである。同時に、それは、単に生産力問題に限られるものでないことも確かである。生産過程や生活過程における共同労働の形成・展開のもとで、一面では、（独占）資本の強い支配と規制を受けながらも、共同労働を基礎とする独自の共同組織の形成・発展がみられ、それに住民がその成員として位置づくなかで、独自の運営問題＝（さしあたり経済的）統治が発生し、統治主体としての力量が問われる。これが統治主体にかかわる第三の条件である。

例えば、協同組合は、このような共同組織の歴史的形態としては一つの典型である。資本主義のもとにおける協同組合は、協同組合民主主義という独自の民主主義的原則にもとづいて運営されており、成員の統治能力がそこでは求められているのであるが、その内実は、大枠においてブルジョア民主主義の域を出ないとはいえ、そして、協同組合の内部においても絶えず資本の支配が貫き、それ自体が営利的に走り勝ちになるとはいえ、ある程度の民主主義的改良をなしうる可能性を持っていることも否定できない。協同組合にみられる統治は、いわば経済的統治であり、主として経済的民主主義の問題であり、それは単に協同組合の形態にとどまらず多様な形態と多彩な住民活動として展開するのであるが、無論、その内実はこのような経済的統治に止どまるものではない。

統治主体にかかわる第四の条件は、政治的統治＝政治的民主主義と関連している。地方自治体と住民との関係が、その一つの典型である。（この政治的統治＝政治的民主主義が先に述べた経済的統治＝経済的民主主義と内的に関連していることは、住民が、同一の生活問題について、協同組合と地方自治体の双方にかかわることが多いことから明らかである）。地方自治体は、一方で国勢の委任・代行を強いられつつも、その存立の基礎は住民自治においており住民の統治による地域共同組織・事務機関である。さらに、それは、地域にその存立の基礎を持つさまざまな住民共同組織と密接な関連をもって機能している。しかし、それはあくまでも階

級間の対抗関係によって条件づけられており、地域民主主義と住民自治を基礎とする生活条件（生産力構造を含む広義）の民主的改良も、対抗的構造の変化なしには前進できない。統治の課題は、必然的に変革の課題に結びつくのである。

5) 変革主体の形成

変革主体の形成の基本的課題は、一国の政治・経済体制の民主主義的変革とそれを担う階級主体の形成にあるが、このことは、それにいたる歴史的過程における民主主義的改良を排除するものではない。その意味で先にのべた統治主体の形成と密接に関連するのであるが、それがまさに変革主体の形成であることから、労働者・農漁民・勤労諸階層の階級的自覚とそれを基礎とする諸闘争・運動の前進、さらに個々の実践を基礎とする階級的連帯の強化が、中心的実践課題であることはいうまでもない。

とくに小生産者である農民諸階層の場合には、プチ・ブルジョアジーとしての自己の階級的性格を認識し、階級的自覚を高めることが変革主体としての農民の中心的課題である。そして、このことが、歴史的には先進的位置に立ち、いまや最大の階級に成長しつつある労働者階級との同盟・連帯なしには成し遂げられないことも明らかである。それと同時に、国民的課題としての食糧問題、環境問題、生活問題などに示されるように、農民諸階層の側から積極的に提起し実践の先頭に立つことのできる課題も少なくない。

また、階級的連帯にさいしては、それぞれの階級を基礎にして、その中軸に位置する組織がその要の役割を果たす。労働者階級における労働組合（運動）、農民運動における農民組合（運動）・農民組織などが中枢の位置にあると同時に、革新政党の指導的役割も大きい。また、現段階における一国の政治的・経済的変革は、国際的関連が極めて大きく、反核・平和を目指す世界的な連帯も含めて、幅広い統一戦線（運動・闘争）によって実現できるといえよう。

以上、農民の主体形成について、本稿に先だつ論稿を補足するために、労働主体、経営主体、生活主体、統治主体、変革主体について、その相互の関連を重視しながら述べてきたが、これらは、主体形成の一側面であると同時に、その相互の累乗的関連（諸個人の組織的・社会的関連も含めて）が重要であり、主体形成は、これらを視野にいれて総合的・統合的に考察されなければならない。

(3) 社会教育（農民教育）の展開構造

先に述べた農民教育の基礎構造、農民主体形成の分析の枠組みを基礎に、社会教育（農民教育）の展開構造についての分析の枠組みをどのように組み立てるか、ということが次の課題であるが、それは、①学習過程論、②（社会）教育労働・労働者論、③社会教育施設論、④（社会）教育制度・政策論、⑤（社会）教育実践（運動・組織）論の展開をふまえて、さらにそれらが全体として統括されて地域（社会）教育計画化を志向する、というのが小論における基本的な分析の視座である。⁽¹⁵⁾その分析における方法の展開過程については機会を改めて述べることとして、ここでは留意すべき論点を中心にして概括的にふれるにとどめる。

1) 学習過程論－学習の展開構造－

従来の社会教育研究における一つの反省点は、とかく学習方法、学習運動論に傾き、学習内容に関する分析が不十分であったことのなかに存在する。それは単に分析の重点の置き方の違いに解消できる問題ではない。小論の分析視座に立っていえば、それは教育・学習の基礎構造にもとづく学習主体の分析を欠いた必然の結果であるといえる。「何を学習するか」というこ

とは、学習主体の階級的性格と、その労働と生活の実態を踏まえた主体形成の過程ではじめて現実化するものであって、他律的に決められるものではない。しかし、半面において、学習内容が学習者の労働と生活、それを取り巻く経済的、社会的、さらに政治的關係によって一義的定立するものでないことも確かである。学習課題をいかに設定し、その内容をいかに編成するか、ということは、学習者が主体的に判断し実践すべきことであるが、それは同時にすぐれて教育的課題である。学習内容の有効で科学的な編成は、的確な学習方法によってはじめて可能となる。それ自体独自の教育活動であり、学習内容編成、学習方法に関する独自の研究が必要である。

その道筋は、前述の論点をふまえて、社会教育（農民教育）の基礎構造分析→（農民）主体形成論→学習過程論（＝学習課題→学習内容→学習方法→学習活動・実践）という過程をたどることが考えられる。さらに、この場合、学校教育における実践と研究の蓄積に学ぶ点が多いことはいうまでもないが、その実践や研究の成果をただちに社会教育（農民教育）に援用できないことも確かである。学習主体の性格とその相互関係を抜きにして、学習過程の枠内で学習活動の法則性を定立すること（実践的には、たとえばカリキュラムの作成）は、決して容易ではなく、周到な検証を不可欠とするといえよう。それと同時に、生涯教育をめぐる対抗的構造のもとで社会教育の存立が根底から問われている現局面において、社会教育がその実践と研究の蓄積においても、またその展開構造においても、学校教育とのあいだにすくなくならぬ違いがあるとはいえ、生涯教育の統一視点に立った研究が必須であり、学習過程の分析かその要となっていることは確かである。

2) 社会教育労働・労働者論－その形成・展開の重層構造－

従来、この主題に関連する研究は、主に社会教育職員論として議論されてきた。その批判的検討のうえに立って設定したのが社会教育労働・労働者論である。このことについては別の論稿で述べているので、⁽¹⁰⁾ここではさらに展開すべき論点を中心に概括的に述べるにとどめる。

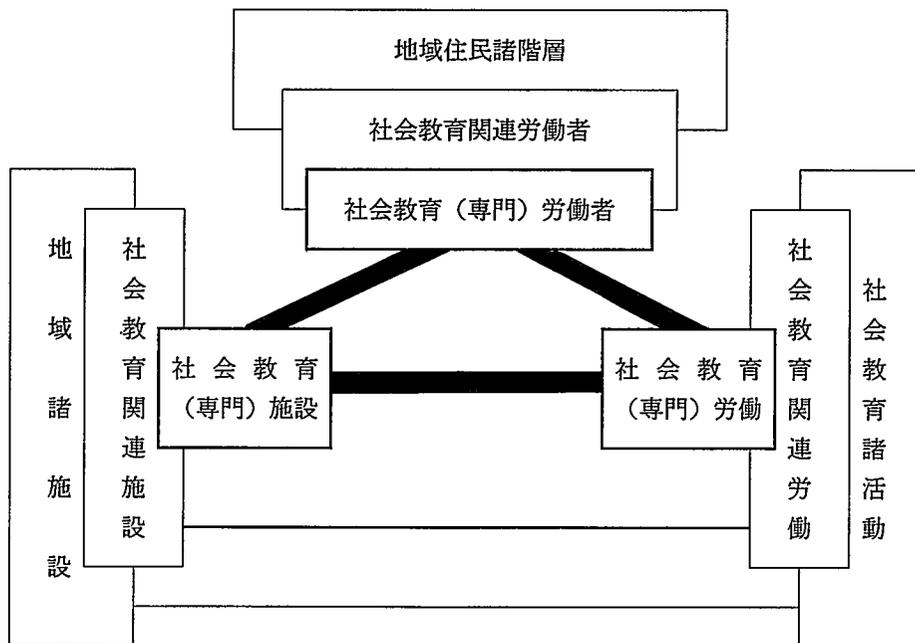
従来の職員論（それと別個に社会教育労働者論も一部にはあるが）に対する批判点は、大別して、次の二点に集約される。その一つは、職員論が主として社会教育主事、公民館主事などの社会教育専門職員の範囲に限られ、広く社会教育にかかわっている労働者が、事実上、考察の対象外に置かれていたことについてである。このため社会教育活動自体のとらえ方が狭くなり、住民諸階層の労働と生活との関連や、幅広く多彩に繰りひろげられている民間の社会教育活動を視野にとらえることができなかつた、とみることができる。いま一つは、社会教育労働を広く教育労働の中に位置づけ、その区別と関連を解明することがほとんどなかつたことである。この二点は、いずれもその議論の焦点が社会教育の職務、労働の固有性の解明にしばられたことに起因している、と見ることができる。さらにいえば、社会教育の基礎構造分析を欠いた立論の弱点の一つが社会教育労働の分析にもあらわれているといえよう。

われわれが提示する社会教育労働・労働者論は、その批判・検討のうえに立って組み立てられている。ここで据えられている基本的視点は、社会教育労働、ひいては教育労働の性格を、広く、社会的分業の一環として位置づけ、その歴史的展開過程と現段階的構造のなかで、その内実を明らかにする、とういうことに置いている。産業構造、就業構造が大きく変貌するなかで職場内分業、社会的分業が著しい変化をとげるなかで、教育労働、教育労働者の位置と役割も変化しつつある。その構造と関連を見極めながら、社会教育労働の内実を解明すること

が必要となっているのである。

すでに別の論稿において試論として提示した社会教育労働の重層構造も、このような分析視点を基礎としている。その骨子を概念図として示すならば、図1-2のようであるが、この図からも明らかなように、社会教育労働者、社会教育施設の3者が相互に密接に関連していることは確かであるが、しかし社会教育労働、社会教育労働者、社会教育施設のそれぞれの重層構造を基礎に考えるならば、3者の関連もまた相互に入り組んでいるのである。

図1-2 社会教育労働・労働者・施設の重層構造



社教育労働の内実は、社会教育（専門）労働＝社会教育（専門）労働者＝社会教育（専門）施設、という3者の対応関係を基軸にしつつも、さらに広く社会教育関連労働も含めて総合的に分析する必要がある。また、この重層構造は、社会教育労働の歴史的・展開過程ともほぼ対応しているとみることができるのであって、住民諸階層（学習主体）の労働・生活活動→社会教育関連労働→社会教育専門労働、をその大筋として設定することができよう。

また、賃金労働者としての教育労働者に関連して次の諸点も重要である。その一つは公務労働と教育労働との関連についてである。公教育を担う教育労働者のかなりの部分が、現実に地方・国家公務員であること、また、公務員のかなりの部分が教育労働者であることからみても、公務労働としての教育労働の分析はきわめて重要である。さらに私立学校、民間教育施設の労働者の労働も公教育を担うかぎりでは公務労働としての一面を持っているのであって、公務労働の担い手＝公務労働者、と一義的に規定することは、正確性を欠く。公教育は教育活動の中では不可欠であると同時に、その位置と役割が民間教育活動の発展と相俟ってますます高まる、というのが、小論における基本的認識であって、この視点に立つならば、教育労働の公務労働としての性格は、単にその雇用形態（雇い主が地方自治体ないし国であるという）によって規定されているのではなく、教育労働の本質に照らしてみても、公教育を基礎とする公務労働とし

での性格を必須とする、と理解することができる。

このような視点に立つならば、教育労働者に対するいわゆる「機械的労働者論」は、批判を免れることができない。教育労働者もまた賃金労働者であるということから、一義的に、教育労働を国家の教育政策の実行者と規定し、教育労働（者）の専門性を否定する議論は、公教育とそれを担う教育労働者の社会的役割を認めない立場であり、われわれの見解と異なる。それと同時に、教育労働の内実をその賃労働としての性格とともに統一的に解明することが重要であり、教育労働の専門性を明らかにすることがこの問題を解く重要な鍵となるといえよう。そのさい、すでに述べた分業論の視点とそれをふまえた実態分析がきわめて重要であるが、教育労働者の現実の職務を規定し条件づけている教育施設・機関の構造と性格、その制度的位置づけ、などを抜きにして論ずることはできない。その意味で教育労働・労働者論は教育施設論と不可分である。

また、社会教育労働・労働者論をその範囲にとどめることなく学校教育との関連において広く分析することは議論の発展にとって欠かせないことであり、このことは、従来の学校教育中心の教育労働論を発展させることにも少なからず貢献できるものとなるう。

3) 社会教育施設論－その重層構造－

社会教育施設は地域における社会教育活動の拠点であり、これを中心にして社会教育労働者の援助のもとに、住民諸階層による社会教育活動が多彩に繰りひろげられる。この社会教育施設については、従来、公民館、図書館、博物館、体育館など、社会教育専門施設に関する議論が大部分を占めており、立論ももっぱらその範囲を出るものではなかった。あらためて検討すべき問題点も、実はこのことに由来している。その争点は、たとえば、コミュニティ・センターや直接的には社会教育施設として位置づかないで設置されているさまざまな類似・関連施設の評価や位置づけをめぐる端的にあらわれる。

この点についての小論の基本的認識は、前掲図に明らかなように、社会教育施設を、社会教育専門施設、社会教育関連施設、地域施設の重層構造としてとらえることにもとづいている。この場合、社会教育専門施設がその要の存在であることはいうまでもないが、それとの関連において、各種の社会教育関連施設や地域施設が、地域の社会教育活動の展開の中で重要な役割を果たしていることも見逃せないのである。この点では、社会教育専門施設以外の諸施設について、その存在自体が社会教育専門施設の拡充・発展を妨げかねない、として否定的ないし消極的に評価する見方もあるが、そのような見方とは異なる。社会教育関連施設や地域施設を基盤とする民間社会教育活動の多様な展開が、ますます社会教育専門施設の一層の拡充・発展を求め、という社会教育施設の重層的構造とその相乗的展開構造の解明が重要である。

また、社会教育施設論を展開するためには、これと関連する研究課題との研究上の密接な連係が必要である。少なくとも、社会資本論、協同組合論、自治体論（財政論）とのかかわりが重要である。

4) 社会教育制度・政策論

この研究領域は、従来の社会教育研究においても多くの蓄積があり、それらを継承することが前提となるが、社会教育政策と国民の自主的学習運動とを単に対抗的關係において把握するだけでなく、後者の側から公教育としての社会教育を民主的に改良し発展させるための道筋を明らかにするためには、少なくとも次の視点をふまえておかなければならない。

①いうまでもなく社会教育政策は、それだけが自立的に体系化し独自の論理で展開するわけではない。従来の研究において、社会教育政策の性格や構造について貴重な研究上の蓄積があり、それによって解明すべき論点が少ないから提示されたことも確かであるが、その立論の範囲はおおむね社会教育政策・行政の枠内でなされたといえる。このため、たとえば、社会教育（政策）をめぐる内在的・外在的矛盾の展開といっても、それは基本的には、政策自体の矛盾の構造としての認識にとどまり、それゆえに不十分さは避けえなかった、といえる。公教育としての社会教育の重要性は、いくら強調してもし過ぎとはならないが、その裏返しとして、民間社会教育活動（たとえそれが企業の事業の一環として実施されている場合であっても）の積極性を正しく評価することを妨げることになりかねないのである。

このような政策の展開構造を解明するためにも、現代資本主義の政策体系の構造と性格を視野にいれておくことが必要である。国家独占資本主義の政策体系は、資本主義の構造的矛盾と経済的・政治的危機の深化に対する政策的対応であって、その立案・計画化の段階から矛盾（諸政策自体ならびに諸政策相互間において）を内包すると同時に、その実施過程で労働者・農民・勤労諸階層との間で対抗的関係を強めることになる。教育政策もそのような政策体系の一環として位置づき、社会教育政策はさらにその具体的施策として実施されているのであって、決して自己完結的な論理がその内部に貫いているわけではない。

②このような視点に立って、教育政策と国家独占資本主義の政策体系との脈絡を考えるうえで、行政と教育との関連を解明することが重要課題である。それは、主要には公教育の存立・展開の論理と発展条件を基礎にし、そのなかで国家や地方自治体の行政がいかなる役割を果たすのか、ということが課題となるが、それだけでは不十分である。国家の本質や地方自治体の性格・役割りをふまえた行財政論を視野にいれて、さらにそれとの関連における教育行政の独自の性格と構造の解明が問われているのである。教育行政で問われている主題＝国民の教育・学習権に基づく教育行政→一般行政の介入の排除、ということは、現に教育行政における行政（とくに国家行政）権力の介入が激しいなかでは、焦眉の課題であるが、それはかならずしも教育行政にのみ固有な課題であるとはいえない。福祉、医療行政、文化行政や広く国民生活にかかわる行政を国民主権の原則と立場に立って実施しようとするならば、基本的には共通した問題に直面するといえる。そのような共通の課題のもとで、国民主権の行政を実現するための民主的改良という実践的課題が、教育行政をめぐるはとりわけ鋭い対抗的構造のもとにおかれており、そのもとで民主教育の確立・発展の条件として教育行政の民主化が問われている、ということができる。

③このことは、教育の公共性をめぐる論点の中で端的に示されている。教育の公共性は公教育の存立・展開における必須条件ともいえるが、いうまでもなく公共性は教育の領域だけで問われている概念ではない。国家や地方自治体の機能・役割に關すると同時に、それは民間における個人や企業、組織・団体などの諸活動とも広くかかわっている。したがって、その解明にあたっては、(i) 公共性の内実、それは共同や協同とどうかかわるか、(ii) 公共性が資本主義社会の対抗的階級構造のなかでどの程度、どのように貫きうるのか（公共性の二面性）、(iii) 公共性にかかわる事業・活動の主体によって、その内実がどのように性格づけられるか（国家、地方自治体、協同組合、企業、民間諸団体、個人など）、(iv) 教育の公共性の内実、それと公教育との関連、(v) とくに社会教育における公共性、公教育の意義（学校教育との関連にお

いて)、などの諸点について綿密な検討が必要である。

④これまでの社会教育の政策・制度論的研究においては、法制上の規定とその解釈をめぐる議論が多く、実態についての検証が不十分になりがちであった。法制上の規定について一定の解釈を行ったうえで、それを是認するか、ないしは理論的・実践的(いくつかの実践事例を基礎にして)に批判する、ということが多かったわけであるが、制度・政策と実践を対峙させるだけではなく、両者を関連づける構造についての精緻な理論的・実証的研究が不可欠である。

われわれは、このような視点にたって研究を継続し蓄積してきたのであり、現に、そのような研究の一環として、社会教育行政、職員、施設に関する実態調査(大量分析ならびに事例分析)を行い分析を進めている。

(4) 地域(社会)教育計画化の条件—社会教育実践の基本課題—

教育計画化は教育の研究ならびに実践が絶えず直面している恒常的課題であると同時に、究極の目標でもある。このことについても、従前、多くの議論があり、その批判的検討のうえに立って、試論を提示することが問われているといえるが、それは他日を期することとして、当面する幾つかの論点についてふれることにとどめる。

いま、地域教育計画化をめぐる対抗関係は、臨時教育審議会答申をめぐる顕在化しているとみることができる。この答申のなかには、教育計画化ということは言葉としては示されていないが、学校、地域、家庭にわたる「生涯学習体系への移行」は国家権力と財界主導の地域教育の地域的再編成であり、いわば上からの地域生涯教育計画化である。とはいえ、それは計画化に関する明確な理念や構想によって裏打ちされているわけではなく、地域支配の意図を生涯学習にこめて打ち出しているにすぎない。また、今後の国土開発政策を基本的に方向づけている四全総(第4次全国総合開発計画)との整合性も不明確である。

しかし、現に地域経済の不均等発展の極限状態ともいえる「産業空洞化」が加速的に進行するなかで、地域教育計画化は、住民諸階層が主体となって進める地域発展計画とともに、あるいはその不可欠の要件として、それは、民主教育の発展を目指す長期的課題であると同時に、当面する差し迫った実践的課題である。

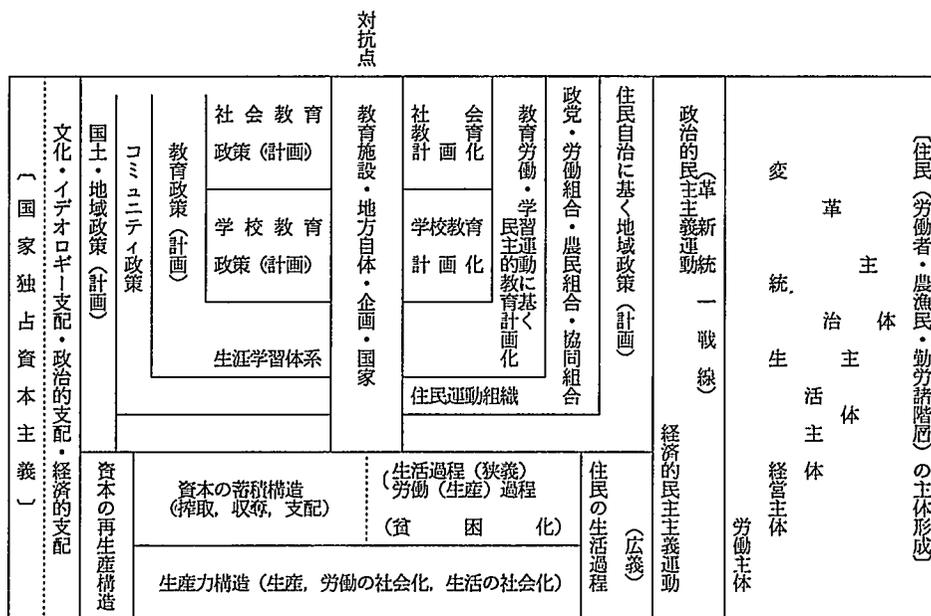
そのさい、詰めるべき論点も多いのであるが、さしあたり、次の二点を指摘しておきたい。その第一は、地域課題と地域教育計画との関連についてである。地域に根ざす社会教育活動の豊かで生き生きとした展開は、その地域の発展の展望と条件を切りひらいていくことと密接に結びついており、地域の担い手の育成と深くかかわっている。また、現実には、社会教育労働者が地域の状態をもっと広く総合的に把握し住民諸階層と密着した活動を行っている、ということもあって、地域づくりにおける社会教育活動への期待も大きいのである。われわれの実施した実態調整のなかでも、現実の社会教育労働者(社会教育主事)からこのことについての切実な指摘が多く出されている。社会教育の基礎構造分析を重視したこれまでのわれわれの調査研究も、まさにこの点に直接に関連している。さらに、本研究ならびにその課題と方法にかかわる小論全体の枠組みもまた「地域問題と社会教育」に集約される内容のものである。

第二の論点は、学校教育との関連についてである。これまで「地域と教育」という主題については、学校教育、社会教育のそれぞれの領域において議論される機会が多かったといえるが、はたして両者が、どれほど共通の問題意識と論点に立って議論されてきたのであろうか。また、両者に亘る統一的議論がどれほどなされてきたのであろうか。それは、欧米諸国に比較して学

校教育と社会教育との関連がきわめて少ない，という歴史的過程と現実由来するところも少なくないが，研究の進め方にも原因の一半があったことは否定できない。臨教審答申は，一面では，この点を指摘しているともいえる。教育労働・労働者論，教育施設論について学校教育を含む重層構造を分析上の一つの鍵（キー）概念として提示しているのも，この点にかかわっている。

最後にこれまでの論述を総括する意味で，概念図を示しておきたい。⁽¹⁷⁾

図1-3 主体形成・教育計画化の対抗的構造



3 本研究の課題設定

(1) 地域農業再編と農民の主体形成に関する研究課題

地域問題を中心とする社会教育の基礎構造分析に基づいて，地域住民諸階層の社会教育活動の展開構造を解明する，ということは，われわれが一貫して追及してきた研究主題である。本研究は，その一環として継続してきた実証的研究，「地域農業構造再編下における農民の主体形成」(北海道大学教育部産業計画研究施設研究報告書，第27号，1985年)の続編である。この研究では，まず，社会教育の基礎構造分析として当面する地域問題に焦点をあて，それとの関連において住民諸階層の主体形成における学習課題を明らかにし，社会教育活動を中心とする地域教育活動の展開構造について分析することを目的としている。この場合，住民諸階層の主体形成と農村における農民諸階層に焦点をしぼる。したがって，地域問題も農業・農村問題を重点とする。

分析の重点をこのよう設定した場合，地域農業の再編成は，現下の農業政策の主軸をなしており，とくに現階段の稲作減反＝水田利用再編政策は，単に特定作目の生産調整にとどまらず，水田地帯を中心とする地域農業構造の再編を意図して実施されており，農民諸階層の存立を規定する条件の一つとなっている(われわれは，ここで直接に国家やその政策の本質について分析するわけではないが，地域農業再編を目指す農業政策の実施過程が，その対抗的構造を具体

的かつ典型的に示して入る、との認識に立っている。)したがって、それに対する農民諸階層の主体的対応の在り方が、地域農業の発展の主体的条件として厳しく問われているのである。

このような視点に立って、前報告(第27号)では、同一の主題のもとに、稲作北限地帯の道北・名寄地域を対象とする分析を行なった。その分析結果についてはここでは繰り返さないが、⁽¹⁸⁾少なくとも次の諸点は、本報告に引き継ぐ研究課題となりえたといえる。

第一に、農民の主体的対応、主体形成の基底的条件ともいべき農民層の分解の動向とそれをもたらした諸条件についてである。北海道の稲作農民は、その中心的階層が稲作規模3~7haに代表される中農層であるが、その存立条件が水田利用再編、米価の頭打ちなどのもとで一層厳しくなっているなかで、基本的には、経営耕地7.5haを分解基軸とする上層増大・下層減少という動向を示しており、この傾向は道北地域・名寄市においても貫いている。

このような農民層分解の主要な要因の一つが減反政策にあることはいうまでもないが、さらに農業土地基盤整備、土地改良、農業機械化、などと相俟って、農家の兼業とそれを条件づける地域の労働市場、農産物市場、農村購買市場、農業金融市場などが農民層の動向に強く作用している。なかでも、農家兼業とその条件ともいべき地域労働市場の動向は、農民経営における労働力の編成、とりわけ家族協業のあり方、家族生活の水準と内容を直接的に条件づける。

道北地域労働市場は、周辺地域の過疎化を背景としながら、雇用量の縮小、就業条件の悪化・不安定化のもとで、一方では建設業を中心とする公共投資依存の構造を強く持ちつつ、他方では、サービス業を中心として第3次産業の比重がきわだって大きい、という特徴を持っている。このような労働市場の地域的特徴のもとで、一方では、兼業(とくに建設業)への依存度を一層高める農家階層が生まれていると同時に、他面では、兼業機会の縮小のもとで、むしろ積極的に農業で自立しようとして「脱兼業化」を目指す農家も現れている。そのなかには、「規模拡大型」、「積極転作型」、「世代交代型」などの諸形態がみられるが、このかでもとくに「積極転作型」は高率減反という厳しい営農条件のなかで、逆に水田経営の構造的転換の契機としようとする農家の積極的対応を示すものである。さらに、それは単に個々の農家の個別的対応にとまらず、地域的・集団的対応であり、次に述べる視点とかわっている。

第二の視点は、農民の地域的・集団的対応についてである。現下の地域農業の再編をめぐる対抗的構造は、集落を基盤として形成されている。農村の集落は、古くから村落共同体として農村住民の労働と生活の共同の基盤であると同時に、他面では、支配層の基盤でもあった。集落再編は、その今日的対決点を浮き彫りにする動きである。たとえば、減反の割り当ては、現に集落単位で行われており、その割り当てをめぐる農家間の利害の調整は、集落にまかせられている。農業構造改善事業をはじめとする諸事業もおおむね集落を基盤として実施され、それに集落再編がともなっている。この過程で、一般には集落が地縁的集団から機能集団へと変質したとみられているが、事態はそのように一義的に進行しているわけではなく、従来の集落を基盤として生産組織化が進み、全体として重層的展開がみられる。

このような集落構造のもとで、農民諸階層はそれぞれ集落、生産組織をみずからの経営の補完的組織として位置づけて営農活動を進めている。とりわけ兼業農民は集落・生産組織の機能を抜きにしては兼業を続けることが困難であり、中農層も集落・生産組織との地域的・集団的結びつきにおいて「脱兼業化」という積極的対応も可能となっているのである。

地域的・集団的対応は、集落を基礎にして、さらにより広い圏域において展開される。主と

して市町村の圏域で、自治体や協同組合、土地改良区、共済組合、農民運動組織などの農業関係諸組織・団体、関係機関などを基盤にして多彩に展開している。したがって、このことを視野にいれるならば、いまや地域農業は、農民経営－集落諸組織－市町村自治体・農業諸組織・機関、という重層的構造を形成しつつ展開しており、そのなかで農民諸階層がそれぞれの組織・機関・グループなどに主体的にかかわりながら、個別的・集团的（地域的）に対応している、とみることができる。そして、このような個別的・集团的（地域的）対応を基軸とする農業経営の展開は、その内実において農民的農業の展開であり、地域農業の自主的編成である。そして、このなかで農民諸階層は、単に農業経営に関する活動にとどまらず、広く生活の諸領域にかかわる諸活動を通して農民（住民）相互の社会的関係を深め、共同活動のなかで住民自治を発展させる。この点を第三の視点として指摘しておかなければならない。

そこで第三の視点は、広く農村における社会教育の展開についての分析にかかっている。その基本的視点はすでにこの章の前節において述べた内容に帰するが、本研究（報告書）において実証分析を進めるにあたってとくに重視した点は、第1に、地域における（社会）教育の展開構造を、地域産業構造、地域住民諸階層の労働過程、生活過程をふまえて分析すること、第2に、そのさい、社会教育労働・施設の重層的展開構造を分析の基軸に据えること、さらに具体的には、第3の分析視点として、とくに集落段階における住民の教育諸活動と地域施設としての集落施設の機能・役割（住民による自主的運営も含めて）に重点を置いて分析する。これは農民的農業の展開における集团的・地域的活動と密接に関連している。これらとの視点をふまえて、地域住民諸階層（ここではさしあたり農民諸階層）の教育・学習活動を幅広く重層的にとらえようとするものである。

(2) 対象の設定

本報告書は、南空知・長沼町を対象とする実態調査分析に基づく実証的研究である。調査対象としての長沼町は、次の2点において先に「産研報告書第27号」において研究対象とした道北・名寄市と対照的である。(1)北海道の稲作地帯としては、上川地域とともに中核稲作地帯である空知南部に位置しており、稲作北限地帯に位置する道北・名寄市とは稲作の立地において対照的条件のもとにある。(2)北海道経済の中にあっては、札幌市を中心とする道央経済圏に位置する。したがって商品市場、労働市場、金融市場等の経済活動における市場条件としては大都市札幌との結びつきが強く、その影響も大である。また大都市隣接地域としての地域構造は、単に経済活動にとどまらず、広く生活諸活動、教育、文化活動などをも特徴づけている。

そこで、道北・名寄市の分析をふまえ、それとの対比・関連において具体的に分析を進めるにあたっては、先に述べた三つの視点とかわかって次の諸点が重要である。(1)名寄市の場合、地域農業再編政策の根幹ともいべき水田利用再編対策＝稲作減反は、それ自体地域農業の存立、展開を根底から揺るがす条件となったが、同時に、このような厳しい条件のもとで、「脱兼業化」の動きに端的に見られるように、転作を契機とする地域農業の自主的再編を目指す個別的・集团的実践が検出された。この点について稲作中核地帯ではどうか。商業的農業の展開において歴史的にも条件を異にする長沼町における商業的農業、農民的農業の展開過程の分析がまずその基礎に据えられなければならない。この点では、一方における稲作中核地帯としての生産力的優位性、「資本」蓄積条件の優位性と、他方における大都市隣接地域としての兼業化の進行とが、相互に関連する中で、農業再編をめぐる独自の地域性が検証されなければなら

ない。(2)したがって、それは地域的・集団的対応の違いとしても現れよう。中農層の形成において共通の基盤に立つとはといえ、農民経営の展開条件において異なる稲作中核地帯では、個別農民経営にとっての共同化の契機、共同組織の位置づけも、稲作北限地帯の名寄市とは異なる。また、農民経営の展開が農業生産力の個別的発展の条件と兼業化構造により強く規定されているこの地域の農業構造については、農民的技術の形成・展開とさらにそれを基礎とする農業投資、市場対応、農業生産組織化などについての立ち入った分析が不可欠である。(3)住民（農民）

諸階層の生活、教育、文化などにかかわる諸活動は、長沼町において、基本的には農村的性格を保持しつつも、とりわけこの地域が大都市隣接地域であることによって大きな影響を受けることは避けられず、また、そのことによる独自の展開も可能となるであろう。この点にかかわっては、その具体的分析として、一つには、地域住民の生産・生活に欠かせない水の利用・管理の問題に焦点を当てて分析する。水については、その個別的利用が共同施設、共同管理を必須としており、しかもその圏域が集落から数市町村に亘る広域に及び、そこでの住民の管理能力が問われている典型事例をなしている。いま一つは社会教育を中心とする地域の教育活動についての分析である。都市化の波及する農村地域における社会教育活動の展開過程は、「地域社会変動下における地域教育計画化」という主題に接近するうえで典型事例分析としての意味を持つといえよう。

<注>

- (1) くわしくは、臨時教育審議会、第二次答申を見られたい。
- (2) たとえば、高梨 昌「生涯学習社会とは何か」（『臨教審議のすべて』No.2, 1986年, エイデル研究所）
- (3) 松下圭一『社会教育の終焉』, 築摩書房, 1986年
- (4) この点については、たとえば次の論稿を見られたい。山田定市「北海道つぶしの実態と民主的再建の課題」（『北海道経済』, 1987年3月号, 北海道経済研究所）
- (5) 地域問題研究の視点については、次の論稿を見られたい。山田定市「地域問題研究の一視角」（『地域と住民』, 第4号, 名寄女子短期大学, 1986年）
- (6) ここで貧困化についての基本的な枠組みは、高橋秀直氏の理論にもとづいているが、一部、筆者の考え方によって組みかえている。
高橋秀直「労働者階級の貧困化の社会的＝歴史的把握」（土地制度史学会『土地制度史学』, 第82号, 1979年, 農林統計協会）, 山田定市, 前掲, 「地域問題研究の一視角」を参照されたい。
- (7) 生活労働については、次の論稿を参照されたい。山田定市「生協労働・労働者論の視角－生協論への労働論的接近」（『生活協同組合研究』, 1987年5月, 生活問題研究所）
- (8) 農民教育論研究の枠組については、次の著書を参照されたい。山田定市『地域農業と農民教育』（日本経済論社, 1985年）
- (9) 生活様式論については、次の論稿を参照されたい。角田修一「マルクス経済学と生活様式」（『経済』, 1983年3月号, 新日本出版社）, 角田修一「現代生活様式の矛盾と生協の役割」（『生活協同組合研究』, 1987年1月）
- (10) 山田定市, 前掲, 『地域農業と農民教育』を参照されたい。

- (1) 山田定市「地域農業の発展と農民教育の課題」（美土路達雄監修『現代農民教育論』1987年、あゆみ出版）を参照されたい。
- (2) 川村啄『農産物の商品化構造』，（1960年、三笠書房），同『主産地形成と商業資本』，（1971年、北大図書刊行会）などを参照されたい。
- (3) くわしくは、山田定市、前掲、『地域農業と農民教育』を参照されたい。
- (4) この論点に関連して、次の論稿を参照されたい。山田定市、「生活問題と生協運動」（『生活協同組合研究』，1985年1月、生活問題研究所）
- (5) このような視点に立った分析枠の骨格については、すでに、北海道大学教育学部『われわれの研究の将来－1984年教育学部フォーラム－』において、社会教育研究室の共同討論を経て山田定市・鈴木敏正の連名で発表した。小論はその内容を補強したものである。
- (6) 社会教育労働・労働者論については次の論稿を参照されたい。山田定市「社会教育労働・労働者論の基本視角」（『社会教育研究』，第5号，1984年，北海道大学教育学部社会教育研究室），同，「初期マルクスの分業論－教育労働・労働者論の視点にかかわって－」（『社会教育研究』，第6号，1985年），同，「社会教育労働・労働者論の基本視角」（『社会教育研究』，1986年）
- (7) 小論は、日本社会教育学会・日本教育社会学会，第11回東北・北海道集会シンポジウムの筆者の報告「地域教育計画化の対抗的構造」を基礎としてその内容を補強した部分を含んでいる。
- (8) 道北・名寄市の調査研究の中間的まとめについては、北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書，第27号『地域農業構造再編下における農民の主体形成』（1985年）における鈴木敏正氏の論稿を参照されたい。

《附 記》

この報告書の第3章は、本学部卒業生（1985年度）水越太二君の卒業論文の一部であるが、この共同研究の中で重要な位置を占め、貴重な知見を提供する内容であることから、鈴木敏正氏（北海道大学教育学部助教授）に補筆の労をとっていただき、本報告書の中に掲載することとした。

この研究調査を進めるにあたっては、長沼町役場、北長沼農協、長沼農協、長沼町教育委員会、長沼土地改良区、空知中央区農業改良普及所、農協青年部、長沼青年団、をはじめ関係各機関・団体の多大のご協力をえた。また、調査地区の農家の方々には、度重なる実態調査にご協力をいただいた。この機会に、心から謝意を表したい。

第2章 地域農業の発展と農民的技術

朝岡幸彦

目次

1. 課題と方法	29
2. 農民層分解と村落の生産力構造	32
3. 農民的技術の発展と地域農業史	52
4. ま と め	78

1. 課題と方法

1950年代の共同学習運動から60年代前半の農民大学運動へと発展してきた農民の学習運動は、60年代の基本法農政のもとで農業の機械化・施設化が急速に進む一方、高度経済成長政策による農村労働力の空前の流出によって、運動の中核であった農業青年層の多くを失い、停滞期（もしくは転換期）をむかえる。*注1 こうした農民の学習運動の停滞（もしくは転換）は、農民教育論そのものに新たな条件に対応した展開を要請する。こうした要請に応えるかのように登場したのが、山田定市氏と美土路達雄氏の農民教育論研究であろう。すなわち、両氏とも1970年代に日本の農業生産力の中・大型機械化「一貫」体系段階に突入し、農民的農業生産力の形成と農民教育に新たな基盤が提供されたことに注目することで、農民の主体形成に新たな条件を見いだしている。美土路氏は、農業の機械化・労働の社会化を軸に、人・畜力段階における篤農家的な農民のカンとコツに依拠していた段階から、機械化「一貫」体系段階に達することによって「科学的認識能力」が農民に形成される条件となる、と指摘した。*注2 これに対して山田氏は、中・大型機械化「一貫」体系段階に代表される農業生産力の発展にともない、農業協同組合を中心とした農産物の流通過程での共同化に加えて、農業生産組織の発展などによる生産過程での共同化が地域的な広がりをもって進行してきている現実に注目した。そして、このような個々の農民経営の枠を越えた地域レベルでの農業共同化の動きを、「地域的・集団的生産力」の形成として把握し、それを通じて農民に「民主的人格」の形成の契機が生まれている、と指摘した。*注3

山田氏はさらに、農民の学習課題に即して「学習主体」としての農民の主体形成の構造を次のように整序している。「学習主体としての農民は、労働主体、経営主体、統治主体、変革主体、そしてそれらのすべてにかかわる総括的な意味における生活主体として存在し、それぞれの主体の性格に応じた独自の学習課題をもち、それらを統一的にとらえて追求する中で、農民の人格形成における学習の役割が明らかとなるのである。そして、このような意味における農民の人格形成は、その方向性において民主的人格の形成とすることができる。このような主体の性格の諸側面は、労働者さらに国民（住民）諸階層に共通しているといえるが、とりわけ経営主体としての性格は、小生産者としての農民の固有の性格にもとづいており、さらに、その他の主体としての性格も農民の階級的な性格（とくに労働者との対比における）によって条件づけられていることは見逃せない。」*注4（下線は引用者） このように山田氏は、「学習主

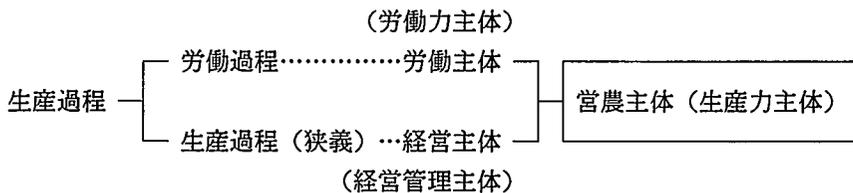
体」としての農民の主体形成の構造を、「労働主体」「経営主体」「統治主体」「変革主体」という4つの主体の諸側面と、これらすべてに係わり「総括的な意味」あいをもつ「生活主体」を加えた5つの「主体」によって把握しており、これらの主体の性格に対応した学習課題を统一的に「追求」する農民の人格形成の「方向性」が「民主的人格の形成」であると考えている。そのうえで、「農民の階級的な性格」に条件づけられている各主体の性格のなかでも、とりわけ「経営主体」としての性格が「小生産者としての農民の固有の性格」にもとづいている、と主張している。

問題は、この農民の主体形成の構造をまさに「農民」に特有な構造としてとらえていくうえでなにか重要かということである。山田氏が、各主体に「農民の階級的な性格」が反映していることを前提としつつも、とりわけ「経営主体」の示す「小生産者としての農民の固有の性格」に注目している点が吟味されなければならない。山田氏の枠組みによれば、「労働主体」が「労働力の陶冶過程」における「人格形成」の問題であり、その内実はい)労働力としての専門的力能の陶冶(生産手段と結合する際に必要な力能)、(ロ)“生産手段をつかいこなす”さらに“生産手段をつくり出す”力能の陶冶(農民的技术開発)、(ハ)指揮・監督労働を担う労働力としての力能の陶冶、であると規定されている。これに対して、「経営主体」としての学習課題は「農業生産による家族労働力の再生産」という農民経営の目標の実現のために、「労働主体としての学習課題に加えて、みずからをとりまく生産関係とそれにかかわる資本主義的矛盾の科学的認識を基礎にして、その克服の道すじを明らかにすること」である。より具体的には①「社会的生産力の発展と労働の社会化」・「労働者階級および勤労諸階級の成長」・「民主主義の前進」という「歴史発展の基本方向」をふまえ、「農業生産力の多面的な発展の可能性」の科学的な検出にもとづいて「みずからの農民経営の発展方向その自主的編成の内実を探索」すること、②農民経営において不可分に結びついている「農業生産過程と農家労働力の再生産過程＝農民家族の生活過程」が「直接的にかかわり合っている内的構造を明らかにし、両者の均衡のとれた発展をめざす」こと、③「農民の自主的共通組織(協同組合)」の中で、「みずからの経営を社会的分業を基礎とする社会的生産力の基本単位として位置づけ、その役割を明らかにすること」と同時に、「共同組織における民主的運営」を確立すること、④「農民経営をめぐる社会的関連」を「農民の生活過程」における諸課題として実現すること、の4点に整理されている。

このように山田氏の農民の主体把握は、生産過程に関する限り、「労働力の陶冶」の場である労働過程で農民が身につける諸力能を「労働主体」と呼び、これを方向づけるものとして農民を取りまく社会についての(社会)科学的認識を形成する「経営主体」が想定されているところに特徴があると思われる。しかし、こうした主体把握では「農民」という言葉を「労働者」という言葉に置き換えてもいっこうに不自然ではなく、「小生産者としての農民の固有の性格」を反映した主体把握となっているとはいいたい。山田氏の場合、「農業生産による家族労働力の再生産」という農民経営の(具体的)目標を通してはじめて、農民の主体形成に特有な構造が把握できることになる。「小生産者としての農民の固有の性格」を反映した農民の主体を把握するには、主体形成の構造自体が農民に特有なものとして想定されなければならないであろう。そこで、「生産過程」が「労働過程」と「剰余価値形成過程」とから成るという古典的な規程*注5を、ここで改めて思い出す必要があるだろう。農民の主体形成の独自性は、自

ら労働手段を所有するというまさに「農民の階級的性格」から、この「労働過程」と「剰余価値形成過程」とを同時に主体（人格）として掌握していることではないか。つまり、「生産過程」が「労働過程」（労働主体）と「剰余価値形成過程」（経営主体）とに人格的には分割されず、そのままの形で対応する主体（『営農主体』と呼びたい）をもつところに農民の主体形成に特有な構造があるといえる（図2-1）。もしかりに、山田氏の真意が「経営主体」を

図2-1 農民の生産過程を通じての主体形成の構造

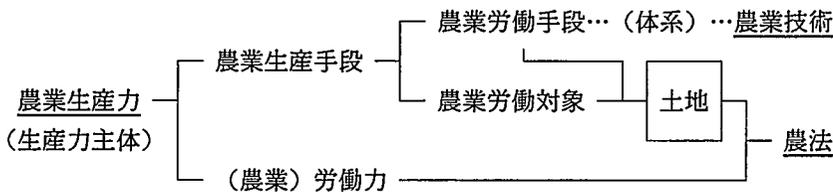


*生産過程（狭義）＝剰余価値形成過程，として把握

「剰余価値形成過程」に対応させるのではなく、「生産過程」に対応する（すなわち「労働主体」を内包する）ものだと考えるのであれば、逆に「剰余価値形成過程」に対応する独自の主体を見失うことになるのではないか。いずれにせよ、「生産過程」・「労働過程」・「剰余価値形成過程」の三つに対応する主体概念が必要であると考えられる。

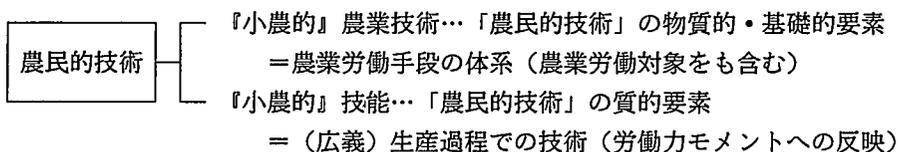
そしてこの「生産過程」が特定の「生産力」段階に規定されているために、「営農主体」はまた「生産力主体」とも呼びうる。しかし、「営農主体」または「生産力主体」という概念が一つの主体（人格）として把握されるのは、あくまで農民など小生産者に特有の構造である。つまり「生産力主体」という場合の生産力とは農業生産力のことであり、その分析には農業生産力構造がもつ独自の要素（農法・農業技術）を分析することが有効であろう（図2-2）。

図2-2 農業生産力の構造



このうち、「農法」は土地と労働力との結合形態をさし、「農業技術」は農業労働手段の体系をさしている。しかし、農業技術が生物技術であるがゆえに、「土地」「家畜」「作物」など「労働手段」にも「労働対象」にもなりうる特殊な要素をもっており*注6，その意味からも農業技術と農法とを同時に問題にしうる概念が必要となってくる。そこで、「農業生産による家族労働力の再生産」という農民経営の（具体的）目標をもち、この方向での農民経営の発展をささえる『農民的技術』というものを、新たな概念として提起したい（図2-3）。

図2-3 農民的技術の構造



「農民的技術」は、農民的技術の物質的・基礎的要素である「農業労働手段の体系」の『小農

的』改良（『小農的』農業技術）と、農民的技術の質的要素である生産・販売に係わる農民の技能の蓄積・協同関係の組織化（『小農的』技能）との、二つの要素によって構成されている。

そこで本章の課題は、農民の主体形成過程を実証的に明らかにする前提として、地域農業の発展過程において「農民的技術」がどのような形態と性格をもってあらわれてきたのかを、北海道の大規模稲作地帯にある特定の村落の生産力構造の比較と村落の地域農業史の検討を通じて明らかにすることである。

2. 農民層分解と村落の生産力構造－第1区集落と第23区集落との比較－

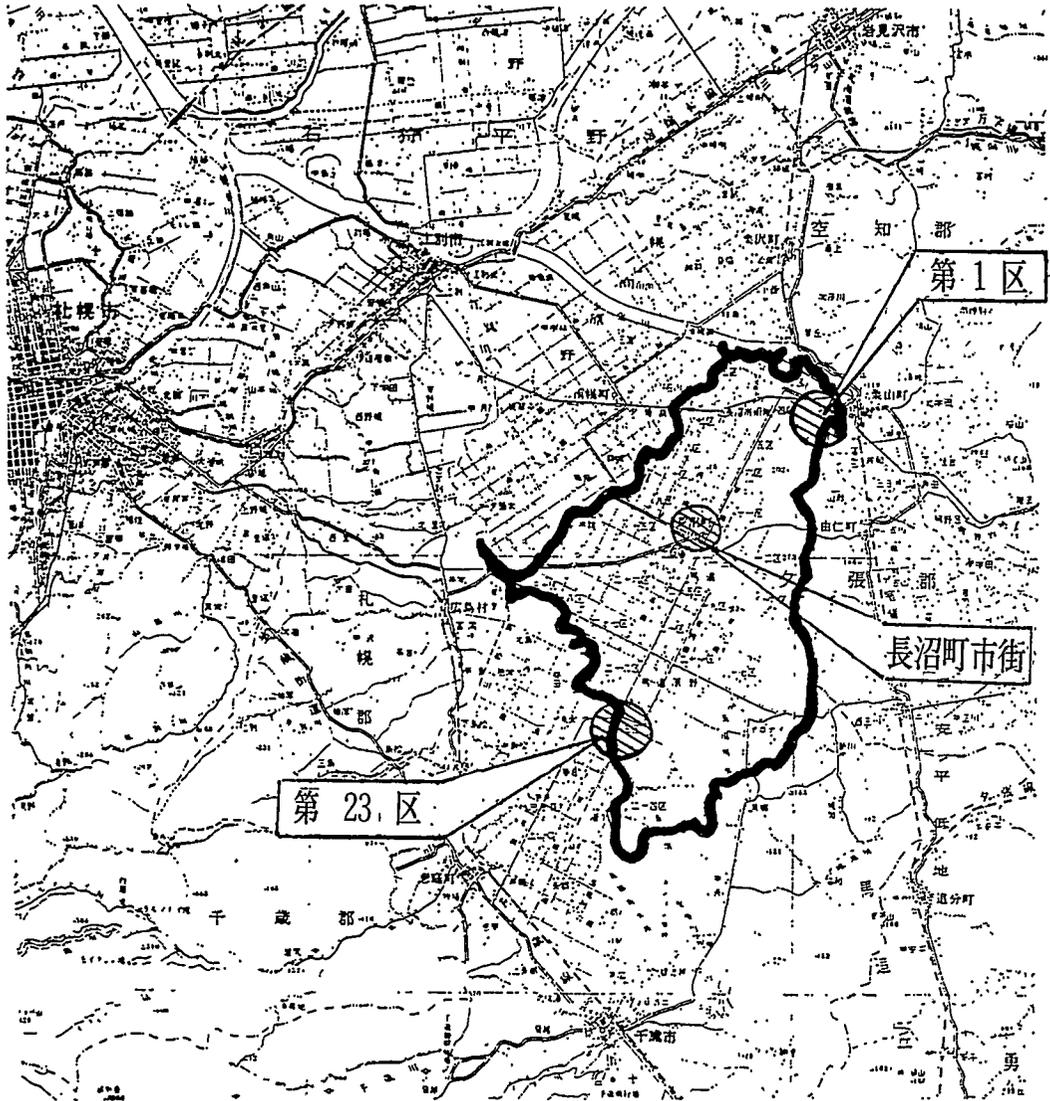
(1) 大規模稲作地帯における二村落のちがい

北海道空知支庁管内の農業は、排水良好で沖積土が大部分を占める旧開地「北空知」地域、泥炭地質で戦後の農業基盤整備の進行などによって急速な規模拡大が進んだ新開地「南空知」地域、山沿いの傾斜地・沢地・畑地などの立地条件をもつ「産炭地」地域の3つに類型化することができるといわれている。*注7 なかでも新開地「南空知」地域の農業は、1984年まで10年毎にはほぼ15%づつ専業農家率が減少し、一戸当りの水田面積が1.5～2.0haづつ拡大していく「農業基本法農政の典型的な優等生」といわれ、農家数の減少→規模拡大→省力的米麦偏重→麦連作→収量低下という展開や、土地購入・大規模機械化による負債問題の深刻化など、稲作減反政策の常態化によって根本的な構造転換が求められているといえよう。

ところで、日本の農業技術は歴史的に一貫して「稲作」を主軸として展開し、世界の中でもかなり特殊なものとなっていると言われている。この極めて特殊な日本の農業技術の特徴を、吉田武彦氏は、①多肥集約の栽培技術－追肥重点施肥法の確立、②歪性・多産の作物品種群－背丈が低く・多肥性・多産性、③高度の多毛作技術－米麦二毛作中心、④強い連作志向と輪作思想の欠如－水稲栽培の発想、⑤畜産の不成立－大規模な畜産の成立する必然性なし、の5点に整理し、「統べて稲作に収れんする農業技術構造」と総括している。*注8 こうした特徴を、かりに日本の農業技術における「水田モノカルチャー」性と呼ぶことができるであろう。一方で「日本のモノカルチャー」とも呼ばれるこの特性を、幕末以来の歴史をもつ「源流的モノカルチャー」と農業基本法の制定を契機に急速に進んだ単作化による「解体的モノカルチャー」とに区分したうえで、当面は構造農政下で進められた解体的モノカルチャーからの脱却が課題であるとする見解がある。*注9 しかし、他方で「源流的モノカルチャー」のもっていた多毛作技術などの積極的な伝統や、「解体的モノカルチャー」の進行とともにすすめられた農業基盤整備による農地の拡大・生産性の向上を過少に評価することはできない。

問題は、この「水田モノカルチャー」性を地域農業の発展・農民の主体形成の過程との関連でどのように評価するかということである。そこで、「南空知」地域に属し典型的に「水田モノカルチャー」化がすすんだと考えられる長沼町において、作付作物と作付形態の多様化という独自の対応をとった第1区集落到に注目し、いわば「非モノカルチャー」型村落とも呼びうるこの第1区集落がどのような生産力構造をもつのか、「水田モノカルチャー」型村落の典型とおもわれる第23区集落と比較したい（図2-4）。

図2-4 長沼町の位置



第1区集落は長沼町で最も早く開拓された地域に属し、明治22年に入植が始まるなど比較的恵まれた土地条件をもっている。これに対して、第23区集落にも明治20年代から入植が始まったものの、不在地主の経営する小作制農場であることや低湿地などの悪条件があつてなかなか定着しなかつた。実際に、『長沼町90年史』を頼りに第1区集落の属する「北部」と第23区集落の属する「南部」の耕地土壌について見ると、次のように記述されている。「北部…夕張川に近い低地では排水が良いため褐色低地土がみられる。北長沼市街地にある台地では古い火山灰(ローム)を母材とした土壌が分布し、腐蝕が集積し、いわゆるクロボクとなっている。(省略) 南部…火山灰(樽前a火山灰)の影響が更に強くなることと、泥炭が多くなることが特徴である。土性は一般に中-粗粒質となる。地形的にも排水不良となっている。この低

地部では下層無機質低位泥炭土、無機質表層低位泥炭土や、湿性火山放出物未熟土が分布している。(省略) (下線は引用者)。引用文の中に見られる褐色低地土(第1区の下台にのみ分布)が大部分を占める下台地区や、酸性褐色森林土と擬似グライ土とで構成される高台地区からなる第1区集落に比べ、灰色低地土・グライ低地土・低位泥炭地からなる第23区集落の土壌条件がかなり劣ることは明らかである(表2-1)。こうした恵まれた土壌条件を背景に第

表2-1 長沼町の土壌の種類別面積割合(昭49年)

土壌の種類(中分類)	面積 (ha)	割合 (%)	備考
湿性火山放出物未熟土	450	4.0	第一区集落に分布する土壌 第二十三区集落に分布する土壌
未熟火山性灰	222	2.0	
黒色火山性土	529	4.7	
酸性褐色森林土	665	5.9	
擬似グライ土	898	7.9	
褐色低地土	84	0.7	
灰色低地土	3,753	33.2	
グライ低地土	3,588	31.8	
低位泥炭地	1,109	9.8	
計	11,298	100	

『長沼町90年史』より作成

1区集落では、麦類・豆類などの開拓初期の作物に加え、明治28年の水稻の試作をかきりにビート・ナタネ・亜麻などの商品作物の栽培が本格的に行われたほか、明治38年の玉葱試作・昭和15年の種子馬鈴薯試作など現在の主力作物の栽培や食用百合・アスパラガス・ながねぎ・ゴボウ・ほうれん草などの集約的作物の栽培がすでに戦前期から行われている。他方、平坦な低湿地ゆへの排水不良と冷害(むしろ風害)に悩まされた第23区集落では、雑穀中心の作付け形態が戦後までつづく。

このように初期開拓村落として比較的恵まれた土地条件をもとに発展してきた第1区集落はまた、戦前から農家の6割が5~6町歩の農地をもつ自作農地帯でもあった。この自作農層を基盤にして上長沼産業組合運動が展開する。これとは反対に、第23区集落のある長沼町の南部地域は劣悪な土地条件のもとに農民の定着がなかなか進まなかったこともあり、また農地の大部分が不在地主の所有する小作制農場によって占められていたため、小作農民層を基盤とした農民組合運動が活発に行われ、小作争議も頻発したといわれている。しかし戦後の農地解放によって多くの自作農が創設され、昭和26年には揚水機が設置されて貧しい畑作地帯から水田地帯へと急速に変貌していくなかで、冷害の頻発・水害の発生などに悩まされながらも第23区集落の置かれている状況は次第に好転してきた。とりわけ、昭和40年に始まる圃場の区画拡張や用排水路の整備などの農業基盤整備事業は、農業基本法のもとで進められてきた機械化・経営耕地規模の拡大に一層拍車をかけ、第23区集落を一躍「先進地域」「高生産力地域」に押しあげた。(表2-2)

表 2 - 2 長沼町第 1 区と第 23 区の主な地域農業史

<第 1 区>		<第 23 区>	
明治 27 年	水稲試作	明治 20 年代	入植開始 (小作)
38 年	玉葱試作		
大正 7 年	ゆり栽培		(畑作中心)
11 年	平和博覧会出陳馬 1 等入賞		
昭和 10 年	苗床による玉葱移植栽培		
15 年	種子馬鈴薯栽培		戦後入植 (30 戸)
19 年	種子馬鈴薯作付拡大	昭和 26 年	揚水機の完成 / 急速な水田化
25 年	耕耘機の導入		(冷害の頻発, 土地低価格)
38 年	水稲作付拡大	40 年	基盤整備事業開始
40 年	小型トラクター導入		(機械化の進展, 農地高騰, 離農急増)
45 年	玉葱作付拡大	45 年	減反 (休耕)
51 年	長葱作付拡大	48 年	牧草以外は水稲に戻る

このように全く異なった条件と歴史性をもつ二つの村落 (第 1 区・第 23 区) の生産力構造を比較することによって, 「水田モノカルチャー」のもつ意味を検討したい。

(2) 農民諸階層の区分指標と構造

地域農業の生産力構造を把握する最も基本的な指標として, 農民層をいくつかの階層に区分し, その動態過程を農民層分解として把握することが考えられる。この農民層の階層区分の方法に関していくつかの古典的規定*注10 が存在するが, ここでは昭和 45 年の稲作減反政策の開始を起点とした地域農業の現段階の実証的把握を目的とすることから, 1970 年代の北海道稲作農家 (稲単一経営) の階層区分を提起している鈴木敏正氏の次のような階層規定に準拠して分析をすすめたい。「1970 年代の北海道稲作農家 (稲単一経営, すなわち農業販売収入のうち 6 割以上が稲作部門による農家を前提) の階層区分を次のように規定しておくことにする。すなわち, 農業所得は自立経営下限以下, 農業所得による家計費充足率 100% 未満で, しばしば農業専従者を欠き, 農業臨時雇は補助労働力程度にも満たない, 水稲収穫 3 ha 未満を『貧農』とする。このうち, 農業所得による家計費充足率が 6~10 割程度で, 男子農業専従者も 4 分の 3 の農家にいる 2~3 ha 層を貧農上層とし, それ以下の 2 ha 未満層を貧農下層とする。次に, 農業所得による家計費充足率が 100~150%で, 9 割程度の農家に男子農業専従者がいるが, 農業雇用労働目数は補助労働力を若干上まわる程度である 3~7 ha 層を『中農』とする。この中農も 5 ha を基準に 2 つの層に区分し, 3~5 ha 層を中農下層, 5~7 ha を中農上層とすることにする。最後に, 農業所得による家計費充足率がほぼ 150% 以上で, 男子農業専従者もしばしば 2 人以上となり, 1 人以上の農業専従者に相当する雇用労働力の雇い入れがある 7 ha 以上層を『富農』とする。」(下線と『』は引用者)。*注11

とはいえ, この階層区分を適用するためには, 分析の基本的な単位となる「地域」の各指標

を検証しながら確定しなければならない。そこで、①第23区集落と、第1区集落を土地条件の異なる二つの地域②高台地区、③下台地区に区分した、三つの「地域」を基本的な地域農業の単位として以下の分析をすすめたい。

まず最初に、農業所得による家計費の充足率をみたい（総括表2-1, 2-2）。①第23区集落では、S4農家の466%とS5農家の148%を除いた10戸の農家（回答のあった調査農家数・全農家の41.3%）の充足率が、経営規模にかかわらず200～300%台にあることから、階層区分の指標として家計費充足率を利用することはできない。また、②第1区高台地区では回答農家数が6戸（全農家の46.2%）と少ないことを前提としたうえで、184～239%の間にはいる4戸（H2, H4, H6, H7）と、147%のH12農家、さらに66%のH13農家とのちがいは注目してもよいだろう。③第1区下台地区でも回答農家数8戸（全農家の33.3%）を前提としたうえで、114～283%の間にはいる5戸（L1, L3, L5, L7, L14/とりわけL3農家の114%を除いた他の4戸の数値184～283%）と、51～81%3戸（L16, L17, L20）とのちがいは歴然としている。このように農業所得による家計費充足率でみるかぎり、①第23区集落の階層区分は困難なもの、②第1区高台地区では経営規模610ha/380ha/270haの2か所でおおむねちがいがみられ、③第1区下台地区でも経営規模360ha/324haとの間にちがいがあった。

次に男子農業専従者の割合をみる（総括表2-3, 2-4, 2-5）。①第23区集落では、農地をほとんどもたない養豚農家S29を除いて、もっとも経営規模の大きいS1から26農家までの26戸に男子専従者がいるのに対して、S27農家は女子専従者のみ、S28農家は専従者なしという結果がみられる。また、父親が高齢であるS5農家を除いて、S2～S8農家には2世代にわたる男子専従者が確実に確保されており、S9～S26農家18戸のうち4戸しか確保されていない状況とは質的なちがいを感ずる。②第1区高台地区では、雇用労働力が飛抜けて多いH1農家を例外として、H2～H10農家に男子専従者がいるのに対して、H11～13農家には男子専従者がいない。2世代にわたる男子専従者が確保されている下限は、H8農家までである。③第1区下台地区でもL1～17農家に男子専従者がいるのに対して、L20～24農家には男子専従者がいない。男子専従者が2人以上いるのはL1・L2・L9・L12・L13の5戸だけであり、とりわけL3農家以下ではむしろ点在しているにすぎないことに注目したい。

さらに、雇用労働力の状況を見ると、①第23区集落では法人経営として常雇い1人をおいているL1農家を除いて、20～50人程度の雇用を入れている農家と手間替え程度もしくは全く入っていない農家とが経営規模に関係なく混在する。②第1区高台地区では、造園業を営み6853人日の雇用を入れているH1を文字どおりの例外として、H2～H4農家が280～375人日とほぼ1人の専従者に相当する雇用労働力を入れているのに対して、それ以下の農家は100人日以下の雇用を入れるにとどまっている。③第1区下台地区でも、300人日以上の雇用労働力を入れているのはL1・L2・L11の3戸だけであり、110～230人日の雇用をしているのはL3～L15の農家の間の9戸、L16農家以下は25～65人日の雇用にとどまっている。このように男子農業専従者の確保状況・雇用労働の状況でみるかぎり、①第23区集落では男子農業専従者の確保の点で経営規模1390ha/630ha/の2か所で区切ることが可能であり、また②第1区高台地区では男子農業専従者の確保で経営規模536ha/の線、雇用労働力で1125ha/の線で区別され、③第1区下台地区では経営規模872ha/315ha/の2か所で区切ることができる。

以上で検討してきたことを踏まえ、さらに経営耕地規模のまとまりなどを勘案したうえで、3つの「地域」における農民層の階層区分を次のように考えることができる（総括表2-6、2-7、2-8）。①第23区集落では、経営耕地面積20ha以上の農家（S1～S4農家）4戸（13.8%）を『富農』層、10ha以上20ha未満の農家（S5～S18農家）14戸（48.3%）を『中農』上層、3ha以上10ha未満の農家（S19～S28農家）10戸（34.5%）を『中農』下層、3ha未満の農家（S29農家）1戸（3.4%）を『貧農』層とする。また、②第1高台地区では、経営耕地面積14ha以上の農家（H1～H3農家）3戸（23.1%）を『富農』層、5ha以上14ha未満の農家（H4～H10農家）7戸（53.8%）を『中農』上層、3ha以上5ha未満の農家（H11～H12農家）2戸（15.4%）を『中農』下層、3ha未満の農家（H13農家）1戸（7.7%）を『貧農』層とする。さらに、③第1区下台地区では、経営耕地面積7.5ha以上の農家（L1～L2農家）2戸（9.1%）を『富農』層、5ha以上7.5ha未満の農家（L3～L11農家）9戸（40.9%）を『中農』上層、3ha以上5ha未満の農家（L12～L17農家）6戸（27.3%）を『中農』下層、3ha未満の農家（L20～L24農家）3戸（13.6%）を『貧農』層とする（表2-3）。ちなみに①第23区集落の農民を鈴木氏の提起した水稲収穫面積指標で機械的に階層区

表2-3 現在の階層別農家割合

	<第1区>高台地区	下台地区	<第23区>
①「富農」層	14畝以上 23.1%	7.5畝以上 9.1%	20畝以上 13.8%
②「中農」上層	5～14畝 53.8%	5～7.5畝 40.9%	10～20畝 48.3%
③「中農」下層	3～5畝 15.4%	3～5畝 27.3%	3～10畝 34.5%
④「貧農」層	3畝未満 7.7%	3畝未満 13.6%	3畝未満 3.4%

分すると、7ha以上の面積をもつ『富農』層が19戸（67.9%）に、5ha以上7ha未満の『中農』上層が7戸（25%）、3ha以上5ha未満の『中農』下層が1戸（3.6%）となり、他の諸指標とのずれが著しくなる。

(3) 土地移動と農民層分解

そこで次に、この農民の各階層がどのような土地移動を経て現在の経営規模に到達したのか、農民層の動態過程（いわゆる農民層分解）についてみたい（総括表2-9、2-10、2-11）。土地移動の特徴を明らかにするために、二つの分析指標をもちいた。第1は、現在（昭和60年）の経営耕地面積のうちどれくらいの面積が過去15年間に移動（拡大）されたのかを明らかにするために、「変動割合（%）」を指標として設定した。実際には、 $[\text{昭和60年の経営耕地面積}] \div [\text{昭和45年の経営耕地面積}] \times 100 = [\text{変動割合}(\%)]$ として計算した。但し、経営規模縮小農家の場合には、 $[\text{昭和45年の経営耕地面積}] \div [\text{昭和60年の経営耕地面積}] \times 100 = [\text{変動割合}(\%)]$ として計算している。第2の指標は、耕地移動の時期の特徴を明らかにするために、①～⑤の「耕地移動の型」を設定した。①型は、すべての耕地移動が第1次稲作減反期（昭和45～52年）に発生しているタイプである。②型は、耕地移動の多く（2/3以上）が第1次稲作減反期に集中しているタイプである。③型は、第1次稲作減反期と第2次稲作減反期（昭和53～60年）を通じて耕地移動が発生してい

る、いわば偏りの少ないタイプである。④型は、耕地移動の多く（2/3以上）が第2次稲作減反期に集中しているタイプである。⑤型は、すべての耕地移動が第2次稲作減反期に発生しているタイプである。この五つの型のほかに、全く耕地移動のない農家がある。このように第1次稲作減反期と第2次稲作減反期の二つの時期に区分して耕地移動をとらえる意味は、耕地移動の地目の大部分を占める「水田」（転作田を含む）や「畑地に地目転換した水田」に対する農民の見方が大きく変化したと考えられるからである。具体的には、第1次稲作減反期の減反政策に対して農民の多くが「緊急避難的な政策であり、近々撤廃されるもの」と考える傾向があり、水田の価値は引き続き高く評価されていたのに対して、第2次稲作減反政策が実施されると減反政策の撤廃の見通しはほとんどなくなり、変わって「恒常的な転作」に対応した耕地利用がもとめられるようになる。第2次稲作減反期には、水田で必ずしも水稻がつくれる保障はなく、水田の価値そのものが再検討される。実際に、農地（水田）の売買価格を年次別にみると（表2-4）、第1区集落も第23区集落ともに昭和55年に最高価格（第1区＝159万

表2-4 農地（水田）の売買価格

		単位 万円															
昭和	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
第23区	11	14.5	14	20	25	23	31	50	77	31.5	80	50				60	
	14.6	16	15	20	30	29	53	63		80	120					70	
	23	20	17.8	28	33	35		67								78	
			20	36	37	53											78
			30	40	39	55											78
					45	57											78
第1区				55	58											78	
				90												83	
第1区				20	45	18					75	140	120	110			
				40	60						159						
				45													

円、第23区＝120万円）を記録して以降、耕地価格が低下していることは、この問題ともかわって注目されなければならないであろう。

こうした指標をもとに農民各階層の耕地移動の特徴を析出するが、ここではとりわけ規模拡大過程に注目し、『貧農』層および『離農』層の土地売却過程を省略することにする。そこで、まず①第23区集落における耕地移動の特徴をみると（表2-5）、『富農』『中農』に属する28戸のうち23戸（82.1%）が耕地移動を行っているほか（第1区高台地区＝75%、下台地区＝70.6%）、変動割合でも移動農家の73.9%が40%以上の変動をしていること（第1区高台地区＝22.2%、下台地区＝25%）など、この地域における規模拡大競争の激しさを示している。さらに時期の点でも、移動農家の73.9%が第1次稲作減反期を中心に〔①型＋②型〕耕地移動していることから（第1区高台地区＝22.2%、下台地区＝33.3%）、減反政策の比較的に早い時期に規模拡大した農家が現在まで存続していることがわかる。このような〔耕地移動が多く・変動割合が大きく・第1次稲作減反期に集中している〕などの第23区集落における耕地移動の諸特徴は、当然のことながら階層によって異なった傾向を示している。まず変動割合では、『富

表 2 - 5 耕地移動の特徴 (第23区)

型 変動割合	①	②	③	④	⑤	計
80%以上	(1)	—	—	—	—	(1)
60~80%	1	3	1	1	—	6
40~60%	8	—	2	—	1	10
20~40%	1	1	—	—	—	2
20%未満	3	—	—	—	1	4
計	13	4	3	1	2	23
移動ナシ	5					(28)

型 変動割合	『富農』					『中農』上層					『中農』下層				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
80%以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60~80%	—	2	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
40~60%	1	—	1	—	—	6	—	1	—	1	1	—	—	—	—
20~40%	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—
20%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1
計	1	2	1	—	—	8	2	2	1	1	4	—	—	—	1
移動ナシ	—					—					5				

注) 1. 変動割合とは、昭和60年現在の耕地面積のうち、昭和45年から60年までの15年間に増減した農地の割合。(減少の場合は、昭和45年時点の面積を分母とする)

2. 型とは、(耕地移動時期の特徴)

- ① 全ての移動が第1次減反期に発生したタイプ
- ② 多くの " (2/3以上)
- ③ 時期の偏りの少ない移動タイプ
- ④ 多くの移動が第2次減反期に発生したタイプ(2/3以上)
- ⑤ 全ての "

3. 『貧農』層を除く

農』がすべての農家で40%を越えているのに対して、『中農』上層では変動割合が40%未満の農家が28.6%、下層では90%に達しており、上層農家ほど面積のうえでも割合でも大きく耕地規模を拡大してきたことが確認される。移動時期の面でも、『富農』が第1次稲作減反期を中心に第2次稲作減反期にも規模拡大を行う傾向〔②型+③型〕があるのに対して、『中農』下層では〔①型〕(4戸)と〔⑤型〕(1戸)の両極に分離しており、規模拡大=上向していく

ためには第1次稲作減反期における拡大はもとより、第2次稲作減反期にも引き続き拡大しなければならなかったことを示している。

これに対して②第1区高台地区と③第1区下台地区の耕地移動の特徴は、「変動割合が小さく・第2次稲作減反期に集中している」など、①第23区集落とはかなりちがうことが明らかである(表2-6, 2-7)。とりわけ移動時期では第1区高台地区・下台地区ともに、「⑤型」の耕地移動が多く(高台地区=55.5%, 下台地区=58.3%), 第23区集落の『富農』『中農』上層では全く(もしくはほとんど)みられなかった「④型+⑤型」が第1区では多数を占めるなどきわめて特徴的な状況をしめしている。また、第1区高台地区と下台地区とでは

表2-6 耕地移動の特徴(第1区高台地区)

型	①	②	③	④	⑤	計
変動割合						
80%以上	—	—	—	—	—	—
60~80%	—	—	—	—	—	—
40~60%	—	—	—	1	1	2
20~40%	1	—	1	—	1	3
20%未満	1	—	—	—	3	4
計	2	—	1	1	5	9
移動ナシ						(12)

型	『富農』					『中農』上層					『中農』下層				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
変動割合															
80%以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60~80%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40~60%	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
20~40%	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
20%未満	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—
計	—	—	1	1	1	1	—	—	—	4	1	—	—	—	—
移動ナシ	—					2					1				

概して似た傾向をもっているものの、高台地区に比べて下台地区の方が多少変動割合の高い農家が存在する。このように「耕地移動が多く・変動割合が大きく・第1次稲作減反期に集中している」第23区集落における耕地移動の特徴と、「変動割合が小さく・第2次稲作減反期に集中している」第1区集落の特徴とは互いに正反対のものであることがわかる。

表 2-7 耕地移動の特徴（第1区下台地区）

型	①	②	③	④	⑤	計
変動割合						
80%以上	—	—	—	—	—	—
60～80%	(1)	1	—	—	—	2
40～60%	—	1	—	—	—	1
20～40%	1	—	—	1	2	4
20%未満	—	—	—	—	(1) 4	5
計	2	2	—	1	7	12
移動ナシ						(17)

型	『富農』					『中農』上層					『中農』下層				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
変動割合															
80%以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60～80%	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)	—	—	—	—
40～60%	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
20～40%	—	—	—	1	—	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—
20%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	(1)
計	—	1	—	1	—	1	1	—	—	5	(1)	—	—	—	2
移動ナシ	—					2					3				

(4) 経営形態のちがいと土地利用

これまで述べてきた農民の階層区分を指標として、まず各地域（集落）における農家の経営形態および集落全体の土地利用状況の特徴に注目したい。この節（第2節）のはじめで、①第23区集落を典型的な「水田モノカルチャー」型村落、②・③第1区集落を「非モノカルチャー」型村落であると規定した。この規定には、村落の発展構造やそこで営農する農民の意識状況など村落そのものを問い直すより本質的な意義づけが必要であると考え、とりあえず最も特徴的な指標として農家の土地利用・経営形態の分布状況を見ることができる。

そこで、農家の土地利用・経営形態の分布について見ると（表2-8）、①第23区集落では〔水稲+小麦〕の形態をとる農家が最も多く55.2%を占めるほか、水稲を主軸に小麦以外にもビート・小豆・大豆などの畑作物を栽培している〔水稲+畑作〕型の農家が27.6%、水稲だけしか作付けていない〔水稲専作〕型の農家が10.3%と、水稲を経営の中心作物として位置づける農家は全農家の98.1%におよぶ。しかもここで作付けられている小麦や他の畑作物は、田畑

表 2 - 8 経営形態別農家割合

<第1区>高台地区

	造園業	果樹+畑作	馬鈴薯+畑作	水稲+馬鈴薯	水稲専作
①「富農」層	7.7%	15.4%	—	—	—
②「中農」上層	—	—	15.4%	30.8%	7.7%
③「中農」下層	—	—	7.7%	7.7%	—
④「貧農」層	—	—	—	—	7.7%
	7.7%	15.4%	23.1%	38.5%	15.4%

下台地区

	玉葱+畑作	長葱中心	玉葱+長葱	水稲+玉葱	水稲+畑作	玉葱専作
①「富農」層	5%	—	5%	—	—	—
②「中農」上層	—	5%	20%	15%	—	5%
③「中農」下層	—	—	10%	15%	5%	—
④「貧農」層	—	—	—	—	—	15%
	5%	5%	35%	30%	5%	20%

<第23区>

	水稲+畑作	水稲+小麦	水稲専作	小麦+牧草	養豚
①「富農」層	13.8%	—	—	—	—
②「中農」上層	13.8%	34.5%	—	—	—
③「中農」下層	—	20.7%	10.3%	3.4%	—
④「貧農」層	—	—	—	—	3.4%
	27.6%	55.2%	10.3%	3.4%	3.4%

輪換を含む輪作体系の一環として農法上の意味あいから積極的に位置づけられているものではなく、稲作減反政策による転作強制と転作奨励金などの利益誘導によって「半ば捨て作り」的に栽培されている場合が多く（実際に低反収や圃場の固定化という点ではほぼ共通している）、依然として「緊急避難的」作付け対応の結果としてのいわば「水稲専作」型の変形と見ることができる。その意味からも①第23区集落は、典型的な「水田モノカルチャー」型村落といえるであろう。こうした傾向はこの集落でもっとも多数を占める『中農』層（82.8%）に顕著であり、『中農』上層の約7割・『中農』下層の約6割が「水稲+小麦」型に属し、「水稲専作」型の農家（3戸）はすべて『中農』下層に位置している。このように農家の階層区分と経営形態をクロスすると、「水稲+小麦」型（すべて『中農』層に属する）を標準として、より規模の大きな農家では小麦以外にも畑作物を取り入れた「水稲+畑作」型が生れ（『富農』層はすべてこの型である）、他方より規模の小さな農家では転作をまねがれた「水稲専作」型が残り、最下層では「小麦+牧草」という完全な「捨て作り」農家や土地利用をほとんど必要としない「養豚」農家が生まれている。こうした経営形態上の特徴が明らかである。

他方、②第1区高台地区では、[水稻+馬鈴薯]型および[水稻専作]型に属する農家が全体の53.9%を占めるものの、[水稻+馬鈴薯]型農家5戸すべてが水稻・馬鈴薯のほかにも小豆・小麦（もしくはスイートコーン）を作付けており、[水稻専作]型の変形とは考えられない。事実、水稻作付面積が7割を越えている農家は全農家の23.1%、5割以上の農家でも30.8%にすぎない。このように第1区高台地区は、「水田モノカルチャー」型とは明確にことなる構造をもつ。この水稻に代って大きな比重を占めるのが、馬鈴薯（種子馬鈴薯）である。しかし、馬鈴薯をなんらかの形で栽培している農家が全農家の69.2%を占めるものの、連作障害を防ぐために小麦・小豆などの輪作を組む必要があることから、作付面積割合が著しく多くなることは少ない（4割以上を占める農家は23.1%にすぎない）。こうした作付動向を農家の階層区分とクロスすると、大きく次のように把握することができる。基本的に『中農』層に属する農家はほぼ共通に馬鈴薯を導入しており（約9割の農家）、[馬鈴薯+畑作]型もしくは[水稻+馬鈴薯]型に属している。これより面積の大きな『富農』層は、小豆・馬鈴薯・かぼちゃ・小麦などを栽培しつつも果樹に中心をおいているか、もしくは造園業に転換した準農家である。他方、『貧農』層に属する1戸と『中農』上層の1戸が[水稻専作]型をとっている。このように第1区高台地区は、馬鈴薯と水稻が基幹作物の位置を占めつつも作付面積の偏りが少なく、いわゆるモノカルチャー化をしていないといえる。

同様に③第1区下台地区でも、水稻作付農家が全体の45%を占めるにすぎず、水稻作付面積が7割を越えている農家は全農家の15%、5割以上の農家でも20%と水稻への依存度はさらに小さい。この水稻によるモノカルチャー化を避けている反面、玉葱への依存度はかなり大きくなっている。全農家の95%が玉葱を作付けており、作付面積が7割を越えている農家が60%を占め、[玉葱専作]農家が20%も存在する。このように一見、玉葱モノカルチャー化しているようにおもわれる経営形態の偏りを、ある意味で矯正しているのが水稻とならぶ長葱の作付けである。実際に、『中農』層に属する15戸のうち12戸（80%）が[玉葱+長葱]型もしくは[水稻+玉葱]型であり、[玉葱専作]型のほとんど（75%）はさらに規模の小さな『貧農』層に属する（逆に見れば、『貧農』層がすべて[玉葱専作]型であることに注目すべきであろう）。他方、『富農』層に属する2戸の農家はそれぞれ、[玉葱+長葱]型と[玉葱+畑作]型（玉葱・小麦・小豆・リンゴ・大豆）をとっている。しかし、[専作]が少なく玉葱モノカルチャー化は避けられているが、水稻・玉葱・長葱の3作物間の有機的繋がりはほとんどなく、馬鈴薯・小麦・小豆の関係のように輪作体系を作るまでに至っていない。ここに第1区高台地区とは異なる下台地区の特徴が現れている。とはいえ、第23区集落の示す「水田モノカルチャー」型に対して、第1区の2地区は基本的に「非モノカルチャー」型であると言えるであろう。

(5) 農家経済の状況

農林業センサスなどの政府統計において「農家の経営形態」の指標として使われるのが、「単一経営」および「複合経営」の区分である。たとえば「農林業センサス・農家調査報告書」では、「単一経営」は「1つの部門の販売額が総販売額の80%以上を占める部門を有するもの」であり、「複合経営」を「農産物総販売額の80%以上を占める部門がないもの」とし、そのうち「1つの部門の販売額が総販売額の60~80%を占めるもの」を「準単一複合経営」と呼んで

いる。そこでここでは、地域に畜産経営がほとんどないという特徴を踏まえて、「水稻（販売）収入が総農業収入の80%以上を占める農家」を「稲単一経営農家」, 「水稻（販売）収入が総農業収入の60~80%を占める農家」を「準稲単一経営農家」と呼んで、水稻への依存度を明らかにしたい（表2-9）。①第23区集落では、回答農家（水稻作付農家の85.7%が回答）の50

表2-9 農業収入に占める水稻収入の割合

<第1区>高台地区

	80%以上	60~80%	40~60%	20~40%	20%未満	
①「富農」層	—	—	—	—	—	—
②「中農」上層	1	—	—	2	—	5
③「中農」下層	—	—	1	—	—	2
④「貧農」層	—	—	—	—	—	1

下台地区

	80%以上	60~80%	40~60%	20~40%	20%未満	
①「富農」層	—	—	—	—	—	—
②「中農」上層	—	1	—	—	1	4
③「中農」下層	—	1	1	—	2	5
④「貧農」層	—	—	—	—	—	—

<第23区>

	80%以上	60~80%	40~60%	20~40%	20%未満	
①「富農」層	—	1	2	—	—	4
②「中農」上層	8	5	—	—	—	14
③「中農」下層	4	3	—	1	—	10
④「貧農」層	—	—	—	—	—	—

%が「稲単一経営農家」であり、「準稲単一経営農家」を含めると全体の87.5%を占める。これに対して、②第1区高台地区の回答農家（水稻作付農家の50%が回答）のうち「稲単一経営農家」にあたるのはわずかに1戸にすぎず、③第1区下台地区の回答農家（水稻作付農家の66.7%が回答）には「稲単一経営農家」が存在せず、「準稲単一経営農家」が2戸あるにすぎない。このように回答率による農家の偏りを考慮しても、第23区集落の農家の多くが経済的にも大きく水稻収入に依存しているのに対して、第1区集落の農家の水稻収入への依存度が概して低いことがおおよそ理解できる。しかも、両集落ともに水稻への依存度に関しては、階層による差が認められないことを付記しておきたい。

次いで農業所得による家計費の充足率をみると、農家聞き取り調査による回答農家率が①第23区集落=41.4%、②第1区高台地区=46.2%、③第1区下台地区=33.3%と低いことを前提としたうえで、農家の階層区分を使って次のような傾向を読みとることができる（表2-10）。前記のように、①第23区集落の結果からは農家の階層性を読みとることはできない。事実、もっとも多くの農家が集中している300%以上層および200~300%層にはそれぞれ、前者

表 2-10 農業所得による家計費の充足率

<第1区>高台地区

	300%以上	200~300%	100~200%	50~100%	50%未満	
①「富農」層	—	1	—	—	—	3
②「中農」上層	—	1	2	—	—	7
③「中農」下層	—	—	1	—	—	2
④「貧農」層	—	—	—	1	—	1

下台地区

	300%以上	200~300%	100~200%	50~100%	50%未満	
①「富農」層	1	—	—	—	—	2
②「中農」上層	—	2	1	—	—	9
③「中農」下層	—	—	1	2	—	6
④「貧農」層	—	—	—	1	—	3

<第23区>

	300%以上	200~300%	100~200%	50~100%	50%未満	
①「富農」層	2	1	—	—	—	4
②「中農」上層	3	3	1	—	—	14
③「中農」下層	—	2	—	—	—	10
④「貧農」層	—	—	—	—	—	1

に『富農』層・『中農』上層農家が、後者に『富農』層・『中農』上層・『中農』下層農家（『貧農』層は未回答）のすべての階層が存在しており、ここから階層差を見いだすことは困難である。これに対して第1区集落の場合には、経営規模の大きさと家計費の充足率とのあいだに多少の比例関係が認められる。②第1区高台地区では、200~300%層に『富農』層・『中農』上層農家が、100~200%層に『中農』上層・『中農』下層農家が、50~100%層に『貧農』層農家がそれぞれ対応している。また③第1区下台地区では、300%以上層に『富農』層農家が、200~300%層に『中農』上層農家が、100~200%層に『中農』上層・『中農』下層農家が、50~100%層に『中農』下層・『貧農』層農家がそれぞれ対応している。こうした第23区集落と第1区集落における階層区分との対応関係のちがいの背景として、第23区集落の回答農家で見るかぎり家計費の充足率が非常に高い水準（200%以上が9割を越える）にあるという事実に注目する必要がある。こうした傾向が果たして「水田モノカルチャー」化の結果（もしくは成果）と云うものかどうかは、回答率の引き上げや「農業所得」「家計費」概念の検討が必要であり、この分析結果から即断することはできない。しかし、「水田モノカルチャー」化に代表される経営の単純化＝「効率化」が、単年度の所得率を高めるうえで有利に作用するのではないかという仮説を立てることは可能であり、しかも長期的・地域的にみても農家の所得率を向上させるという保証はなく（むしろ経営の複合化・集約化のメリットを重視する必要があると筆者は考えるが）、この問題は今後とも検討すべき課題であろう。

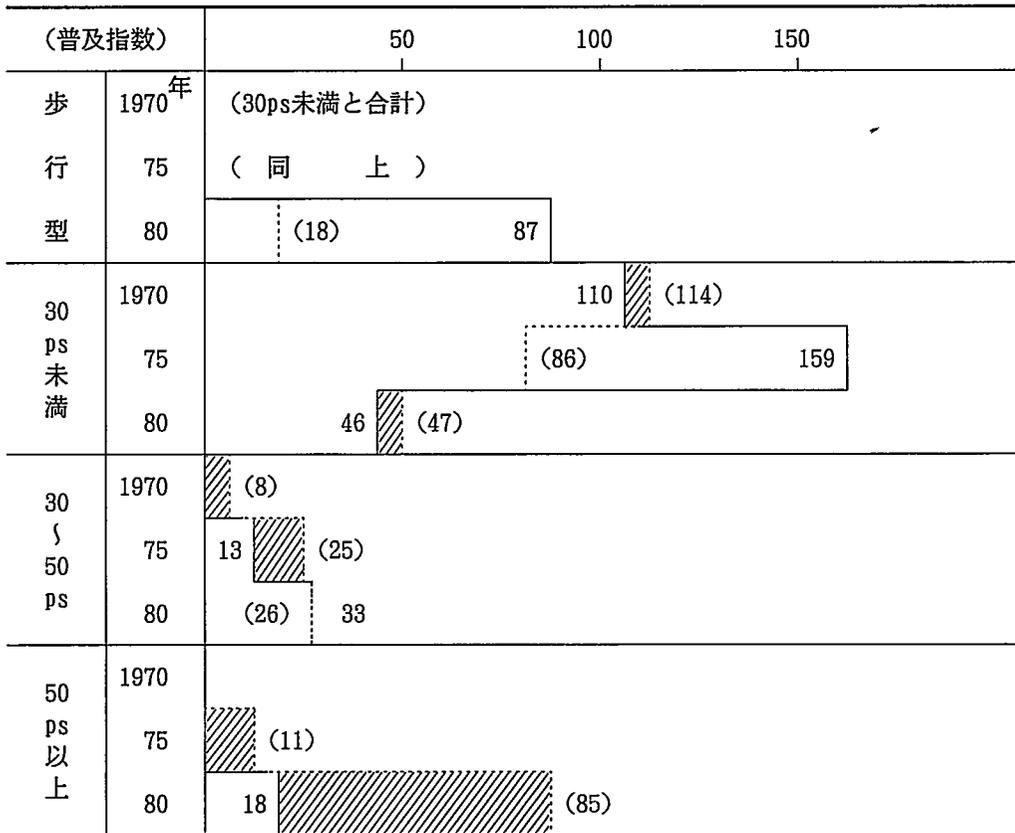
(6) 農業機械化の状況

農業生産力を向上させると同時に、農家経営を大きく圧迫する可能性のあるものとして、①経営耕地規模拡大のための土地購入（土地集積）、②農業機械の大型化にともなう機械投資費用の増大（生産手段の集積）、の二要因が考えられる。とりわけ、農業機械の大型化が農家諸階層にどのように波及しているのかという課題は、農業生産力の経営・地域における到達点を把握し、農民的技術の発展可能性を考えるうえでも重要である。そこで、まず第1区集落と第23区集落とを農業機械化の進展度合という観点から、基本的な動力機械としての「トラクター・耕耘機」と機械体系がほぼ完成している「水田用作業機」について比較したい。1970年代に日本農業は中・大型機械化「一貫」体系段階に突入したといわれている。そのなかで大型化を端的に示しているのが、トラクターの馬力のアップである（表2-11）。とりわけ①第23区集落では、80年に農家100戸につき85台の割合で50ps以上のトラクターが普及し、85年頃には50%近くの農家に70ps以上のトラクターが導入されているなど、大型化が著しい。これに対して、②③第1区集落におけるトラクターの大型化は遅れており、80年時点で50ps以上のトラクターは農家100戸につき18台の割合（第23区集落のほぼ1/5）で普及しているにすぎず、85年頃でも普及の中心が30～50psにある。ちなみに、1984～85年の馬力別トラクターの普及率を比較すると、30ps未満＝第23区（34%）<第1区（39%）、30～50ps＝第23区（28%）<第1区（48%）、50～70ps＝第23区（34%）>第1区（18%）、70～90ps＝第23区（45%）>第1区（12%）、90ps以上＝第23区（7%）>第1区（3%）となり、30～50psをピークとする②③第1区集落と70～90psをピークとする①第23区集落との農業機械の大型化水準のちがいは明瞭である。

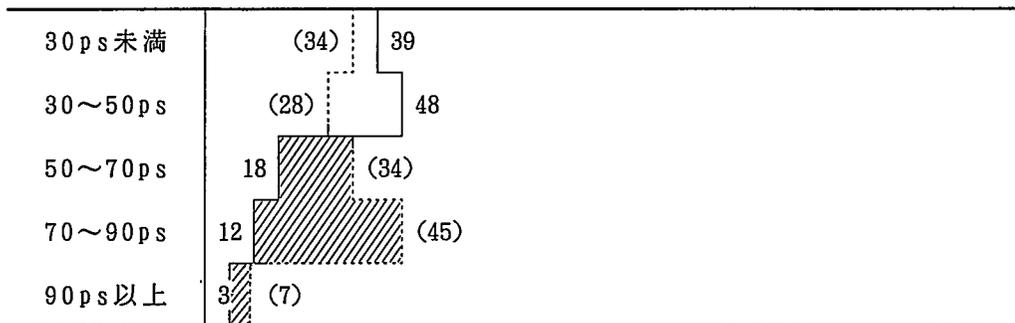
次に農業機械の体系化の水準をみるために、水田用作業機の普及状況を比較したい（表2-12）。まず、水田用作業機がどのような「跛行性」をもって体系化されてきたのかを確認するために、作業機の普及順序を模式化すると次のようになる。1970年以前＝「動力防除機」の普及→1970年代前半＝「バインダー」「乾燥機」の普及→1970年代後半＝「田植機」「コンバイン」の普及。これを水稲栽培の作業過程に置き換えてみると、1970年以前＝除草・病虫害防除過程（夏作業）の機械化→1970年代前半＝収穫過程の一部（刈り取り作業）・乾燥過程（秋作業）の機械化→1970年代後半＝収穫過程（秋作業）の完全機械化と移植過程（春作業）の機械化となり、トンネル・ハウスによる育苗過程の施設化も考え合せると、機械化・施設化されていないのは水・肥料の管理過程だけになる。こうした機械体系の形成を前提として両集落の水田用作業機の普及状況を比較すると、水田を持っている農家を分母とする「普及指数」に大きな開きがあることがわかる。例えば、もっとも機械化の遅れた移植過程をみると、①第23区集落では1975年にすでに「田植機」の普及指数が43に達し、80年には94を記録しているのに対して、②③第1区集落では80年によく31の普及指数を示しているにすぎない。また収穫過程でも、①第23区集落で1975年をピークにバインダーの普及指数が80年には減少し、代って「自脱型コンバイン」の普及指数が80年に94を示しているのに対して、②③第1区集落では70年代の後半に入ってもバインダーの普及指数が上昇し（それでも57にすぎないが）、80年の「自脱型コンバイン」の普及指数は20にすぎない。このように機械化体系の空白を埋める作業機の導

表 2-11 農業機械の普及率の比較 I (トラクター・耕耘機)

実線・第1区
点線・第23区



1984~85年の普及率



※① 普及指数 = 台数 ÷ 農家戸数

② 1970, 75, 80年の数字は「農林業センサス・集落カード」より作成 (普及指数)
1984~85年の数字は「農家聞き取り調査票」より作成 (普及率)

表 2 - 12 農業機械の普及率の比較 II (水田用作業機)

(普及指数)		50	100	150
動力 防除 機	1970年		(69)	154
	75		77	(154)
	80		(61)	94
田 植 機	1970	(2)		
	75		(43)	
	80	31		(94)
バイ ン ダ ー	1970	7	(37)	
	75		41	(86)
	80		57	(61)
自 脱 型 コ イ バ イ ン	1970	(2)		
	75	5	(9)	
	80	20		(94)
普通型 コンバイン	1980	3	(19)	
米 麦 用 乾 燥 機	1970		41	(80)
	75		41	(143)
	80		54	(161)

※普及指数=台数÷水田をもっている農家数

参 考

馬	1970年	(33)	53
	75	(8)	11
	80	(8)	

入において、②③第1区集落は大きく立ち遅れていることがわかる。

①第23区集落に対する②③第1区集落での農業機械の体系化・大型化の遅れは、農家階層別に馬力別トラクターの導入台数をみることで、その原因をより一層明らかにすることができる(表2-13)。すなわち、①第23区集落では「富農」←「中農」上層←「中農」下層←「貧農」

表2-13 馬力別トラクターの台数

<第1区>高台地区

	90ps以上	70~90ps	50~70ps	30~50ps	30ps未満	
①「富農」層	—	—	4	5	3	12
②「中農」上層	—	2	2	4	3	11
③「中農」下層	—	—	—	1	3	4
④「貧農」層	—	—	—	—	1	1

下台地区

	90ps以上	70~90ps	50~70ps	30~50ps	30ps未満	
①「富農」層	—	—	2	1	2	5
②「中農」上層	1	2	1	6	3	13
③「中農」下層	—	—	—	3	1	5
④「貧農」層	—	—	—	—	—	—

<第23区>高台地区

	90ps以上	70~90ps	50~70ps	30~50ps	30ps未満	
①「富農」層	1	2	2	1	—	6
②「中農」上層	1	8	9	4	2	24
③「中農」下層	—	4	3	3	7	27
④「貧農」層	—	—	—	—	1	1

とトラクターの高馬力化が経営規模階層に対応しているのに対して、第1区集落では②高台地区も③下台地区もともに「中農」上層における高馬力化がもっとも進み、「富農」層および「中農」下層における大型化の遅れが目立っている。なぜ、このように②③第1区集落でのトラクターの大型化において「富農」層と「中農」上層とが逆転しているのか、その理由は経営形態の相違とともに農業労働力利用の状況から判断せざるをえない。

(7) 農業労働力の充足状況

農業労働力の充足状況が農民諸階層の区分において大きな意味をもっていることは、その古典的な区分方法を引き合いに出すまでもなく、「後継者問題」「労働問題」などとして現実の農家経営に深刻な影響を与えていることから想像される。

そこで、まず家族専従者の年齢別構成を農家階層別に区分して分析すると、次のようなことがいえる(表2-14)。①第23区集落では、『富農』層(4戸)と『中農』上層(14戸)とが男女とも20才以上60才未満の家族専従者に集中している(男性23名・女性20名)のに対して、『中農』下層(10戸)の家族専従者のなかに60才以上の者が入り(男性1名・女性3名)、さらに『貧農』層(1戸)には60才以上の家族専従者しかいない(男女各1名)という、経営規模の小さな農家ほど家族農業専従者が高齢化する傾向が明確に読みとれる。他方、②第1区高台地区では、『中農』上層(7戸)に60才以上の家族専従者(男性2名)がいる以外は、『富

表2-14 家族農業専従者の年齢別構成

<第1区>高台地区

=男性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	—	2	—	—	3
②「中農」上層	2	4	4	—	10
③「中農」下層	—	—	—	—	—
④「貧農」層	—	—	—	—	—

=女性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	—	2	—	—	2
②「中農」上層	—	4	2	—	6
③「中農」下層	—	2	—	—	2
④「貧農」層	—	1	—	—	1

下台地区

=男性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	1	1	3	—	5
②「中農」上層	2	7	2	—	10
③「中農」下層	3	3	2	—	8
④「貧農」層	1	—	—	—	1

=女性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	1	1	—	—	2
②「中農」上層	—	6	3	—	9
③「中農」下層	2	4	—	—	6
④「貧農」層	1	—	—	—	1

<第23区>

=男性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	—	2	3	—	5
②「中農」上層	—	9	9	—	18
③「中農」下層	1	5	4	—	10
④「貧農」層	1	—	—	—	1

=女性=	60才以上	40~60才	20~40才	20才未満	
①「富農」層	—	2	3	—	5
②「中農」上層	—	7	8	—	15
③「中農」下層	3	4	3	—	10
④「貧農」層	1	—	—	—	1

農』層（3戸）・『中農』下層（2戸）・『貧農』層（1戸）の家族専従者がすべて20才以上60才未満の枠内にはいる（男性3名・女性5名）など、経営規模にほとんど関係なく20才以上60才未満の家族農業専従者が存在するという特徴がある。③第1区下台地区でも『貧農』（3戸）において60才以上の家族専従者しかいない（男女各1名）という事実を含め、『富農』（2戸）・『中農』上層（9戸）・『中農』下層（6戸）がともに家族専従者のなかに60才以上の者が入り（男性5名・女性3名）、高台地区より家族農業専従者の高齢化がすすんでいるという傾向を掴むことができる。このように家族農業専従者の年齢別構成を見る限り、経営規模による家族専従者の年齢格差がほとんどなく40才以上60才未満に集中している（全専従者の2/3）②第1区高台地区に対して、経営規模による年齢構成の格差が明確な（下層ほど高齢化している）①第23区集落や、経営規模による差が存在しつつも高齢化が進行している（全専従者の20%弱）③第1区下台地区と、それぞれの集落の特徴をみることができる。とはいえ、もう一方で20才未満の専従者がどの集落にも存在しないことを前提としつつも、20才以上40才未満の比較的若い家族専従者の確保がもっともすすんでいる②第23区集落（全専従者の約46%）に対して、③第1区下台地区（全専従者の約24%）と②第1区高台地区（全専従者の約26%）の確保が遅れていることにも注目する必要がある。

次に、雇用労働力延べ人数別農家戸数を農家階層によって区分してみると（表2-15）、各集落とも経営規模の大きさと雇用労働力数とのあいだにはほぼ対応関係があり階層間格差がみられるものの、①第23区集落に比べて②第1区高台地区・③第1区下台地区がともにより多くの雇用労働力を必要としていることがわかる。たとえば、もっとも雇用労働力を必要とする『富農』層を比較すると、②・③第1区集落の4/5戸が300人以上の雇用をしているのに対して、①第23区集落には300人日以上の雇用はなく、100人日以上300人日未満に2戸・30人日以上50人日未満に2戸存在するにすぎない。また『中農』層についてみても、②・③第1区集落の約54%が100人日以上の雇用をし、50人日以上の雇用は約79%に達しているのに対して、①第23区集落では92%弱が50人日未満の雇用しかしていない。こうした①第23区集落と②・③第1区集落との雇用労働力数の差は、先にみた作付形態の差を基礎とした機械化の進展度合の差に由来すると考えられるが、いずれにせよ雇用労働力数に階層間格差があって農民階層の指

表2-15 雇用労働力延べ人数別農家戸数

<第1区>高台地区

(人日)	300以上	150~300	100~150	50~100	30~50	30未満	
①「富農」層	2	1	—	—	—	—	3
②「中農」上層	1	—	1	2	1	2	7
③「中農」下層	—	—	—	1	—	—	2
④「貧農」層	—	—	—	—	1	—	1

下台地区

(人日)	300以上	150~300	100~150	50~100	30~50	30未満	
①「富農」層	2	—	—	—	—	—	2
②「中農」上層	1	5	1	1	—	1	9
③「中農」下層	—	1	2	2	1	—	6
④「貧農」層	—	—	—	2	—	1	3

<第23区>

(人日)	300以上	150~300	100~150	50~100	30~50	30未満	
①「富農」層	—	1	1	—	2	—	4
②「中農」上層	—	—	—	1	4	9	14
③「中農」下層	—	—	—	1	1	8	10
④「貧農」層	—	—	—	—	—	1	1

標として大きな意味をもっていることに注目する必要がある。

3. 農民的技術の発展と地域農業史—第1区集落における農民的技術の展開—

(1) 開拓初期農業における二つの作業体系

前節において「非モノカルチャー」型村落であると規定した第1区集落に注目し、作付形態の多様化という独自の対応が生れる歴史的な背景について考察したい。つまり、第1区集落の「地域農業史」を縦軸にして、本章のキー概念である「農民的技術」が農民諸階層という横軸のなかでどのように形成・発展してきたのかを、具体的に明らかにしたいという意図によるものである。

長沼町の地形は、馬追丘陵につづく傾斜地・台地（丘陵部）と、かつて原始林・熊笹におおわれていた原野・草原の低湿地（低地部）とに大別することができる。石狩川中流域に位置する空知支庁管内の各市町村（長沼町も含まれる）の開拓は明治20年前後から開始され、最初は山寄りの扇状地などの小高い乾いたところ（丘陵部）に入植することから始まり、次第に水田づくりが行われるようになって川に接している低湿地（低地部）にも開拓の手が広がっていった。とはいえ、こうした低湿地が河川の氾濫原にあたり、肥沃な農地としての一面をもつこと

は明らかである。内地（北海道以外の国内）から多数の開拓移民が入植してくる以前に定住していたアイヌ民族が、すでに明治16年頃にはこの長沼町内の低湿地帯において農業を行っていたという記録が残されている。彼らはこの一帯を「トツタベツ（農耕）」とよび、河川の氾濫原の原生的地力を利用した自給的農業を行っていた。とはいえ、アイヌ民族による開墾は極めて限られた範囲のものであり、明治20年以降の内地からの開拓移民の入植が長沼町の開拓を飛躍的にすすめた。道庁による馬追原野・夕張川一帯の調査報告を耳にした吉川鉄之介（長沼町の開拓先駆者）が明治20年に入植したのを受けて、明治22年には青森県人工藤勘太郎（第1区集落の開拓先駆者）が第1区集落の開墾を開始している。第1区集落での開拓の特徴は、工藤勘太郎が入植の前年（明治21年）1年間を吉川鉄之介のところで過ごしたように、「先入地者を頼り、ここに草鞋を脱ぐという単独移民が殆んどで、他に見られる様な農場、又は団体的な移民は全く無い」ことである。

こうした内地からの開拓移民による開墾を契機に急速にすすめられた北海道の開拓初期の農業は、一般移民を担い手とする内地の在来農具を利用した「手耕手刈」作業体系と、基本的に欧米農法に依拠した大農場経営で採用されたアメリカ式畜力作業体系という、全く異なった二つの技術体系が並存するという形をとっていた。この点を農具の装備について対比してみると、次のようにその格差は歴然としている。まず、一般移民による「手耕手刈」作業体系の農具装備を推定させるものとして、明治7年に制定された「移民農民給与更生規則」に基づいて開拓使から農民に給与された農具をみると、鋤3・鎌2・山刀1・鋸1・鐮1・鋤1・砥1というものであった。これとは対照的に、北長沼に約600町歩の大農場を経営していた平田農場の主な農具装備をみると、再墾犁3・把撈2・ホールスロー2・ショウブル犁1・点播器1・レーキ類7・ホー類10など、農具の主力は圧倒的に欧米式の大型農具であり、器械資本の総額は30万2310円（米1俵約3円60銭）にも達していた。しかしながら、こうした明白な技術的優位にもかかわらずこれらの大農場経営は、労働力不足・交通運搬の不便・土地条件の整備に多額の投資を必要としたなどの理由から、ことごとく解体して小作制農場へと再編される。つまり、アメリカ式畜力作業体系は定着せずに解体し、内地の在来農具による「手耕手刈」作業体系の中に部分的に吸収されることによって、北海道農法の「畜耕手刈」作業体系の形成を促したと見ることができる。そして、この北海道農法こそが、明治末期に確立する①「畜耕手刈」作業体系を基礎に②原生的地力に依拠した無肥料連作③作物・品種選定における寒冷地対応などを特徴に、北海道農業の原型をなすものである。

(2) 商業的農業の発展と北海道農法の再編

北海道農法は別名「プラウ農法」とも呼ばれて、プラウ耕の実施を特徴としている。しかしながら、プラウ耕にみられるような畜力農機具の使用は、プラウ・ハローによる耕耘・整地作業、カルチベーターによる除草作業などきわめて限られた部分で行われたにすぎず、管理・収穫作業などの部分は依然として手作業のままであった。それゆえ北海道農法は、内地の在来農法とも欧米の畜力農法とも異なる、「畜耕手刈」作業体系という特異な形態をとっていた。このプラウ農法＝「畜耕手刈」作業体系の確立は、農地の外延的拡大を急速に進め、北海道における辺境条件の喪失をもたらす。この辺境の喪失と第1次世界大戦後の商業的農業の発展が、

経営内における地力維持機構の形成を促し、「無肥料連作」という北海道農法の性格を変容させた。いわば北海道農法の再編がここに進行するのであり、その過程を第1区集落における商業的農業の発展（商品作物の栽培）状況に即して明らかにしたい（表2-16）。

商品作物としてもっとも早くから栽培されていたのは、[菜種]であった。菜種は比較的に古くから油脂原料として、自給生産段階の開拓期農業の換金作物として重要な位置を占めていた。さらに、原始林での焼畑農業を行なううえで開墾地に強く播種・脱穀が容易であるという特性が、菜種の栽培をより一層拡大するのに役立ったと考えられる。そのほかにも、大豆間作が可能であるため大豆栽培とセットで普及したことや、戦時中の栽培奨励などによって、全盛期には第1区集落の全耕地面積の30%を占めるまでに比重を高めたといわれている。

次いで明治30年に亜麻製綿工場が栗山（当時の栗沢村）にできたのを契機に、急速に[亜麻]栽培が普及・拡大していった。この亜麻は当時としては珍しく安定した換金作物であったため農家による乱作状況が生じ、工場側が価格の引き下げを図ろうとして農民の反対にあったという逸話が残されている。とはいえ亜麻栽培の魅力は換金性に尽きるものではなく、クローバーの混種による地力の増進効果や秋蒔小麦・菜種の前作として位置づくなど、農法上のメリットがあったことを忘れてはならない。

菜種や亜麻から20年程遅れて、第1次世界大戦後の砂糖不足・価格高騰による製糖工場の増加を背景として、[甜菜]の栽培が増加した。甜菜（ビート）は寒地作物として耐寒性に優れているほか、麦類・豆類との組み合わせによる輪作（地力維持）効果があり、農家が栽培するうえでの利点は多かった。さらに道庁もこれらの条件から甜菜栽培の指導・奨励に努め、運搬費・農機具費の助成を行っていた。第1区集落では、早くから[N氏]や[L4祖父]らの試作をもとに夕張川沿岸で多く作付され、直播で1万斤の収穫を記録し、「全道一」との折り紙がつけられたといわれている。

第1次世界大戦の影響は、畑作物（特に青豌豆・菜豆・馬鈴薯・亜麻）の価格の高騰を引き起こしたため、農村経済を自給生産から商業的農業へ急速に発展させる原因となった。この時期に新たに普及した菜種・亜麻・甜菜などの商品作物に共通する特徴は、価格の高騰という市場条件はもとより、地力維持効果に優れ、麦類・豆類などの主要作物と組み合わせることによって輪作を可能にする作物であるということである。ここに、第1次世界大戦後の北海道農法の再編を特徴づける地力維持視点の発生、地力収奪型農業から地力維持・輪作型農業への転換をみいだすことができる。

(3) 再編後北海道農法と農民的技術の助成

第1次世界大戦後の北海道農法の再編は、またアメリカ型農法からヨーロッパ小農型農法への転換としても特徴づけられている。それは、大正末期の北海道庁の四大農業政策（①有畜農業の奨励②農産工業の助成③組合事業の発展④販路の拡張）に端的に示されているように、ドイツ農業及びデンマーク農業の思想・技術の導入を意味するものであった。とりわけ作付方式＝輪作化の面での進歩が見られ、クローバー間混作を中心とする雑草防除法および長期輪作化の志向となって現れている。つまり、旧来の北海道農法にみられた「粟（または芋）・麦・豆」に代表される短期輪作に対して、再編後の北海道農法では家畜と結びついたクローバー間

表 2-16 造田ブーム以前（昭和38年以前）の農業技術

作物	農 業 技 術 と 作 付 動 向		
水 稲	明治28年、漢流を利用して H18の祖父、L17の祖父が水稻を試作。 ※（明治44年長沼土功組合の水路完成 しかし、揚水困難と希望者少数で見送り。）	電気の導入による地下水の汲上げで低地帯での開田が進む。 L1の父が「ポンプ打込の技術が達人な人」であったことから、 L1の父とL4の祖父はか2戸が地下揚水による開田。	
甜 菜	早くから、N氏とL4祖父らが試作。 夕張川沿岸（下谷地区）で多く作付される。 （第1次大戦後の砂糖の不足と高騰。耐寒性・輪作による地力維持。 道の助成策）	全道一の折紙（高収量）	戦後K氏が2haも耕作した。その後、貿易自由化による輸入糖の増加、造田ブーム、他作物に比べての低価格により激減。
菜 種	開拓当初から、 播種・脱穀が容易で、夏場の換金に魅力があり作付された。 大豆の間作が可能なため、全盛時代には耕作面積の30%を占める。	昭和27～28年 L2の父が「三本ローラー」型の脱穀器を考案。 広範に利用される。	その後、貿易の自由化にともない、大豆とともに昭和40年を境に消滅。
亜 麻	長沼・由仁地方が適地と認められ、 明治29年、栗山に製綿工業が建設される。	L6の祖父を総代として栽培拡大。 第1次大戦時の軍需、クローバーの混種による地力増進 秋小麦・菜種の前作とし、夏場の換金作物として作られた。	戦後の科学繊維の発達により、 昭和40年、栗山の製綿工場閉鎖。消滅。
種 子 馬 令 薯	昭和15年頃 H7の父を中心に作付開始。 逐次全村に作付拡大	昭和17年、長沼村馬令薯採種組合の設立。 昭和19、20年には4万俵を販売。「畑作物の王者」とうたわれる。 戦中 <品種>男爵 → 紅丸（多収品種） → 男爵・紅丸・ケベック・農林1号	昭和25年、北長沼馬令薯採種組合の設立。 H7の父活躍・海外へのサンプル輸出。 昭和35年 → マークインの栽培指導に指定
麦 類	開拓当初から、 焼畑跡地に散播が容易で食料として作付された。	小麦は、麦穂の燻蒸を行なう面倒さもあったが、 食糧不足時代にはかなり作付が伸びた。	その後、食糧安定期に入るや、激減。
豆 類	早くから作られた。 とりわけ小豆は、大正9年の第1次大戦で高騰。豆類の作付拡大。	しかし、その後の暴落や虫害などで減反。	
食 用 百 合	部落のH氏が多度志百合の試作に成功。 （新型の農具を使用） → 「H百合」の名声が高く逐次沖積地帯へ拡大。	昭和11年、（長沼村）百合出荷組合を設立。（L9の父、L12の父らが中心） しかし、第2次大戦中、戦後の貧乏増産と価格変動のため激減。 （安定期に入っても、ウィルス病害防止のための技術が高難度であるため、 作付は一部に限定）	
ア ス バ ガ ラ ス	長沼町内で最も早くから作付。 沖積土地帯のL18の父・L9の父・L4の祖父ら数名が栽培（ホワイトアスパラ）。 （苗立から収穫まで3年も要すること、手間の割に価格が低かったため伸びず）	L12の父がアスパラ耕作組合を設立。 昭和15年、中国山東省に指導員として渡る 昭和34年、長沼町アスパラ耕作組合設立。	昭和39年頃、造田ブームと相対的低価格を原因に 逐次廃耕。
除 虫 菊	大正10年頃より栽培開始。 （乾燥地を好むため高台地区で大面積栽培、また一年植付すると数年無肥料のため拡大）	大正14年、上長沼除虫菊組合設立。	その後、輸入菊と競合するようになり、価格も暴落し、逐次作付減少。
ミ ヨ モ ギ	（支那事変による駆虫薬サントニンの輸入ストップ） 昭和16年、I氏が試作、つづいてL4の祖父らが耕作。	昭和24年頃 本格的に普及。	昭和31年頃 K氏が「さし木増殖」に成功。 （低コストを実現） その後、 化学医薬品の進歩にともない、 昭和39年を最後に消滅。
玉 ネ ギ	当部落が「玉ネギの発生の地」とも言える。 明治38年、当部落のN氏らが、札幌丘珠より種子をとりよせ、 試験栽培に成功。 その後、逐次夕張川沿岸の沖積土地帯に拡大、販売に苦勞。	昭和10年、U氏が「苗植に依る移植」に成功。 （北海道産葉質敵害の受賞） L1の父を中心に玉ネギ親交会を設立。 直播→一部移植型	昭和37年、L1の父がビニールハウス育苗を開始。 昭和40年頃、L1の圃場で玉ネギの品種比較試験・除草試験の実施。 （玉ネギの生産熱高まる） 昭和41年、長沼町玉ネギ振興会の設立（L13が会長に就任） 南空知玉ネギ振興会の結成
長 ネ ギ	長ネギは、冷湿害に強く、栽培容易で沖積土壌適地のため、自家野菜として栽培。 【販売野菜としての長ネギは、昭和30年代に栗山の育果】 商の背によって、苦小救の朝市に出荷された。 ハウレン草採種（7月下旬）の後作。	昭和34年頃、札幌の仲買業者が青田買い方式。 昭和36年、部落のK氏が札幌への生産者出荷を開始。	昭和38年、 L1・L7ら共同育苗ハウス建設（町助成）
ゴ ボ ウ	昭和17～40年頃 部落の主作物となる。	ゴボウ専業経営の存在 I氏ら2ha規模の作付。	昭和39年以後、開田ブームと掘り取り労力の問題などで減少。
サ サ イ 草	夕張川沿岸で多く作付。（採種栽培併用出荷、商人依存）		昭和38年頃、自家用車の普及による市場出荷、年3作・他作物の前作。

混作による地力補給および犁耕の改良による雑草防除機能を重視した作付交代の導入が行われた。*注12

こうした作付方式＝輪作化の進展にもなって畜力機械化が急速にすすめられ、プラウの大型化・碎土の徹底・除草ハロー及び三畦カルチベーターの普及・脱穀調整の動力機械化の進展など、「畜耕手刈」作業体系そのものにも大きな変化が起こってきた。しかし、この時期にすすめられた「畜耕手刈」作業体系の改善は、戦後の構造農政下ですすめられた機械化・施設化における「画一性」とは対照的に、地域的・経営的な特性を前提としたきわめて「多様」なものであった。それゆえ、こうした農業技術に対する農民の改良が随所にみられ、独自の農機具の開発・栽培方法の工夫が行われた。まず独自の農機具の開発という点でみると、長沼町内でも昭和10年頃に農鍛冶屋が動力脱穀機を改良して二つの機種をつくりだしていることがわかっている。「森本式セーフ号」と呼ばれる機種は、稲・麦・豆類などの脱穀が可能なもので、この一台で藁屑・豆穀を風力で吹きとばし振動篩によって自動的に選別できるようになっていた。また「新納式ノーマル号」という機種はさらに、爪の改良によって実や茎を痛めないほか、プロペラ動力の省力化がはかられていた。第1区集落でも、戦後（昭和27年頃）になるが菜種の脱穀機として小廻りの利く「三本ローラー」を〔L2父〕が発明して、好評を博したという記録がある。また、栽培方法の工夫という面でも、昭和10年頃に第1区集落の〔U氏〕が玉葱の「苗植え移植」法を開発し、この成功によって多くの玉葱栽培農家が直播・移植併用形態をとるようになり寒冷地での玉葱栽培を飛躍的に安定させている（〔U氏〕はこの功績が評価されて北海道産業貢献賞を受賞している）。

こうした農業技術に対する農民の改良が「農業労働手段の体系」の小農的改良、すなわち「農民的技術の物質的・基礎的要素」であるのに対して、同時に生産・販売に係わる農民の技能の蓄積・協同関係の組織化、すなわち「農民的技術の質的要素」に属する側面での進歩も大きなものであった。第1区集落では、昭和15年頃から〔H7父〕らを中心に〔種子馬鈴薯〕の栽培が始められ、次第に全町内に広がって昭和17年には長沼村馬鈴薯菜種組合が設立されている。こうしたなかで昭和19～20年には4万俵を出荷して、当時の「畑作物の王者」とよばれていた。また〔食用百合〕でも〔H氏〕が多度士百合の試作に成功して「H百合」の名で広く栽培されるようになったのを契機に、昭和11年に〔L9父〕〔L12父〕らを中心に長沼村百合根出荷組合が設立されて出荷規格の統一などを図った。このほか〔アスパラガス〕においても、〔L16父〕〔L9父〕〔L4祖父〕らによって町内でもっとも早くから栽培が始められ、その技術的な蓄積をもとに昭和15年には〔L12父〕が中国山東省に指導員として派遣されている。こうした生産・販売に係わる農民の技能の蓄積・協同関係の組織化をもとに第1区集落では戦前・戦時下において多種多様な畑作物の試作・定着がはかられ、〔甜菜〕は〔N氏〕と〔L4祖父〕／〔菜種〕は〔L2父〕／〔亜麻〕は〔L6祖父〕／〔種子馬鈴薯〕は〔H7父〕／〔食用百合〕は〔H氏〕／〔アスパラガス〕は〔L12父〕／〔玉葱〕は〔U氏〕などなどと、作物ごとにその栽培を得意とする多様なトレイガーが存在し、それぞれが個性的に経営の発展を模索するという状態が生れていた（表2-16）。そして、この戦前段階における農民的技術の形成過程を背景に、戦後の北海道農業の目覚ましい技術進歩がはかれる。とりわけ、施肥水準の上昇と土地改良による反収増加（地力再生産の改良方式）、さらに耐肥性、除草・病害虫防除のための品種改良・防除技術の発達（植物系の改良方式）、そして動力耕耘機と脱穀過

程の機械化に代表される初発期トラクター耕—手刈—動力脱穀体系（労働方式），の三つの側面において戦前を凌ぐ農法の前進があったと指摘されている。*注13

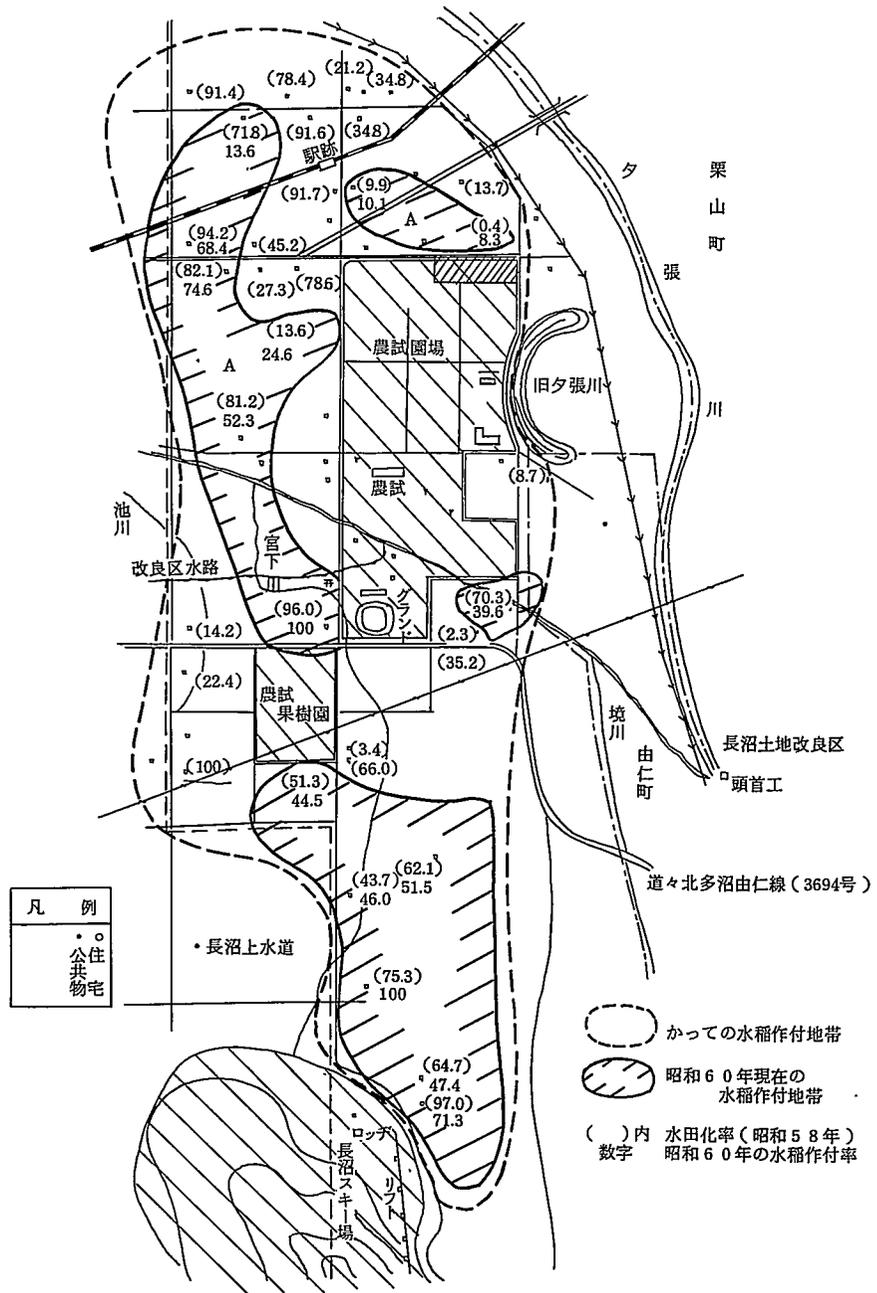
北海道農法の再編期をどの期間に想定するのかという問題について，ここで述べなければならぬだろう。例えば，1962年に発行された北海道総合経済研究所の『北海道農業発達史』における「北海道農業時期区分」によれば，①黎明期（～1886年・明治19年）②形成期（～1920年・大正9年＝戦後恐慌）③再編成期（～1937年・昭和12年）④戦時停滞期（～1945年・昭和20年）⑤戦後転換期（～1960年・昭和35年＝現在）と区分され，第3期再編成期（1920年・大正9年＝生後恐慌～1937年・昭和12年）がほぼ「北海道農法再編期」に対応するものと考えてよいのではないかと思われる。しかし，本道では農民的技術の形成という視点から時期区分することが必要であり，その意味から北海道農法の再編過程にとどまらず再編後の北海道農法の下で展開される農業技術に対する農民の改良をも一括してとらえたいと考えている。こうした理解から当面は，1920年・大正9年＝戦後恐慌～1960年・昭和36年＝農業基本法制定という非常に長い期間を一括して農民的技術の形成過程とみようとしている。この区分に対しては，当然④1937年・昭和12年の戦時停滞期⑤1945年・昭和20年の戦後転換期への各画期をあいまいにするという批判があるだろうが，筆者も「戦後農法の農民的形成期」*注14といわれる1950年代・昭和25年頃～35年頃に注目して一つの時期としなければならぬだろうと考えており，引き続き検討したい課題である。とはいえ，第1区集落における農民的技術の形成過程を分析すると，④1937年・昭和12年を画期としてその前後を時期区分することは適当ではなく，③再編成期と④戦時停滞期とを一括して（1920年・大正9年＝戦後恐慌～1945年・昭和20年＝敗戦と）とらえたいと考えている。

(4) 構造農政の展開と水田モノカルチャー

北海道農法の再編を契機に生れた農民的技術は，作物ごとにその栽培を得意とする多様なトレーガーが存在し，生産・販売にかかわる農民の協同関係の組織化を背景に，農民のそれぞれが個性的に経営を発展させていくという状況を第1区集落につくりだした。しかし，こうした農民的技術の形成の流れは，昭和36年の農業基本法の制定を契機とした農業「近代化」政策のもとで，水田農業（稲作栽培）への一元的な集中と農外兼業機会の増大に象徴される「水田モノカルチャー」化の影響を受けることになる。第1区集落でのこの影響は，昭和38年以降にはじまる「造田ブーム」という形をとっている。もともとこの集落においても明治28年に溪流を利用した水稻の試作に〔H16祖父〕〔L17祖父〕が成功して以来，〔L1父〕が「ポンプ打ち込みの技術が達人な人」であったことから〔L1父〕〔L4祖父〕ら4戸が地下揚水による開田を始めたほか，その後の電気導入による地下水汲み上げの普及が低地帯（下台地区）を一定の水田地帯にしていた。しかし昭和38年以降の「造田ブーム」は，こうした歴史的に積み重ねられてきた農民の水稻栽培に関する努力とは別に，食管制度にもとづく米価補償や土地基盤整備事業への補助など政策的な誘導を背景に引き起こされたものである。低地帯（下台地区）を中心に少しずつ進められてきた水田化の動きは，「造田ブーム」によって一気に全集落を覆い，傾斜地を駆け登って沢水利用で自給的性格が強かった高台の水田を「タコソボ水田」に変えてしまっている。つまり，この「造田ブーム」は昭和45年時点で集落の全収穫面積の47.5%を水

稲が占めるまでに水田を一般化したと同時に、A夕張川水系を利用して小規模ながら「標準的な」水稲栽培を行う下台の平場水田地帯と、B高台傾斜地で溜め池などを利用した「タコツボ水田」といわれる特殊な形態をとった水田地帯という、二つの水田地帯・水稲栽培方法をこの集落に定着させた(図2-5)。

図2-5 水稲の作付状況(長沼町第1区集落)



そこで、第1区集落において形成された農民的技術が「水田モノカルチャー」化のもとでのような形態をとったのかを見るために、高台傾斜地で普及した「タコツボ水田」の技術についてももう少し言及したい。この「タコツボ水田」には、それまでの畑作物の栽培に比べて少なからぬメリットがあった。①春の偏東風による水温の低下が長沼町水田農業の大きな冷害要因であった（今でも）のに対して、溜め池の水の利用は水温を相対的に高く安定させ、収量の増加・安定をもたらしていること。②傾斜地における畑作農業にとって深刻な問題となっていた土壌浸蝕に対して、水田化にともなう耕地の水平化が腐蝕土の流失を防いで収量の増加が見込めたこと。③価格支持政策のもとで畑作物に比べて水稲の方が高く安定しており、経営そのものの安定化をもたらすこと。このような点が「タコツボ水田」化によるメリットと考えられる。しかしながら、「タコツボ水田」であるがゆえの問題点があることも見落とすことはできない。①水田化による土の削り取り・盛り上げ部分と水田の高低差を小さくするために、一枚当りの面積を小さくしなければならず、大型機械の利用と規模拡大に制約があること。②平場水田地帯における農業基盤整備事業とは対照的に、傾斜地における水田化事業にはほとんど補助がなかったため、水田化・溜め池・揚水施設の整備などに多額の資金を必要とし経営を圧迫したこと。③河川からの取水に比べて、溪流からの引き水や雨水に頼る溜め池を主要な水源としているため、貯水量に限界があって水を多量に必要とする作業を適期に集中してやることができないこと。こうしたメリットと問題点が「タコツボ水田」にはあるにしても、第1区集落高台地区の農家の35%（「中農」層の約半分）が水稲栽培を農業経営の柱としており、その不可欠の要素となっていることは重要である。

このように第1区集落の農民的技術も、「水田モノカルチャー」化のもとで水田農業（水稲栽培）への偏向というある種の屈折を受けてはいるが、その中で「タコツボ水田」という新たな形態での技術的發展を見せていることに注目したい。第1区集落がこの時期に完全な「水田モノカルチャー」型村落になりきらなかったこととともに、この水田農業（水稲栽培）に農民的技術が継承・発展されたことの意義は、減反政策下における農民的技術の一層の発展に不可欠の条件を提供していると考えられる。

(5) 稲作減反政策と農民的技術の発展

農業構造改善政策は、戦後日本資本主義の復興期に整備された小農保護政策体系を、資本の強蓄積（高度経済成長）に対応するために質的に変質させるものであるという指摘がある。*注15 この構造農政の本格化段階である「総合農政」の一環として昭和45年以降稲作減反政策が実施され、戦後はじめて米の減産体制が敷かれることになる。とはいえ昭和45年から昭和52年までのいわゆる第1次減反政策は、直接的には昭和43年頃から問題となっていた古米在庫量の急激な増加に歯止めをかけることに主眼が置かれていたため、多分に緊急避難的な対応としての性格が強いものであった。しかし、昭和53年以降の水田利用再編成策（いわゆる第2次減反政策）のもとで、米の減反が財政的にも農業構造の転換を明確におしすすめるもの、構造農政の新段階＝「地域農政」と呼ばれるに及んで、「水田モノカルチャー」化そのものに転換が迫られるようになった。

こうした状況を背景として第1区集落では、いち早く米の減反＝畑作物への転換がはかられ

(水稻の収穫面積割合／昭和45年47.5%→昭和60年27.4%)，三つの基幹的畑作物（種子馬鈴薯・玉葱・長葱）の主産地形成と水稻生産とを組み合せた地域複合化がすすめられた（図2-6）。そしてこうした主産地形成・各種共同出荷施設の整備をテコに，再び農民的技術の発展が促進される（表2-17）。まず〔玉葱〕では，昭和45年以降稲作減反政策の実施によって転

図2-6 主要畑作物の作付地帯（昭和60年度）

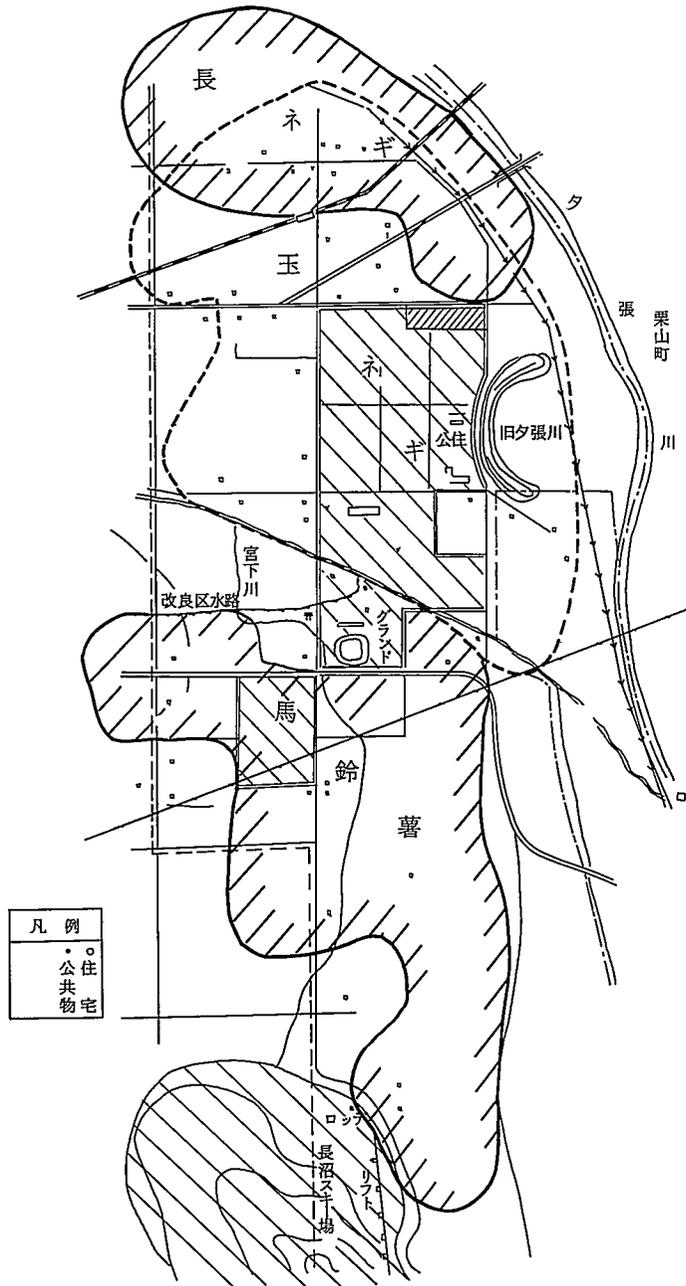


表 2-17 稲作減反期（昭和45年以後）の農業技術

作物	農 業 技 術 と 作 付 動 向	
甜 菜	※昭和39年、ペーパーポット移植栽培に移行 昭和45年、稲作生産調整における 寒冷地畑作地帯の基幹作物として見直し。	昭和49年、最低価格保障・転作奨励金上積措置で、 作付拡大。 (品種改良と栽培技術の向上)
種馬 子合 薯		昭和59年、種子馬令薯共同選果場（北長沼農協）の建設 (個別選果→個別搬入共同選果方式) 規格の統一による品質向上
小 麦	昭和53年頃以後 水田利用再編対策の特定転作物として 秋播小麦の作付増加。	昭和54年、(米)麦乾燥調整施設（北長沼農協）の建設 (刈取から出荷までの一貫システム・カスケードドライヤー乾燥方式) 米の乾燥施設としても利用 連作障害の深刻化
小豆	水田転作の基幹作物とはいえ、連作と湿地を忌むため作付は余り伸びていない。	
玉 ネ ギ	昭和45年 稲作生産調整の実施によって、 玉ネギ生産意欲高まる。 (転作田への玉ネギ作付広がる) 昭和45年 大吹雪で、育苗トンネル倒壊。	昭和50年 玉ネギ作付の急増にもなって、 玉ネギ貯蔵庫・集出荷選別施設（北長沼農協）の建設 (一貫出荷体制の確立・農協出荷率向上) 昭和54年、玉ネギ大豊作で廃棄処分。 しかも、品質悪く価格低迷。 昭和56年、集中豪雨、玉ネギ価格高騰。 輸入玉ネギのため価格暴落。
長 ネ ギ	昭和51年、長ネギ早出し栽培の確立をはかる。 L14ほか8名が、北長沼蔬菜新耕会販売部会により、 稲転事業の導入(大型共同育苗ハウス5棟、トラクター・作業機の導入)。 北長沼農協の加工事業、札幌市場への周年出荷体制の確立、東京の大手スーパーによる試販。	昭和55年、予冷施設（北長沼農協）の建設(長ネギ・ホウレン草・レタス等) 昭和56年、日本初の長ネギ培土作業機の考案・実用化 (L8が小型トラクター長ネギ培土機(二連)を考案) による試販。
納豆草	昭和50年代 運出し長ネギの間作、早出し長ネギの後作という対応が定着。 作付面積が徐々に拡大。	昭和55年、予冷施設の建設 夏作のため栽培が困難。面積伸々伸びず。 しかし、技術研究の進展・F1品種の定着。
試 作 段 階	ニンニク 花百合 加工トマト ブルーベリー サツマイモ	※昭和40年、 L1とL3らが試作。一時1haまで作付拡大。しかし、収穫労働の関係と大規模経営化の困難から作付減少。 昭和54年頃～56年、 4戸が栽培して、東京の園芸家に球根を移出。大規模化の困難で減少。 昭和57年、 普及所の指導を受けて栽培。樹勢が強く栽培容易・加工施設の問題。 昭和57年、 H3が長野県より苗木取りよせ試作。適応性に問題があるが、観光農園に利用。 昭和57年、 農試より紹介されて試作。良質・採算に合うが、市場問題と芽出し施設の問題。
果 樹	※昭和40年、道立農試転入・果樹園開園 同時に、果樹栽培を目的としたH2・H3に移住転入。 昭和46年、長沼町果樹振興会	昭和40年代後半から50年代前半にかけて、防風林の成長と共に、品質向上。(りんご) しかし、フラン病の多発・黒星病蔓延などで栽培面積が減少。 農試で酸性台木を用いた新技術の開発 →昭和57年、この方式を農家が導入。 他、桜桃・ブルーベリーなど 都市近郊型の新しい方向を模索。

作田への玉葱の作付が広がったことを背景に、昭和50年には農協が玉葱貯蔵庫・集出荷選別施設を建設して「一貫出荷体制」を確立している。〔長葱〕でも長葱の早出し栽培の確立をはかるために、昭和51年に〔L14〕ほか8名が北長沼蔬菜新耕会販売部会として稲作転換事業を導入して大型共同育苗ハウスの建設やトラクター・作業機の装備を行い、昭和55年には農協に野菜予冷施設が建設されている。また〔種子馬鈴薯〕でも同様に、昭和59年に農協に共同選果場が建設されて、規格の統一・品質の向上がはかられている。こうした農民の組織的な対応がすすむ中で農民の手による独自の農機具の開発も行われ、昭和56年に〔L8〕が「日本初」の「小型トラクター長葱培土機」を考案して企業による商品化がすすんでいる。

このように畑作物の栽培が再び活発に行われるようになると、さらに多種多様な作物の試作・定着への努力もはかられてきている。昭和50年代に入って、遅出し長葱の間作・早出し長葱の後作として〔ほうれん草〕の作付面積が徐々に伸びてきたのをはじめ、〔ニンニク〕・〔花百合〕・〔加工トマト〕・〔ブルーベリー〕・〔さつま芋〕などの作物の栽培が次々と取り組まれている。他方で、戦前からの作物である〔甜菜〕が転作奨励金の上積み措置などを契機に昭和49年頃から再び作付け拡大の方向にあり、昭和54年の米麦乾燥調整施設の建設（農協）などで〔秋蒔小麦〕が定着していることとともに、既存の畑作物の見直しもすすんでいる。このほかに、昭和40年に北海道道立農業試験場・果樹園が開園したのを契機に、〔H2〕〔H3〕などの果樹栽培農家が転入して高台地区で〔りんご〕の栽培をはじめたほか、〔H1〕のように造園業へと転換した農家も生れ、経営形態の多様性という点では戦前をはるかに凌ぐ状況になっている。

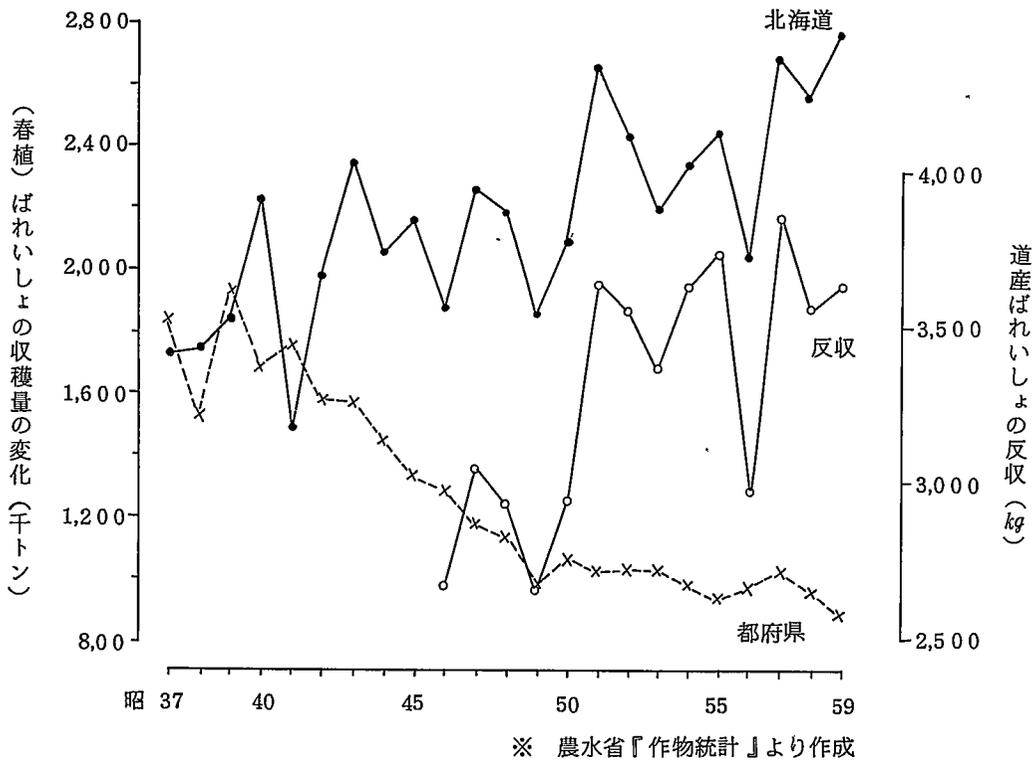
そこで、稲作減反政策のもとで第1区集落の農民的技術がどのような構造をもって発展しているのかをさらに具体的に明らかにするために、戦前・戦時期にすでに栽培技術・生産体制が基本的に「確立」されていた〔種子馬鈴薯〕の生産構造と、戦前からの伝統はあるものの減反政策のもとで急速に栽培技術・生産体制が確立された〔玉葱〕の生産構造について、さらに立ち入った分析をすすめたい。

(a) 種子馬鈴薯の栽培技術と生産構造

北海道における馬鈴薯栽培の起源は、いまから約240年前・宝永4年に道南の瀬棚村で半農半漁の生活を送っていた民衆が不作時の「備荒作物」や越冬用の「野菜」として栽培し始めたものだといわれている。明治期に入って開拓使・道庁の奨励、札幌農学校の試験圃設置（明治10年）などの背景のもとで、馬鈴薯栽培の普及・品種改良が急速にすすむ。しかし、このような官庁による馬鈴薯栽培体制の整備以上に大きな役割を果たしたのは、「男爵いも」などで知られるような民間人による品種改良・普及の努力であった。有名な事例をいくつか拾ってみると、明治40年には川口竜吉男爵がアイルランドのアイリッシュ・コブラー種を改良して「男爵いも」をつくり、神谷伝兵衛が澱粉原料・アルコール醸造用としてドイツから持ち込んだ「神谷いも」、安孫子孝次がドイツ・ボンメル種のペパー種を改良してつくった「紅丸」などがある。

こうして全道各地に普及した馬鈴薯生産は、とりわけここ20年ほどの間に急速にその生産量を増加させ、全国におけるシェアを圧倒的なものになっている（図2-7）。馬鈴薯の収穫量

図 2-7 北海道馬鈴薯の比重の増加



でまだ都府県が北海道をリードしていた昭和37年と昭和59年とを比較してみると、まず作付面積で昭和37年には北海道が8万9900畝(43.1%)都府県が11万7000畝(56.9%)であったのに対して、昭和59年には北海道が7万5900畝(60.5%)都府県が4万9500畝(39.5%)と、全国的に作付面積が2/3弱に減少している中で北海道は比重を高めており、また収穫量でも昭和37年には北海道が172万4000ト(48.5%)都府県が183万3000ト(51.5%)であったのに対して、昭和59年には北海道が274万4000ト(75.8%)都府県が87万7000ト(24.2%)と、北海道と都府県との間に圧倒的な差が生まれている(表2-18)。このように馬鈴薯生産における北

表 2-18 馬鈴薯生産の比較-北海道と都府県

	作付面積(千ha)		収穫量(千t)		反収	
	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県
昭和37年	89.9 (43.7%)	117.0 (56.9%)	1,724 (48.5%)	1,833 (51.5%)	1,918kg	1,567kg
59年	75.9 (60.5%)	49.5 (39.5%)	2,744 (75.8%)	877 (24.2%)	3,615kg	1,771kg

海道の比重が急速に大きくなってきた直接的な原因は、北海道の反収の急増によって説明される。昭和37年の北海道における馬鈴薯の反収が1918kgであったのに対して、昭和59年には3615kgとじつに1.9倍にも伸びている。他方で都府県における反収が昭和37年の1567kgから昭和59年の1771kgになっていることと比較すると、北海道における反収の急増ぶりがより一層明らかである。なぜ、このように北海道の馬鈴薯の反収が急増したのか、その点を明らかにするために北海道内の馬鈴薯生産地についてみたい。北海道内の主要な馬鈴薯産地を比較すると（表2-19）、生産量では網走（103万2000t・37.6%）と十勝（96万9800t・35.3%）が二大産地

表2-19 道内の主要産地と用途別消費状況（昭和59年）

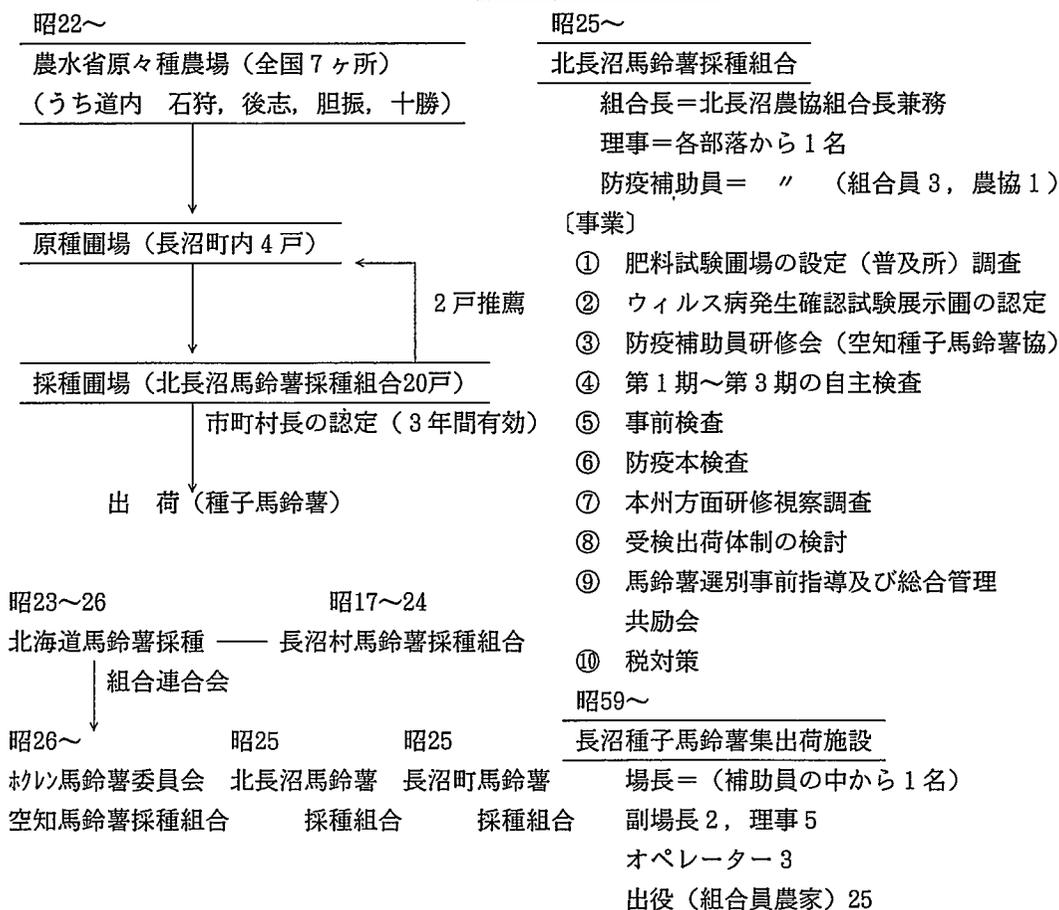
産地	作付面積	反 収	生産量(比率)	用 途	諸 費 量(比率)
空 知	1,950 ^{ha}	3,060 ^{kg}	59,700 ^t (2.2) [%]	農家保有	58,400 ^t (2.1) [%]
上 川	6,070	3,340	202,900 (7.4)	種 子 用	144,500 (5.3)
後 志	5,250	3,290	172,700 (6.3)	食 用	379,000 (13.8)
十 勝	27,100	3,580	969,800 (35.3)	加 工 用	412,100 (15.0)
網 走	25,300	4,080	1,032,000 (37.6)	澱粉原料	1,602,000 (58.4)

を形成しており、反収もそれぞれ4080kg・3580kgと高い水準にあることがわかる。この澱粉原料用・加工用を主体にした網走・十勝の二大産地に比べて生産量では格段に少なくなるが、上川・空知・後志の食用・種子用を中心とした三産地の反収がそれぞれ3340kg・3060kg・3290kgと、網走・十勝よりやや少ないものの都府県の2倍近くも高いものであることに注目する必要があるだろう。このような事実から北海道の反収が急増した背景には、こうした種子用馬鈴薯産地における品質向上・多収技術の確立が大きな意味を持っているのではないかと考えることができるであろう。

そこで、種子用馬鈴薯産地としての長沼町農業、とりわけ第1区集落高台地区の農業生産構造の特徴についてみたい。まず、長沼町における種子用馬鈴薯産地の特徴を、簡単に列挙すると次のようになる。①種子用馬鈴薯生産には、栽培農家間の協同性・集団性が不可欠であること。戦前日本で生産される馬鈴薯の多くは、ウイルス（パイラスと呼ばれている）に感染しており、品種改良がすすみながらなかなか品質の向上がはかれなかったといわれている。その原因は、馬鈴薯の種いもの農家自給体制が一般的で、ウイルスに感染していない種いものを入手することが困難であったためである。こうしたウイルス感染の経路を断ち切って品質の良い種いものを農家に供給するために、戦後・昭和22年から全国7か所に設置された農水省原々種農場（北海道内には石狩・後志・胆振・十勝の4か所）から供給される「原々種いも」から、種子馬鈴薯産地の優良農家から選ばされた原種圃場農家（長沼町内4戸）が「原種いも」を栽培し、これを市町村長が3年ごとに認定する採種圃場農家（長沼町馬鈴薯採種組合38戸・北長沼馬鈴薯採種組合20戸）が使って、種子用馬鈴薯「種いも」を生産・出荷する体制をとっている（図

2-8)。そのため種子馬鈴薯栽培農家は自主的に品質向上をはかるための組織、たとえば北

図2-8 種子馬鈴薯栽培の制度



長沼馬鈴薯採種組合（第1区集落高台地区の農家8戸が参加）をつくっており、防疫補助員の任命など必要な事業を行っている。さらに、北長沼農協では昭和59年に種子馬鈴薯協同選果場を設置するなど、種子馬鈴薯の生産には農家間に多くの協同性・集団性が必要とされている。

②種子馬鈴薯栽培が軌道にのると経済的に有利であり、しかも栽培面積割当が作付実績に基づいているなどの理由から、作付面積の拡大を望む農家が多く、他の畑作物とのバランスを崩して（すなわち輪作体系を崩して）地力問題を引き起こす例がみられること。これは、第1区集落の種子馬鈴薯栽培農家の事例にそくして、後に詳しくみる。

③馬鈴薯生産そのものに長い歴史と伝統があり、その蓄積のうえに種子馬鈴薯栽培が行われていること。たとえば、品種改良の変遷を追うために長沼町の馬鈴薯の栽培品種を時代ごとにみると（表2-20），明治期のアメリカ種を中心とした外来品種の栽培から、大正期の「石狩白丸」をはじめ昭和に入って「紅丸」「男爵」など国内改良品種の栽培に移行してきていることが明らかであり、馬鈴薯産地としての北海道の風土と密接に結びついたものとなっている。さらに、こうした品種改良とともに、農民の日々の営農実践の中から馬鈴薯栽培の機械化がはかられてきたことも見落とせない（表2-21）。

表 2-20 長沼町の馬鈴薯の栽培品種

時 期	品 種
開拓初期	スノーフレーキ（雪片）
明治期 （道農試）	アーリーローズ，アーリービューティーオブヘブン（早生） スノーフレーキ（中生） ルーラルニューヨーカー，グリーンマウンテン，アメリカウオンダー（晩生）
大正期	石狩白丸
昭和期	紅丸，男爵，メイクイン その後 雪片，蝦夷錦，ペポー，紅丸 （種子用男爵）
戦 後	農林1号，明星 （種子用 ケネベック，雪白，千歳）

『長沼町九十年史』より

表 2-21 種子馬鈴薯栽培の機械化過程（A集落①農家の事例）

原々種配布	金輪馬車 → ^{S 16} 保導車（ゴムタイヤ） → ^{S 30} トラック →
堆肥散布	馬車（ホックで手配り） → トラック →
起起・整地	馬（20 cm 以下） → （30 cm 以上） ^{S 42} トラクター → ^{S 45} 2 台目 → ^{S 50} 3 台目 → (50ps) (30ps)
施 肥	人力 → ^{S 30} 馬力 → ^{S 33} 施肥機 →
切断・定植	手作業 →
防 除	背負いポンプ → ^{S 42} ミスト機 → ^{S 50} スプレアー →
收 穫	手掘り → 馬・プラウ → ^{S 25 頃} 掘り取り機 → (手でひろう) (2 頭引き → トラクター)
作 業 名	人・畜力段階 跛行的機械化 準機械化体系段階

つぎに、第1区集落における種子馬鈴薯生産の構造について分析をすすめたい。さきにみたように長沼町内の種子馬鈴薯栽培農家58戸のうち8戸が第1区集落の農家（すべて高台地区の農家）である。この8戸（このほかに1戸が食用馬鈴薯栽培農家）の農家経営に馬鈴薯が占める比重（作付比重）をみると、40%~60%台の高い比重をもつグループ3戸と10%~20%台の低い比重しかないグループ5戸とに分れることがわかる（表2-22）。馬鈴薯比重の低い農家は水稲・果樹が基幹作物となっており、これらの作物の圃場が固定化していることなどから必ずしも輪作がうまく組織されているわけではないが、4年輪作・6年輪作を実施している農家も

表 2 - 22 集落の種子馬鈴薯栽培農家の作付構成 (昭60)

農家番号	馬鈴薯栽培面積	他の作物の作付比率
H 7 ①	350 a (63.6%)	小麦(29.1%), 小豆(7.3%)
H 4 ②	560 a (49.7%)	小麦(50.3%)
H11③	170 a (42.7%)	小麦(35.2%), 水稻(14.6%), 小豆(7.5%)
H 6 ④	200 a (28.2%)	水稻(44.5%), 小豆(14.1%), 小麦(13.2%)
H10⑤	130 a (25.5%)	水稻(46.0%), 小豆(20.6%), コーン(7.9%)
H 5 ⑥	160 a (16.2%)	水稻(51.5%), 小麦(20.2%), 小豆(12.1%)
H 2 ⑦	200 a (14.2%)	果樹(31.9%), 小豆(28.4%), 小麦(14.9%), 南瓜(10.6%)
H 8 ⑧	70 a (13.9%)	水稻(71.3%), 小麦(14.8%)
H12⑨	※馬鈴薯+小豆	200a(52.6%), 水稻(47.4%) ※※食用馬鈴薯のみ

上記農家の「水稻」・「果樹」を除く作付構成

農家番号	馬鈴薯	他作物	輪作体系	連作障害
①	63.6%	小麦29.1%, 小豆7.3%	馬鈴薯→小麦→小豆(3年輪作)	ナシ
④	50.8%	小豆25.4%, 小麦23.8%	馬鈴薯→小麦, 小豆(2年輪作)	障害アリ
③	50.0%	小麦41.2%, 小豆8.8%	馬鈴薯↔小麦(2年輪作)	(不明)
②	49.7%	小麦50.3%	馬鈴薯↔小麦(2年輪作)	地力の低下アリ
⑧	48.3%	小麦51.7%	連作	(不明)
⑤	47.3%	小豆38.2%, コーン14.5%	馬鈴薯→小豆→馬鈴薯→コーン (4年輪作)	病気の異常発生
⑥	33.3%	小麦41.7%, 小豆25%	馬鈴薯→小麦, 小豆(輪作)	畑が弱っている
⑦	20.8%	小豆41.7%, 小麦21.9%, 南瓜15.6%	馬鈴薯→小豆→小豆→小麦→ 馬鈴薯→南瓜(6年輪作)	障害アリ

表 2 - 23 地力維持のための工夫

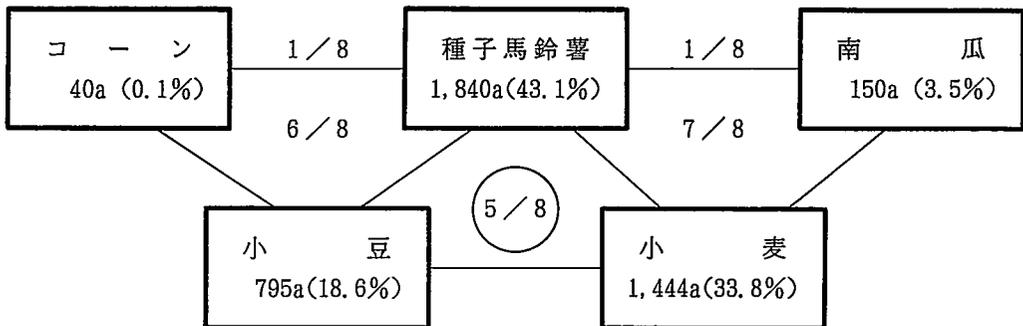
①	3年輪作の確立, 麦カラのスキ込み
②	" "
③	小麦を入れて輪作する, 稲ワラを堆肥にして投入
④	本当は5年輪作にしたいが, イモ以外の作物では収益性ないので 2年輪作にしている。鶏糞の投入, 稲ワラのスキ込み
⑤	鶏糞を入れる
⑥	輪作
⑦	" "
⑧	(不明)
⑨	稲ワラのスキ込み

表 2-24 種子馬鈴薯農家の栽培技術

農家番号	家族労働力(年齢)	芽出し	切断	植付け	施肥	土寄せ	除草	防除	収穫
② (560a)	主(33), 妻(33) 父(60)	△妻	△妻	○主・妻	○主	○主	○父	○主・妻	△妻 +出面(310人日)
① (350a)	主(43), 妻(39)	○主 △妻	○妻 △主	○妻 △主	○主 △妻	○主 △妻	○妻 △主	○主 △妻	○主 △妻 +出面(60人日)
⑦ (200a)	主(48), 妻(46) 後, 嫁	○後 △嫁	○後 △嫁 +出面	○後 △主・妻・嫁 +出面	○後	○後	○後	○後	○後 △主・妻・嫁 +出面(130人日)
④ (200a)	主(46), 妻(46) 後(22)	○主・妻 後	○妻	○主・妻・後	○主	○主・後	(不明)	○主	○主・妻・後 +出面(100人日)
⑤ (130a)	主, 妻(56)	△妻	△妻	△妻+出面 (10人日)	○主 △妻	○主	(不明) +出面 (25人日)	○主・妻	○主・妻 +出面(30人日)

ある。他方、馬鈴薯比重の高い農家は「いも以外の作物では収益性が低い」などを理由に、輪作体系の崩壊・変形（2年輪作など）が行われて連作障害の発生（地力の低下・病気の異常発生など）もみられるため、輪作期間の延長（3年輪作）の努力が行われているほか、麦殻・稲藁のすき込みや堆肥の投入などを試みている（表2-23）。こうした努力のうえに種子馬鈴薯栽培農家の畑作物間の作付関係をみると（図2-9）、面積のうえでは小豆の作付面積が少な

図 2-9 作物間の関係（面積及び戸数）



い（18.6%，馬鈴薯43.1%，小麦33.8%）ものの、馬鈴薯－小麦－小豆の三作物を栽培している農家が5/8戸と過半数を占めている。さらに種子馬鈴薯の栽培技術について農家の意見を聞くと（表2-25）、栽培技術を父親・北長沼馬鈴薯採種組合・農協・普及所から教えてもらい、土壌のpHの管理・ウイルス対策に努力していることがわかる。とはいえ、種子馬鈴薯栽培の優位性が経済的効果として必ずしも十分に発揮されているわけではなく、農業所得率と農業収入に占める馬鈴薯収入の比率との間に比例的な相関性は見いだせない（むしろ水稻収入との相関があるように見える）。（図2-10）

表 2-25 (種子馬鈴薯) 農作業分担

栽培技術の習得方法

①	父親が部落で最初に始めた。父から聞いた。
②	親から聞いた。
③	組合(馬鈴薯採種組合)を通して。
④	〃
⑤	農業改良普及所から。
⑦	農協から。

土壌管理上の注意点

②	pHに注意。
③	普及所にpHをはかってもらう。(酸性強くなりやすい)
④	アルカリ性にしない。酸性の方が良い。
⑤	pHの高い所はダメ。

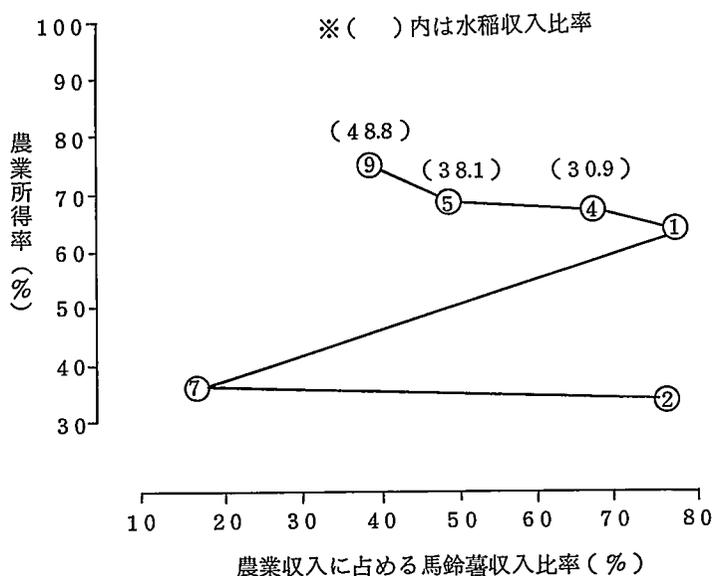
栽培上の困難・対応策

①	フィルス対策が大変。ウィルスに感染した種イモの目が分散しないように、植付け時にはじめて分割する。
②	消毒が難しい。時期がうまくいくと日数も減らせる。
④	粘土質なので水量に注意。有機質を投入する。
⑤	経験がない人は難しい。

種子馬鈴薯経営の展望

①	ここ数年、値上がりしていない。規模拡大困難なので見通しはよくない。
②	安定しているので、これを中心に扱いたい。
③	優秀な作物だ。消費の関係で頭打ち。
④	面積を増やしたいが、北長沼での割当てがあるからムリ。
⑤	続けていく。
⑦	拡大したい。

図 2-10 (種子馬鈴薯農家の) 農家経済指標



(b) 玉葱の栽培技術と生産構造

玉葱生産地としての長沼町農業の特徴を端的に述べると、旧開性と後発性という二つの性格をもっていると思われる。①商品生産農業としての玉葱栽培の歴史は比較的に古い地域である。とりわけ第1区集落で玉葱の栽培が試みられたのが明治38年であり、戦前・昭和10年にはすでに「移植式」の栽培方法が開発されているなど、玉葱の商品化の歴史は比較的に〔旧開性〕をもっているといえるだろう。②とはいえ、戦後の高度経済成長を背景とした玉葱の主産地形成としての対応は、北見・富良野などの玉葱産地に比べて生産の組織化・近代化の遅れが目立っており、その意味で〔後発性〕をもっている。

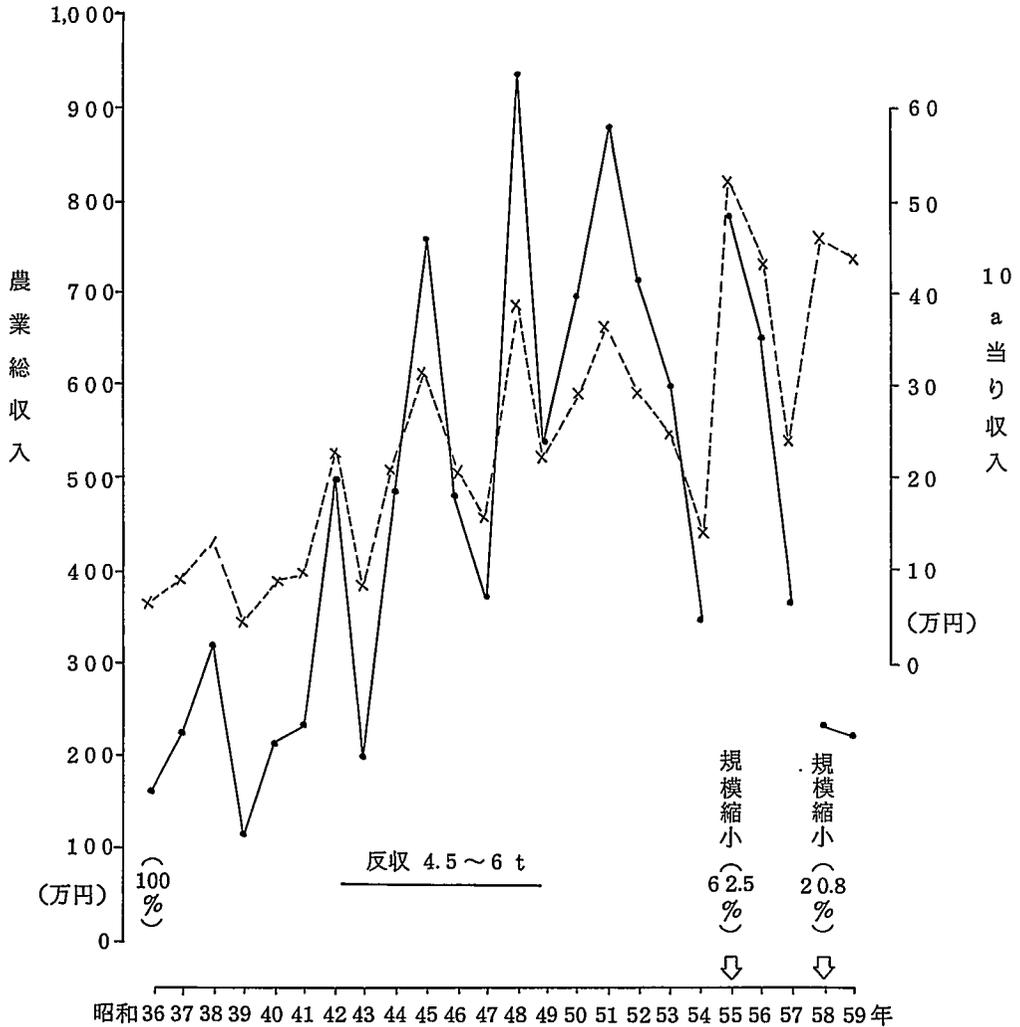
こうした特徴を踏まえて、第1区集落における玉葱生産の構造について具体的に分析をすすめたい。現在の玉葱産地における農家の多くは玉葱の連作気味であり、そのため障害も発生しているといわれる。とはいえ、もともと玉葱の圃場が固定され、連作が意識されていたわけではない。〔L12〕が本格的に玉葱を栽培しはじめた昭和37年ころから昭和40年代の前半までは、まだゴボウ・燕麦・馬鈴薯・デントコーン・小豆・ほうれん草・百合根などの作物が一定の割合を占め、計画性はないものの少しづつ玉葱の圃場の一部に他の作物を作付けするという形で、連作傾向にある程度の歯止めがあった（表2-26）。これが昭和45年の稲作減反政策の実施を

表2-26 L12農家の作付構成の変化

年次	玉葱作付率(直播率)	主要畑作物(作付率)
昭和37	62.1 (75.6)	ゴボウ(10.6), エン麦(7.6), 馬鈴薯(3.0), デントコーン, 他野菜
38	57.7 (-)	小豆(13.1), ゴボウ(9.2), エン麦(7.9), 馬鈴薯(2.6), 他野菜
39	75.8 (50.0)	ゴボウ(7.6), 馬鈴薯(6.1), 他野菜
40	75.8 (30.0)	馬鈴薯(7.6), ゴボウ(6.1), 他野菜
41	80.3 (7.5)	馬鈴薯, ゴボウ, 他野菜
42	62.1 (0)	小豆(15.6), ゴボウ(4.8), 馬鈴薯(3.0), 他野菜
43	66.7	ほうれん草(6.1), 小豆(6.1), 他野菜
44	71.2	ほうれん草(9.1), 他野菜
45	78.8	ほうれん草(6.1), 小豆(3.0), 百合根(3.0), 他野菜
46	75.8	百合根(3.5), 他野菜
47	91.4	百合根(3.0), 他野菜
48	94.3	他野菜
49	97.1	他野菜
50	97.1	他野菜
51	※ 89.4 [99.4]	他野菜 ※ 昭和51年以後, 水稻(水田)面積約10%が計算されていると思われる。
52	84.8 [94.8]	他野菜
53	84.8 [94.8]	他野菜
54	84.8 [94.8]	他野菜
55	84.8 [94.8]	他野菜 注. [L12] 農家の圃場図より作成。
56	90.0 [100]	他野菜
57	90.0 [100]	他野菜
58	90.0 [100]	他野菜
59	90.0 [100]	他野菜
60	90.0 [100]	他野菜

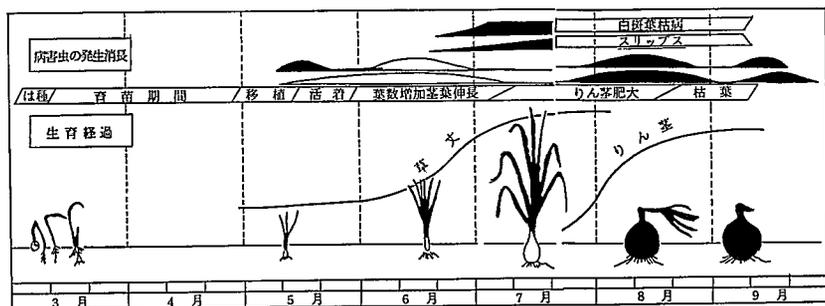
ひとつの契機に、次第に玉葱の専作化がすすんでいることがわかる。このような玉葱の連作傾向の背景には、玉葱のもつ市場性が大きく作用していると思われる。[L12]が昭和37年に玉葱栽培に本格的に取り組む際に、外食産業の発展に明るい見通しをもって業者が積極的に買付けを行っており、これが直接の契機となって栽培面積を拡大している。また[L24]の玉葱収入の変化を見ても価格変動が大きいとはいえ、昭和40年代に急速に増加する傾向が見られる(表2-27)。このような玉葱栽培の経済的魅力とともに、農協による共同集出荷施設の建設

表2-27 L24農家(たまねぎ専業)の農業総収入及び10a当り収入の変化



が玉葱栽培を急速に拡大してきた。つまり、産地指定を受けるような主産地形成には、常に一定量・一定期間・一定品質の特定作物を市場に出荷していく必要がある、こうした条件を満たすためには作付面積の減少・多額の資金を必要とする施設の遊休状態をなんとしても避ける必要があった。いわば市場の論理とも呼ぶべきこうした圧力は、農民に絶えず玉葱の作付拡大と

図 2-11 玉葱栽培の基本行程



- | | | |
|--|---|---|
| <p>育苗圃</p> <p>播種作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除雪 除雪機 ※除雪 スノー・モビル (融雪促進剤) (2) 除土 耕耘機+ロータリー (3) 播種 播種機 (手押し) (防除剤) ① <p>(育苗畑) 防除 ②</p> <p>追肥</p> | <p>本畑</p> <p>移植作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 耕耘 トラクター+ロータリー (防除剤) ③ (2) 鎮圧 トラクター (3) 除草剤散布 (除草剤) 1 (4) 苗取り(シード・テープ) (5) 苗まき取り作業 巻取機 (6) 移植 玉葱自動移植機 | <p>収穫作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 根切り 耕耘機+カッター (2) 収穫 オニオンピッカー (3) 運搬 バックリフト + トラック <p>堆肥散布
元肥</p> |
|--|---|---|

- ④
- | | | |
|--|---|---|
| <p>(防除体系)</p> <p>(1) 播種時・3/上~中旬①
<タマネギバエ> 1回</p> <p>(2) 4/上~下旬②
<白斑葉枯病> 8回
<タマネギバエ> 5回</p> | <p>(3) 本畑耕起時・5/上~中旬③
<タマネギバエ> 1回</p> <p>(4) 移植時・5/上~中旬(薬液浸透)
<タマネギバエ>
<乾腐病></p> | <p>(5) 6/上旬
<タマネギバエ> 5回</p> <p>(6) 7/上~中旬
<白斑葉枯病> 5~8回
<軟腐病> 5回
<タマネギバエ> 5回
<ハイジマハナアブ> 5回
<スリップス> 2~5回
<白斑葉枯病> 5回</p> |
|--|---|---|

※ 粟山町玉葱振興回「たまねぎ式拾年の歩み」
空知支庁・農業改良普及所 監修
農協・ホクレン岩見沢支所 発行
*「たまねぎ病害虫防除および除草剤使用基準」より作成

- [除草体系 I]
- (1) 定植前・5/上~中旬(土壌処理混和) 1
 - (2) 定植活着後 { (土壌処理) 2 (雑草処理)
 - (3) 手取り
- [除草体系 II]
- (1) 定植活着後(土壌処理)
 - (2) 手取り

生産過程の機械化をともなう規模拡大を促してきたといえるだろう。ここで次に、玉葱の栽培行程における機械化がどのような形で進んできたのかを見たい。現段階における玉葱栽培の基本的な行程には、①播種②移植③除草④防除⑤収穫⑥施肥の六つの行程があり、最大26単位の作業が行われていると考えられる(図2-11)。このうち施肥行程

行程では育苗ハウスを使用して播種機による条播を行うという形態が共通しているほか、玉葱栽培の「入口」に当たる採種行程における農協採種事業の利用とF1種の導入、また「出口」に当たる集荷・運搬行程における鉄製コンテナとトラックの利用が、主産地形成にともなう技術の共有部分としてすべての農家が採用していた。他方、②移植行程では[L1] [L12]が一人乗り自動移植機を採用しているのに対して[L24]が2条移植機を利用しており、③除草・④防除行程でも[L1] [L12]がスプレーヤーを使用しているのに対して規模の小さな[L24]だけがミスト機を使い、さらに⑤収穫行程では[L1]が掘り取りも自動化したオニオン・ハーベスター、[L12]が手掘りをともなうタッピング・コンベア、[L24]が手掘りというように、生産行程の中核的な部分では規模による機械化の格差が明確となっている。こうした規模による機械化の格差を[L1]における機械化の歴史的過程に当てはめて、あえて年代差として比較するならば、ほぼ10~20年程度の格差があると見てよいであろう(表2-29)。

表2-29 玉葱栽培作業の機械化

[L1] 農家の事例

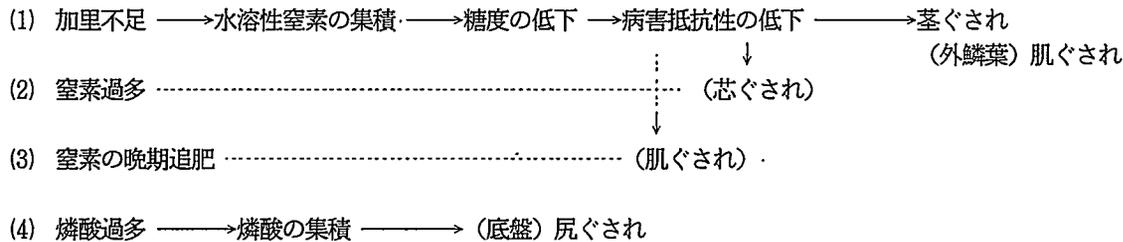
作 業	(当 初)	機 械 化 ・ 施 設 化
砕 土	馬 耕	S45頃 トラクター 併用(S38まで) S28 耕が機
播 種	直 播	S32~3頃 移植(障子紙苗床) → S34~5頃 ビニールトンネル → S36 育苗ハウス
移 植	手植え	S46 4人乗り4条移植機 → S57 1人乗り自動移植機
除草・防除	× 手押し噴霧機	S25 手押し噴霧機 → S27 ミスト機 → S36 動力噴霧機 → S47 スプレー
収 穫	手掘り	S52 タッピング・コンベア → S60 オニオン・ハーベスター

このようにほとんどの行程で機械化・施設化がすすんでいる中で、「農民的技術の質的要素」に属する生産・販売に係わる農民の技能の蓄積・協同関係の組織化はすすむにしても、はたして「農民的技術の物質的・基礎的要素」である「農業労働手段の体系」の小農的改良は起りうるのでしょうか。[L10]がポット式移植機の試験を農業試験場と協力して行っているなどの実例はあるものの、機械・施設が高度化しているだけにこの過程をみるためには、農機具メーカー・農業試験場などで行われる開発過程で農家がどのようにかかわっているのか、農機具メーカー・農業試験場などの側からのより立ち入った分析が必要である。つまり、可能性はあるものの、いま本稿において実証的に述べるだけの材料をもちあわせていない。また農民の側からとらえるにしても、生産・販売に係わる農民の技能の蓄積過程・協同関係の組織化過程との関連がますます明らかにされなければならないであろう。そこで、とりあえず農民の技能の蓄積過程の具体例として、管理作業(③除草④防除⑤施肥の各行程)に注目したい。この管理作業においても農薬散布機の改良など技術の高度化がすすんでいるものの、他方で散布・施肥の時期・回数・量などについては圃場条件のちがいや病害虫の特徴(表2-30)・施肥障害の起

表 2-30 玉葱の主要病害虫の特徴

	白斑葉枯病	軟腐病	乾腐病	タマネギバエ	ハイジマハナアブ	スリップス
発生条件	やや高温多湿	高温多湿	高温早ばつ	—	—	—
症 状	<苗床> 葉身の白色斑点 葉先枯れ <本圃> 黄身の白色斑点 葉先枯れ りん茎の軟化・腐敗（貯蔵腐敗）	<本圃> 黄身の軟化・腐敗 悪臭 りん茎の腐敗、悪臭 根の軟化・消失	<苗床> まれに苗の立枯れ 茎盤部褐変 <本圃> 下葉の湾曲黄化 萎ちょう りん茎の片枯れ・尻腐れ 根の枯死・消失	<本圃> りん茎の食害・腐敗	<本圃> りん茎の食害・腐敗	<本圃> 黄身の表層組織に食痕・小さな黄白点（食害）

表 2-31 玉葱の施肥障害

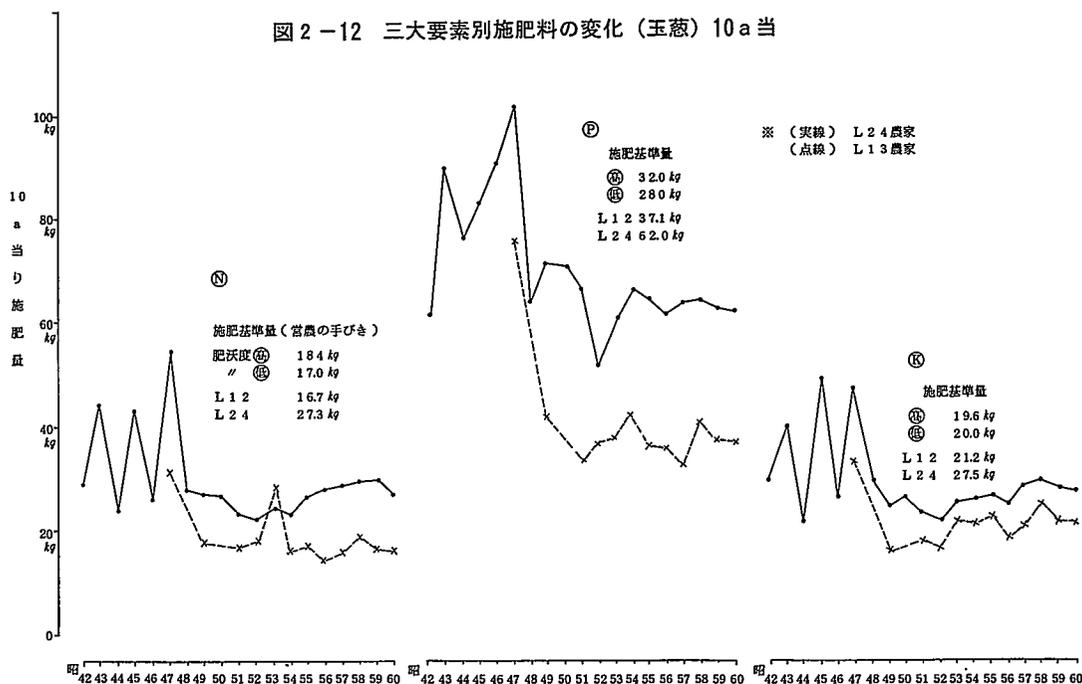


り方（表2-31）が複雑であることから、農民個人々の経験に裏打ちされた判断（技能）によるところが大きい。そこで第1区集落の平均反収の1.5～2倍の高い収量を記録しているばかりか、隣り町（栗山町）の採取圃に玉葱の母球を供給するほど高い品質を誇っている〔L24〕の施肥構成をみたい（表2-32）。まず三大要素別に10a当り施肥の変化をみると（図2

表2-32 [L24] 農家の施肥構成（昭和60年）

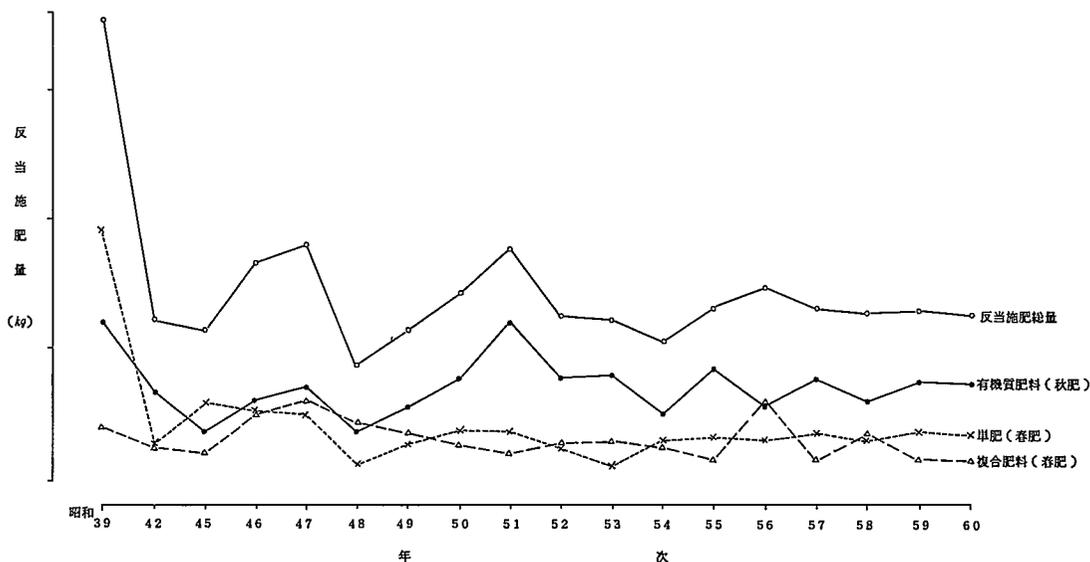
肥料名	10a当り 施肥量(kg)	三大要素量		
		N	P	K
菜種粕	165	8.25	3.41	2.25
アニマル	100	8	8	8
パルフミン	100			
秋肥（有機肥料）	365	16.25	11.41	10.25
マグホス	100		17	
スミホス	52.5		23.625	
硫安	15	3.0		
硫加	20			10
単肥	187.5	3.0	40.625	10
敷島	40	2.4	3.2	2.4
千代田	40	5.6	6.8	4.8
複合肥料	80	8.0	10	7.2
春肥	267.5	11.0	50.625	17.2
総量	632.5	27.25	62.035	27.45

図2-12 三大要素別施肥料の変化（玉葱）10a当



-12), 比較のために示した [L12] に比べていずれの要素でも高くなっていることがわかる。昭和60年の10a当り施肥量について, 農業改良普及所が示している施肥基準量(①)や[L12]の施肥量(②)とともに[L24]の施肥量(③)を具体的にみると, N(窒素)成分で①18.4kg②16.7kgに対して③27.3kg(①の1.48倍), P(リン酸)成分で①32.0kg②37.1kgに対して③62.0kg(①の1.9倍), K(カリ)成分で①19.6kg②21.2kgに対して③27.5kg(①の1.40倍)と, いずれの成分をとっても[L24]の施肥量がきわめて多いことが明らかである。このように一見過剰とも思えるような施肥方法を実施してもおな[L24]が好成績を納めている原因は, おそらく秋の元肥(有機質肥料の多投)を前提として作物の生育状況に合わせてこまめに追肥(単肥・複合肥料)を行っているからではないかと思われるが(図2-13), さらに検討してみる必要がある。いずれにせよ, この施肥量が[L24]の農民としての技能の蓄積を背景にはじめて可能となっているものであり, その意味から農民的技術の一部であることはまちがいないであろう。

図2-13 L24農家の反当施肥料の変化



施肥構成比率(%)

年次	昭和39	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
有機質肥料(秋肥)	33.9	54.0	31.3	36.2	38.9	40.0	47.4	54.2	67.6	62.9	65.6	47.8	63.6	39.2	59.8	46.7	58.2	57.7
単肥(春肥)	54.8	23.0	51.3	32.5	27.8	13.3	22.4	28.8	21.2	17.7	9.8	28.6	24.2	20.9	28.0	25.3	29.5	29.6
複合肥料(春肥)	11.3	23.0	17.4	31.3	33.3	46.7	30.2	18.0	11.2	18.4	24.6	23.8	12.2	39.9	12.2	28.0	12.3	12.7
春肥料	66.1	46.7	68.7	63.8	61.1	60.0	52.6	45.8	32.4	37.1	34.4	52.4	36.4	60.8	40.2	53.3	41.8	42.3
反当施肥量(kg)	1,770	610	575	830	900	450	580	710	895	620	610	525	660	740	652.5	642.5	652.5	632.5

4. まとめ

本章における基本的な視点は、農民の主体形成に特有な構造を解明するうえで「労働過程」（労働力主体）と「剰余価値生産過程」（経営管理主体）とを「生産過程」に対応する『営農主体』というひとつの主体（人格）によって把握することが重要であると考え、この主体の構造を具体的に分析する手段として『農民的技術』という概念を提起した。この「農民的技術」とは、「農業生産による家族労働力の再生産」という農民経営の目標をもって、物質的・基礎的要素である『小農的』農業技術と質的要素である『小農的』技能とによって構成されるものであり、前者は農機具の改良・栽培方法の工夫など「農業労働手段の体系」（＝農業技術）の『小農的』改良として現れ、後者は生産・販売に係わる農民の技能の蓄積・協同関係の組織化として現れる。こうした視点から北海道の大規模稲作地帯・長沼町のふたつの村落（第1区集落・第23区集落）の生産力構造を比較分析し、「非モノカルチャー」型村落と「水田モノカルチャー」型村落と特徴づけることができると述べた。とりわけ、「非モノカルチャー」型村落（第1区集落）における経営形態の多様化という状況のもとで農民的技術が蓄積される可能性が高いという仮説から、第1区集落の地域農業史を遡って農民の多様な対応が生れてくる歴史的な背景を探った。その結果、歴史的に農民的技術が形成・発展するのは、北海道農法の再編・水田モノカルチャーの崩壊など、本質的には商品生産農業の発展のなかで農法上の矛盾を内包していた既存の支配的な農法が崩壊し、新たな農法が模索される時期であった。前者では無肥料連作の克服として輪作化が模索され、後者は水稲単作の克服として畑作物による主産地形成がはかられる過程であった。いずれにせよ、そこには「画一性」に対して農民の「多様性」が発揮される状況が存在し、これが農民的技術が蓄積される条件となっていることは確かである。しかし、一方で農民的技術の蓄積が「画一性」と「多様性」という単純な対抗関係によって説明つくされるものではない。農民的技術が農業の機械化・施設化・集団化を否定するものではなく、むしろその成果の上立って農民の多様化がはかられる点を見過ごしてはならない。今後、ひとつひとつの農民経営の発展過程にそくして、また一人一人の農民の学習過程にそくして、この農民的技術を位置づけていく必要があるだろう。

注

1. 農民大学運動は、信濃生産大学（1960～67年）以降も各地の農民大学・学習会として引き継がれ、1975年の全国農民大学交流会（第2回1976年、第3回1981年）という形で一定の成功を納めているが、共同学習運動・農民大学運動のような社会的広がりをもちえていない。
2. 美土路達雄著『現代農民教育の基礎構造』（1981年、北大図書刊行会）
3. 山田定市著『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）
4. 山田、前掲書 p 226～227。
5. マルクス『資本論』における規定。
6. 西田周作著『生物技術論』（1982年、文理閣）p 53～54。
7. 農業構造研究会編『北海道農業の切断面』（1986年、北海道農業会議）p 198。
8. 吉田武彦著『水田軽視は農業を滅ぼす』（1978年、農山漁村文化協会）p 108。

9. 桜井豊「水田土地利用の構造展開」（矢島武編『日本稲作の基本問題』1981年，北大図書刊行会）p 104。
10. エンゲルスの「大農・中農・小農」規定，レーニンの「富農・中農・貧農」規定等。
11. 鈴木敏正「減反政策下における北海道稲作農民の分解とその性格」（『北海道大学教育学部紀要 第45号』1984年）p 14。
12. 七戸長生・大沼盛男・吉田英雄著『日本のフロンティアのゆくえ』（1985年，日本経済評論社）p 86～87。
13. 七戸・大沼・吉田，前掲書 p 108。
14. 磯辺俊彦著『日本農業の土地問題』（1985年，東京大学出版会）p 48。
15. 河相一成「構造農政の展開」（暉峻衆三・東井正美・常盤政治編著『日本農業の理論と政策』1980年，ミネルヴァ書房）p 228。

総括表 2-1 農家経済の状況および諸指標 1 (長沼町第23区) 昭和59年度

	農 業 収 入					支 出			借入金	水稲 ／農業 収入	農業所 得／ 家計費	農 業 所得率
	水 稲	転作物	奨励金	畜 産	計	経営費	家計費	計				
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	%	%	%
S 2	1,800	860	590	—	3,250	1,850	500	1,200	5,500	55.4	280	43.1
S 3	1,539	1,090	—	—	2,629	1,431	377	1,808	5,000	58.5	318	45.6
S 4	1,844	320	257	—	2,700	1,078	348	2,654	2,287	68.3	466	60.1
S 5	1,470	150	290	—	1,910	1,230	460	1,910	7,426	77.0	148	35.6
S 6	1,280	90	200	—	1,590	859	200	1,529	5,200	80.5	366	46.0
S 7	1,400	—	—	140	1,955	790	—	—	5,000	71.6	—	60.1
S 8	1,400	100	200	—	1,750	1,100	200	—	2,500	80	325	37.1
S 9	800	132	180	—	1,112	—	120	900	1,300	71.6	—	—
S 10	1,270	550	350	—	2,030	730	370	1,500	3,500	62.6	351	64.0
S 11	940	326	96	—	1,362	—	710	—	6,170	69.0	—	—
S 12	1,200	160	100	—	1,460	—	—	—	1,000	82.2	—	—
S 13	—	—	—	—	—	—	300	—	3,500	—	—	50
S 14	1,200	140	100	—	1,440	515	—	—	1,400	83.3	—	64.2
S 15	1,321	66	147	40	1,574	—	270	—	2,300	83.9	—	—
S 16	1,300	70	95	—	1,465	790	250	—	2,500	88.7	270	46.1
S 17	900	70	125	—	1,100	460	250	1,060	3,600	81.8	256	58.2
S 18	1,150	80	28	—	1,258	350	350	950	—	91.4	259	72.2
S 19	960	8	189	—	1,157	787	—	—	2,400	83.0	—	32.0
S 20	800	100	120	—	1,020	400	300	1,060	2,400	78.4	207	60.8
S 21	1,100	60	68	—	1,228	—	200	1,100	1,700	89.6	—	—
S 22	950	120	150	—	1,220	601	280	—	1,700	77.9	221	50.7
S 23	918	117	135	—	1,171	202	—	—	1,993	78.4	—	82.7
S 24	890	—	—	75	965	—	—	—	3,000	92.2	—	—
S 25	821	87	—	1,259	2,167	—	—	—	1,015	37.9	—	—
S 28	600	—	—	—	600	—	—	—	100	—	—	—
S 29	—	—	—	680	680	500	—	—	55	—	—	26.5

総括表 2 - 2 農家経済の状況および諸指標 2 (長沼町第1区) 昭和59年度

	農 業 収 入					支 出			借入金	水稲 ／農業 収入	農業所 得／ 家計費	農 業 所得率
	水 稲	転作物	奨励金	畜 産	計	経営費	家計費	計				
H 2	万円 -	万円 1,153	万円 -	万円 -	万円 1,380	万円 720	万円 300	万円 1,150	万円 1,500	% -	% 220	% 47.8
H 3	-	1,400	-	-	1,400	610				-		56.4
H 4	-	1,330	60	-	1,390	993	200	1,393	200	-	184	27.0
H 6	225	503	-	-	748	285	250	535	2,000	30.0	185	61.9
H 7	-	848	70	-	918	345	240	600	1,000	-	239	62.4
H 8	*	-	40	-			200	-	200	*		
H 9	840	-	-	-	840				2,250	100		
H10	238	387	-	-	626		200	189		38.0		
H11	*	429	-	-	429		240		100	*		
H12	250	230	32	-	512	160	300		300	48.8	147	68.8
H13	32	4	-	-	360	130	350	100	-	*	66	63.9
L 1					3,117	1,200	500	2,130	4,000		383	61.5
L 2	-	1,080	20		1,100	750			5,000			31.8
L 3	-	1,005	150		1,155	700	400		1,000		114	39.4
L 4	600	400			1,000	580			800	60		42
L 5	-	1,250			1,250	600	270		100		240	52
L 6	199	1,716			1,915	638	60		1,172	10.4		66.7
L 7	-	1,850	270		2,120	1,569	225				283	30
L 8		900					420	1,400	1,400			
L11		1,500	210		1,710	1,300						24
L12	45	900			950	604			1,000	4.7		36.4
L14	200	250	25		500	76	250	230	-	40	184	84.8
L16	70	581	81		743	330	210		1,400	9.4	51	55.6
L17	163	48			211	125	120	550	50	77.3	72	40.8
L20	-	229			296	108	150				81	53
L24	-	160			160	70						56.3

総括表 2 - 3 現在の所有機械の機種および能力と労働力 1 (長沼町第23区)

	トラクター(馬力)	田植機	コンバイン	乾燥機	防除機	家族労働力	雇用
S 1						法人経営	常1他
S 2	46, 79	6条	1/4	1/4	1/2	主55妻51後29嫁29	41
S 3	62, 79	6条	3/5	共同		主59妻58後29嫁30	100
S 4	62, 90	6条	2/5	100, 70	○	主58妻53後29嫁23母79	30
S 5	65, 95	6条	4条	3/3	○	主35妻39父67母64(後17)	手間替
S 6	60, 61, 72	8条	4条	32×2	1/4	主57妻54後33嫁33	-
S 7	69	6条	4条	100, 33		主57妻55後29嫁28	30
S 8	55, 77	6条	4条	×3	○	主54妻52後27	40
S 9	20, 79	6条	4条	36×2	1/3	主55妻51(娘24)	-
S 10	79	8条	4条	100	×2	主40妻38	手間替
S 11	55	4条	4条	100	1/4	主52妻49(娘22, 21, 19)	-
S 12	62	6条	4条	×3	共同	主38妻34父64母60	60
S 13	30, 72	6条	4条	×3		主52妻48後24父75母72	-
S 14	48, 70	6条	4条	32×2	1/4	主35妻33父64母57	32
S 15	49	8条	4条	32×2	1/2	主51妻51娘26母77	9
S 16	20, 62, 79	6条	4条	○	○	主36妻33父68(母63)	-
S 17	75	6条	4条	100, 31	1/2	主49妻48(後19娘22)	35
S 18	35, 50	6条	4条	32×2	1/3	主52妻52後25嫁23	-
S 19	20, 57	6条	4条	33, 32	1/4	主妻47後24(母79)	5
S 20	28, 79	6条	3条/普型	100	○	主42妻40母65(後16, 父75)	-
S 21	64	6条	4条	21×2	1/2	主53妻52後25(嫁22, 母73)	-
S 22	30, 72	6条	4条	32	○	主62妻61後36嫁36	-
S 23	28, 59	6条	4条	100	1/3	主41妻40母65(後17, 15)	-
S 24	20, 78	6条	4条	○	1/3	主55妻52後27(娘23)	18
S 25	20, 35	6条	4条	31	共同	主59後31嫁30(妻56)	-
S 26	25, 35	6条	3条	33	1/3	主71妻64娘30	54
S 27	82	-	4条	○	-	主66妻60	-
S 28	24	6条	3条	34	1/4	主70妻65	30
S 29	22	-	-	-	-	主71妻66	-

下線は農業専従者, ()内は農業にほとんど又は全く従事していない者。

総括表 2-4 現在の所有機械の機種および能力と労働力 2 (長沼町第1区高台)

	トラクター(馬力)	田植機	コンバイン	乾燥機	防除機	家族労働力	雇用
H1	45, 45, 55, 60				○	主31妻31父58	6853
H2	25, 65, 65	-	-	-	○	主48妻46後 嫁	280
H3	20, 22, 38, 38, 48	-	-	-	×2	主59妻57後27父80(母81)	375
H4	72	-	○	-	○	主33妻33父60	310
H5	35	4条	3条	○	○	主妻52後32嫁26	30
H6	24, 47	4条	2条	24	-	主46妻46後22(娘19)	100
H7	30, 50	-	-	-	○	主43妻39父76母73	60
H8	27, 55	6条	3条	32×2	○	主63妻62後35嫁33	20
H9	72	6条	4条	36×2	○	主52妻48母77(娘20)	-
H10	27, 30	4条	2条	26	○	主55妻56(義姉)	65
H11	20	4条	-	-	○	主44妻43父70母65後19, 17	73
H12	24, 27, 35	-	-	28	○	主46妻43(後21, 16娘18)	
H13	(歩行型, 耕耘機)	-	-	-	○	主62妻57(母83娘26)	40

下線は農業専従者, ()内は農業にほとんど又は全く従事していない者。

総括表 2-5 現在の所有機械の機種および能力と労働力 3 (長沼町第1区下台)

	トラクター(馬力)	田植機	コンバイン	乾燥機	防除機	家族労働力	雇用
L1	27, 27, 30, 57, 63	-	-	-	×2	主51妻50後26(父75)	350
L2						主66妻62後37後34	370
L3	27, 28, 48	-	-	-	○	主44妻38母69	120
L4	40	6条	3条	32	○	主32妻32	60
L5	47, 70	-	-	-	○	主51妻48(父77母75)	230
L6						主55妻53(父80母78)	212
L7						主39妻39(父61母59後16)	220
L8	27, 40, 51	-	-	-	○	主51妻45息23息21娘19母77	150
L9	45	6条	3条	32	○	主56妻54父82母79後30嫁26	-
L10	45		バインダー			主53妻47後21父81母75娘16	170
L11	27, 70, 90	-	-	-	×2	主58妻53	310
L12	43	-	-	-	○	主54妻50後24母81(娘22)	110
L13						主55妻52後27	90
L14	47	-	2条	25	○	主49妻47母77(娘22)	116
L15	○					主64妻59	220
L16	48	-	-	-	○	主66妻62	65
L17	26	-	2条	○	○	主67妻63(娘34)	30
L20	-	-	-	-	○	主38妻35父73母69	60
L21						主38妻34父74母70	65
L24						主71妻66	25

下線は農業専従者, ()内は農業にほとんど又は全く従事していない者。

総括表 2-6 調査農家の土地利用状況 1 (長沼町第23区) 昭和59年度

		耕地	水 稲	小 麦	ビート	小 豆	大 豆	そ の 他	水稲作付面積				
富 農 層	S 1	6,460	51.2%	24.0%	13.7%	5.6%	4.2%	雑草 1.4%	I	①	S 1	3,030	
	S 2	2,800	58.5	17.8	8.9	14.8	-	S 2			1,580		
	S 3	2,548	38.9	20.3	9.7	31.1	=	S 4			1,226		
	S 4	2,000	61.4	27.6	-	-	11.0				S 13	1,130	
S 8											1,010		
中 農 層	上	S 5	1,860	66.9	23.1	-	-	-		野菜類 1.4	②	S 3	1,000
		S 6	1,624	71.9	28.1	-	-	-				S 16	960
		S 7	1,480	65.3	26.5	-	6.8	-				S 7	959
		S 8	1,390	75.3	24.6	-	-	-				S 12	940
		S 9	1,366	69.2	(29.3)	-	-	-				S 5	892
		S 10	1,350	56.7	35.1	-	8.2	-				S 9	861
		S 11	1,228	45.5	17.7	12.3	24.5	-				S 6	844
		S 12	1,200	78.3	8.3	-	3.3	-				S 17	825
		S 13	1,165	97.4	2.6	-	-	-	S 15			812	
	下	S 14	1,137	76.9	21.1	-	-	-	S 18	811			
		S 15	1,125	75.5	24.5	-	-	-	S 14	797			
		S 16	1,100	86.5	12.6	-	-	-	S 10	760			
		S 17	1,065	77.5	22.5	-	-	-	S 21	756			
		S 18	1,012	89.0	9.7	-	-	-	S 24	740			
		S 19	990	64.3	30.6	-	-	-	II	①	S 22	653	
		S 20	975	65.3	29.6	-	-	-			S 19	637	
		S 21	970	77.9	17.9	-	-	-			S 20	633	
		S 22	918	71.1	28.9	-	-	-			S 26	610	
S 23	838	67.7	31.7	-	-	-	S 23	567					
S 24	760	97.4	-	-	-	-	S 11	556					
S 25	691	74.5	25.5	-	-	-	S 25	515					
S 26	630	96.8	-	-	-	-	②	S 28		450			
S 27	565	-	48.7	-	-	-							
S 28	450	100	-	-	-	-	牧草48.7						
貧農層	S 29	10						(養豚)					

総括表 2-7 調査農家の土地利用状況 2 (長沼町第1区高台) 昭和60年度

		耕地	水 稲	馬鈴薯	小 麦	小 豆	そ の 他		
富農層	H 1	3,300	—%	—%	—%	—%	(造園業)		
	H 2	1,680	—	16.7	—	33.3	果樹37.5 かぼちゃ12.5		
	H 3	1,410	—	—	3.8	43.8	果樹52.3		
中 農 層	上 層	H 4	1,125	—	49.8	50.2	—		
		H 5	1,000	51.5	16.2	20.2	12.1		
		H 6	977	44.5	28.2	13.2	14.1		
		H 7	610	—	63.6	29.1	7.3		
		H 8	600	71.3	13.9	—	14.8		
	下 層	H 9	552	100	—	—	—		
		H 10	536	46.0	25.5	—	20.6		スウィートコーン7.9
		H 11	440	14.6	42.7	35.2	7.5		
		H 12	380	47.4	(52.6)	—	(25.6)		
		貧農層	H 13	270	100	—	—		—

総括表 2-8 調査農家の土地利用状況 2 (長沼町第1区下台) 昭和60年度

		耕地	水 稲	玉ねぎ	長ねぎ	小 麦	小 豆	そ の 他	
富農層	L 1	1,228	—%	67.9%	32.1%	—%	—%	リンゴ, 大豆7~8	
	L 2	872	—	23.6	—	36.4	8		
中 農 層	上 層	L 3	745	—	6.8	67.6	9.3	—	ごぼう4.1
		L 4	696	68.4	31.6	—	—	—	
		L 5	664	—	76	24	—	—	
		L 6	650	15.4	84.6	—	—	—	
		L 7	620	—	90.6	9.4	—	—	
	下 層	L 8	618	—	71.2	28.8	—	—	
		L 9	580	82.1	17.9	—	—	—	
		L 10	545	8.3	73.4	16.5	—	—	
		L 11	528	—	100	—	—	—	
		L 12	440	10.1	89.9	—	—	—	
		L 13	400	52.5	47.5	—	—	—	
下 層	L 14	366	39.6	60.4	—	—	—		
	L 15	360	—	97.2	2.8	—	—		
	L 16	324	13.6	77.2	9.3	—	—		
	L 17	315	74.6	—	—	—	25.4		
貧農層	L 20	90	—	100	—	—	—		
	L 21	80	—	100	—	—	—		
	L 24	40	—	100	—	—	—		

総括表 2 - 9 農家の経営耕地規模の変化 1 (長沼町第23区) 単位 畝

	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
S 1	2110	+1000	+650	+700	+2000	±	±	±	±	-300	±	+60	±	±	+250	6460
S 2	1530	+480	±	±	+370	±	+420	±	±	±	±	±	±	±	±	2800
S 3	748	±	±	±	+800	±	+750	±	±	±	+250	±	±	±	±	2548
S 4	1050	+120	±	+330	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	2000
富農		+1600	+650	+1030	+3170	±	+1170	±	±	-300	+250	+60	±	±	±	±
S 5	670	±	±	+300	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+890	1860
S 6	644	±	±	±	±	+490	±	±	±	±	±	±	±	+90	+400	1624
S 7	300	±	+500	±	±	±	±	+500	+180	±	±	±	±	±	±	1480
S 8	1230	±	±	±	±	±	±	+160	±	±	±	±	±	±	±	1390
S 9	806	±	±	+560	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1366
S 10	480	±	±	+300	+200	±	±	+140	±	±	+120	±	±	±	+110	1350
S 11	502	±	±	±	±	±	±	±	±	+279	±	+217	±	±	+230	1228
S 12	700	±	±	±	+500	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1200
S 13	745	±	+320	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1165
S 14	667	+420	+50	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1137
S 15	625	±	±	±	±	+500	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1125
S 16	520	+240	±	±	±	+350	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1110
S 17	480	±	±	±	+235	+110	±	±	±	±	±	±	±	±	+240	1065
S 18	500	±	±	±	±	+300	±	±	+212	±	±	±	±	±	±	1012
中上		+660	+870	+1160	+935	+1750	±	+800	+392	+279	+120	+217	±	+90	+1870	±
S 19	585	±	+405	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	990
S 20	825	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+150	±	±	±	±	975
S 21	840	±	±	±	+130	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	970
S 22	558	±	±	±	±	±	+360	±	±	±	±	±	±	±	±	918
S 23	838	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	838
S 24	620	±	+140	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	760
S 25	691	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	691
S 26	630	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	630
S 27	565	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	565
S 28	450	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	450
中下		±	+545	±	+130	±	+360	±	±	±	+150	±	±	±	±	
S 29	610	±	-600	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	10

総括表 2-10 農家の経営耕地規模の変化 2 (長沼町第1区高台) 単位 畝

	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
H 1	2000	±	+500	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+800	±	±	3300
H 2	870	±	±	±	±	±	+110	±	±	±	+100	±	+500	±	±	1680
H 3	1240	±	±	±	±	±	±	±	±	+70	±	±	±	±	±	1410
富農		±	+500	±	±	±	+110	±	±	+70	+100	±	+1300	±	±	+100
H 4	995	±	±	+130	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	1125
H 5	500	±	±	±	±	±	±	±	±	+250	±	±	±	±	+250	1000
H 6	814	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+47	±	±	±	±	977
H 7	570	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+40	±	610
H 8	480	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+50	±	+70	±	600
H 9	552	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	552
H 10	536	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	536
中上		±	±	+130	±	±	±	±	±	+250	+47	+50	±	+110	+250	
H 11	440	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	440
H 12	630	±	±	±	-250	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	380
中下		±	±	±	-250	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	
H 13	970	±	±	±	-700	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	270

総括表 2-11 農家の経営耕地規模の変化 3 (長沼町第1区下台) 単位 畝

	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
L 1	830	±	±	±	±	±	±	+100	±	±	+78	±	+220	±	±	1228
L 2	192	±	±	+30	+680	+128	-30	±	-28	±	±	±	±	±	±	872
富農		±	±	+30	+680	+128	-30	+100	-28	±	+78	±	+220	±	±	
L 3	610	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+135	±	±	745
L 4	528	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+68	696
L 5	564	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+100	±	664
L 6	360	±	±	±	±	+210	±	±	±	±	+80	±	±	±	±	650
L 7	620	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	620
L 8	428	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+190	±	±	618
L 9	580	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	580
L 10	455	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+90	±	545
L 11	400	±	±	+126	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	526
中上		±	±	+126	±	+210	±	±	±	±	+80	±	+325	+190	+68	+100
L 12	370	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	+80	±	±	±	450
L 13	400	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	400
L 14	760	±	±	-504	+110	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	366
L 15	360	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	360
L 16	324	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	324
L 17	385	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	-70	±	315
中下		±	±	-504	+110	±	±	±	±	±	±	+80	±	-70	±	
L 20	607	±	±	-70	±	-120	±	±	±	±	±	-145	-180	±	±	90
L 21	80	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	±	80
L 24	230	±	±	±	±	±	±	±	±	±	-190	±	±	±	±	40
貧農		±	±	-70	±	-120	±	±	±	±	-190	-145	-180	±	±	

第3章 集团的土地利用型生産組織の成立と展開

水越太二

目次

はじめに	89
1. 専業中心型生産組織の分析	90
2. 全階層型生産組織の分析	103
3. 生産組織構成員の意識分析	114
4. 小括	156

はじめに

本章では、長沼町に代表的な集团的生産組織の分析をおこない、それを通して、生産の組織化が農民の意識にどのような変化をもたらすかを検討する。

第2章で明らかのように、長沼町は、北長沼第1区のような先行開拓地域を除けば、大部分は23区のみたような、典型的な南空知大規模稲作地帯であり、一般的には競争的農民による個別化志向が強く、集团的生産組織が育ちにくい地域である。実際にこれまでの生産組織化の試みも少なく、組織化がなされても長続きせず、むしろ南部を中心に法人化の動きが注目されるのである。

そうした中で生産の組織化の必要が農民に意識され、実際に取り組みられてきたのは、中央長沼の北部から北長沼にかけての、いわば長沼の中間地帯であり、農家1戸当たりの経営耕地規模が相対的に小さく、しかも稲作を中心とした経営がおこなわれてきた地域である。とはいえ、ここで典型的に進展しているのは、都府県の稲作地帯に見られるような、一方における兼業化を前提とした生産組織ではない。それは、単に、兼業条件の不安定性や稲作からの転作率の高さがそのような組織化を許さないというだけでなく、上述のような南空知的個別化志向が生産の組織化を妨げてきたという事情も見逃すことはできない。しかし、大型機械化、兼業化、高度の転作など、生産組織を必要とする条件は拡大しており、農民の意識も大きく変化しつつあるものとみられる。

ここでは、継続的に生産の組織化に取り組んでいる、2つの営農組合の事例を対象とする。いずれも、安易なかたちでの生産の組織化をゆるさないような、厳しい条件を反映して、単なる生産組織ではなく、その中に共同経営を含むかたちで展開しているという特殊性をもつ。しかし、それこそ長沼に代表的な生産組織であるということもできよう。

以下の分析は、1985年度卒業生の水越太二君が、同年の社会教育ゼミナールで取り組んだ調査実習の成果を取りまとめた卒業論文の一部に、鈴木敏正が最低限必要な修正を加えたものである。

1. 專業中心型生産組織の分析

ここでは、これまで個別的な展開をみせてきた水田農業地域が、第2次減反下において土地利用をめぐる矛盾を深めている中で、集団的土地利用型の生産組織によって、個別では解決が困難な限界をどのようにのりこえる努力をしているのかを検討する。とりあげるのは長沼町第8区S経営改善組合と第9区H経営改善組合である。両組合は、大型圃場化、大型機械化の進展のもとで激化する分解傾向から自らの存立を守るため、個別では大型機械化の困難な農家が、機械化を共同の力で進めるために生まれた組織である。その方式は機械の共同利用、共同作業に加えて、収益のプール制、土地所有面積と出役労賃による分配というシステムである。これによって集団的な転作対応が可能になり、麦－小豆－ビートの輪作体系が形成されている。

以下では、各々の生産組織についてその特徴と内部構造をみていくことにする。

長沼町第8区のS経営改善組合は、昭和49年に長沼町第8区水稲生産組合として発足した。昭和47年からの道営圃場整備事業の実施により土地基盤の整備が進み、一区画10アールほどだった圃場が80アールに拡大し、それが稲作における大型機械化進展の時期と重なり、大型機械導入への動きが始まる。それまでも親類同士で2～3件の機械の共同利用を行っていた5戸の農家で、中古の大型コンバインの購入が計画されたが、対応できる乾燥施設の導入をあわせて計画せねばならず、資金が巨額になってしまうという問題につきあたる。そこで、昭和49年度の高効率稲作団地育成対策事業に乗せた機械・施設の導入を決めた。この事業は90ha以上の面積を条件としていたことから、一定の規模の面積をもち、機械の新規購入を計ろうとしていた農家への呼びかけがなされ、12戸の参加が決まった。事業は総事業費1億5千万円、うち5割補助でトラクター、育苗施設、田植機、コンバイン、乾燥調整施設が導入された。また、それに合わせ個人所有のトラクターの買い上げが行なわれた。

設立準備総会の議事録によれば、発起人より組織設立の主旨として「当地区は稲作中核地であり道営圃場整備事業も進行しているが、最近の厳しい諸情勢に対処するためには、共同により高効率な機械施設を導入し、稲作機械化一貫作業の実施により生産性の向上・品質の改善をはかり、稲作経営の安定化を図るために共同生産組織結成」が必要と説明されている。また、防除・除草・水管理以外の作業の共同作業、各戸2名の作業出役、生産費用の反別割り、余剰労働力の農外労働従事などの方針が提案され、省力化実現の可能性などについて論議、農試・普及所との検討が行なわれた後、「事業不採択の場合事業規模を縮小してでも共同化を進めていく必要がある」という結論に達し、組合設立が決議された。規約は組合の目的について「機械・施設の共同利用・共同作業による省力化と経済的効率の向上を目的とする」（第2条）と定めている。

49年度から協業による稲作作業が行なわれたわけであるが、1年目にして早くも大きな問題につき当たる。個人別に収穫した場合（「個人はり込み」…機械利用や作業は共同だが、土地利用は個別で、収益のプールもないシステム）、適期作業をして少しでも収量を多くしたいという相互の利害対立が生じる。また、農地が点在しているために、機械があちらこちらに飛び回らなければならないという機械や労働効率上の問題も生じ、更に、自分の田の作業に比べ他人の田の作業の時は手抜きをしているのではないかと互いに疑心暗鬼になるという状況が生まれた。そこで、収穫物をすべてプールするという全面プール制が提案され、数回に渡り総会に

において論議され「全面プールしなければやっていけない」「まだ全面プールまではふみきれない、反別も違い、たとえば水田管理にしても、みなさんが各自全員を信じられるか、信じられればよいが悪口を言うようになるとそれも困る」等の意見が出された結果、全面プール制が満場一致で採決された。この間、普及所などとの懇談ももたれている。

さて、この年に他に注目すべき2つの論議がなされている。その1つは、新規加入者受入をめぐる議論である。この年に組合加入を希望する農家が1戸あったが、「町の助成を受けているのでできるだけ加入させよう」とする組合員（役員を中心として）と、「組合員が増反した場合、機械・施設がたりなくなる」とする組合員の意見が対立し、あくまで全員一致での採決を役員側がめざしたため、無記名投票によって18名中4名の反対をもって新規加入は否決された。2つめは、組合の構成員であるN婦人が妊娠のため共同作業に出役することが出来ず、代わってN婦人の母親が出役したところ、N婦人の母が高令のため人並みに働けないのではないかという問題から話は始まった。総会でN氏より「皆様にめいわくなので労賃に差をつけてほしい」と提案がなされた。それに対し、「かげ口が出るようなら労賃の差をつけた方がよい」という意見が出されたが、「ここで個人差をつけると今後労賃の事で生じる問題が大きく、やっていけない」という意見が通り、労賃は今まで通りと決まり、加えて「互いにかげ口など言わないように注意しよう」と確認された。

さて、以上のようなS組合の49年の発足から、50年に集団プール制に到るまでの生成期の特徴は何か。まず第1に、この集団は、大型圃場化と大型機械化の省力的農業が進展しようとする情勢の中で、個別的にはそれに対応できない農家が共同の力でそれに対応していこうという中で生まれた集団である。第2に、こうした機械や施設の共同利用組織は機械化の進展の中で数多く生まれたわけであるが、多くは適期作業をめぐる対立、共同作業出役と労賃をめぐる対立と人間関係のゆがみ等のため矛盾を抱えこんで消滅してしまったりしている。それに対しこの組合は、集団の中で生じる矛盾が集団の話し合いの場に提起され、論議の中で打開の方向を探り出し、団結を強めていっていることである。もちろんそこには、確かな方針を提起していくリーダー集団の存在と、方針の科学性を保障する各種の専門機関（農協・農試・普及所等）の役割を見逃せない。しかし第3に、新規加入者を迎え入れる事について一致がえられなかった事、このことは後に大きな問題として集団にはねかえることになる。

昭和51年に組合は水田地力増強対策事業を導入する。事業導入の理由について組合長（当時）は「近年、有機質等の不足による地力低下と大型機械の踏圧による土壌の透水性不良などの影響が現われて来ています…」と説明している。事業によって堆きゅう肥等生産運搬撒布用機械・施設・地力増強用機械が導入され、稲ワラ堆肥・もみがら堆肥が生産されることとなった。総事業費は1,534万円うち5割が補助であった。昭和53年になると、組合も水田利用再編対策への対応がせまられる。総会での論議の結果、①転作畑の圃場条件②現有機械・施設の有効利用の2点の理由から小麦作で対処することを決定し、合わせて転作促進対策特別事業の導入を決めた。事業は、小麦の栽培管理用の機械を導入するもので、総事業費3,500万円、補助金1,600万円であった。転作率は22%で、転作田として一番条件の良い所が圃場として選ばれ、また作業効率の問題から出来るだけ集中するようにされた。転作奨励金はプール計算とされ、転作田の管理は全員で行なうとされた。また、転作の実施により水稻の管理は、再配分されることとなり、他人の所有地の水稻の管理が行なわれることとなった。転作小麦については、54

年には60haほどの受託が行なわれたが、農協が乾燥調整施設を導入したためその後は減少する。昭和55年は、転作作業と夏期の農外就労との調整が問題となり、「田植えを終了するまで全員出してもらい、その後は外に就労する人はそれでもよい。但し、作業上人手不足の場合はセンターに出てもらおう。」と話される。55年には3戸の経営主が夏期農外就労に出ており、麦作業には参加していない。56年は、てんさいの作付の増加をはかり、それに伴い、転作促進関連事業によって、てんさい用の機械の導入をはかった。事業費は1,300万円であった。輪作体系確立への努力が開始され、その後小豆の作付により、小豆（一年）－ビート（2年）－麦（2年）の輪作体系が形成されていく。

さて、55年・56年と続く冷水害の中で集団は新たな困難に直面することとなる。全体の収量減の中で、高い収量をあげた組合員を中心に水稻の個人張りこみ制の復活が提案された。数回に及ぶ総会と農試・普及所との話し合いで、組合の問題点と改善方法についての検討をへて、組合は前面プール制の持続を決める。この年はまた、後継者の組合参加が行なわれた年で4戸が出役者の入れかわりを行なった。

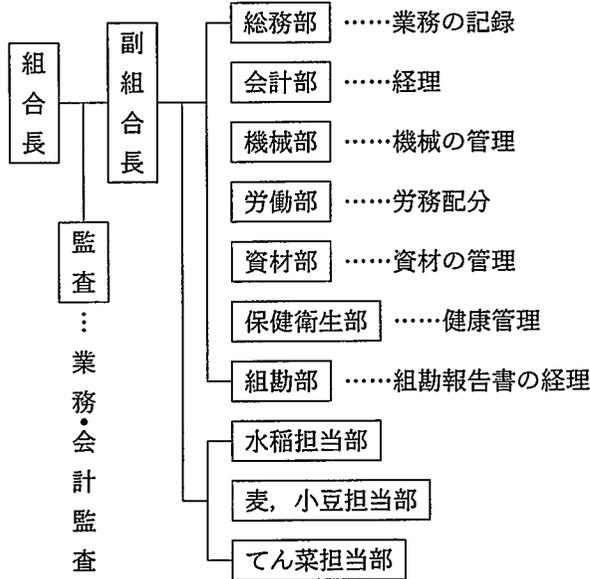
さて、現在の組合で問題となっていることをあげれば、その第1は、機械・施設が更新期を迎え、新たに導入がせまられていることである。昭和59年に「新農構後期対策」の申請を決定しているが1億円以上の事業となり資金の問題と、組合の水田経営面積が減少し、面積不足という問題のため困難につきあたっている。第2に、その事とも関連するが、離農者の土地を集団の構成員が買うことができず、資金返済の個人持ち分が増加していることである。第3は、税対策上、また集団の資金力をつけるために法人化の努力がされていることである。

集団の確立期から現在に至るまでの特徴を概観するならば、まず第1に、集団の力によって転作対応において個別農家では困難な輪作体系確立や転作田の集中化など集団的な土地利用を行なっていることである。第2には、共同によって機械費用の削減をめざしたにもかかわらず、強制転作への集団の対応は新たな機械負担を強いる事になったということ、また大型機械化による地力低下が、地力維持のための機械の導入という新たな負担を招いている。このように集団が機械・施設に追加的投資を強いられたこと。第3に、転作の導入が農外就労と集団の作業への出役との対立関係を生み出し、集団に対して新たな問題を投げかけたこと、第4に、連続冷害が、構成員の個別化への志向を引き起こしたが、話し合いや集団の問題点と可能性を検討する中で克服すしてきていることである。

以上、S組合の今日に到る歴史をみてきたわけであるが、次に、更に具体的に組合の組織と経営の分析を行なっていく。

まず、組合の組織機構は図3-1のようである。各部には、部長の他に副部長が置かれている。組合の構成員が少ないため男子のほとんどは何らかの役職につくことになる。役員に対して特別な手当てはない。監査には農協の職員が1人入っている。労務、保健、監査を除いた各部長は組合に入ってまもない後継者が担当している。専門部が固定化してしまう傾向があり、前回と引き続いて機械部長を担当したIさんが「機械のことはベテランになっても育苗機のこと知らないというように、1人でやっている人に比べてむしろ農家として1人前でない」と語るように問題を抱えている。組合は後継者に少しでも責任のある所で力を発揮してほしいと配慮し、副部長に父親の世代を置いているのだが、1年1年の収量が勝負になるため、専門部のもち回りもなかなか出来ず、上述のような問題を抱えている。家族の枠を越えた「教育」の

図 3 - 1 組織（規約より）



機能が「生産高をあげる」事とのジレンマでうまく発揮されておらず、今後の課題となっているといえる。しかし、このような問題はリーダーシップの発揮によって解決は可能な問題であるだろう。

次に構成農家9戸の経営面積と農業従事者の構成について、表3-1により見ておく。経営面積により階層区分をすれば、10ha以上を持つ6戸の富農層と5～7.5haの間に含まれる3戸の中農中層に分けられる。表3-2より、組合加入前の経営面積で区分すると、富農層2戸中農上層が2戸、中農中層が4戸（離農家2戸を含む）中農下層が3戸（離農家1戸含む）と、

表 3 - 1 S組合の構成農家

		経営面積	農業従事者	組合出資面積		地目別面積		
				出資面積	自留地	（作物）	田	畑
富農 I	S 1	1,210	♂(53) ♀(52) ♂(23)	1,180	30		1,190	10
	S 2	1,180	♂(53) ♀(51) ♂(22)	1,180	0		1,160	20
	S 3	1,110	♂(53) ♀(48)	1,110	0		1,085	25
	S 4	1,060	♂(36) ♀(33)	1,033	27	野菜, 小豆	1,033	27
	S 5	1,034	♀(45) ♂(22)	984	50	いも, ねぎ, 大根	984	50
	S 6	1,000	♂(54) ♂(28) ♀(28)	936	50		936	50
中農	S 7	756	♀(47) ♂(23)	756	0			
中層	S 8	737	♂(35) ♀(33)	730	7	自家そ菜	730	7
II	S 9	650	♂(43) ♀(40)	650	0		650	0

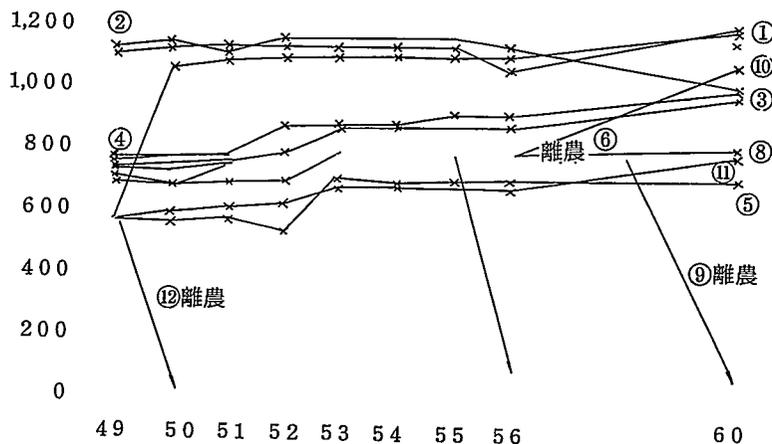
役職 (S組合)			
	経営者	婦人	後継者
S 1	ビート担当	なし	会計
S 2	なし	なし	組勤部長
S 3	組合長	N. A	
S 4	総務, 水稻	N. A	
S 5		N. A	機械管理部長
S 6	監査	なし	労働部長
S 7	N. A	N. A	資材部
S 8	ビート	なし	
S 9	副組合長	保健	

表 3 - 2 組合加入前の経営 (a)

	経営面積	田	畑	負債 (万円)	S 組合	加入前面積
S 1	1,120	1,120	10	800	富農	1,140 (S 5)
S 2	600	600	20	0		1,130 (S 1)
S 3	890	894	6	500		890 (S 3)
S 4	760	733	27	N. A	中農	760 (S 4)
S 5	1,140	1,120	20	不明		740 (S 6)
S 6	740	696	50	300	上, 中層	600 (S 2)
S 7	729	N. A				500 (S 9)
S 8	470	470	0	N. A	中農下層	470 (S 8)
S 9	500	500	0	0		

中農を中心とした組織であったのが、表 3 - 3 のように 3 戸の離農を出しながら、残存農家は規模拡大をすすめ、上向化している。これは、構成員の平等化をはかり、集団の維持をめざした組合の小規模農家に規模拡大を進めさせるという方針にもよる。その結果最大で 7 ha ほどであった階層差を 5 ha ほどまで縮め、一戸平均の面積を、7.16ha から 9.70ha にまで増大させてい

表 3 - 3 構成農家経営面積の推移



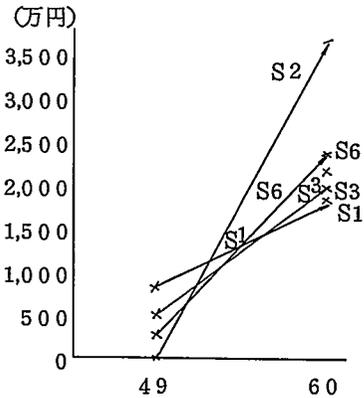
る。離農家の離農の理由は、後継者がいないことや家族の病気などである。

農業従事者の状況を見ると、経営主の場合50代4人、40代1人、30代2人となっており、5戸の農家で後継者がすでに就農している。表3-4および表3-5から構成農家の負債の状況

表3-4 負債状況(万円)

	総額	個人負債	集団の負債
S 1	1,800	1,770	30
S 2	3,530	3,500	30
S 3	2,000	1,700	300
S 4	N. A		
S 5	2,300	2,210	90
S 6	2,400	2,380	20
S 7	N. A		
S 8	N. A		
S 9	N. A		

表3-5 負債の変化



をみると、どの農家も巨額の負債を抱えていることがわかる。集団の結成時点での負債はどれも1000万円以下であり、組合加入後、負債を増やしていることがわかる。ちなみに北長沼農協管内の負債の平均額は約1000万とされている。このような負債をもたらした要因は、構成農家が集団の方針に従い、または自発的に規模拡大を進めたことと思われる。

次に、兼業の状況を表3-6からみていく。兼業に出た農家は少ないというのが特徴である

表3-6 兼業状況

	49以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	備考
S 1													
S 2	○												
S 3													
S 4	○												
S 5													
S 6								○					
S 7	△ ○			△	△年60日 出稼ぎ ○ " 日雇・臨時 ●年間60日 日雇・臨時雇 M建設								
S 8												●	
S 9	△	△	△	△							△	△	△出稼ぎ

注) ○ 経営主
● 後継者
△ 婦人

が、Ⅱ層（中農中農の農家をⅡ層とする）に2戸兼業に出ている農家があり、S7は、経営主、婦人、後継者とすべて年60日ほどの臨時雇に出ている。またS9も婦人が出稼ぎをしている。組合結成以前の状況は、Ⅰ層（現在の富農層）の中にも中農的な経営規模で兼業に出ていたものもある（2戸）。

作業への参加の状況は表3-7のようである。作業への参加状況に大きな格差はみられないが、後継者のいる農家といない農家の差が現われている。後継者のいない農家は経営主の出役が多くなっており、いる農家は少ない。しかし、合計すれば後継者のいる農家の出役は少ない農家の出役を上まわる。また、オペレーターは主に後継者が担っているが、階層的かたよりは少ない。作業分担はわりあいにはっきりしており、作物ごとに担当がきめられたり、またオペレーターなど若い人に固定化しているようである。

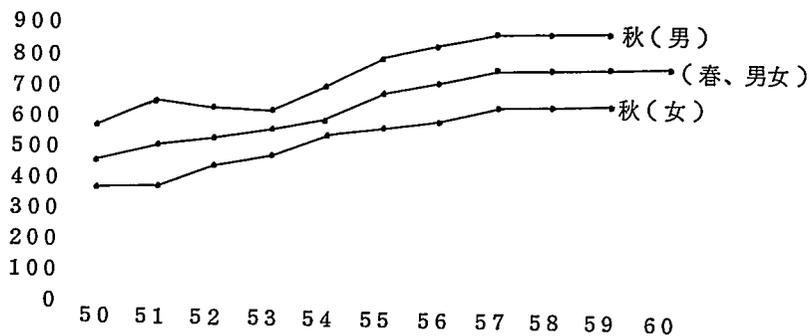
表3-7 作業の参加状況

稲作	小麦					てんさい					小豆					作業数 (総日)	総出役日数 (日)					
	育苗	移植	管理	収穫	乾燥・調整	圃場	播種	管理	収穫	乾燥・調整	育苗	移植	管理	収穫	圃場			播種	管理	収穫	調整	
S1	△●	△◎	△●	△◎	●	●	△	△	△◎	●	○△●	○△●	○△●	○△●	●	△	△	△	△	4 14 13		
S2	○△	○△◎	○●	○△◎	○●	△●	●	●	△◎	●	●	△●	●	△●	●	●	●	●	●	5 7 17	22	
S3	○		○	○	○					○										8 N.A	213	
S4	◎△	△	○△	◎	◎					◎			△	○						△	5 6	240 60
S5	◎●	△◎	●			●	○●		◎		●	△●		△◎	●	◎	◎	◎	◎	●	4 12	150 60
S6	△	△◎	△◎	○△	○△	●	△			△●	△●	△◎	△	△●	△●	△	△	△	△	△●	1 15 10	160 120 150
S7		○△◎				●	○●		○△●			○△●	○△●	●	○△			○△●		8 6 8		
S8			○				○		◎		○	○	○	○						8 N.A		
S9		○		○	○			○		○		○	○	○		○	○	○	○	11 N.A		
	8 4	9 6	8 3	9 4	7 1	5 1	6 2	2 1	6 3	6 1	7 2	10 6	5 3	10 5	5 1	3 3	2 2	6 5				

※◎はオペレーター

次に労賃の変化をしてみる（表3-8）

表3-8 設定労賃の変化（議事録より）



労賃は、その設定基準について面積の大きな農家と小さな農家の間に対立があったが、話し合いの末、農外収入に基礎を置くということで一致した。作業ごとに差は設定されていない。しかし、秋作業については、機械作業が多く女子は軽作業が多いため、男女の差がついている。比較的労賃の水準は高いが、ここ3年間ほどはすえおかれている。（昭和60年、春作業 740円/h、秋作業男 880円/h、女 610円/h）。

次に、第2次減反の始まった昭和53年以降の転作状況をみる（表3-8）。当初は表の作付で対応していたが、56年頃からビート、59年頃から小豆の作付を拡大し、輪作体系を形成している。水田の総面積は減少傾向をみせており、59年の離農者出現によって8ha程の減少をしている。

表3-8 S組合作付の変化

	水 稲 作付面積	転 作	転 作 作 付 品 名						他用途米	水 田 総 面 積
			麦	ビート	小 豆	大 豆	エン麦	合 計		
昭和53年度	7,247	2,067	2,067					2,067		9,314
54	7,253	2,045	1,185				860	2,045		9,298
55	6,359	2,941	2,719	89		133		2,941		9,300
56	5,892	3,406	2,432	974				3,406		9,298
57	5,999	3,299	1,484	1,715	100			3,299		9,298
58	6,233	3,065	1,257	1,636	172			3,065		9,298
59	6,450	2,848	939	1,178	731			2,848		9,298
昭和60年度	6,219	2,243	826	776	612	29		2,243	400	8,472

このような作付の変化のもとで労働時間はどのように変化しているのかみてる（表3-9）。

表3-9 労働時間の推移 (S経営改善組合事業実績より作成)

年度	(稲作)			(転作面積)		(転作面積)			
	男	女	臨時	計	面積	総時間	面積	合計時間	総面積
51	8,429	7,011	635	16,065	(7773a)	0	(a)	16,065	(7773a)
52	7,911	7,885	681	16,477	(7881a)	0	(0a)	16,477	(7881a)
53	17,574		621	18,195	(7240a)	1333	(2036a)	19,528	(9276a)
54	?		?	17,291	(7240a)	1865	(2036a)	19,156	(9271a)
56	?		?	(5900a)		?	(3316a)	21,381	(9216a)

53年より転作物導入のため総労働時間の増大の傾向がみられる。56年からはビートの導入のためさらに労働時間を増加させている。また、53年より稲作の労働時間も増加させているが、この要因の1つとして、昭和53年から冬播ばらまきの田植機から強制植えつけ方式の田植機に変更したため、補植に関わる労働時間が増えたことがあげられる（表3-11）。表3-10から10アールあたりの労働時間でみると、より集約的な作物であるビートの導入で反当りの労働時間が増大していることがわかる。また、稲作における刈取・乾燥の労働時間が増えており、要因としては麦の導入による効率低下が考えられる。しかしそれでも北海道の稲作農家の平均と比べた時、転作後に差を縮めたとはいえ、約半分の労働時間となっている。ここから、S組合の労働生産性追求的展開における生産力の高さを言うことができる。なお、北海道の平均ではなく、5ha以上の農家をとった平均値（56年32.0時間/10アール）と比べてもかなり低くなっている。これは、大型機械化と作業効率、機械効率の発揮が要因として考えられる。

次は運営収支をみる（表3-10）。まず、所得率を北海道平均と比べると、昭和52年では平

表3-10 10アールあたり労働時間

	(稲作)					(転作)		面積	合計	北海道
	育苗	移植	刈取	乾燥	その他	小計	労働時間			
51	5.81	3.95	1.67	2.12	7.13	20.68	—	—	20.68	51.7
52	6.53	4.01	1.24	1.74	7.38	20.90	—	—	20.90	44.8
53	5.97	3.76	4.06		11.34	25.13	12.68	(麦2067)	21.05	45.6
54	5.98	2.81	4.10		10.96	23.85	9.21	(麦1185, ん麦860)	20.66	44.2
56	?	?	?		?	?	?	(麦2432, ん麦974)	23.20	44.2

表3-11 作業別労働時間
(稲作)

	育苗	移植	刈取	乾燥	その他
51	4510	3065 (臨時455)	1034	1650	5536
52	5149	3169 (516)	990 (165)	1375	5794
53	4321	2097 (621)	2936		※ 8827 (移植2558)
54	4335	2037	2978		※ 7941 (1979)

表3-10 経営収支(S)

(千円)

	収入	支出	差引 粗利益	利益率	(北海道 所得率)	10アールあたり 利益	労働10時間 あたり
52	99,324	47,597	51,727	52.1	(65.1)	59 (96)	31
54	120,509	51,433	69,076	57.3	(55.3)	74 (79)	36
55	125,330	50,525	74,805	60.0	(50.3)	80 (70)	?
56	124,187	58,167	66,020	53.2	(41.1) (空知50.6)	71 (70) (空知47)	31
57	149,949	67,129	82,920	55.2		89 (69)	?
59	147,156	65,354	81,802	60.0		88	?

均より低かったのが、54年には追いこし、差をつけている。10アールあたりの利益でみると、52年ではかなり低かったのが、第2次減反後の54年に接近し、55年以後は平均を上まわっている。空知地域だけを見た場合、56年で平均47,000円なのでかなり大幅に上回っている。5ha以上の農家の平均をとると昭和57年で、71,000円なのでこれも上まわっている。しかし、ここ数年にあたる57年～59年の間は利益は伸びていない。

次に収入のうちわけ（表3-11）について、転作増加前の52年と、転作増加後54年～56年を

表3-11 S組合収入

(千円)

	米	麦	転作奨励金	受託作業料	小豆	ビート	その他	合計
52	95,257	134	3,933	0	0	0	0	99,324
54	76,889	11,052	15,548	5,933	0	0	11,087	120,509
55	71,625	8,401	14,157	3,363	665 (大豆)	1,224	25,895 (共済金22,031)	125,330
56	67,698	10,358	25,540	4,494	0	6,796	9,301	124,187
57	84,659	11,650	24,415	3,288	946	22,587	2,404	149,949
59	100,156	5,771 (秋 春)	14,610	2,109	7,848	14,348	2,316	147,156

比べてみると、米の収入を減少させた分以上に転作奨励金と受託作業料（乾燥・調整）を増加させており収入は全体として向上した。また、57年からはビートの作付拡大で収入を増やしているが、59年からは輪作のための小豆の導入で収益を減らし、転作奨励金の減少、そして農協に乾燥・調整施設のできたこともあって、受託作業料も減り、合計収益を減少させている。10aあたりの収入をみると、ビートを拡大した昭和57年以後の上昇が見られる。北海道平均と比

表3-12 10アールあたり収入

転作奨励金、10アールあたり

(千円)

(千円)

	米	麦	小豆	ビート	合計収入	麦	ビート
54	106 (143)	93 (69)	0	0	130	76	0
55	113 (140)	31 (60)	50 (大豆)	0	135	78	0
56	114 (130)	45 (56)		70	134	74	78
57	140 (146)	71 (74)	94	148	161	74	76
59	155	(秋)71 (春)50	100	127	158	46	60

較して低かった米の10a当り収入が徐々に接近しているが、56年札幌圏（116千円〔米麦生産費調査〕）と比較するとほぼ同水準、5ha以上の平均（57年141千円）と比較しても同水準である。

続いて支出のうちわけをみていく。まず表3-13から変動費をみると、53年から労賃部分が

表3-13 変動費

	労賃	燃料	電気	気電話	修理代	種子代	農薬	肥料	資材	運賃	農具	会費	飲食	互助費	事業対策	研修	その他	合計
51	8,409	1,233	402	892	1,522	2,528	3,145	4,042	395	327	322						419	32,054
52	8,439	918	501	3,893	1,550	1,603	3,809	4,634	517	1,533	548						412	38,067
53	10,732	1,341	511	4,374	1,941	2,833	3,873	4,207	556	1,124	470	613	276				23	36,195
54	11,630	1,926	523	4,068	1,861	3,212	6,022	3,441	731	229	981	101	883			66	80	38,604
55	12,037	3,256	736	2,639	1,840	2,992	5,152	5,162	655	206	1,462	160				100	465	37,912
56	11,758	1,966	779	4,837	1,048	903	7,928	2,915	938	391	707	518					206	38,523
	3,326	680		116	601	663	2,720	80	10								282	8,492
	15,084	2,646	779	5,003	1,649	1,566	10,648	2,995	948	391							488	47,015
57	12,575	2,643	793	1,967	1,773	3,800	7,042	3,473	984	547	186					588	289	43,849
	5,208	?	?	?	?	?	3,240	?	?	?							258	11,468
	17,783						10,282				186					588	547	55,317
59	15,725	1,462	?	2,730	1,799	1,103	7,500	3,435	755	?	1,666	233						41,436
	1,814	?		?	173	1,100	3,410	537	?	?		265					1,117	8,521
	16,539				1,972	2,203	10,910	3,972			1,666	498					(償却 積立)	49,957

上昇し、56年からはビートの拡大で更に向上させている。また、肥料代も同時に向上が激しい。その他、集団特有の支出である会議費、飲食費も3%程度の部分を占めている。次に固定費であるが（表3-14）、53年から転作促進対策事業による機械購入で償却費を増やしている。また、税金の増加も費用増大につながっている。10アールあたりで費用を見ると、減価償却費は北海道平均の半分あまりになっている。5ha以上の農家の平均値と比べても、昭和56年（23,904円）、57年（24,609円）ともやはり大幅に少ない。また労賃もほぼ1/3程度となっているが、ビート導入後はかなり近づきつつある。5ha以上の農家と比べると、56年（32,597円）、57年（31,775円）に対してやはり少ない。ここから費用合計についても、北海道平均や5ha以上の平均（56年=99,594円、57年=100,295円）に比べて圧倒的に10アールあたりの費用負担が少ないことがわかる。大型機械化とその効率的利用、作業の効率的編成によって費用負担を大幅に軽減しているわけである。更に生産費のうちの割合でみてみても（表3-16）、機械費、労賃とも比率の低いことがわかる。しかし、労賃の占める割合についてはS組合では増加し、北海道平均では低下しているため、年々比率の接近がみられる。

次に反収の変化であるが、減反期以前の時期は冷害年を除いた場合、8区平均に比べ反収は低かった。しかし、56年～60年の冷害年を除いた平均は、8区平均をやや上回る。このように組合の反収は低い水準であったが、8区平均レベルには到達しているようである。ただ、冷害年（58年）含めて考えると、まだ8区平均を下まわっている。

表 3-14 S組合運営費用の変化

	固 定 費				計
	減価償却費	支払利息	税金	その他	
51	5,586	2,201	630	0	8,417
52	6,517	2,502	512	0	9,530
53	8,768	2,842	606	234 (借地料)	12,450
54	8,768	2,999	828	234	12,829
55	8,778	2,137	1,408	290	12,613
56	{ 4,359	{ 1,821	{ 3,251	0	{ 9,431
	{ 1,166	{ 302	{ 253		{ 1,721
計	5,525	2,123	3,504		11,152
57	{ 8,442	0	{ 3,589	0	{ 9,559
	{ 1,117		{ 136		{ 1,253
	9,559		3,719		11,812
59	{ 7,494	{ 264	{ 5,825	0	{ 13,583
	{ 1,476	{ 70	{ 268		{ 1,814
	8,970	334	6,093		15,397

※56年からはTてん菜組合が加わる。

表 3-15 10アールあたり費用

	固 定 費				変 動 費				合 計	北 海 道
	減 価 償 却 費	支払利息	税金	その他	計	労 賃	肥 料	計		
51	7,186 (15,719)	2,831	811	0	10,828	10,819 (31,609)	4,046	41,238	52,066	76,709
52	8,269 (19,019)	3,174	650	0	12,093	10,708 (30,252)	4,833	38,067	50,160	80,200
53	9,452 (22,723)	3,064	653	253	13,422	11,569 (33,175)	4,175	36,195	49,617	91,178
54	9,457 (23,980)	3,237	895	253	13,842	12,554 (34,434)	6,500	38,604	52,446	96,915
55	9,446 (25,245)	2,299	1,514	312	13,572	12,953 (37,086)	5,544	37,912	51,484	105,780
56	{ 5,289 { 1,197 (26,671)	{ 1,962 { 3,104	{ 3,943 { 2,595	{ 0 { 0	{ 71,194 { 6,896	{ 14,265 { 34,148	{ 9,618 { 27,927	{ 46,990 { 97,962	{ 58,184 { 104,858	112,063
57	{ 9,096 { 6,209 (27,114)	{ 0 { 4,923	{ 4,620 { 894	{ 0 { 0	{ 13,716 { 12,026	{ 16,214 { 34,150	{ 9,081 { 21,246	{ 53,354 { 70,273	{ 67,070 { 82,299	112,797
59	{ 8,085 { 8,200	{ 324 { 620	{ 7,157 { 2,366	{ 0 { 0	{ 15,566 { 11,186	{ 19,322 { 16,042	{ 9,217 { 30,151	{ 50,540 { 80,276	{ 66,106 { 91,462	

※ () 内は北海道平均

表 3 - 16 生産費のうちの労賃および農業機械の割合

	労 賃		農 業 機 械	
	S組合	北海道	S組合	北海道
51	26.2	41.2	15.7	23.0
52	22.2	37.7	18.1	26.2
53	29.7	36.4	22.0	28.0
54	30.1	35.6	19.0	27.8
55	31.7	35.2	19.2	26.7
56	32.1		11.3	
57	32.1		15.6	
59	33.1		15.2	

反収の変化

(俵)

	反 収	8 区
49	7.36	7.86
50	7.43	7.43
51	6.32	4.56
52	7.20	7.31
53	7.83	8.75
54		7.70
55		5.16
56	4.83	4.85
57	8.50	7.78
58	4.00	5.33
59	9.30	8.98
60	7.70	7.71
平 均	S組合	8 区
49~53	7.23	7.18
56~60	6.86	6.93
冷害年	5.05	4.91
平常年	7.90	7.97

以上から、S組合の経営分析をまとめると次のようなことがいえる。

第1に、組合は中農層を中心として組織されたが、離農者を出した事と、規模の平準化を進めたため、構成員がかなりの規模拡大を進めてきたということ、それによって構成員は多大な負債を抱えることにいたったといえる。

第2に、兼業に出る農家は少なくほとんどが専業農家で、作業にもほぼ平等に関わっているということ。

第3に、機械の共同利用や効率的作業編成機械利用によって労賃や特に機械償却費など費用支出をおさえていること。また、転作にも集団的に対応することで転作後も北海道平均に比べて収益を低下させていないこと。

第4に、しかし、ビートの導入は労働時間を増加させ、労賃部分を増加させ、また、転作物の輪作体系の確立をめざし導入した小豆により収益性は低下している。また、転作奨励金の減少もあり、57年～59年の収益の減少が見られる。

第5に、労働生産性の高さに比べて、土地生産性は高くなく、反収は集落の平均よりもやや低い傾向があるということである。

さて、次節では、S組合と同様に集団的土地利用を行なっているが、構成員の階層的性格が違い、別の展開をしている第9区のH経営改善組合（以下、H組合）をとりあげ分析していくことにする。

2. 全階層型生産組織の分析

長沼町第9区のH組合は、S組合と同じく、大型機械化、道営圃場整備事業を導入することによって、長沼町の中では比較的小規模で、個別で機械化した場合採算がとれない農家が、機械の過剰投資を押さえるため結成した集団である。当時、呼びかけの中心となった現組合長は、小規模な農家が集まることによって組合を作ることを意図していたのであるが、高能率稲作団地育成事業導入のために必要な100haを集める事ができず、48年に設立した法人K農場を集団に参加させる事によって、昭和51年、13戸の農家と1法人（5戸）をもってH組合は設立された。

組合設立目的について規約第1条は次のようにうたっている。「この組合は、近代的農業に即応する農業機械、及び施設の共同利用と共同作業を基本として、互助と協同精神の涵養をはかり、併せて組員相互の経営改善と所得の増大により、生活の安定向上をはかることを目的とする。」

集団は、結成時から生産物のプール計算を行なうことを決めた。その理由の第1は、適期作業をめぐる問題の解決である。9区においても多くの部分的協業が行なわれてきたがほとんどは、使いたい時に機械が使えないなどの問題から解体している。第2は、機械の作業効率を上げること。第3は、転作物の作付の集中を可能にすることである。組合は設立時に個人所有の農業機械を現物出資してもらい個人所有の機械は現在一台もない。

その後、転作面積の増加に伴い54年には、転作促進対策事業で麦作機械（コンバイン・トラクター）を導入、昭和55年には地域農業生産総合振興事業でん菜機械を導入した。転作対応はS組合と同じく、麦（2年）－小豆（1年）－ビート（1年）という輪作を実施している。

集団運営の中で、最も問題になったことは、収益のプール計算による配分が、構成員の生産意欲を減退させてしまったのではないかと、ということであった。そこで、昭和53年、54年、57年の3回にわたって「班コンクール」を実施し、生産意欲の向上が目指された。この班コンクールは、H組合の3つの班で収量の最も高い班に報償金を出すというものである。しかし、このコンクールは、品種などの違いが天候の関係で大きく収量の差として現われるなど、収量が生産努力と必ずしも結つかないという問題を抱え、毎年実施することができないという壁にぶつかっている。集団運営上の第2の問題は、第2種兼業農家が集団の出役に拘束されてしまい、

農外就労が制限されるということであった。この点は兼業農家の少ないS組合に比べてより深刻にこの集団の場合問題となったと思われるが、現在では稲作の移植作業と収穫作業を除けば自由に農外に就労できることになっている。それによって拘束日数は3～4日におさえられ、兼業農家の所得増加が配慮されている。

さて、組合が現在抱えている課題は農閑期をいかに有効に利用し、余剰労働力を完全燃焼し、所得向上に結びつけるか、ということである。組合は昭和57年から、婦人グループによる加工用トマトの栽培と手づくりジュースの製造にとりくんだ。また昭和60年からは、ヘチマ化粧水の製造にも取りくんでいる。これらのとりくみはまだ自給用の域を出ておらず、組合役員は所得向上と結びつく新たな作物の導入を現在の最大の課題として位置づけているようである。

以上からH組合の特徴を、S組合との比較においてまとめておこなえば、第1に経営面積の小さな農家に力点を置いて出発した組織であるということ、第2に、第1の点とも関わるが、兼業農家の所得保証が大きな関心事となっているということ、第3に班コンクールの例に見られるように、生産意欲の育成などがかなり意図的・組織的になされていることである。そのことは、組合の目的として機械の協同利用などの経済的な問題のみでなく、「互助と共同精神の函養」といった教育的な問題も位置づけられていることと無関係ではないだろう。第2の点についても、「生産性向上」よりも「所得向上・生産安定」に目的の重点が置かれている事と合わせて、組合の姿勢を示すものである。第4に、役員層を中心として、労働集約的で所得の向上に結びつく新作物へのとりくみへの意欲がみられることである。

次に、経営状況を見ていくことにする。

まず、構成員の性格について経営面積により考えてみると、法人5戸、中農中層および上層（5ha～10ha）4戸、中農下層（3ha～5ha）3戸、貧農上層（3ha以上）5戸となり、中農下層と貧農上層あわせて8戸を含む階層差のある組織となっている。小規模農家が多いため構成員数も多くなっている（17戸）。また、結成以来Ⅱ層内で若干の変動があった以外、経営面積の変化はほとんどない。離農者も1戸が公務員になった事によるもののみである。その跡地は集団で借入する方式をとった。その他、Ⅱ層の農家2戸が2haほどの自留地をもち小麦の作付を行なっている。農業従事者は各戸とも2人以上おり、後継者のいる家は3戸である。

次に表3-19から兼業の状況を見ると、集団にはⅡ兼が4戸あるが、Ⅳ層だけでなく、Ⅲ層も近年兼業に出る傾向がある（N8、N9）。しかし、N12のように、兼業に出ない農家もⅣ層の中にいる。

次の作業への参加状況であるが、Ⅱ層がⅢ・Ⅳ層に比べ多く出役し、オペレーターも担っていることがわかる。Ⅳ層にはN14のように経営主が田植えと小豆の圃場整備しかしないものもいる。とはいえ、S組合と比べると、特に稲作や小麦作業において豊富な労働力を有し、この組合では、3つの班を編成し、田植えなどを行なっている。（田植え男13女9-S組合は男9女6）それは、機械を4台もっている（A組合は田植機2台）という条件にもよる。

組合の機構は上図のようで、役職は法人参加者やⅢ層やⅣ層も担っている。また後継者も責任ある役職もっている。組合長は、発足から変わらず、組合長としての仕事に専任している。この組合では役員に報酬を出している。これらの点はS組合とはだいぶ違う。

労賃は、1時間当たり男700円、女600円で昭和57年までは男650円、女550円となっていた。この水準はS組合よりだいぶ低い。この点は組合でも問題になっているようだが、作業が省力

表 3 - 17 H組合

	経営面積	農業従事者	組合出資面積		地目別面積			
			出資面積	自留地	自留地作物	田	畑	
法人 I	κN 1	4100/5	♂(38)♀(37)	4100/5	0		500	300
	κN 1	4100/5	♂(35)♀(33)	4100/5	0			
	κN 1	4100/5	♂(47)♀(43)	4100/5	10	野菜	650	150
中上層 中農 II	N 4	820	♂(64)♀(35)♂(37)	820	0		630	190
	N 5	810	♂(42)♀(36)	650	210	秋小麦	650	210
	N 6	666	♂(54)♀(54)	506	160	小麦	506	160
	N 7	620	♂(64)♀(59)♂(27)	620	0		595	25
中層 中農 III	N 8	425	♂(44)♀(42)	410	15		410	15
	N 9	420	♂(44)♀(35)	420	0		420	0
	N10	400	♂(52)♀(46)	400	0		400	0
貧上層 農 IV	N11	330	♂(45)♀(41)	320	10		320	10
	N12	310	♂(50)♀(46)	310	0		0	310
	N13	300	♂(55)♀(30)♂(29)	290	10		290	10
	N14	290	♂(50)♀(50)	290	0		290	10
	N15	270	♂(51)♀(49)	270	0		270	0

※ κNはK農場参加, 410ha, 5戸参加。

※ 17戸中15戸回収 回収率88%。

化によって少なくなっている中で労賃を上げた場合、専業農家のもち出し分が多くなるということで低くおさえられているそうである。

各農家の負債は、それほど大きいとはいえない。S組合とは対称的に、規模拡大を進めてこなかったためと思われる。

表 3 - 18 H組合経営面積の変化

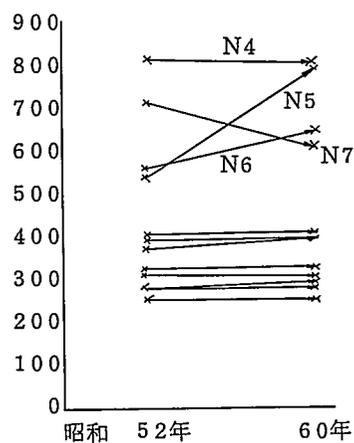


表 3 - 19 兼業状況

	49年 以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
N 1													
N 2													
N 3													
N 4													
N 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
N 6			△		△	△	△	△	△	△	△	△	△夏(70日)
N 7													
N 8												△	△年(270日)
N 9										△		△	{ △年(180日)
										○		○	{ ○年(250日) 日雇, 臨時
N10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○年(170日) 日雇, 臨時
N11	△												
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○日雇, 臨時
N12													
N13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●冬(100) 日雇い, 電装店
N14		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	{ △年(150) 出稼ぎ
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	{ ○年(210) 出稼ぎ
N15		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	{ △夏(60) 臨時
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	{ ○夏 日雇い

表 3 - 20 作業への参加状況

班	稲 作					小 麦					てんさい				小 豆				総出役日数 (日)																	
	育	苗	移	植	管	理	収	穫	乾	燥・	調	整	圃	場	播	種	管	理	収	穫	乾	燥・	調	整	作	業	種	類								
① N1		○									○																		7							
② N2	○△	○△	○△	○△	○△																								5 5							
② N3	○△	○△	○△	○△	○△						△				△														5 11							
③ N4	△	△	△	△	○△●						△	○△●		○	△	△	△●					○△	△●						4 12 4 160							
③ N5	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎			○	○	○	○			○	○	○	◎							18							
① N6	○△	○△	○△	◎△		○	○			○			○△	○△	△	△						△	△						9 10							
③ N7	○△	○△◎	○△	○△◎	○△	○◎	○◎	◎	○	○●			○	●	○	○◎			○◎	○	○	○							16 5 10							
① N8					○					○																			4							
① N9	△	○	○	○										○															4 1							
① N10	△	○△	△	○△							△		○△	○△	△	△													4 9							
③ N11		○△				○							○																4 1 20							
③ N12		△		○△	△		△		○△	△			△	△	△	○△						△	○△						4 12 100 150							
③ N13		○	○△	○	○		○		○	△			○	○		○△							△						9 4 240 30							
① N14		○△	△																										2 2							
③ N15	○△	○	△	○△	△	○△	△	△					○△	△	△	△						△	△	△	△				5 14							
(○印は 兼業)	6	7	13	9	7	9	11	8	9	6	6	1	6	2	2	2	5	2	8	4	8	5	6	6	2	5	7	7	5	1	2	0	3	5	5	6

※○は経営主 △は婦人 ●は後継者

図 3 - 2 構造図

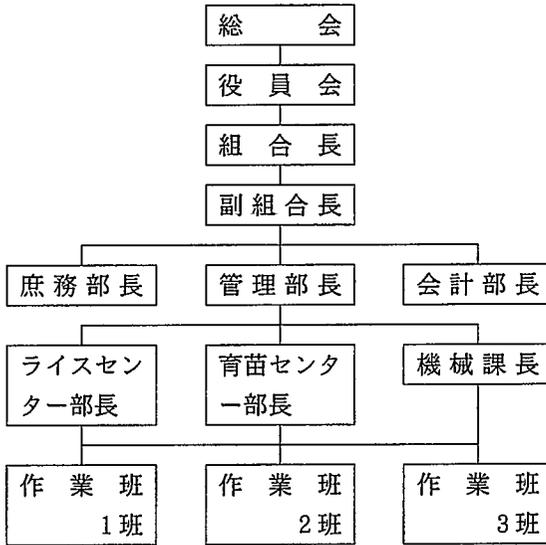


表 3 - 21 役職

	経営主 婦 人 後継者
N 1	ライスセンター 課長
N 2	労務係
N 3	監 事 水稲係
N 4	
N 5	
N 6	
N 7	麦 作
N 8	
N 9	
N10	監 事
N11	班 長
N12	
N13	機械課長
N14	
N15	

表 3 - 22 負債状況 (万円)

	総 額	個人負債	集団の負債
N 1	1,000	500	500
N 2		N. A	
N 3	880	870	10
N 4	870	800	70
N 5	1,500	1,500	0
N 6	910	900	10
N 7	1,000		
N 8		N. A	
N 9	300	260	40
N10		N. A	
N11		N. A	
N12		N. A	
N13	30	0	30
N14		N. A	
N15		N. A	

次に集団の経営収支の状況を見ていく（表3-23）。まず収入であるが、第2次減反の始まった53年以降、利用料（主に麦の乾燥・調整）が増加し、1,000万円近くになっている（58～59年は減少）。これはSの場合（210万）と比べて大幅に多い。（表3-24）直接費用をみると、肥料費の増大が目立つ。表3-25から間接費用をみると、役員報酬は59年で47万円となっている。

表3-23 H収益

(千円)

	直接収入			間接収入					合計
	負担金	利用料	小計	賃貸料	雑収入	配当金	補助金	小計	
52	17,544	2,273	19,817	172	2,719	3	48,714	51,608	71,426
53	18,623	7,232	25,856	371	2,941	7	320	3,640	29,496
54	37,753	8,839	48,258	735	6,178	3	7,950		63,151
55	22,328	8,403	39,093	430	6,769	39	5,360		51,691
56	26,245	9,050	37,836	1,545	2,565	329	130	4,569	42,406
57	23,893	6,953	31,323	2,161	10,539	262	1,116	14,579	45,903
58	23,092	13,347	36,439	1,950	6,879	32	0	8,862	45,301
59	22,174	9,469	55,834	4,282	6,285	355	663	11,586	67,421

表3-24 H経営改善組合損益計算

(千円)

	直接費用									計
	肥料	種苗	農薬	包装	生産資材	農具	動力	労務	賃借	
52	523	1,793	3,587	1,167	1,148	1,603	1,852	627	68	12,369
53	5,348	731	3,032	1,166	3,426	3,613	2,317	882	1,368	21,887
54	7,992	396	3,643	2,721	524	4,008	3,435	12,534	2,268	37,525
55	9,228	343	3,439	1,470	663	6,819	5,272	2,163	1,039	30,441
56	11,133	1,453	2,928	1,397	864	7,675	5,279	4,442	1,771	36,946
57	11,694	347	4,284	2,063	2,567	4,996	6,197	0	2,294	34,399
58	11,601	93	2,998	1,984	1,044	9,003	5,129	4,333	977	37,165
59	10,056	1,040	4,483	2,619	5,548	12,498	4,603	421	1,293	42,565

表 3 - 25 間接費用

(千円)

	役員報酬	事務	諸税金	施設	雑費	支払利息	割戻	業務	その他	利益	計
59	476	360	2,575	139	452	866	6,539	1,374	12,051	19	24,855
58	476	325	1,362	410	667	1,040	863	1,362	3,000	△ 9,157	8,136
57	416	425	1,346	987	326	1,159	2,000	1,077	3,000 (減価償却)	765	11,503
56	410	114	989	144	1,377	1,248	0	1,738	0	△ 563	6,073
55	410	162	1,195	369	496	1,921	7,270	1,513	3,000 (減価償却)	0	16,336
54	440	249	2,019	572	554	438	0	1,820	4,335 (減価償却)	0	25,626
53	360	105	822	96	42	129	0	1,501	4,230 (減価償却)	0	7,609
52	240	525	108	1,942	165	2,775	0	1,192	3,392 (減価償却)	0	59,057

次に収益、費用を部門別にみていく。その前に集団の作付の変化を追うと(表3-26)、56年からビートの作付がふえ、59年に小豆の作付が増えていることがわかる。

表 3 - 26

種 類 別	昭和59年	58年	57年	56年	55年
水 稻	69.0ha	65.9ha	65.9ha	65.9ha	68.3ha
秋 小 麦	—	15.5	16.9	17.0	20.0
春 小 麦	7.7	—	—	—	—
て ん 菜	9.3	15.3	14.3	14.2	4.6
小 豆	6.8	3.8	3.3		大豆 1.2

収入のうちわけは表3-27のようになっている。

表 3 - 27 収入内わけ

(千円)

	農産物	転作 奨励金	員外利用	その他	計
57	134,236	19,792	9,305	262	163,685
58	108,993	16,592	15,044	1,768	142,397
59	136,353	11,427	9,544	8,279	165,603

水稲収入

(千円)

	面積 (a)	総収量 (俵)	金額	10a収量	10a収入
57	6,586	5,647	97,423	8.57	148
58	6,586	3,723	73,790	5.65	112
59	6,896	6,356	113,000	9.20	164
60	7,153	5,697		7.96	

部門別収入

① 麦

	面積 (a)	総収量 (俵)	金額	奨励金	合計収入	10a収量	10a収入
57	1,691	860	10,089	7,742	17,831	5	105
58	1,551	1,072	12,012	6,973	18,985	6.9	122
59	(春小麦) 765	413	4,961	3,493	8,454	5.4	110

② ビート (t)

57	1,426	1,055	22,178	9,902	32,080	7.4	225
58	1,530	1,843	16,594	1,252	23,846	5.5	155
59	933	543	11,749	4,430	16,179	5.8	173

③ 小豆

	面積 (a)	総収量 (俵)	金額	奨励金	合計収入	10a収量	10a収入
57	334	169	4,546	1,921	6,467	5.6	193
58	376	194	6,597	2,140	8,737	5.2	232
59	680	348	6,643	2,992	9,635	5.1	141

また、部門別の費用のうちわけは表3-28のようである。

表3-28 部門別費用(間接費用)

(千円)

	役員	事務費	業務負担金	施設費	支払利息	雑費	減価償却	計	総費用	
57	416	426	1,077	1,346	987	1,159	327	8,846	14,584	88,003
58	476	326	1,362	863	410	1,041	667	8,187	13,332	92,148
59	476	361	1,374	2,576	140	866	453	6,246	12,492	97,761
(水稲)										
57					655			6,546	7,201	55,044
58	312	214	893	566	269	682	437	5,369	8,742	58,369
59	353	268	1,019	1,910	104	642	337	2,660	7,293	68,207

部門別費用（直接費用）

（千円）

	①総額	肥料	播種	農薬	包装	生産資材	共済掛金	水利	農具	動力	賃借	労務
59	85,269	10,057	2,179	4,483	2,620	5,924	4,423	11,309	12,498	4,604	1,294	25,878
58	78,816	11,601	2,332	2,998		3,029	4,404	10,558	9,003	5,129	978	28,784
57	73,419	11,518	2,347	4,184		3,195	3,134	10,312	5,041	6,197	2,296	25,195
	②水稻											
59	60,914	6,620	1,511	3,179	1,812	5,027	3,846	8,396	7,855	2,474	1,164	19,030
58	49,627	6,085	1,501	1,788		1,618	3,562	7,840	6,157	2,599	641	17,836
57	47,843	6,775	1,400	3,467		2,182	2,754	7,298	3,173	3,885	1,572	16,337

収入は農産物の売上げの減少で58年は減であるが59年には増えている。費用では、生産資材費、農具費の費用増加で総費用が増えている。以上の資料を加工して10aあたりの利益額をみると75,403万円となり（57年）北海道平均の69,572千円を上まわり、5ha以上の平均71,316千円も上まわる。次に10aあたりの費用を見ると（表3-30）、113千円という北海道平均に比

表3-29 経営分析

(3) 10a当り利益額（ ）は労賃差引

	金額	水稻	麦	ビート	小豆
57	75,403 ()	60,054 (84,860)	56,457 (67,457)	125,210 (155,343)	107,634 (149,461)
58	49,884 (78,460)	23,414 (50,496)	64,945 (72,701)	53,823 (91,679)	134,813 (180,771)
59	71,308 (98,507)	64,955 (92,550)	46,837 (55,529)	60,857 (81,491)	68,191 (93,602)

(4) 1俵当り利益額

	水稻	麦	ビート	小豆
57	7,004	11,101	16,924	21,272
58	4,142	9,396	9,768	26,128
59	70,473	8,675	10,456	13,324

(5) 所得率(%)

	金額	水稻	麦	ビート	小豆
57	46.2	40.6 (57.4)	53.5 (64.0)	55.7 (69.0)	55.6 (77.0)
58	35.3 ()	20.8 ()	53 ()	34.5 ()	58.0 ()
59	40.9 (56.5)	39.6 (56.4)	42.3 (50.2)	35.0 (50.4)	48.0 (66.0)

表 3 - 30 H経営分析

(1) 10a 当り費用

	金 額	水 稻	麦	ビ ー ト	小 豆	員外利用
57	87,678	87,678	48,988	99,754	85,988	-
58	91,480	88,628	57,460	102,033	97,553	-
59	102,755	98,908	63,673	112,551	73,500	-

(2) 1 俵当り費用

	水 稻	麦	ビ ー ト	小 豆	員外利用
57	10,248	9,632	13,483	16,994	-
58	15,677	8,313	18,518	18,907	-
59	10,731	11,794	19,338	14,362	-

べ87,678円と大幅に少ない(77.9%)。また、5ha以上の農家と比べても100千円なのでかなり少なくなっている。また減価償却費だけをとると、5ha以上の平均24千円に比べ8千円程度と約1/3になっている。

S組合と比較すれば(59年)収入は174千円(H組合)に対し158千円(S組合)、費用は102千円(H組合)に対し70千円(S組合)となっている。

つまりH組合の方がより集約的農業を行なっているわけである。

最後に反収の状況についてみておく。表3-31にみるように集落の平均より高い数字になっている。

表 3 - 31 反収の変化

H組合			H組合				
	H組合	9 区	総面積	参加戸数	構成員人員	男	女
55	4.98	4.65	57	10,037 (3,451)	17	37	20
56	4.00	3.82					
57	8.57	7.80	58	10,073 (3,487)	16	35	19
58	5.65	5.40					
59	9.20	9.10	59	9,514	17	37	20
60	7.96	7.65					

以上からH組合の経営状況の特徴を特にS組合との比較においてまとめておくと、次のようになる。

第1に階層的に幅広い農家を集約している全階層型の組織であること。したがって兼業に出る農家も多く、作業への関わりにも階層差があるが、小規模農家に無理な規模拡大はさせてこず、生産性向上にともなう所得向上をめざしたこと。

第2に階層差はあるが、それぞれの条件のもとで、農業からの離脱はなんとかくいどめていること。

第3に、労賃をめぐる意見対立があり、上層の意見が通り、S組合と比べ低くおさえられていること(上層は農作業が少なく、労働機会が少ないため、出稼ぎに出ていない上層農家でも作業時間が少なく、労賃を押さえようという意見をもっているようである)。

第4に、労働力が豊かなため班編成をし、作業をスムーズに行なっていること。

第5に、とくに上層の余った労働力を利用するため麦の乾燥・調整などの作業受託をかなり行なっていること。

第6に、Sと比べると10アールあたりの収入は多いが、費用がかかっているという傾向があげられる。

以上の分析をふまえて次節では、それぞれの組合について構成員の意識状況の分析に入っていきたい。

3. 生産組織構成員の意識分析

この節では、アンケート調査に基づいて、S・H両組合の構成員の意識状況を分析し、生産組織の経済的・教育的意義について考えてみたい。調査は全構成員を対象に行ない、回収率はH組合88%、S組合100%であった。集計は階層別集計と（経営主のみ）経営主・婦人・後継者別集計とでまとめた。

まず、経営主に、組合加入前の状況と参加の理由などを聞いてみた。表3-32より組合への

表3-32 組合に参加した理由（S）

	機械化	コスト 低減	兼業の 条件	技術 向上	新しい作 物導入	労働 軽減	集団が 楽しい	オペレー ター	地力 問題	その他	N. A
I	5	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
II	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
計	8	6	0	0	0	2	0	0	0	1	0

組合への参加理由（H）

	生産性 向上	コスト 削減	兼業の 条件 づくり	技術 向上	新しい作 物導入	労働 軽減	集団の 方が 楽しい	オペレー ター 確保	地力 問題	その他	N. A
I	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0
II	2	4	0	1	0	0	2	1	1	0	0
III	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
IV	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	10	12	1	1	0	0	3	1	1	0	1

参加の理由をみると、第1位は、Sでは、機械化をすすめ生産性を向上させることで、第2位は、コスト低減だがHの場合は逆になる。Sが（特に上層が）機械化を進めることが第1だったのに対し、Hの方は、集団によってコストを下げるのが第1になっている。特に上層（SのIとHのII）に違いが現われている。その他、Hの方は、兼業の条件づくりと技術向上、オペレーターの確保、地力問題の解決が1人づついるし、上層や法人には、集団でやる方が楽しいという理由で参加している（3名）のに対して、Sは労働の軽減という理由が2名いる。この違いがどこからくるのか考えるために、組合加入前の状況について考えてみる。

表3-33は、機械所有状況であるが、田植え機やコンバインをみると、Hがすでに入っていたのに比べSは非常に少なかったことがわかる。つまり、Sは集団によって一気に機械化を進めようとしてできたし、Hはすでに所有しているものも含めて機械を共同にしてコストを低下させようとしてできたという違いをもつ。Hが、大型機械だけでなく以前から所有していたこのような小さな機械をもっていることは、作業上有利な点が多い。加入前の兼業状況をみると、(表3-34) Hが兼業農家を多く抱えて出発した組織であることがわかる。表5から、組合加入前の経営方向をみると、Sは、規模拡大(特に上層)と大型機械化・コスト低下、Hは、上

表3-33 組合加入前の機械所有(H)

	トラクター	耕うん機	コンバイン	田植え機	その他	N. A
I	1	1	—	—	—	2
II	4	1	3	4	3	—
III	2	2	2	2	—	—
IV	2	1	2	2	—	2
合計	9	5	7	8	3	4

組合加入前の機械所有(S)

	トラクター	耕うん機	コンバイン	田植え機	その他	N. A
I	5	5	1	2	ハインダー 2 乾燥機 1	0
II	0	1	0	0	0	0
合計	5	6	1	2	ハインダー 2 乾燥機 1	0

表3-34 組合加入前の兼業状況

H	日 雇 臨 時	出 稼	恒 常 勤 務	自 営 兼 業	農 業 専 業	N. A
I	—	—	—	—	1	2
II	1	—	—	—	1	2
III	2	—	—	—	—	1
IV	1	1	—	—	1	2
合計	4	1	—	—	3	7

S	日 雇 臨 時	出稼ぎ	恒常的 勤 務	自 営 兼 業	農 業 専 業	N. A
I	1	1	0	0	4	0
II	1	0	0	0	2	0
合計	2	1	0	0	6	0

表 3 - 35 兼業状況 (H)

	兼業の有無			兼業雇用形態						兼業期間			
	兼業有	無	無回答	恒常的	出稼	日雇 臨時	自営 兼業	その他	N. A	通年	夏期	冬期	N. A
I	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II	1	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
III	2	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-
IV	3	2	-	-	1	2	-	-	-	1	1	-	-
合計	6	9	-	-	1	4	-	-	1	3	1	-	1

表 3 - 36 組合加入前の経営方向

H	規模 拡大	兼業化	大型 機械化	コスト 低下	複合	規模 縮小	離農	その他	N. A
I	3	-	-	1	-	-	-	-	-
II	2	-	2	1	-	-	1	-	1
III	1	2	-	1	-	-	-	-	-
IV	1	1	-	1	-	-	-	-	2
合計	7	3	2	4	-	-	1	-	3

S	規模 拡大	兼業化	大型 機械化	コスト 低下	複合 農業	規模 縮小	離農	その他	N. A
I	5	0	1	3	0	0	0	0	1
II	1	0	1	2	0	0	0	0	0
合計	6	0	2	5	0	0	0	0	1

表 3 - 37 結成当時の問題

H	負債	規模 小	機械化 不可	労働力 不足	兼業 不可	経営費 大	反収 小	複作 導入	その他	N. A
I	-	1	3	-	-	2	-	-	-	-
II	-	1	3	1	-	2	-	-	1	-
III	-	2	1	-	-	2	-	-	-	-
IV	-	1	3	-	1	2	1	-	-	1
合計	-	5	10	1	1	8	1	-	1	1

S	負債	規模 小さい	機械化 困難	労働力 不足	兼業 困難	経営費 負担	反収 少ない	複作物	その他	N. A
I	1	0	5	1	0	5	0	0	0	0
II	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	8	2	0	5	0	0	0	0

層は大型機械化・規模拡大であるが、下層は兼業化を進める、となっている。その他、離農するというのがⅡ層に1名いた。

次に組合参加当時に抱えていた問題であるが、どちらも、「機械化ができない」、「経営費の負担が大きい」があがっている。Hの方は規模が小さいという悩みもあった。

次に共同化への不安について（表3-38）であるが、どちらの組合も他人とのつきあいをどうしていくのことが多い。特に婦人に多いようである。Sの経営主は、集団運営に不安をもっていったことがわかる。階層的には下層ほど負債が増えるのではないかという不安がある。

表3-38 共同化への不安（S）

S	他人とのつきあい	集団運営	負債	技術的対応	不安なし	その他	N. A
I	1	4	1	1	0	0	1
Ⅱ	1	1	2	1	0	0	0
合計	2	5	3	2	0	0	1

H	つきあい	運営	負債	技術	なし	その他	N. A
I	1	1	0	0	1	0	0
Ⅱ	2	1	1	0	0	1※	1
Ⅲ	3	1	1	0	0	0	0
Ⅳ	2	1	2	0	1	0	0
合計	8	4	4	0	2	1	1

※こんなにもめんどろと思わなかった。

H	他人とのつきあい	集団運営	負債	技術的対応	不安なし	その他	N. A
経営者	8	4	4	0	2	1	1
後継者							
婦人	9	5	5	2	1	0	1
計	17	9	9	2	3	1	2

S	他人とのつきあい	集団運営	負債	技術的対応	不安なし	その他	N. A
経営者	2	5	3	2	0	0	1
後継者							
婦人	6	2	4	1	1	0	1
計	8	7	7	3	1	0	2

表 3-39 (S) プール配分の方式に対して

	賛成	(稼働効率)	{対立を なくす}	(転作消化)	(その他)	反対	{個人で やりたい}	(相互不信)	N. A
経営者	9	5	6	0	0	0	0	0	0
後継者									
婦人	8	4	4	0	0	0	0	0	1
計	17	9	10	0	0	0	0	0	1

	賛成	(稼働効率)	{対立を なくす}	(転作消化)	(その他)	反対	{個人で やりたい}	{互いに 信じられる}
I	6	3	4	0	0	0	0	0
II	3	2	2	0	0	0	0	0
計	9	5	6	0	0	0	0	0

プール配分の方式に対して (H)

	賛成	(稼働効率)	{対立を なくす}	(転作消化)	(その他)	反対	{個人で やりたい}	(相互不信)	N. A	その他
経営者	12	11	4	4	0	1	1	1	0	0
後継者										
婦人	10	9	4	1	0	4	1	0	1	2
計	22	20	8	5	0	5	2	1	1	2

	賛成	(稼働効率)	{対立を なくす}	{転作面積 消化}	(その他)	反対	{個人で やりたい}	{信じ られない}	(必要ない)	N. A
I	2	2	1	2	0	0	0	0	0	1
II	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0
III	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
IV	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	12	11	4	4	0	1	1	0	0	1

次に組合が取り入れたプール配分の方式についてであるが、Sは全員賛成であるが、Hの場合は経営主にも反対が1人おり、婦人には4人もの反対者がいた。賛成理由は、Sでは「対立をなくす」が多くHでは「機械の稼働効率のため」が多い。このような違いをみせているのは、Sが個別張り込みで始めて対立を生み出した後、何回もの話し合いによって、皆の合意でプール方式にしたのに対して、Hは結成当時からプール方式にしたということがある。その結果Hの中には「こんなにめんどろなことになるとは思わなかった」という者もいる。

次は構成員が拘束される作業日数についての意見である。Sは、経営主は意見が分かれているが、後継者・婦人は減らすべきとする者が多い。その理由は、下層は兼業のためというもの

表 3-40 拘束日数について

H	多くすべき	〔新作物 導入〕	〔作業を 妨がらない〕	(その他)	減らすべき	〔兼業の ため〕	〔労働力 過剰〕	(その他)	今のまま	N. A
経営者	2	0	2	0	6	1	5	0	4	3
後継者	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
婦人	2	1	1	0	4	2	1	1	3	6
計	5	2	3	0	10	3	6	1	7	11

S	多くすべき	〔新作物 導入〕	〔作業を 妨がらない〕	(その他)	減らすべき	〔兼業の ため〕	〔労働力 過剰〕	(その他)	今のまま	N. A
I	2	0	2	0	2	0	1※	0	1	1
II	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0
計	3	0	3	0	3	1	1	0	2	1

拘束日数について

S	多くすべき	〔新作物 導入〕	〔作業を 妨がらない〕	(その他)	減らすべき	〔兼業の ため〕	〔労働力 過剰〕	(その他)	今のまま	N. A
経営者	3	0	3	0	3	1	1※ ¹	0	2	0
後継者	0	0	0	0	5	1	2	2※ ²	1	0
婦人	1	0	1	0	5	2	3	0	1	2
計	4	0	4	0	13	4	6	2	4	2

※1 合理的に作業するため。

※2 気だけあせるのを防止。

合理的に作業するため。

H	ア	ア-1	2	3	イ	イ-1	2	3	ウ	N. A
I	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
II	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1
III	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-
IV	-	-	-	-	2	-	2	-	1	2
合計	2		2		6	1	5		4	3

- ア 多くすべき
- 1 新作物導入
 - 2 作業がおそろかにならぬよう
 - 3 その他
- イ 減らすべき
- 1 兼業のため
 - 2 労働過剰だから
 - 3 その他
- ウ 今のままで良い

が多いし、上層は、余分な労働力をなくし、合理的な作業体系にするためというのが多い。それに対し、多くすべきという者は、作業をおろそかにしないため、としている。Hは、経営主・婦人ともに減らすべきとする者が多く、その理由は、労働力過剰のためとしている。現状維持（現在は3～4日ほど）もついで多い。多くすべきとするのは法人で1名、上層で1名の2名で経営主は作業をおろそかにしないために、後継者や婦人は新作物を導入するという意欲をもっている。Hは、労働力過剰が問題になっており、新作物導入も問題になっており、対してSは、下層を中心に兼業化志向が生まれているのがわかる。

次は、労賃と収益配分方法についての意見をみる。まずHであるが、（表3-41）労賃について低いとするものが特に下層の経営主に多い。今後の希望としては、労賃を増やすという者が多い（20%）。男女の差については1人を除いて「今のまま」である。収益配分の方法は、

表3-41 労賃・収益配分について（H）

<労賃水準>

	高 い	ちようどよい	低 い	N. A
I	0	1	1	1
II	0	3	1	0
III	0	3	0	0
IV	0	1	2	2
合計	0	8	4	3

<収益配分方法>

	労賃をふやす	(単価の向上)	(作業を増やす)	(両方)	面積割りふやす	今のままで	N. A
I	1	0	0	1	0	1	1
II	0	0	0	0	1	2	1
III	0	0	0	0	1	2	0
IV	1	0	0	0	1	1	2
合計	2	0	0	1	3	6	2

<男女労賃の差について>

	低くすべき	今のまま	広げべき	N. A
I	0	2	0	1
II	0	4	0	0
III	0	3	0	0
IV	0	4	0	1
合計	0	13	0	2

<収益配分方法>

	今のまま	持分を増す	労賃分増	N. A
I	1	0	0	2
II	2	2	0	0
III	3	0	0	0
IV	4	0	0	1
合計	10	2	0	3

<労賃水準について>

	高 い	ちよ う どよい	低 い	N. A
経営者	0	8	4	3
後継者	0	2	1	0
婦 人	0	10	1	4
計	0	20	6	7

<今後の労賃>

	労 賃 ふ や す	(単価 向上)	(作業 増やす)	(両方)	面積割り 増	今のまま	N. A
経営者	2	0	0	1	3	6	4
後継者	1	0	0	0	0	2	0
婦 人	3	1	1	1	2	4	5
計	6	1	1	2	5	12	9

<男女の賃金差について>

	差 を 少なく	今 の ま ま	差 を 広げる	N. A
経営者	0	13	0	2
後継者	0	3	0	0
婦 人	1	11	0	3
計	1	17	0	5

<収益配分方法について>

	今 の ま ま	平等割 部分増	労賃増	N. A
経営者	10	2	0	3
後継者	2	0	1	0
婦 人	9	0	0	6
計	21	2	1	7

上層の中に平等割の部分を増やしていこうという者が2名いる。後継者の中には労賃部分を増やすという者がいる。次にSであるが(表3-42)高いとするものが上層におり(特に婦人)低いとする者が後継者に多い。今後の希望は、下層に1戸労賃を増やすという者があり、婦人に

表3-42 労賃・収益配分について(S)

<労賃水準について>

	高 い	ちよ う どよい	低 い	N. A
経営者	2	7	0	0
後継者	0	3	2	0
婦 人	5	2	1	1
計	7	12	3	1

<今後の労賃>

	労賃 ふやす	(単価 向上)	(作業 増やす)	(両方)	面積割り 増	今のまま	N. A
経営者	1	0	0	0	0	7	0
後継者	0	0	0	0	0	5	0
婦人	1	0	0	0	2	4	2
計	2	0	0	0	2	16	2

<男女の賃金差について>

	差を 少なく	今の まま	差を 広げる	N. A
経営者	2	7	0	0
後継者	2	3	0	0
婦人	0	6	0	3
計	4	16	0	3

<収益配分方法について>

	今の まま	平等割 部分増	労賃増	N. A
経営者	9	0	0	0
後継者	5	0	0	0
婦人	5	0	0	4
計	19	0	0	4

<労賃水準について>

	高い	ちょうど よい	低い	N. A
I	2	4	0	0
II	0	3	0	0
計	2	7	0	0

<今後の労賃>

	労賃 ふやす	(単価 向上)	(作業 増やす)	(両方)	面積割り 増	今のまま	N. A
I	0	0	0	0	0	5	1
II	1	0	0	0	0	2	0
計	1	0	0	0	0	7	0

<男女の賃金差について>

	差を 少なく	今の まま	差を 広げる	N. A
I	2	4	0	0
II	0	3	0	0
計	2	7	0	0

収益配分方法……今のままでよい 9人

面積割りを増やそうという者がいる。男女の差を少なくしようという者は経営主と後継者に2名づついる。収益配分方法は全員が今のままでよいとしている。

全体的にみてHは労賃が低いという不満をもつ者が多く、Sは、高いという不満が多い。Hは下層に不満があた、Sは上層に不満がある。またHは、上層は農家平等割り部分を増やすという意見ももっている。

次に反収についてであるが、まず、Hは、(表3-43) 集団をつくったことが反収増に結びついているとするものが、30%ほどおり、減っているとするものをやや上まわる。中でも下層農家に増えているとした者が多い。減っているとした者に原因を聞くと、収穫のロスが大きいことと適期作業の困難が、それぞれあがっている。収穫増加のために必要な事としては、地力の増強をあげる者が圧倒的に多い。次いで組合員のやる気を高める、技術向上、土地改良となっている。組合の中にあると言われている他人まかせの傾向については、あるとするものが多く、特に経営主に多い。ないとしたもののうち2名はIV層(最下層)である。その対応策としては、個人の自覚とする者が多く、その他、個人の特技や能力に応じた作業配分の工夫や努力

表3-43 反収について(H)

<反収の変化>

	増えて いる	かわら ない	減って いる	N. A
経営者	7	1	5	2
後継者	1	2	0	0
婦人	2	8	2	3
計	10	11	7	5

<反収減の原因について(2つ)>

	適期 作業難	大型 機械化	収穫 ロス	育苗の まずさ	技術 消極性	水管理	その他	N. A
経営者	2	1	3	0	0	0	1	0
後継者	0	0	0	0	0	0	0	0
婦人	0	0	1	0	1	0	0	0
計	2	1	4	0	1	0	1	0

<収量を増やすために>

	やる気を 高める	技術向上	地力増強	土地改良	品種変更	その他	N. A
経営者	3	2	14	2	0	0	0
後継者	0	1	2	0	1	0	0
婦人	3	2	5	1	0	0	6
計	6	5	21	3	1	0	6

<他人まかせの傾向は>

	あ る	な い	N. A
経営者	11	3	1
後継者	2	1	0
婦 人	7	6	2
計	20	10	3

<他人まかせの傾向があるか>

	あ る	な い	N. A
I	3	0	0
II	3	1	0
III	3	0	0
IV	2	2	1
合計	11	3	1

<反収について

集団によって反収は増えているか>

	は い	かわら ない	減って いる	N. A
I	0	1	1	1
II	2	0	2	0
III	2	0	1	0
IV	3	0	1	1
合計	7	1	5	2

<収量を増やすために何が必要か>

	やる気	技 術 向 上	地 力 増 強	土 地 改 良	品 種 か える	そ の 他	N. A
I	1	0	3	2	0	0	0
II	1	1	4	0	0	0	0
III	1	0	2	0	0	0	0
IV	0	1	5	0	0	0	0
合計	3	2	14	2	0	0	0

<他人まかせの対策は>

	努力に応じ た配分	意 志 疎 通	特 技 ・ 能 力 に 応 じ た 作 業	自 由 度 拡 大	個 人 の 自 覚	そ の 他	N. A
経営者	1	1	3	1	8	0	0
後継者	0	0	1	0	2	0	0
婦 人	3	0	1	0	6	0	5
計	4	1	5	1	16	0	5

<減っている理由(2つ)>

	① 適期作業困難	② 大型機械化	③ 収穫ロス	④ 共同育苗の妨	⑤ 多収技術の消	⑥ 水管理作業の 不備	⑦ その他	⑧ N. A
I	0	1	0	0	0	0	0	0
II	0	0	1	0	0	0	(個人差あり) 1	0
III	1	0	1	0	0	0	0	0
IV	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	2	1	3	0	0	0	0	0

<それについて、どうしたらよいか>

	ア. 個人の努力 に応じた配分	イ. 意志・疎通 を強める	ウ. 特技・能力 に応じた作業	エ. 作業の自由 の拡大	オ. 個人の自覚	カ. その他	N. A
I	0	1	1	0	2	0	0
II	1	0	1	1	0	0	1
III	0	0	0	0	3	0	0
IV	0	0	1	0	3	0	2
合計	1	1	3	1	8	0	3

に応じた所得配分がそれに次いでいる(14%ほど)。集団の実施した班コンクールへの評価については、よいとするものがよくないとするものを少し上まわる。その理由はやる気を高めるといことであるが、反面、集団の和をこわすのでは、という危惧が生まれている。

表3-44 班コンクールについて(H)

	よ	い	{やる気を 高める}	{収量が 増える}	(その他)	よくない	{天候に左 右される}	{和を こわす}	{機械化の 対立}	{過剰労働 になる}	(その他)	N. A
I	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1
II	2	2	2	0	0	2	2	1	0	0	0	0
III	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1
IV	3	3	3	0	0	1	1	0	0	0	0	1
合計	7	7	7	0	0	4	3	3	0	0	0	3

次にSについてみる。まず、反収については、ほとんど全員が減っていると答えている。その原因については、大型コンバインによる収穫ロス、機械の大型化による透水性の悪化、適期作業の困難、技術に対しての姿勢が他人の批判をおそれ消極的になる。水の管理のずさんなどが上げられている。技術や管理の問題は特に上層が指摘している。収量を増やすために必要な事としては、やる気を高めるといのが85.7%である。2位は地力の増強と技術の向上があがっている。他人まかせの傾向への対策としては、Hの場合とは違い、意志疎通を強めるとい者が多い。他人まかせの傾向を指摘する者は78%もいるが、Hの配分の仕方を変えるという意見に対して、意志疎通を強めるとい対応は、徹底した話し合いによる団結を重視するSの姿勢をあらわしている。

表3-45 反収について（S）その1

<反収減の原因について（2つ）>

	適期 作業難	大型 機械化	収穫 ロス	育苗の まずさ	技術 消極性	水管理	その他	N. A
I	1	2	3	0	2	3	0	0
II	2	1	2	0	0	1	0	0
計	3	3	5	0	2	4	0	0

<反収の変化>

	増えて いる	かわら ない	減って いる	N. A
I	0	0	6	0
II	0	0	3	0
計	0	0	9	0

<収量を増やすために>

	やる気 を高め	技術 向上	地力 増進	土地 改良	品種 変更	その他	N. A
I	5	3	3	1	0	0	0
II	2	1	2	0	1	0	0
計	7	4	5	1	1	0	0

<他人まかせの傾向は>

	あ る	な い	N. A
I	4	2	0
II	3	0	0
計	7	2	0

<他人まかせの対策は>

	努力に応 じた配分	意思疎通	特技能力に 応じた作業	自由度 拡大	個人の 自覚	その他	N. A
I	0	1	0	0	4	0	0
II	0	1	0	1	2	0	0
計	0	2	0	1	6	0	0

表3-46 班コンクールについて (H)

	よ い	やる気 高める	収量が 増える	その他	よくない	収量が 天候に ゆ左右	和 を こわす	機械を めぐり 対立	過 重 労働	その他	N. A
経営者	7	7	0	0	4	3	3	0	0	0	3
後継者	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0
婦 人	9	9	0	0	4	2	3	0	0	0	2
計	17	17	0	0	10	6	7	0	0	0	5

表3-47 反収について (S) その2

<反収減の原因について (2つ) >

	適 期 作業難	大 型 機械化	収 穫 ロ ス	育苗の まずさ	技 術 消極性	水管理	その他	N. A
経営者	3	3	5	0	2	4	0	0
後継者	1	1	4	0	1	0	0	0
婦 人	4	2	6	1	3	1	0	0
計	8	6	15	1	6	5	0	0

<反収の変化>

	増えて いる	かわら ない	減って いる	N. A
経営者	0	0	9	0
後継者	0	1	4	0
婦 人	0	0	8	1
計	0	1	21	1

<収量を増やすために>

	やる気 を高め	技 術 向 上	地 力 増 進	土 地 改 良	品 種 変 更	その他	N. A
経営者	7	4	5	1	1	0	0
後継者	3	3	4	1	0	0	0
婦 人	8	4	1	1	1	0	1
計	18	11	10	3	2	0	0

<他人まかせの傾向は>

	あ る	な い	N. A
経営者	7	2	0
後継者	5	0	0
婦 人	6	2	1
計	18	4	1

<他人まかせの対策は>

	努力に応じた配分	意思疎通	特技能力に応じた作業	自由度拡大	個人の自覚	その他	N. A
経営者	0	2	0	1	6	0	0
後継者	0	1	1	0	4	0	0
婦 人	1	1	2	0	6	0	2
計	1	4	3	1	16	0	2

次に、組合で協業と分業によって作業を行なうことによる専門の固定化の問題についてであるが、Sでは62.5%がその傾向があるとしており、Hでも「ある」とする者が多い。その対策

表3-48 作業分担、専門の固定化と対策

(H)	あ る	(担当持ち回り)	(話し合い強める)	(今のまま)	な い	わからぬ	N. A
経営者							
後継者							
婦 人	6	4	1	1	1	2	6
計	6	4	1	1	1	2	6

(S)	あ る	(担当持ち回り)	(話し合い強める)	(今のまま)	な い	わからぬ	N. A
経営者	6	1	4	1	2	0	1
後継者	5	1	2	1	1	0	0
婦 人	4	2	1	1	5	0	0
計	15	4	7	3	8	0	1

(S)	あ る	(担当持ち回り)	(話し合い強める)	(今のまま)	な い	わからぬ	N. A
I	4	1	3	1	1	0	1
II	2	0	1	0	1	0	0
計	6	1	4	1	2	0	1

としては、「話し合いを強める」がSでは多く、「担当持ち回り」がHでは多い。傾向としてはSの婦人にはあまり問題になっていないようである。

次に、現在の作付に対する意見、冬期間の労働力利用についての意見についてみる。

まず、作付体系については、Sでは、他の作物の導入を4名が指摘しており、うち2名は後継者である。作物は野菜とする者が2名である。逆に、減らそうと言う者も4名おり、下層の1人がビートの作付をやめようと言っている。兼業への条件づくりと見ることができる。組合では、小面積ではあるが、大根やごぼうなどの作付を試みてきたがうまくいかなかったという

表3-49 今後の作付体系について (S)

	このまま	他の作物	(大豆)	(野菜)	(畜産)	(その他)	減らす	(米)	(小麦)	(小豆)	(てんさい)	N. A
経営者	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	3
後継者	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
婦人	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
計	10	4	0	2	0	1	4	0	0	0	1	5

	このまま	他の作物	(大豆)	(野菜)	(畜産)	(その他)	減らす	(米)	(小麦)	(小豆)	(てんさい)	N. A
I	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
II	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
計	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	3

表3-50 今後の作付体系について (H)

	このまま	他の作物	(大豆)	(野菜)	(畜産)	(その他)	減らす	(米)	(小麦)	(小豆)	(てんさい)	N. A
経営者	9	1	0	0	0	0	3	0	1	1	2	2
後継者	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
婦人	6	1	1	0	0	0	2	0	0	2	2	6
計	16	4	2	0	1	0	5	0	1	3	4	8

	このまま	他の作物	(大豆)	(野菜)	(畜産)	(その他)	減らす	(米)	(小麦)	(小豆)	(てんさい)	N. A
I	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
II	0	1	0	0	0	0	2※	0	0	0	1	1
III	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1
計	9	1	0	0	0	0	3	0	1	1	2	2

※機械にかかりすぎる。麦と米の輪換で良い様な気がする

経過があり、野菜作付の困難は、組合長からの聞きとりによると、技術的な難しさと市場対応の難しさがある（買いつけてくれる所がない）。今の作付体系では、ビートなどを作っていることから、兼業に出ることも難しく、（特に労働力の減少している状況の中では）かといって、完全に労働力を燃焼させる事もできないという状況であり、構成員の志向も2つに分かれている。

冬期の余剰労働力の利用方法であるが、経営の計画や研修を求める者が多い（78%）。その他、後継者・婦人層を中心にレジャーやスポーツを求める要求も出ている。

表3-51 冬期の余剰労働利用

S	集約 作物	自留地 拡大	レジャー スポーツ	兼業	経営計 画研修	その他	N. A
経営者	0	0	1	0	8	1	1
後継者	0	0	4	1	4	0	0
婦人	1	0	3	0	6	0	1
計	1	0	8	1	18	1	2

S	集約 作物	自留地 拡大	レジャー スポーツ	兼業	経営計 画研修	その他	N. A
I	0	0	0	0	5	1※	1
II	0	0	1	0	3	0	0
計	0	0	1	0	8	1	1

※機械の修理他

H	集約 作物	自留地 拡大	レジャー スポーツ	兼業	経営計 画研修	その他	N. A
経営者	0	0	2	3	5	0	5
後継者	0	0	2	0	1	0	0
婦人	1	0	4	2	4	0	5
計	1	0	8	5	10	0	10

H	集約 作物	自留地 拡大	レジャー スポーツ	兼業	経営計 画研修	その他	N. A
I	0	0	2	0	0	0	1
II	0	0	0	1	1	0	2
III	0	0	0	1	1	0	1
IV	0	0	0	1	3	0	1
計	0	0	2	3	5	0	5

次にHの作付体系への意見であるが、やはり後継者に他の作物導入への意欲があり、大豆や畜産などがあがっている。稲作農民が畜産の導入を志向しているのは注目に値することである

(組合長も提案している)。減らすべきとする作物はやはりビートが多く、その他注目すべき意見として、「機械に(費用が)かかりすぎる。麦と米の輪換で良い様な気がする」というのがある。先に地力維持の問題に構成員の関心が高いことを見たが、現在の輪作体系が地力維持的にも不十分でまた機械費用の事もあることを指摘している意見だと思われる。冬期の利用については、法人ではレジャー、スポーツ、最下層のIV層では経営計画・研修が多い。兼業で利用も経営主で3名いるが、IV層も経営計画や研修で経営に積極的に関わっていかうとする姿勢が見てとれる。

次に組合の人間関係の質が問われると思われる。構成員の疾病の時の対応についてみていく。Sの場合は、作業中の事故の場合は、そのシーズンの労賃は保障されることになっている。構

表3-52 組合員疾病時の対応(H)

	出 役 代 わ る	収益配分 で 配 慮	労災補償	家事・生 活を援助	そ の 他	N. A
I	3	0	1	0	0	0
II	2	0	0	0	0	2
III	2	0	2	0	0	0
IV	2	0	1	0	0	2
計	9	0	4	0	0	4

	出 役 代 わ る	収益配分 で 配 慮	労災補償	家事・生 活を援助	そ の 他	N. A
経営者	9	0	4	0	0	4
後継者	3	0	0	0	0	0
婦 人	10	0	2	0	0	3
計	22	0	6	0	0	7

組合員疾病時の対応(S)

	出 役 代 わ る	収益配分 で 配 慮	労災補償	家事・生 活を援助	そ の 他	N. A
I	2	0	3	1	0	1
II	1	0	1	0	0	1
計	3	0	4	1	0	2

	出 役 代 わ る	収益配分 で 配 慮	労災補償	家事・生 活を援助	そ の 他	N. A
経営者	3	0	4	1	0	2
後継者	2	1	4	0	0	0
婦 人	4	0	2	0	0	3
計	9	1	10	1	0	5

成員の意見は「労災補償をする」が約50%、「出役をかわってやる」も同じくらいである。他に、「家事・生活の援助」「収益配分で配慮する」も1名づついる。Hの場合は独自に規約を定め、組合からの見舞金の支給を定めている。構成員の意見としては、「出役など代わってやる」が約25%、労災補償が約17%とSに比べやや少ない。

次に、S組合に歴史的に発生してきた諸問題への構成員の対応と意見をみていく。

まず、昭和50年の新規加入者への対応であるが、賛成した者は仲間が増えることによって費用負担が減ることを理由としており、反対の者は、第1位は「人間関係がうまくいかなくなる」と第2位は「作業編成上無理がある」となっている。集団の閉鎖的な面が現われていると思われる。今後の対応については表3-54に示したが、後継者の分だけ賛成する者が1人増えている。

表3-52 新規加入者についての態度（S）

	賛成	仲間 （増える）	負担 （減る）	（その他）	反対	人間関係 （うまく いかない）	作業の （無理）	労働力 （過剰）	N. A
I	3	0	3	0	3	2	1	0	0
II	1	1	1	0	2	1	2	0	0
計	4	1	4	0	5	3	3	0	0

	賛成	仲間 （増える）	負担 （減る）	（その他）	反対	人間関係 （うまく いかない）	作業の （無理）	労働力 （過剰）	N. A
経営者	4	1	4	0	5	3	3	0	0
後継者									
婦人	1	0	0	1	3	2	1	0	5
計	5	1	4	1	8	5	4	0	5

表3-54 新規加入者を受け入れるべきですか（S）

	はい	仲間 （増加）	負担 （減少）	（その他）	いいえ	人間 （関係）	作業 （編成）	労働力 （過剰）	N. A
経営者	3	0	2	0	4	2	2	0	2
後継者	2	1	0	1	1	0	0	0	2
婦人	1	0	2	0	3	2	1	0	5
計	6	1	4	1	8	4	3	0	9

	はい	仲間 （増加）	負担 （減少）	（その他）	いいえ	人間 （関係）	作業 （編成）	労働力 （過剰）	N. A
I	3	0	2	0	2	1	0	0	1
II	0	0	0	0	2	1	2	0	1
計	3	0	2	0	4	2	2	0	2

続いて、組合が面積を平等化するために、小規模農家の規模拡大を進めたことについて、規

規模拡大を進めた構成員の動機についてみる（表3-55）。第1位は「農業一本でやりたかった」ということで、第2位が、「集団のために」ということになっている。その他、婦人の中には「役員への勧め」をあげる者もあり、個別農家の論理とともに集団維持の論理が働いて（平等化により対立、矛盾が生じることを防止する）いることがわかる。現在、規模拡大を進めたことについてどう評価しているのかを示したのが表3-55の3と4である。よかったとするものは、わずかに25%で、（うちわけは、平等化でよかった、集団の土地面積が増えてよかったが半々）「負債を抱えこんでしまった」は75%もいる。表3-56から負債の要因を見ると、土地購入が圧倒的に多い（88%）ことがわかる。

表3-55 規模拡大について（S）

1 なぜ規模拡大を進めたのか？

	農業一本 でやる	組合の配 分を増す	平等に つきあう	役員への 勧め	集団の ため	その他	N. A
I	3	0	0	0	2	0	2
II	1	0	0	0	1	0	2
計	4	0	10	0	3	0	4

2 なぜ規模拡大を進めたのか？

	農業一本 でやる	組合の配 分を増す	平等に つきあう	役員への 勧め	集団の ため	その他	N. A
経営者	4	0	0	0	3	0	4
後継者	1	0	0	0	0	0	0
婦人	0	1	0	1	0	0	0
計	5	1	10	1	3	0	4

3 規模拡大を進めたことについて

	平等化で よかった	負債を抱えた	集団の面積が 増えよかった	その他	N. A
I	1	4	1	0	0
II	0	3	0	0	0
計	1	7	1	0	0

4 規模拡大を進めたことについて

	平等化で よかった	負債を抱えた	集団の面積が 増えよかった	その他	N. A
経営者	1	7	1	0	0
後継者	2	2	1	0	0
婦人	0	6	1	0	2
計	3	15	3	0	2

表3-56 負債の要因(S)

	土地購入	機械施設	住 宅	冷 水 害	土地改良	そ の 他	N. A
I	6	2	1	1	0	1	0
II	2	0	1	0	0	0	1
計	8	2	12	1	0	1	1

近年、59年の離農や、負債の整理(S5)で構成員の土地の売却があるが、それを構成員内で買い切れないという問題が生じている。このことについての意見を表3-57に示す。「仕方がない」とするものは78%いる。特に下層に多く(100%)、婦人や後継者にも多い。「集団内で買う」とする者は「費用負担の増大」を気にしている。しかし、「資金がない」という理由で「仕方がない」というようになっている。今後の離農や土地売却への対応であるが、経営主

表3-57 構成員の売却地について

	集団内で 買 う	(費 用 負 担)	(機 械 効 率)	(土 地 欲 しい)	(その他)	仕方がない	(資 金 な い)	(売 る の は 自由)	(その他)
I	3	3	0	1	0	3	3	0	0
II	0	0	0	0	0	3	3	0	0
計	3	3	0	1	0	6	6	0	0

	集団内で 買 う	(費 用 負 担)	(機 械 効 率)	(土 地 欲 しい)	(その他)	仕方がない	(資 金 な い)	(売 る の は 自由)	(その他)	N. A
経営者	3	3	0	1	0	6	6	0	0	0
後継者	1	1	0	0	0	4	3	1	0	0
婦 人	1	1	0	0	0	8	6	1	0	1
計	5	5	0	1	0	18	15	2	0	1

<離農や土地売却時の対応>

	集団購入	規制防止	負債農家 優 遇	土地貸借	面 積 平 等 化	そ の 他	N. A
経営者	1	1	0	4	1	0	3
後継者	0	0	0	0	2	3	0
婦 人	2	1	0	2	3	0	1
計	3	2	0	6	6	3	4

	集団購入	規制防止	負債農家 優 遇	土地貸借	面 積 平 等 化	そ の 他	N. A
I	1	0	0	3	1	0	1
II	0	1	0	1	0	0	2
計	1	1	0	4	1	0	3

の中に特に「土地の賃借をすすめる」が多い（45％）。一方、後継者や婦人は今まで通りに「面積の平等化を進める」が多くなっている。また、「集団で購入する」（3名）、「規制で防止」（2名）の意見もある。

続いて表3-58によって、現在組合で問題となっている法人化についての意見をみしてみる。現在、法人化のためのプロジェクトチームが作られ法人化に向けての動きがあるが、賛成は56％である。その理由の第1位は税対策となっている。反対意見としては自由度が減少する（2名）、法人出資がいや（2名）となっている。

表3-58 法人化について（S）

	賛成	(集団の 発展)	(税対策)	(その他)	反対	(出資 いや)	(自由度 減少)	(その他)	N. A
経営者	5	2	4	0	2	0	2	0	2
後継者	4	2	2	0	1	1	0	0	0
婦人	4	1	3	0	1	1	1	0	4
計	13	5	9	0	4	2	3	0	6

	賛成	(集団の 発展)	(税対策)	(その他)	反対	(出資 いや)	(自由度 減少)	(その他)	N. A
I	4	2	3	0	1	0	1	0	1
II	1	0	1	0	1	0	1	0	1
計	5	2	4	0	2	0	2	0	2

次にH組合についてであるが、ここでは組合から1戸の離農を出した時に、その跡地を集団で借り受ける方式を取った。そのことについての意見を示すと（表3-59）賛成が7名、個人で購入すべきが4名となっている。階層的に見ると、最下層のIV層で「個人購入」の意見が多い。しかし、無理な規模拡大を進めなかったことによって表3-60のように、III層・IV層は、ほとんど負債はない状況である。（I層は法人化の過程で規模の等質化をはかるために規模拡大をしている）。

表3-59 離農跡地借り受けについて（H）

	賛成した	個人の借地 の方がいい	購入すべき	個人が 購入すべき	N. A
I	1	0	0	1	1
II	3	1	0	1	0
III	2	1	0	0	2
IV		0	0	2	2
計	7	2	0	4	5

表3-60 負債の要因(H)

	土地購入	機械施設	住 宅	冷 水 害	土地改良	そ の 他	N. A
I	2	1	1	1	-	-	1
II	4	2	1	2	2	-	-
III	-	-	-	1	-	-	2
IV	-	1	-	-	-	-	4
計	6	4	2	4	2	-	7

表3-61 S54年の離農あと地集団借り受けについて(H)

	賛成した	個人の借地の方がいい	購入すべき	個人が購入すべき	N. A
経営主	7	2	0	4	5
後継者	2	0	0	0	1
婦 人	4	0	0	1	10
計	13	2	0	5	16

次に、組合への評価と、人間関係の変化について見てゆき、組合の経済的意義、教育的意義および課題について考えていく。

まず、組合に参加してよかった点について表3-62をみると、H組合では、コスト低下(60%)、過重労働の解消(30%)、技術向上(25%)、所得向上(12%)、後継者定着(12%)となっており、内わけをみると後継者にとっては技術向上が多いようである(100%)。階層的にみれば、Ⅲ・Ⅳ層に所得向上と答えている者はいない。「コスト低下」が多いが、「低コストになると思ったが長時間使用で摩耗がひどい」とか、「過重労働解消」が多い反面「かえって重労働になった」という意見もある。労働については、かなり各人の関わりに差があることから一方における軽減と他方における重労働をもたらしているのとれる。

表3-62 組合に参加してよかった点、問題点について(H)

a. 経営のメリットについて

	機械施設のコスト低下	所得向上	過重労働の解消	技術向上	規模拡大	後継者の定着	そ の 他	N. A
I	3	1	1	0	0	1	0	0
II	2*1	1	2	1	1	1	1*2	1
III	3	0	1	1	0	0	0	0
IV	3	0	1	0	0	0	0	2
計	11	2	5	2	1	2	1	3

*1 低コストになると思ったが時間が長いので摩耗がひどい

*2 かえって重労働になった

b. 問題点について

	コスト低下	所得向上	過重労働が 解消	技術向上	規模拡大	後継者定着	その他	N. A
経営者	11	2	5	2	1	2	1	3
後継者	2	0	0	3	0	1	0	0
婦人	8	2	6	3	2	1	0	6
計	21	4	11	8	3	4	1	9

c. 組合に参加してよかった事

	他人まかせ になった	暇をもて あます	負債の 増加	個人でやる 喜びを 喪失した	兼業 できない	拘束され る時間が 増えた	労働過重 になった	農業収入 が減った	その他	N. A
I	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0
II	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
III	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
IV	1	0	0	2	1	1	1	0	0	0
計	6	0	0	3	2	5	2	0	0	1

d. 組合に参加して生まれた問題点について

	他人 まかせ	暇をもて あます	負債増	個人でやる 喜び失 う	兼業 できない	拘束時間 増加	労働過重	農業 収入減	その他	N. A
経営者	6	0	0	3	2	5	2	0	0	1
後継者	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0
婦人	5	1	2	1	1	4	1	0	0	4
計	13	1	3	4	3	10	3	0	0	5

問題点については「他人まかせになった」（40%）、「拘束時間が増えた」（33%）が多い。また「過重労働になった」も3名おり、前記のことを物語っている。少数ではあるが「兼業できない」（3名）、経営者の中には「個人でやる喜びを失った」が多い（20%）。

一方、Sでは（表3-63）よかった事としては「コスト低下」が70%、「過重労働の解消」（30%）、「規模拡大」「後継者定着」（26%）が多いが、「所得向上」と答えた者は1人もいない。Hと比べると、規模拡大の割合が高い。また、労働については、問題点のところで「過重労働」と答えた者が後継者1人であることから、労働の平均化は割合うまくいっているようである。特に婦人層に「過重労働の解消」と答えた者が多い（44%）。問題点については、やはりHと同じく、「他人まかせ」（40%）、「拘束時間の増加」（26%）が多いが、「負債増加」（13%）、「兼業ができない」（26%）そして、「農業収入が減った」（26%）——Hは0%——が多くなっている。階層別にみれば、「兼業できない」や「拘束時間が増えた」が多いのが下層、「農業収入が減った」としたのが上層となっている。またI層には、「米の収量が下がった」とする者もある。

表 3 - 63 組合に参加して良かった点, 問題点 (S)

a. 組合に参加してよかった事

	コスト低下	所得向上	過重労働 解消	技術向上	規模拡大	後継者定着	その他	N. A
I	5	0	1	0	1	3	0	0
II	3	0	1	1	1	0	0	0
計	8	0	2	1	2	3	0	0

b. 組合に参加して生まれた問題点について

	他人 まかせ	暇をもて あます	負債増	個人でや る喜び失 う	兼業 できない	拘束時間 増加	労働過重	農業 収入減	その他	N. A
I	1	0	1	2	0	1	0	3	1※	1
II	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0
計	2	0	1	3	2	3	0	3	1	1

※米の収量が下がった

c. 組合に参加してよかった事

	コスト低下	所得向上	過重労働 解消	技術向上	規模拡大	後継者定着	その他	N. A
経営者	8	0	2	1	2	3	0	0
後継者	5	0	1	0	1	0	1※	0
婦人	3	0	4	1	3	3	1	3
計	16	0	7	2	6	6	2	3

※有名になった

d. 組合に参加して生まれた問題点について

	他人 まかせ	暇をもて あます	負債増	個人でや る喜び失 う	兼業 できない	拘束時間 増加	労働過重	農業 収入減	その他	N. A
経営者	2	0	1	3	2	3	0	3	1	1
後継者	3	0	0	1	2	1	1	0	0	0
婦人	4	0	2	1	2	2	0	3	0	3
計	9	0	3	5	6	6	1	6	1	4

両組合をまとめて考察すれば、どちらも「コストを低下」させてきたが、「他人まかせ」になる問題をもっており、その点では共通するが、Hでは、兼業農家を抱えることから作業への関わり方の不平等を生み出し、一方での労働軽減のかわりに、他方オペレーターなどの労働過重を生み出している。また、Sでは、できるだけ農業一本でやっていけるように小規模農家の規模拡大を進めたが、農業所得が思うように向上せず、負債も増加させてきた。そのため下層を中心に兼業に出ようという志向もあるが、労働力も少なく転作物の作業も入って来たため出よ

うにも出られないという状況を生み出している、と考えられる。

次に、組合の運営上の問題点について、表3-64からみていく。Sでは、所得が向上しないという不満がやはり多い。逆にHは、意見が反映されないという不満が多く（36%）、Ⅱ層以外の各層（法2と下層）に出ている。ここに、Sでは集団の結集はよいが、所得が向上しない、Hでは、所得の向上という問題以上に構成員の団結では問題を抱えているという各組合の課題が現われている。

表3-64 組合の運営上の問題点

(1) Sの場合

S	不公平	意見が反映されない	所得が向上しない	活躍の場がない	なし	その他	N. A
I	0	1	3	0	0	0	2
Ⅱ	0	0	2	0	0	1	0
計	0	1	5	0	0	1	2

S	不公平	意見が反映されない	所得が向上しない	活躍の場がない	なし	その他	N. A
経営者	0	1	5	0	0	0	2
後継者	0	2	3	0	0	0	0
婦人	0	1	5	0	0	0	4
計	0	4	13	0	0	0	6

(2) Hの場合

H	不公平	意見が反映されない	所得が向上しない	活躍の場がない	なし	その他	N. A
経営者	0	2	0	0	1	0	0
後継者	0	0	1	0	1	0	2
婦人	0	2	1	0	0	0	0
計	0	6	4	1	2	0	3

H	不公平	意見が反映されない	所得が向上しない	活躍の場がない	なし	その他	N. A
経営者	0	6	4	1	2	0	3
後継者	0	2	1	0	0	0	1
婦人	0	4	3	0	2	1※	5
計	0	12	58	1	4	1	9

※よくわかりません

次に、組合の教育的意義を考えるために、まず、組合に参加しての人間関係の変化についてみてみる（表3-65）。Hでは、75%が組合加入後、人間関係に変化があったと答えており、

「生活のこと」「農業のこと」について率直に話せるようになったが、それぞれ30%となっている。経営主は「農業のこと」、婦人は「生活のこと」という特徴がある。逆に「人間関係がめんどうになった」(25%)、個人のことには干渉されるようになった(18%)もある。階層的

表3-65 人間関係の変化(H)

<人間関係に変化はあったか>

	は	い	(仲良く なった)	(生活の ことなど話 せる)	(農業につ いて率直 に話せる)	(個人に 干渉さ れる)	(人間関 係がめ んどう)	(その他)	い	い	え	N. A
経営者	1	0	1	4	7	1	3	0	3	3	0	2
後継者	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
婦人	1	2	2	5	2	4	5	1※	2	2	1	1
計	2	5	3	10	10	6	8	1	5	5	1	3

※少しは相手の立場(気持)というものがわかるようになった

	い	い	は						N. A	
			計	①	②	③	④	⑤		⑥
I	1	0	2	0	1	2	0	0	0	0
II	0	0	2	0	1	1	1	1	0	2
III	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
IV	0	0	5	1	2	4	0	2	0	0
計	3	0	10	1	4	7	1	3	0	2

- ① みんなが仲良くなった
- ② 生活のことなど話せるようになった
- ③ 農業について話せるようになった
- ④ 個人のことには干渉されるようになった
- ⑤ 人間関係がめんどうになった
- ⑥ その他

<悩みの相談>

	よくする	ときどき	しない	N. A
経営者	1	5	6	3
後継者	0	2	1	0
婦人	0	7	5	3
計	1	14	12	6

<組合員に悩みを相談するか>

	よくする	ときどき	しない	N. A
I	0	2	1	0
II	0	1	1	2
III	0	1	1	1
IV	1	1	3	0
計	1	5	5	3

<互いに行き来する人数の変化>

	経営主			後継者			婦人	
	参加前	現在		参加前	現在		参加前	現在
N 1	10	→20				N 1		
N 2						N 2		
N 3	3	→5				N 3		
N 4	8	→10	N 4	10	→10	N 4		
N 5						N 5		
N 6						N 6		
N 7			N 7			N 7	1	→2
N 8						N 8		
N 9						N 9		
N10						N10		
N11	5	→7				N11	2	→5
N12	2	→3				N12		
N13			N13	1	→1	N13	1	→1
N14						N14		
N15						N15		
NA	10		NA	1		NA	13	

には兼業の多いⅢ層で変化なしが多くなっている。悩みの相談は「よくする」が1名、「ときどき」が42%、「しない」が36%となっている。互いに行き来する人の数の変化では、回答者の70%が人数を増やしている。人間関係の変化として注目されるのは、婦人の中に「少しは相手の立場（気持）というものがわかるようになった」という意見があることである。集団活動を通してしか、また、集団を民主主義的にしていく努力の中にしか現われない言葉である。

次にS組合をみると（表3-66）「変化した」が60%となっており、「農業について率直に話せる」（36%）「生活の事を話せる」（31%）「仲良くなった」が18%とHを少し上回る。また「人間関係がめんどう」はH（25%）を下回り、9%となっている。悩みの相談はよくするが2名、「ときどき」が45%、「しない」が31%となっている。「互いに行き来」はほとん

表3-66 人間関係の変化（S）

<人間関係に変化があったか>

	はい	いい	（仲良く） なった	（生活の ことな ど話せる）	（農業つ いで率直 に話せる）	（個人の こと干渉 される）	（人間関 係がめん どう）	（その他）	いいえ	N. A
I	3		1	1	1	1	0	0	0	3
II	1		1	1	1	1	0	0	0	2
計	4		2	2	2	2	0	0	0	5

	は い	(仲良く なった)	(生活の ことな ど話さ れる)	(農業の こと直 に話さ れる)	(個人の こと干 渉さ れる)	(人間関 係がめ んどう)	(その他)	い い え	N. A
経営者	4	2	2	2	2	0	0	0	5
後継者	5	0	2	3	0	1	0	0	0
婦 人	4	2	3	3	2	1	0	2	3
計	13	4	7	8	4	2	0	2	8

<悩みの相談>

	よくする	ときどき	しない	N. A
経営者	1	3	1	1
後継者	0	2	1	0
計	1	5	2	1

<悩みの相談>

	よくする	ときどき	しない	N. A
経営者	1	5	2	1
後継者	0	3	2	0
婦 人	1	2	3	3
計	2	10	7	4

<互いに行き来する人数の変化>

	経 営 主			後 継 者			婦 人	
	参加前	現 在		参加前	現 在		参加前	現 在
S 1								
S 2			S 2	3	→ 3			
S 3	10	→ 10						
S 4						S 4	→ 5	
S 5								
S 6			S 6	1	→ 1			
S 7								
S 8								
S 9	5	→ 5						
NA								

ど変化していない。次に、組合に参加してためになったこと、役員をやってきて良かった事などについてみていく（表3-67）（表3-68）。

表 3 - 67 組合に参加してためになったこと

(H)	アみんなのことを考えるようになった						イみんなの中で自分の意見を言えるようになった						ウ農業に関する知識が増えた						エ広い視野がもてるようになった						オ集団での楽しさを感じるようになった						カ	キ	N. A					
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①				②	③	④	⑤	⑥
経営主	6	3	1	3	2	0	0	4	1	4	1	1	1	0	5	1	1	1	1	4	0	4	1	0	1	3	0	0	4	1	0	0	2	0	0	3	0	6
後継者	2	1	0	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	
婦人	8	8	0	0	2	0	0	3	1	2	0	0	0	0	4	2	0	0	0	3	0	2	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	1	0	1	3	0	4
計	16	12	1	4	4	0	0	9	3	7	1	1	1	0	11	3	1	1	1	9	0	8	1	1	1	6	1	0	8	1	0	0	4	0	2	6	0	11

①共同作業の中で ②会議の中で ③役員をやって ④研修会、親睦会 ⑤普及員、試験場の人と接して ⑥その他

(S)	アみんなのことを考えるようになった						イみんなの中で自分の意見を言えるようになった						ウ農業に関する知識が増えた						エ広い視野がもてるようになった						オ集団での楽しさを感じるようになった						その他	特になし	N. A						
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①				②	③	④	⑤	⑥	
I	4	1	2	1	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
II	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	5	2	2	1	0	2	0	3	2	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3	0	3	2	0	1	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	3	

①共同作業の中で ②会議の中で ③役員をやって ④研修会、親睦会 ⑤普及員、試験場の人と接して ⑥その他

(H)	アみんなのことを考えるようになった						イみんなの中で自分の意見を言えるようになった						ウ農業に関する知識が増えた						エ広い視野がもてるようになった						オ集団での楽しさを感じるようになった						カ	キ	N. A						
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①				②	③	④	⑤	⑥	その他
I	2	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
II	2	0	0	2	0	0	0	2	1	2	0	1	1	0	2	1	1	1	1	2	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
III	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
IV	2	2	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	2	
計	6	3	1	3	2	0	0	4	1	4	1	1	1	0	5	1	1	1	1	4	0	4	1	0	1	3	0	0	4	1	0	0	2	0	0	3	0	6	

①共同作業の中で ②会議の中で ③役員をやって ④研修会、親睦会 ⑤普及員、試験場の人と接して ⑥その他

(S)	アみんなのことを考えるようになった						イみんなの中で自分の意見を言えるようになった						ウ農業に関する知識が増えた						エ広い視野がもてるようになった						オ集団での楽しさを感じるようになった						その他	特になし	N. A					
	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①	②	③	④	⑤	⑥	計	①				②	③	④	⑤	⑥
経営主	5	2	2	1	0	2	0	3	2	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	3	0	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	3	0	1		
後継者	4	4	2	2	0	0	0	4	1	3	2	0	0	0	5	3	2	0	1	5	1	2	0	0	1	1	1	4	3	0	1	0	0	0	0	0		
婦人	7	6	1	0	1	1	0	5	4	0	0	1	0	0	6	4	1	0	1	3	0	6	3	1	0	2	2	0	2	5	0	0	2	1	0	0		
計	16	12	5	3	1	3	0	12	7	3	2	1	0	0	14	8	3	0	2	11	1	11	5	1	2	4	4	2	8	10	0	1	2	1	0	3	0	1

①共同作業の中で ②会議の中で ③役員をやって ④研修会、親睦会 ⑤普及員、試験場の人と接して ⑥その他

参加してためになった事として、「みんなの事を考えられるようになった」(S73%, H48%), 「自分の意見を言えるようになった」(S55%, H27%), 「農業の知識が広がった」(S64%, H33%), 「広い視野がもてた」(S50%, H12%), 「集団での楽しさを感じるようになった」(S36%, H24%)と、Sの方が積極的になっている(HはN. A. が33%と多い事もある)。「みんなの事を考える」はおもに、「共同作業の中で」が多く、その他Hは「研修会・親睦会」、Sは「会議」「普及所・農試との接触」が多い。「意見を言える」は、Hは「作業」、Sは「会議」が多い。「農業の知識」は、両者とも「普及所・農試との接触」、Hはその他「共同作業の中で」が多い(特に婦人、後継者)。「広い視野」は、Sは「研修・親睦会」、Hは「共同作業」、「普及所・農試」、「集団での楽しさ」については、Hが「作業」に対し、Sは「研修、親睦会」が多くなっている。全体的にみると、Hの方は「共同作業の中で」、集団的な陶冶がされ、Sは、Hとの比較でみれば、「会議の中で」という傾向がある。これは、Hが作業班を作っていること、Sは全体で作業をしていることと関連しているであろう。階層的にはHの三層が100%N. A. であることが目立つ。また婦人層は全体に「ためになっている」とする者が多く、特に「共同作業の中で」が多い。

次に役員をやってきてよかった事であるが(表3-69)、どちらも「専門家との接触」が最も高い。困難としては、Sは「自分の技能の不足」をあげているが、これは後継者の若者が多いため、その他はどちらも「みなものやる気を高める事」と「組合の方向性」が多い。

表3-69 役員をやった人に

<ぶつかった困難>

H	方向性をどう出すか	意見をどうまとめるか	やる気をどう高めるか	技能が不足	役割が不明確	その他
経営者	2	1	3	0	0	0
後継者	2	1	1	0	0	0
婦人	0	0	0	0	0※	1
計	4	3	4	0	0	0

※なし

<やってきてよかったこと>

H	組合員の 所得向上	組合員の 成長	組合員の やる気 高める	自分 を 高める	専門家と 接 触	な し	そ の 他
経営者	1	3	0	2	4	1	0
後継者	0	0	0	2	1	0	0
婦 人	0	2	0	0	2	1	0
計	1	5	0	4	7	2	0

<役員でぶつかった困難>

S	組 合 の 方 向 性	意 見 の ま と め	やる気を 高める	技 能 の 不 足	役 割 が 不 明 確	そ の 他
経営者	3	1	4	1	0	0
後継者	0	0	0	4	1	0
婦 人						
計	3	1	4	5	1	0

<役員をしてきてよかった事>

S	所得の向上 をはかった	組合員の 成長	自分 を 高めた	専門家との 接 触	な し
経営者	0	2	1	3	1
後継者	0	0	1	2	0
婦 人					
計	0	2	2	5	1

次に両組合の婦人が、組合参加に対してどう思い、組織に対してどのような関わりをしているのかをここで少し見ておく。まず、組合参加に対してであるが(表3-70)、Sが100%賛成であったのに対し、Hは33%が反対している。それは集団や人づきあいへの不安からのようである。一方Sでは一人より楽しいとする者が45%いる。

表3-70 組合への参加に賛成したか(理由)

S	はい	経営の 発展	労働力 の軽減	夫が 賛成	一人よ り楽し い	その他	いいえ	集団で やれる か不安	利益な いだろ う	個別で やりた い	人づき あわず らしい	その他	どちら でもな い	N. A
I	6	2	2	1	4	1※	0	0	0	0	0	0	0	0
II	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	5	4	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※労働機械の変り目

H	はい	経営の 発展	労働力 の軽減	夫が 賛成	一人より 楽しい	その他	いいえ	集団で やれる か不安	利益な いだろう	個別で やりた い	人たか わらず わしい	その他	どちら でもな い	N. A
I	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
II	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1※	0	3
III	2	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
IV	2	1	1	1	0	0	2	1	0	1	1	0	1	1
計	7	3	2	2	1	0	5	3	0	1	2	1	1	4

※各自の面積に差がありすぎる。個人なら自分でやれる。協同になると労務者を使う形になるがそのことに対しての不備があった。

次に運営への参加であるが、Hは決められた事をやるが60%（Sも66%）で、総会での発言や作業への意見を言うのは1名のみである。そして、50%は作業などについてもっと意見を取り入れてほしいと願っている（Sも44%）、表3-72によると両組合とも役員をやりたいとする婦人が1名づついる。

表3-71 組合の運営への参加

H	総会 で 発言	夫に意見	作業編成に ついて意見	決められた 事をやる	その他	N. A
I	0	2	1	3	1	1
II	0	0	1	2	0	0
III						
IV						
計	0	2	2	5	1	1

<組合にもっと婦人の意見を取り入れて欲しいか>

H	はい	{運営 方針}	{作業の やり方}	{出役 時間}	{労賃}	{その他}	このままで よい	N. A
I	1	0	1	0	0	0	2	0
II	1	0	0	0	0	1※	0	3
I	3	1	2	0	0	0	0	0
II	3	0	2	1	0	0	2	0
計	8	1	5	1	0	1	4	3

※内容はともかく、女の人の話を少しは聞いて欲しいと思う

H	はい	{運営 方針}	{作業の やり方}	{出役 時間}	{労賃}	{その他}	このままで よい	N. A
I	3	1	2	0	0	0	3	0
II	1	0	1	1	0	0	1	1
計	4	1	3	1	0	0	4	1

<組合の運営への参加は>

	総会で 発言	夫に意見	作業編成に ついて意見	決められた 事をやる	その他	N. A
I	3	0	2	4	0	0
II	0	0	0	2	0	1
計	3	0	2	6	0	1

表3-72 婦人の参加について

婦人会で役員をやりたいか (S)

	はい	いいえ	N. A
I	1	5	0
II	0	2	1
計	1	7	1

男性と同様の作業をしたいか (S)

	はい	いいえ	N. A
I	1	5	0
II	0	2	1
計	1	7	1

婦人会で役員をやりたいか (H)

	はい	いいえ	N. A
I	1	2	0
II	0	2	2
III	0	3	0
IV	0	5	0
計	1	12	2

男性と同様の作業をしたいか (H)

	はい	いいえ	N. A
I	0	3	0
II	0	2	2
III	0	3	0
IV	0	5	0
計	0	13	2

続いて、夫との関係の変化をみる(表3-73)。Sは「変化なし」が多く、「夫と話しあっている」やっている者が多い。しかし、Hは40%が「農業の事は夫にまかせる」という方向に変化している。集団化が、家族だけの経営の時に比べ、婦人を農業からきり離している。しかし一方、先ほど述べたように婦人の組合運営への参加の要求は強く「内容はともかく、もう少し婦人の意見を聞いてほしい」という意見もある。

表3-73 婦人の参加による変化

組合に参加してからのご主人との関係は (H)

	変化した		変化なし		N. A
	ア→イ	イ→ア	ア	イ	
I	0	1	0	2	0
II	0	1	0	2	1
III	0	2	0	1	0
IV	0	2	2	2	0
その他	0	6	2	7	1

ア. 農業のことは、夫にまかせている

イ. 農業のことは、夫と離してやっている

組合に参加してからのご主人との関係は（S）

	変化した		変化なし		N. A
	ア→イ	イ→ア	ア	イ	
I	0	0	2	4	0
II	0	0	0	1	2
計	0	0	2	5	2

※参加前より経済内容が難しくなってきた

ではこのH組合で展開されている婦人の共同活動であるトマトジュースやヘチマ化粧水のとりくみへの意見を見してみる（表3-74）。とりくみは、婦人で「自主的なとりくみとして」（33%）、「新しい技術を覚える」（20%）、「交流」をする（13%）という婦人の要求に答えていることがわかる。経験した結果としては、「交流ができてよい」（53%）、「農閑期の生きがい」が1名であるが、「意味がない」とする者（2名、13%）を上まわっている。その他「自分のできる範囲で何でもやりたい」という意欲的な婦人もいる。

表3-74 婦人の共同活動について（H）

手づくりジュースやヘチマ化粧水のとりくみについて

a. なぜやろうと思ったか

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	その他	N. A
I	0	0	0	2	0	0	0	1
II	0	1	0	0	2	1	0	1
III	0	1	0	0	0	2	0	0
IV	1	1	0	1	0	2	0	0
計	1	3	0	3	2	5	0	2

ア. 農閑期がたいくつなので

イ. 新しい技術を覚える

ウ. 将来、収入が増える見通しがあるから

エ. 組合でやると決まったので

オ. 新しい交流の場として

カ. 婦人会だけで自主的にやりたかった

b. 経験してどうだったか

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	その他	N. A
I	0	2	0	0	0	0	0	1
II	0	2	0	0	1	0	1※	1
III	1	2	0	0	0	0	0	0
IV	0	2	0	0	1	0	0	0
計	1	8	0	0	2	0	1	2

※自分のできるはんいでなんでも覚えたい

- ア. 農閑期の生きがいとなっている
- イ. 交流ができてよい
- ウ. 今後さらに拡大させてゆき、所得源としていく
- エ. 失敗だった
- オ. あまり意味がない
- カ. 他の分野に取り組みたい

続いて、後継者についてであるが、表3-75から農業を継いだ理由をみると、Sに1名だけが「集団で農業ができるから」と集団に魅力を感じ農業を継いだ者がいる。また、S組合は若いメンバーに役員をまかせているが、そのことについては80%が「やりがい」を感じている。

表3-75 農業を継いだ理由

<なぜ農業を継いだか>

		家業 だから	やむを え ず	農業希望	集 団 だから	人 の 勧 め		
						先 生	親	友 人
後継者	S	2	2	0	1	0	0	0
	H	2	1	0	0	0	0	0
	計	4	3	0	1	0	0	0

<若いメンバーが組合の各部長をまかされることについて>

		やりがい がある	重 荷	そ の 他
	H	-	-	-
	計	4	1	0

最後に、経営の将来や学習要求について見てみる。

表3-76から、Hについてみてみると、後継者の予定のない家が40%あり、それはⅢ、Ⅳ層に集中していることがわかる。農業と兼業とどちらを重点とするかについては、Ⅲ層の中に、「農業」とするものと「兼業」とするものが1戸づつおり分化していく可能性を持っている。専・兼別にみると、現在の兼業農家の中に、Ⅱ層に1戸、Ⅲ層に1戸農業に重点をおいていきたいとする者がある。規模拡大については、Ⅰ・Ⅱ層に拡大要求があり、自留地を拡大している。Ⅳ層にも1戸自留地拡大をはかろうとする者がある。）

表3-76 将来について（H）

<後継者の予定はあるか>

	すでに就職	あ る	な い	未 定	N. A
I	0	2	0	1	0
II	3	0	0	0	1
III	0	0	2	1	0
IV	0	1	4	0	0
計	3	3	6	2	1

<農業か兼業か>

	農 業	兼 業	今のまま	N. A	その他
I	3	0	0	0	
II	3	0	0	1	
III	1	1	1	0	
IV	0	0	4	0	両方1
計	6	1	6	1	

<規模拡大を進めていきたいか>

	拡 大	(組合分)	(自留地)	現状維持	縮 小
I	2	1	1	1	0
II	3	0	2	0	0
III	0	0	0	3	0
IV	1	0	1	4	0
計	6	1	4	8	0

<今後、農業か兼業かどちらに重点をおくか>

	農 業	兼 業	今のまま	両 方	N. A
専業農家	6	0	0	0	
兼業農家	2※	1	4	1	1

※(Ⅱ, Ⅲ層)

<家の将来方向について>

	後 継 者				重点はどちらに?				規模拡大の希望は?				
	就 職 してる	い る	いない	未 定	農 業	兼 業	今 の ま ま	N. A	組合分 をふや す	自留地 をふや す	現 状 維 持	縮 小	N. A
経営主	3	3	6	2	6	1	6	1	(1) 6	(4)	8	0	1
後継者	1	0	0	1	3	0	0	0	(0) 2	(2)	1	0	0
婦 人	0	0	4	7	5	2	4	4	(1) 2	(1)	7	0	6
計	4	3	10	10	14	3	10	5	(2) 10	(7)	16	0	7

N. A 1有り

その他「両方」1有り

一方、Sであるが(表3-77)、後継者がいないとする農家が1戸、未定が3戸(33%)ある。Ⅱ層の中には兼業に比重を置いていこうというものが1戸出現している。全構成員20名のうち4名が兼業化しようとしている。うち2名は後継者である。規模拡大については、後継者1名以外全員、現状維持したいということである。

次に、現在の悩みとしては、Sは「組合の将来」(76%)、「負債」(33%)が多く、Hは、「人間関係」(32%)、「経営」(32%)が多い。Sは、組合員の組合への結集力が強く、集団の力で困難な状況を乗り切ろうとする姿勢が感じられるが、Hの方は逆に個別の農家の経営に

表3-77 将来について (S)

<後継者の予定はあるか>

	就職中	ある	ない	未定	N. A
I	3	1	0	2	0
II	1	0	1	1	0
計	4	1	1	3	0

<農業か兼業か>

	農業	兼業	今のまま	N. A
I	5	0	1	0
II	0	1	0	1
計	5	1	1	1

<規模拡大を進めていきたいか>

	はい	(組合分)	(自留地)	現状維持	縮小	N. A
I	0	0	0	6	0	0
II	0	0	0	9	0	0
計	0	0	0	9	0	0

<家の将来方向について>

	後継者				重点はどちらに?				規模拡大の希望は?				
	就職 してる	いる	いない	未定	農業	兼業	今の まま	N. A	組合分 をふや す	自留地 をふや す	現状 維持	縮小	N. A
経営主	4	1	1	3	5	1	1	1	0	0	9	0	0
後継者					3	2	0	0	1	0	3	0	1
婦人	2	1	2	2	4	1	2	1	0	0	5	0	3
計	6	2	3	5	12	4	3	2	1	0	12	0	4

気持ちが向いており、様々な階層を抱えこむ集団の人間関係をどうつくっていくかが関心事となっているようである。

表3-78 現在の悩みと家の将来

現在の悩み (S)

	負債	後継者	経営	生活	教育	組合の 人間関係	組合と の方針 のずれ	組合の 将来	その他	N. A
I	4	1	1	0	0	0	1	5	0	0
II	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0
計	7	2	1	0	0	0	1	6	0	0

家の将来方向について (S)

	現在かかえている悩み									N. A
	負債	後継者	経営のあり方	生活	教育問題	人間関係	組合の方針ののり	組合の将来	その他	
経営主	7	2	1	0	0	0	1	6	0	0
後継者	2	0	2	0	0	1	0	5	0	0
婦人	4	0	1	2	0	1	0	5	0	1
計	13	2	4	2	0	2	1	16	0	1

現在の悩み (H)

	負債	後継者	経営	生活	教育	組合の人間関係	組合の方針ののり	組合の将来	その他	N. A
I	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0
II	0	1	1	0	0	0	0	1	0	2
III	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
IV	1	0	3	0	0	3	0	1	0	1
計	4	1	6	0	0	5	0	3	0	3

家の将来方向について (H)

	現在かかえている悩み									N. A
	負債	後継者	経営のあり方	生活	教育問題	人間関係	組合の方針ののり	組合の将来	その他	
経営主	4	1	6	0	0	5	0	3	0	3
後継者	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0
婦人	0	2	4	4	0	6	0	2	0	2
計	4	4	11	4	0	11	0	7	0	5

それでは次に、今後の組合でとりくむべきことについての意見を見る(表3-79)。

表3-79 組合の今後の課題

今後とりくむべきことについて (H)

	規模拡大	面積の平準化	技術の向上	受託の増加	やる気を高める	設備投資	新たな作物の導入	加入農家を増やす	所得の平準化	離農を出不さない努力	土地改良	その他	N. A
I	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0
II	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2
III	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
IV	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	1	0	1
計	2	0	3	4	4	0	1	0	0	7	1	0	3

今後取り組むべきことについて (H)

	規模 拡大	面積の 平準化	技術の 向上	受託の 増加	やる気 を高め る	設 備 投 資	新たな 作物の 導 入	加入農 家を増 やす	所得の 平準化	離農を 出さな い努力	土 地 改 良	その他	N. A
経営主	2	0	3	4	4	0	1	0	0	7	1	0	3
後継者	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
婦 人	4	2	3	1	4	1	1	0	0	3	1	0	4
計	7	3	6	6	9	1	2	0	0	10	3	0	7

今後組合でとりくむべきこと (S)

	規模 拡大	面積の 平準化	技術の 向上	受託の 増加	やる気 を高め る	設 備 投 資	新たな 作物の 導 入	加入農 家を増 やす	所得の 平準化	離農を 出さな い努力	土 地 改 良	その他	N. A
I	0	1	1	2	2	0	0	0	0	3	1	0	1
II	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0
計	0	1	1	2	4	0	0	0	0	5	1	0	1

今後組合でとりくむべき課題 (S)

	規模 拡大	面積の 平準化	技術の 向上	受託の 増加	やる気 を高め る	設 備 投 資	新たな 作物の 導 入	加入農 家を増 やす	所得の 平準化	離農を 出さな い努力	土 地 改 良	その他	N. A
経営主	0	1	1	2	4	0	0	0	0	5	1	0	1
後継者	0	1	0	4	1	1	0	1	0	2	0	0	0
婦 人	0	3	0	1	3	0	0	0	0	3	0	0	4
計	0	5	1	7	8	1	0	1	0	10	1	0	5

表 3 - 80 学習要求

組合で学習会をやりたいか (H)

	やりたい	必要ない	N. A
I	3	0	0
II	1	0	3
III	2	0	1
IV	3	1	1
計	9	1	5

テーマについて (H)

	技 術				経営	農政	流通 価格	教育	集団 運営	趣味・ スポーツ	生活	政治	その 他	N. A
	計	栽培	機械	地力										
I	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
II	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
III	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
IV	3	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	7	3	2	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	4

学習会について (H)

	やり たい	必要 なし	N. A	栽培 技術	機械 利用 の技術	地力 問題	経営	農政	流通 価格	教育	集団 運営	趣味 スポーツ	生活	政治	その 他	N. A
経営主	9	1	5	(3)	7 (2)	(1)	1	1	0	0	4	0	0	0	0	4
後継者	3	0	0	(0)	3 (2)	(1)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
婦 人	5	1	10	(0)	5 (1)	(0)	0	1	0	0	1	1	1	0	0	4
計	17	2	15	(3)	15 ()	(2)	1	2	0	0	6	2	1	0	0	13

組合で学習会をやりたいか (S)

	やりたい	必要ない	N. A
I	3	0	3
II	2	0	1
計	5	0	4

どんなテーマがよいですか (S)

	技術	(栽培)	(機械)	(地力)	経営	農政	流通 価格	教育	集団 運営	趣味・ スポーツ	生活	政治	その 他	N. A
I	2	1	0	0	3	0	1	0	2	1	1	1	0	0
II	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	3	1	0	0	4	0	1	0	2	1	1	1	0	1

学習会について (S)

	やり たい	必要 なし	N. A	栽培 技術	機械 利用 の技術	地力 問題	経営	農政	流通 価格	教育	集団 運営	趣味 スポーツ	生活	政治	その 他
経営主	5	0	4	1	0	0	4	0	1	0	2	1	1	1	0
後継者	3	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	※1
婦人	6	1	1	2	0	0	2	0	0	0	1	3	2	0	0
計	14	3	5	3	1	1	7	0	1	0	3	5	3	1	1

※将来に向けての経営のあり方

Hでは「離農を出さない努力」が最も高く、特に最下層であるIV層の共通要求のようである。次に「組合員のやる気を高める」が多く、これは上層の要求になっている。また、婦人を中心に「規模拡大」も多い。経営主の中には、受託の増加を望むものが4戸あり、受託組織化への志向もみえる。その他、離農をださない努力と並んでⅢ、Ⅳの下層からは「技術の向上」という要求もある。一方、Sは、やはり「離農を出さない努力」が多い。これは上層、下層とも共通の要求である。逆に規模拡大は1人もいない。その他、「組合員のやる気を高める」や後継者を中心に受託の増加が多い。その他、「加入農家を増やす」が1名ではあるが注目される。

次に学習要求であるが、組合での学習会を希望する者は、H50%、S67%と非常に多い。テーマとしては、Hは技術(44%)、とりわけ機械利用技術(17%)、集団運営(特に経営主)、その他「農政」も2名いる。Sは、経営と趣味・スポーツが多くなっている。

今後とも組合を続けていくか、という質問に対しては(表3-81)、はいとする者はHでは70%、Sでは78%であり、HのIV層の経営主2名が「仕方なく」と答えている。また、どちらの組合も、婦人層に「仕方なく続けていく」とする者が多くなっている。

表3-81 今後とも組合を続けていきたいですか？

(1) Sの場合

	は	い	いいえ	仕方ないから 続ける	N. A
I	6		0	0	0
II	3		0	0	0
計	9		0	0	0

	は	い	いいえ	仕方ないから 続ける	N. A
経営者	9		0	0	0
後継者	5		0	0	0
婦人	4		0	2	3
計	18		0	2	3

(2) Hの場合

	は い	いいえ	仕方ないから 続ける	N. A
I	3	0	0	0
II	3	0	0	1
III	3	0	0	0
IV	3	0	2	0
計	12	0	2	1

	は い	いいえ	仕方ないから 続ける	N. A
経営者	12	0	2	1
後継者	3	0	0	0
婦人	8	0	5	2
計	23	0	7	3

4. 小 括

最後に、H組合・S組合の両組合の評価、および課題を明らかにしていく。

両組合は、北海道稲作地帯において圃場整備事業と大型機械化が進み、農民層が激しく分解にさらされようとする時期に、長沼町としては規模の小さな農家が共同の力で、機械・施設費用を低下させ、その構成員農家の経営を守ろうと組織された組合であるといえる。

しかし、両組合の階層的な性格は、結成当時から相異なったものであった。S組合は中農層を基盤とした組織で、それに10ha以上の富農的な層が加わり、豊田氏の規定でいえば生産組織Ⅱ（中農の危機対応組織で少数精鋭の集団）に含まれるであろう。それに対して、H組合は、中農下層および貧農を中心に組織された組合であり、それに中農中・上層の農家が加わったことから、生産組織Ⅲ（中農と貧農の結合集団）に近い組織になっている（ただ、H組合にしても幅広い地域的な組織として展開しているわけではない）。このような階層的な差異は、2つの組合の展開の違いとして現われる。まず、組合への参加の理由にしてもSの大型機械化による生産性の向上に対して、H組合の機械費用の低下というようにより防衛的な性格として違いが出ている。最も大きな違いは階層差に対する対応の違いである。S組合は、構成員の階層的な等質化をめざして規模拡大を勧め、それによって階層差による矛盾を解決しようと試みた。それにより、構成員の階層的均質化が進んだが、かえって新たな矛盾を生み出す結果となる。無理な規模拡大は構成員の負債の増加を招き、離農者を続出させ、ますます規模拡大を構成員にせまらせた。そして近年、その路線が限界につきあたりつつある。集団の土地が外部に流れるという状況が生まれ各構成員の費用負担の増大に結びついている。また、離農の出現はますます労働力を減少させ、きめの細かな作業を困難にしている。機械の共同利用と土地の集団的利用による効率の利用は、農業経営日を切り下げているのであるが、農業所得の状況は決して構成員を満足させるものではない。表3-82によって農業所得の状況をもみても、400万円平均で

は、家計費充足も困難である。(58年の冷害年についてみれば) S5は、10ha以上持つ農家であるが、近年負債整理のために、土地の売却を行なっている。彼が言うには、「減反面積がまた拡大され、そのうえ転作奨励金が減らされ、米価もあがらない。このうえ、施設の更新でま

表3-82 S組合構成員の農業経営収支

(千円)

	S57年			S58年			S60年
	農業粗収	経 営 費	農業所得	農業粗収	経 営 費	農業所得	農業所得
S1	15,938	8,166	7,772	10,880	9,321	1,559	4,500
S2	18,338	8,717	9,621	13,478	7,327	6,151	N. A
S3	17,571	6,409	11,162	11,959	6,929	5,028	5,000
S4	18,138	7,140	10,998	11,879	7,312	4,567	N. A
S5		N. A			N. A		N. A
S6	19,004	6,236	12,768	10,354	6,133	4,221	N. A
S7		N. A			N. A		N. A
S8	10,206	5,967	4,239	8,892	6,206	2,686	N. A
S9	12,352	4,197	8,155	8,665	4,361	4,304	N. A
平均	15,935	6,690	9,245	10,872	6,798	4,073	

表3-83 H組合構成員の経営収支(S60)

(万円)

	農業粗収入	農業経営費	農業所得	兼業収入	総所得
N1	} 5,800	4,933	2,300	0	2,300
N2					
N3					
N4	1,100	790	310	0	310
N5	900			100	
N6	850	500	350	0	350
N7	760				
N8					
N9	540	260	280	170	450
N10	520	280	240	120	360
N11	416				
N12					
N13	387	210	237		
N14					
N15					
平均	934	872	371.7	49	538

た1億円以上必要になる。」と所得向上が困難な状況と集団の前途の厳しさを語る。多くの組合員は所得が向上しない事と、集団の将来について悩みを持っている。そして、どのように経営をしていったらよいのかと模索し、学習に対する要求も非常に高くなっている。

表3-84 土地所有面積の変化

農家No.	S58	S59	S60
S1	1,130	1,170	1,210
S2		N. A	1,180
S3		N. A	1,110
S4	1,060	1,060	1,060
S5	1,140	984	1,034
S6	928	928	1,000
S7		N. A	756
S8	730	730	737
S9			650
合計	9,298	9,298	8,472

	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
指数	100	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	90.9

所得がなかなか向上しないことの1つの要因として反収の停滞があげられる。大規模化による適期作業難、水管理のまずさ、大型機械化による土地の透水性の低下などが要因としてあげられている。労働生産性向上の一面的追求の矛盾が深刻化しているわけである。

このような状況下で、組合員は規模拡大ではない方向を模索し始めている。しかし、新たな方向として、下層の兼業化への志向が現われており、他方上層では受託組織化の志向も出現している。これらに対して少数ではあるが、野菜などの集約作物の導入などの要求もあがっており、又、育苗あと地を利用した試みなどもされている。また、前組合長やS5なども「所得の上がる作物を」という考えをもっている。このように、規模拡大が壁にぶちあたり、「離農を出さない」（アンケートの声）必要がある状況の中で、階層分化を進める方向か、あるいは、農業内に就業場面を増やし、内包的な拡大をしていくか、集団は岐路にあるといえよう。

新たな作物を導入していくうえで、この集団が抱える困難は、技術と労働力と市場対応である。その点で、少数精鋭の集団の限界が現われるわけである。しかし、後継者の中に新規加入者を受け入れようとする意見をもつ者がいることは、新たな世代の新たな対応として注目できるであろう。

そこでH組合の場合の運営方向をみると、まず、無理な規模拡大による階層矛盾の緩和という方向はとらず、拘束日数を最小限におさえ、兼業の条件を補償することで所得の近郊をはかった。この対応は、集団からの離農者の出現を押さえ、厳しい情勢の中でも、貧農の営農を守ったという点では積極的であったろう。また、これは、小規模農家中心の組織であり、労働力が豊富であったからこそ可能であった。しかし、この対応によって、農業専従者、オペレータ

表3-85 H・S両組合の比較

	H	S
構 成 員	37人 (17戸)	21人 (9戸)
土 地 面 積	9,514ha	8,472ha
機 械	小型も所有	大型機械化
負 債	1,000万程度	2,000~3,000万円
作 業	班編成	全体で作業
反 収	集落より高い	集落よりやや低い
労 賃	男 700円 女 600円	740円 秋 { 男 880 女 610
離 農	1戸	3戸
(あと地の対応)	集団で借り入れ	小規模農家にすすめる
反 当 収 入	174千円	158千円
反 当 費 用	102千円	70千円
役 員 報 酬	あり	なし
そ の 他	婦人の共同作業 (ヘチマ化粧水) 班コンクール実施 (班別に収量をきそう)	

一に過重労働を強いるとか、労賃をめぐる対立を激化させるなどの問題を生み出している。そのような中から、上層農家の集団離れとでもいえるような自留地拡大志向も生まれている。しかし、兼業層にも「農業でやっていきたい」という志向や、冬期の経営研修への意欲など、農業一本でやっていきたい、集団にもっと関わっていききたい、という要求がみられる。この組合には豊富な潜在的労働力があり、それをどう活かすかという試みは、トマトジュースやヘチマ化粧水のとりくみにみられるようにすでに始められているが、畜産の導入を希望する農家があるなど、本格化しようとする芽がある。また、技術問題への関心が高くなっており、地力の増強がほとんどの農家によって問題にされる状況で、「田畑輪換を」という構成員もいる。新た

な農法の創造への胎動がみられる。

しかし、一方で上記のような個別化の要素もみられることから、集団運営のあり方や、人間関係をどうしていくかが、構成員のぶつかっている大きな壁になっているようである。この点では、階層的に均質性の強いS組合とは正反対である。小規模農家が多いということで、土地生産性をあげるための技術・農法という点で積極的であるが、集団内の矛盾に対する対応が直面する問題となっている。

次に生産組織の教育的な意義についてであるが、特にS組合で、73%が「みんなの事を考えられるようになった」と答えるなど、民主主義的な力量が形成されてきている。これは、S組合では特に、集団の運営方向になどについて何度も話し合い、共に発展する方向性を探り実践する中から生まれているのだろう（たとえば、集中張り込みについての論議など）。H組合でも、副組合長は集団の意義について「みんなでワイワイやっている機会が多く孤独よりいい。毎日顔を合わせることから、生活のできごとが、自然に話題に出てくるようになった」と語ってくれたように、集団は構成員を変えている。

更に両組合についていえることは、普及所・農試・農協の職員と共に経営を考えあい、そのことが農民が社会的な視野を広げるなどの積極的な意味を果しているということである。Sについていえば、作業体系も普及所と相談して計画しているし、経営のあり方についても常に話し合いがもたれている。役員をやってよかったことのトップにこのことがあがっている。

以上でみてきたようにH組合は、今後分解していく可能性ははらんでいるが、今日までの対応は、基本的には分解抑止的であり、新たな農業体系への志向もみられる。S組合は、規模拡大の方針が、分解を促進して今日に到り、現在それへの反省から、より集約的な農業を行なっていくか、兼業化を進めていくか、の分岐点に立っているといえる。

(参考) アンケート結果より両組合を比較した時の特徴

	H経営改善組合	S経営改善組合
組合参加の理由	機械コストの削減	大型機械化で生産性向上
加入前の経営方向	兼業(下層)規模拡大(上層)	規模拡大
組合に参加して 人間関係	関係の 広がり 違う立場の人の気持ち がわかる 干渉される、めんどう	関係の広がりがない
運営の問題点	意見が反映されない	所得が向上しない
悩み	人間関係、経営のあり方	負債、組合の将来
学習したいこと	技術問題	経営問題
組合を続けるか	仕方がないから(2名)※	全員続ける

※下層が2名

第4章 市場対応・農家投資の論理と 地域農業の構造変化

宮崎隆志

目 次

1. 課題と方法	161
2. 地域農業の展開と重層的市場編制	166
3. 市場編制の変化と蓄積メカニズム—タマネギを中心に—	171
4. 地域農業の構造変化	184
5. 小括	188

1. 課題と方法

(1) 名寄調査の意義と限界

先にわれわれは、名寄市を対象に、稲作転換後の農民の主体形成にかかわる諸契機を検討した。その際の方法論上の前進の一つは、農業諸市場のもつ農民経営への規定性とそれに対する農民の対応に注目した点にある。¹⁾多くの実証の力点が後者におかれていることは否めないが、例えば農協分析において示された市場対応・経営構造・農民層分解の相互関連は、生産力展開を歴史的・社会的にとらえるために不可欠の着眼点がどこにあるのかを示唆するものと言えるであろう。

しかし、かかる視点が各章の分析においても十分に確立されているとは言い難い。生産組織や家族関係に着目しつつ示された地域農業構造の変化と、「地域農業の商品化構造」との視点より分析された農協経営構造の変化とを統一的に把握することが難しいのもそれ故であろう。それらを統一的に把握するためには、前者においては市場条件の変化を与件とするのではなく、地域をとりまく市場構造の発展を農民経営の展開との相互関連においてとらえることが必要であるし、後者においては農協経営構造と地域農業における再生産構造との関連を検討することが必要と思われる。前者の点は本章全体の課題にかかわるため、次項以後で検討し、ここでは後者の点について簡単にふれておくことにする。

この点を検討する際には経営構造をいかなる概念として措定するかが重要であろう。これに関わって田中秀樹氏は、農協経営構造を「いわゆる会計構造的な概念としてのみではなく、農民の労働と農協労働者の専門労働との関連編成を含む協同組合の労働組織関係のあり方をも問題とする概念」として把握し、その分析においては「協同組合の生産諸関係分析を視点に含めること」の重要性をすでに指摘している。²⁾商業的農業と生産力の発展にともなって、生産・労働の社会化が進展することにより、管理労働の内容と形態が変化することを踏まえるなら、³⁾この指摘は基本的に正しいといえよう。しかし、部会や実行組合、あるいは生産組織等における管理労働の自立化が、ただちに会計構造として把握される価値循環の統制に結びつくわけではない。例えば農民が農協から独立して組織化を進める場合はもとより、農協と密接に関わって展開する共販の場合でも、自立した販売管理労働を誰が担うかにより、価値循環の形態は変化さ

せうる。換言すれば、労働組織のあり方と会計構造との間に直接的な対応関係をみることは無理があり、この両者のみをもって経営構造概念を形成することはできないように思われる。われわれは農協の経営構造を問題にする場合、所有諸関係の区別と関連に注意を払わねばならないと考える。それは、私有・共同所有・協同組合所有を区別したうえでそれらの有機的な関連を検討することによって、地域農業の意志決定機構を分析することができ、価値循環、あるいは商品化構造の統制のメカニズムを明らかにすることができるかと考えるからである。しかし、この点も含めて農協の経営構造概念を指定することは、今後の課題となる。

さて、経営構造分析において、さしあたり以上の課題を設定した場合、地域農業の構造変化と農協経営構造の変化との関連は、名寄調査よりは具体的にとらえうと思われるが、経営構造概念をいかに豊かなものとして指定しようとも、地域農業の構造変化をすべて農協経営構造の変化として総括することができないことは自明であろう。かかる総括が市場構造の変化と地域農業構造の変化を統一的に把握しうる一つの相におけるものであるとしても、われわれは両者の関連をより包括的・総体的に明らかにできる分析枠を用意せねばならない⁴⁾。本稿ではかかる諸点を念頭におきつつ、農民教育の基礎構造に関する分析枠として提起されている「農民的生産様式論」をてがかりに、さらなる展開の課題を探ると同時に、事例によりその試論的分析を試みる。

(2) 「農民的生産様式論」の展開

「農民的生産様式」の変容過程分析において「市場関係」は社会化・貧困化を規定する社会的生産諸関係の一つとして、重要な位置付けが与えられている。この点に関わる美土路氏の論理の核心は、農民労働の社会化の内的根拠、あるいは内発的な社会化のメカニズムを「市場過程の媒介」という方法により理解するという提起にあるように思われる。周知のように、ここでは資本主義による市場包摂の下で進む貧困化に対応・対抗して社会化（新たな生産力形成）が進展し、そうして生ずる労働様式の変化に照応して農民的生産関係が変化するという論理が示される。

市場構造と地域農業構造の統一的把握というわれわれの関心からすれば、「農民的生産様式」を編成する主体として農民を把握するという提起は、当然のことながら原点たる地位をしめる。しかし、そうであるが故に、先の論理、とりわけ氏のいうところの「対応・対抗」のメカニズムについては、さらなる検討を要するに思われる。

美土路氏はそのメカニズムを、貧困化の下で生ずる「人間的地位」の自覚に基づき、自らの状況を疎外態として認識することにより運動が生じ、資本の専制支配を逆に規制するに至る、というエンゲルスの論理を援用して説明している。⁵⁾ こうした把握は『経哲草稿』における「受苦的存在」、「情熱的存在」としての人間把握と同じく、人間の本質把握としては肯定しうるが、抽象的な次元にとどまっていることは否定できない。この次元から直ちに生産過程における社会化の展開法則を示すのは無理であろう。事実、「地域的集団的生産力形成の核心」とされる「プチブルジョアの民主主義的關係としての農民的生産關係」を形成する展望は、「形式的実質的民主主義的運営と創造（いいかえれば民主主義的農民的生産關係の發展）はもっとも重要な現実的・教育的課題となるだろう⁶⁾」として、「教化」に委ねられ「内発的な社会化」によって「人間的地位」を回復する必然性は示しえてないに思われる。

かかる限界は生産力段階規定において、その論理を適用できないことにも示されている。氏

の問題意識が資本主義の農業ウクラッドに対する規定性の段階規定にあるとしても、生産力形成を市場対応の結果、あるいは市場過程に媒介されたものとして把握する視点を貫徹するならば、いかなる市場にどのように媒介されて農業経営における機械化が進展し、「段階」として把握される質的变化はどのように生じたのかを示さねばならない。そして手労働段階では農産物市場が、機械化段階では生産財市場が各々重要な規定性をもつという氏の理解を前提にしても、手労働段階から機械化段階への生産力段階の推転は農産物市場の規定性への対応とのかかわりで説明されねばならないであろう。にもかかわらず、生産力段階は二分されたままである。そのため、分析は各々の段階への農民の適応局面に限定されてしまう。確かにそこでは、「生産力の主体的契機」たる農民が、生産財市場の規定性の強化によって客体的地位におとしめられることに反撥し、「経験則的合理性」の科学的再構成にむかう、との指摘があり、ここにその論理の適用を見ることができるとは、生産力形成、あるいは展開の論理を内包しないために技能習得と「主体的な関係性格」の変化との関連は明らかにはならない。

氏の論理は一般論としては正しいとしても、生産力展開を具体的に把握するためには次の三点を課題として有するようになると思われる。第一に市場関係による規定性、あるいは貧困化の進行と生産力展開とを媒介するものを「人間的地位の自覚」一般に求めるのではなく、農民の三位一体的性格に即した「階層的地位」の自覚に求めるべきであることがある。農民の自己認識自体も変数として扱い、その決定条件を明らかにしていくことによって、「人間的地位」の内容と自覚化のプロセスが明らかになるように思われる。第二に、それともかかわって多様な生産力展開をもたらす根拠としての「農民的生産関係の自由度」についても、階層的に規定することが必要と思われる。土地所有や市場編成のあり方によって「自由度」は歴史的社会的に規定され、階層性を明確にする。即ち資本家としての、地主としての、労働者としての「自由」が区別される。そして「自由」は自己意識とかわる価値的な概念¹⁰⁾であるが故に、農民が志向し実現している「自由度」は農民の主観的判断にもとづく価値的編成をもつ。現実には土地所有者としての「自由度」の拡大と労働者としてのそれが対抗しながら、生産力が形成され、あるいは農民の組織化も進展していると思われる。第三に、農産物市場の占める特別の位置に着目する必要がある。言うまでもなく、資本主義社会の歴史的特質は、すべての者が商品所有者であり販売者（交換者）として市民社会に登場することにある。商業的農業の展開は農民が様々な市場に包摂されていく過程であるが、農民が農民のままで市民社会の一員となるのは農産物市場を通してでしかありえない。農民はそこにおける価値を通して、自己労働の社会的評価を知る。それ故、農民が農民のままで、市民社会の一員として「人間的自覚」に基づいた「市民的自由」を実現していく際に最も重要性を帯びる市場として、農産物市場を取り扱うことが必要となる。¹¹⁾

(3) 課題と方法

以上の諸課題の要点は、農民がいかなる自己規定に基づき、どのような組織化を選択しているのかを明らかにする点にある。この課題は、美土路氏のいう「主体的な関係性格」の発展、さらには地域農業における階級・階層関係の再生産メカニズムを明らかにする上でも核心をなすように思われる。

この課題を展開する際の困難点は、農民自身が自己規定を進めていく過程を、生産・生活に関わる諸実践のいかなる領域に属するものとして把握しうるかという点¹²⁾及びわれわれがそれ

をいかに分析しうるかという点にある。直接的な学習過程に関しては、われわれはすでに木村純氏¹³⁾による分析をもっているが、生産実践に関しては農民の労働市場への包摂に着目した機会費用論以外に、かかる課題に接近しうる方法は提起されていないように思われる。それとても農民が労賃水準を知る一つのものさしを示したにすぎず、そのものさしにより農民が自己認識をどのように深め、経営理念をどのように否定し、発展させていくのかという点に関しては、さらなる分析を要するであろう。

われわれは農民の自己規定過程を把握しようとする際に注目すべき理論として、マルクスの交換行為論としての商品・貨幣論を考えている。そこでは個人と社会の分裂に伴い、自己の実体と形態との直接的統一を破られた個人が、市場関係を通じて逆に、二重化された自己の主體的統一をはかっていく論理が示されているように思われる。当面の分析のために確認すべきは次の三点であろう。¹⁴⁾

第一は、商品交換に際し、商品所有者たちは他者との関係を貨幣として自立化させ、貨幣の規定性のもとで自己規定を行う点である。物象的依存関係の下では諸個人は個別化されたものとして、直接には自分自身にしか関係できないが、彼らが個別性を維持するためには交換を行わねばならず、そのためには自らの生産物を普遍者たる貨幣との量的な比較に置かなければならない。こうして「生産物は一般的労働、社会的労働時間のある一定の分量の実現としての自分自身に関係しており、このかぎりでも、生産物の交換価値で表現されているその割合で他のすべての生産物に対する等価物¹⁵⁾」となる。

われわれにとって重要なことは商品所有者が自己を自然的実体と社会的実体に二重化し、後者へ自己関係することによって、他者に対する関係を実現するという論理である。⁶⁾商品所有者はこうして普遍的他者関係をあらゆる貨幣の規定性の下に自己規定をおこない、それによって現実に他者関係を担っていくことが可能となり、交換によりその自己規定を確証する。

第二は、交換関係から平等、自由の意識が発生する点である。商品所有者はかかる社会的実体を有するが故に交換過程において、交換者という形態規定を受けとる。その限りで「彼らのあいだには全く何の区別も存在しない」のであり、「交換の主体として、彼らの関連は平等の関連である」¹⁷⁾。そして、諸個人とその商品の自然的差異性が交換行為の動機となる限りで「平等の規定にさらに自由の規定がつけ加わる」。

そして第三は、交通関係の展開に伴い交換者の主體的対応が現れる点である。交換関係は貨幣がはらむ矛盾の展開により、「ブルジョア社会の第一次的総体性」としての流過程へと発展する。流通は「社会的関係が諸個人から独立したものとして現れるだけではなく、社会的運動それ自体の全体までもが諸個人から独立したあるものとして現れるところの最初の形態」であるが、この疎外の発展とともに「疎外それ自身の地盤のうえでこの疎外を止揚しようとする試み」がなされる。人々の活動についての情報入手あるいは商業従事者間相互の連絡などは、「古い立場で止揚する可能性をそのうちに含むような諸関係と諸結合とを招来する」ものといえる。¹⁸⁾「個人の自己及び他者からの疎外の一般性がつくりだされるとともに、他方では個人の諸関連と諸能力との一般性と全面性もまたつくりだされる」¹⁹⁾とする論理をわれわれもまた重視せねばならない。

かかる論理から次のような示唆を導き出さう。すなわち「自己関係＝他者関係」という関連により、他者関係に規定された形態実現のための自己規定が存在すること、そして「諸関係

というものは、もちろん、諸理念によってしか表現することができない²⁰⁾ために経営理念に反映された他者関係に導かれて自己規定が行われること、平等・自由の理念もそうして獲得され、それらの実現のために交通関係の拡大、生産者の組織化が行われること、である。論証不足は否めないが、さしあたりはかかる示唆に基づき、事例の観察を行いたい。

以上により、われわれは農民の自己規定が現象する三つの実践局面を考えることができる。第一は他者関係たる市場関係に対する選択・適応であり、第二は実体への関与としての生産手段投資・自家労働力投下であり、第三は生産（流通過程に延長された生産過程も含む）に関わる組織に対する対応である。これらのいずれにおいても、農民の自己規定が現象する。しかし、今のところその現象の論理は明らかではないし、またそれ故に各局面から直接に自己規定を抽出することも不可能である。本稿では、仮説的に設定したこれら三つの実践局面の相互関連を検討することにより、農民の自己意識（自己規定）の形成を、過程（広義の学習過程）として把握しうる可能性、及び、方法について若干の考察を試みたいと思う。それは、本節の冒頭に述べた市場構造の変化と地域農業構造の変化とを統一的にかつ、それを農民の主体的対応を主軸として把握するための前提的な作業であるように思われるからである。

- 1) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 研究報告書第27号『地域農業構造再編下における農民の主体形成』, 1985年
- 2) 前掲書 第3章 注11) 参照
- 3) 鈴木敏正「分解論的視点からみた農民教育論の課題」(日本社会教育学会年報第28集『生活構造の変容と社会教育』, 1984年)
- 4) 筆者はそれを「地域的な富の蓄積メカニズム」との視点から展開すべきであると考えている。そこでは素材(労働力と生産手段)の循環、生産関係の再生産方法が問題となり、後者では所有関係、分配関係、イデオロギー装置に着目することになると思われるが、これらの検討は今後の課題とせざるをえない。
- 5) 美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』(北海道大学図書刊行会, 1981年, 以下『基礎構造』と略記) 27頁
- 6) 『基礎構造』 62頁
- 7) 美土路達雄「農産物市場論の課題と方法についての試論—農民の貧困化論とのかかわり」農産物市場研究会『農産物市場論の基本問題』, 1975年) 参照のこと。
- 8) 「生産力の主体的契機」という把握自体が、生産力を選択し形成する主体としての農民の把握を難しくしているように思われる。農民は生産力の主体でもあるが所有の主体でもあり、それらの関連を構造的にとらえねばならない。
- 9) 鈴木敏正, 前掲論文を参照のこと。
- 10) 中野徹三『マルクス主義と人間の自由』(青木書店, 1977年) 第一部参照のこと。
- 11) この点にかかわり、鈴木敏正「農業経営と農産物市場」(上村恵一, 山内豊二共編『現代日本の農業経営』富民協会, 1980年)を参照のこと。
- 12) 勿論あらゆる実践において自己規定は反省される。ここで問題にしたいのは農民の自己規定が発展していく過程であり、諸実践の相互関係の変化との関連においてその発展過程を理解しうる可能性についてである。

- 13) 木村純「農民的酪農の展開と酪農民の主体形成」(山田定市・美土路達雄編著『地域農業の発展条件』, 御茶の水書房, 1985年)
- 14) 商品論における商品の性格規定をめぐっては周知の論争があるが, ここでは, 労働生産物をすべて販売せざるをえない商品交換者としての農民, つまり論理的に抽出された商品交換者としての性格が妥当する限りでの農民を念頭においている。
- 15) K. マルクス『経済学批判要綱』(『資本論草稿集1』, 大月書店, 以下Grと略), 218頁
- 16) 「生産物の交換価値としての自己に対する関係は, 生産物の自分とならんで存在する貨幣に対する関係, またはすべての生産物のそれらすべての外部に存在する貨幣に対する関係となる」(Gr.121頁), なお「自己関係」と「他者関係」については真田哲也「マルクス経済学的方法的前提について」(『一橋論叢』第91巻第2号, 1984年)参照。
- 17) Gr.275頁
- 18) Gr.144頁
- 19) Gr.145頁
- 20) Gr.148頁

2. 地域農業の展開と重層的市場編制

(1) 地域農業の展開過程

地域農業の展開過程は表4-1に示すとうりである。農産物自由化により戦前来の多様な畑作物の収益性が悪化し(表4-2参照), 昭和40年を転機として稲作への転換が進むが, その稲作も米の「過剰」のため転作を強制され, 表4-3のような転作対応が始まる。われわれの対象とした集落ではタマネギへの転換が主流となるが, そのタマネギも後にみるように昭和50年代には「過剰」局面に入り, ホーレン草, 長ネギ等の新たな作物の導入が試みられ始めている。

このように地域農業の展開過程は, 農産物市場との関連変化の過程としてもとらえうるが, 先の課題のために確認しておくべきは, 地域をとりまく諸市場の特質と相互関係, 及びそれらが持つ地域農業, 農家経営への規定性についてであろう。まず諸市場の特質について, やや羅列的ではあるが確認しておきたい。

表 4 - 1 地域農業の展開過程 (部落史より)

昭和 作物	戦前	20	30	40	50	60
甜 菜	全道一の品質			39		(輸入糖)
菜 種	全盛時は耕作面積第一位		27			40 (自由化)
亜 麻	クローバー混種による地力増進, 秋小麦・菜種の前作			40		(製綿工場閉鎖)
アスパラ	アスパラ耕作組合 15		34	39		(造田ブーム, 労賃上 昇)
除 虫 菊	輸入菊と競合					
種 子 バレイショ	採取組合		35		54	→ 共選
玉 ネ ギ			35	40	48	→ 親交会 振興会 共選, 集出荷一貫 体制
長 ネ ギ			38		50	55 → 青田買い 共同育苗 ソサイ 予冷施設 新耕会
ホーレン草			38		50	55 → 市場出荷 本州出荷

表 4 - 2 10a 当り生産費等 (第41, 42次農林省統計表)

作物	年度(S)	粗収益	生産費	利 潤	作物	年度(S)	粗収益	生産費	利 潤
甜 菜	39	18,211	16,797	1,414	亜 麻	39	10,020	8,876	1,144
	40	23,076	17,363	5,713		40	10,045	8,921	1,124
菜 種	39	6,462	9,463	▲ 3,001	除虫菊	39	14,707	13,529	1,178
	40	11,256	10,016	1,240		40	14,203	14,116	87
ばいし	39	15,038	13,191	1,847	タマネギ	39	17,996	42,492	▲24,496
	40	15,704	13,969	1,735		40	69,635	43,198	26,437
種子用	39	22,476	17,082	5,394	米	39	33,939	28,851	5,088
	40	22,567	17,334	7,233		40	40,143	30,986	9,157

▲はマイナス

表 4 - 3 北長沼農協生産調整実績 (『創立30周年記念誌』)

年度(S)	45	46	47	48	49	50	51	52	53
計	195.0	140.6	329.6	478.4	428.8	202.4	119.0	166.3	369.8
土地改良 通年施行			57.5	143.6	267.4	65.9	24.5	48.6	
単純休耕	182.4	81.5	105.6	122.4					
たまねぎ	2.6	7.1	28.3	42.0	47.8	35.9	33.7	49.7	57.7
小 豆		3.4	47.7	27.0	5.9	2.6		3.3	7.9
そ ば		7.5	36.7	100.7	30.9	30.3	5.9	12.5	13.5
小 麦						3.6	3.6	10.2	44.3
燕 麦		18.1			9.1	2.4	4.6	14.8	213.5
牧 草	2.0	2.2		12.4	32.3	6.8	5.2	8.6	25.9
い も					4.0		1.7		9.1
そ の 他	8.0	20.8	53.9	30.4	31.6	54.8	39.8	18.5	27.9

(ha)

(2) 市場編制の特徴

表4、5は対象地に関連する農産物の生産・出荷・消費の概要をみたものである。これらによれば、第一にタマネギでは指定産地の占めるシェアが極めて高く、「野菜法」のもとで大型産地化が進んでいること(表4-5)、そのことの必然的な結果として道外指定消費地域への移出が殆どであることを確認できる(表4-4)。また、同じく表4では出荷団体取扱率の高さも際立っており、農協が出荷団体の主をなすことを考えれば、共販率も相当な高さを示すとみてよからう。実際に昭和53年から全農を通じた全国共販体制がとられ、基本的にはそこでの出荷調整に基づき、各農協の出荷が指定されるまでになっており¹⁾系統共販体制が確立した農産物といってよい。しかし、このことは「野菜法」による市場再編効果が最も明瞭であった農産物であったこともまた示している。

第二に、タマネギとは対照的な、ホーレン草、ネギにおける指定産地シェア、出荷団体取扱

表4-4 指定産地消費地域別出荷割合(%) (野菜生産出荷統計)

品目	年度	北海道 出荷量(t)	内出荷団体	同比率	指定消費地域				他	加工
					道内	京浜	京阪神	他		
ほうれん草	55	10,171	3,468	34.1	63.2	3.9	5.1	0.7	14.9	12.2
	57	11,396	5,311	46.6	66.9	10.9	2.0	1.0	8.2	11.0
ねぎ	55	16,056	3,128	19.5	77.1	—	0.5		20.7	1.7
	57	17,204	4,584	26.6	76.6	5.8	0.5		13.4	3.8
たまねぎ	55	375,355	267,765	71.3	7.3	36.2	9.6	48.9	10.4	2.7
	57	400,601	292,950	73.1	8.6	39.3	7.1	45.1	5.2	4.4
ばれいしょ	55	2,091,770	1,578,863	73.1	1.6	8.3	4.2	7.4	2.4	76.1
	57	2,344,852	1,875,151	80.0	2.0	7.4	3.0	6.2	1.9	79.5

表4-5 指定産地のシェア（％）（野菜生産出荷統計）

品目	年度	作付面積	収穫量	出荷量
ほうれん草	55	16.8	16.7	20.1
	57	21.6	20.9	25.4
ねぎ	55	16.9	21.2	27.6
	57	17.4	19.0	24.8
たまねぎ	55	70.2	81.3	89.2
	57	70.4	80.5	87.7

率の低さを指摘できる。このことはこれらの産地が分散し、規模も零細であること、それ故、商系（業者）の取り扱い比率が高いことを予測させるが、他方ではそのような状況ではあれ道内・地場市場へ依存した地域流通の可能性が残っているとさえいえる。ただし、近年では京浜向け出荷の比率が急増していることに注目すべきであろう。おそらく空輸と思われるこの形態も含めて多様な市場流通構造がみられるのが、これら品目の特徴である。

第三に、表出はしていないがほうれん草、ネギ以上に道内市場の依存度が高く、また個人出荷比率の高い品目としてリングを指摘できる。全国的にみればリングの産地集中は著しいが、その中で北海道は明確な後進産地として位置づけられよう。品種構成も後進的であるといわれている。²⁾

以上が各市場の概要であるが、次に北長沼における産地対応の概況を確認しておこう。タマネギの共販体制は先にみたように昭和40年代後半から急激に「発展」するが、北長沼でもそれに対応して昭和40年には近隣二農協（栗山、由仁）とともに南空知玉葱振興会を組織し、昭和52年からは「南玉」の統一銘柄で出荷を開始している。選果は各農協で行なわれており、長沼では昭和50年に大型選果機を導入し、昭和61年には選果専用施設を建設した（従来は倉庫を利用）。大型共選施設の導入に伴い、搬入には大型鉄コンテナが用いられるようになったため、搬入作業は農協が業者に委託しておこなっている。共選労働もアルバイト³⁾に依存しているため、流通過程の延長された生産過程では農協が事実上の経営主体となっている。さらに従来は出荷判断も農協販売課がおこなっており、販売管理機能は（共販を行うかぎり）農協に委ねられていたといえる。

これに対し、販売管理における主体性強化を目的とする対応として「即売」をあげることができる。これは主として道内市場に個人の判断により、自由に出荷するもので、大型共販体制に適應できない下層農家を多く見られるが、上層においてもその出荷比率はかなり高く

なっている（我々の調査によれば約30％）。また昭和61年から、共販においても生産者の意思決定への関与を強めることを目的に玉葱振興会内に販売部が設けられている。これにより、現在では形式上は農協販売課と振興会販売部の協議に基づく販売管理がなされることになっている。

長ネギの場合、収穫及び出荷過程における皮むき作業に多くの労力を要する¹⁾ため昭和50年代前半までは産地出荷商による「畑買い」（＝「青田買い」）が主たる販売対応であった。しかし、昭和50年に組織された「蔬菜新耕会」がハウス育苗による早出し（7月中旬）を開始し、さらに東京への空輸も試みるようになったことにより、これらの対応の物的基礎を確立するために、昭和54年に共選施設が建設され、同時に農協共販も開始される。但し、プール計算は実施しておらず、基準額を上回った場合のみ、売上げの20％を徴収するという方法をとっている。このほうが、「個人努力のしがいがある」からと会長は説明しているが、生産者数がまだ少なく産地形成の過程にあるために、プール計算を実施しうるだけの規格の統一が難しく、個別経営の産地形成努力を要請せねばならぬ段階にあるが故の計算方法であろう。尚、集荷及び搬入は個別で行なわれ、皮むきは出雇雇用でおこなわれる。労賃は3本につき12円の出来高制で支払われ、平均では一日5000円程度の賃金となる。

ホーレン草は長ネギのハウス栽培の開始とともに、ハウスの回転率向上のために導入された。これも、昭和54年に野菜予冷庫が農協に建設されて以来、東京市場に依拠した産地形成をすすめてつある。リンゴの場合は、農協が扱わないために、札幌の産直グループとの契約や庭先販売、あるいは観光農園といった対応がとられている。

以上の農産物についてその市場編制をみた場合、産地規模（集中と集積）が零細で個人出荷の余地を多く残すリンゴから、近年共販体制を強め、道外市場への依存度を高くしつつあるホーレン草、ネギ、さらに大型流通化が進展したタマネギとの序列で「発展」段階をさしあたり考えることができよう²⁾。そして静態的にみれば北長沼の産地対応の諸形態もその序列に対応したものである³⁾。

この序列が文字通り農産物市場一般の発展段階を意味するの否かは、ここでの検討課題ではない。ここで問題にせねばならぬのは、対象地域における諸市場の展開、すなわち農民が産地をとりまく諸市場を関連づけつつ重層的な市場編制を形成していくその論理である。かかる視点を立てた場合、われわれはタマネギの大型流通化が進展した段階で、タマネギ「即売」対応や長ネギ等の小規模産地形成化の動向が現れることに注目せねばならない。仮にこのことを従来の基軸的な市場編制の否定の上に新たな商品化の論理を構築する実践ととらえれば、われわれの仮定によると、そこでは農民の新たな自己規定（自己意識の形成）がなされたことになるからである。以下では、タマネギと長ネギを中心に重層的市場編制の「農民的（農民による、農民であるための）」な再構成の過程を検討し、この点について若干の考察を試みる。

- 1) その経緯、及び需給調整機能については三島徳三著『青果物の市場構造と需給調整』（明文書房、1982年）参照のこと。
- 2) 北海道の青果物市場の概要については、『農畜産物市場の統計的分析』第10章（藤島廣二）参照。
- 3) 市街地の婦人やタマネギ農家以外の婦人が中心。時給は600円で雇用期間は10月から

2月までであるが、タマネギの出荷量の変動に応じて労働時間が変化するため、一日の拘束時間はかなり変動する。

- 4) 例えば皮むき作業では反当り20人日を要すると言われる。
- 5) 正式には「北長沼蔬菜新耕会」といい、以前からあった「一区蔬菜新耕会」を発展、改組したもの。
- 6) さらに、特殊な市場として種子バレイショがあげることができる。北海道の圃場設置計画に基づきホクレンが請負い、単協に委託して生産が行なわれる。生産者には圃場図提出が義務づけられ、防疫検査も適宜実施される。価格決定は、昭和52年以後パリティ価格を基本に需給等を勘案しておこなわれている。前掲『農畜産物市場の統計的分析』第6章（玉真之介，三島徳三）参照。

3. 市場編制の変化と蓄積メカニズム—タマネギを中心に—

(1) 産地形成と蓄積メカニズム

この節では重層的市場編制の形成と地域農業の構造変化が、農民のいかなる対応論理によってもさらされたのかを検討するが、先にも述べたように、この地域ではタマネギ市場への対応に焦点をあてて検討することが適当であろう。但し、主として統計上の制約により、北長沼におけるタマネギ市場への対応の経済過程を直接、分析することはできない。それ故、以下では統計分析の可能な道内主要産地を比較することにより、それらとの関連で北長沼における市場対応の相対的な特徴を把握することにする。

先にみたように、タマネギは大型産地化が最も進んだ作物であるが、それは昭和40年代後半に急速に進展する（図4-1・2）。とりわけ北海道における作付け面積の伸びが著しく、とくに網走は兵庫を上回る作付面積に達している。しかし、昭和50年代に入って作付面積が伸び悩んでいることから察せられるように、需給動向はほぼ安定した局面に入ったと思われる。

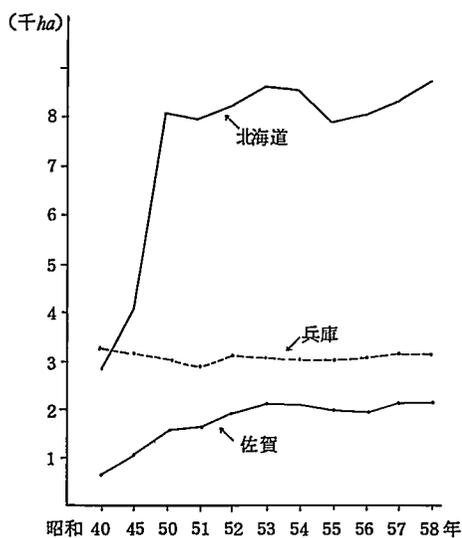


図4-1 たまねぎ作付面積 (作物統計)

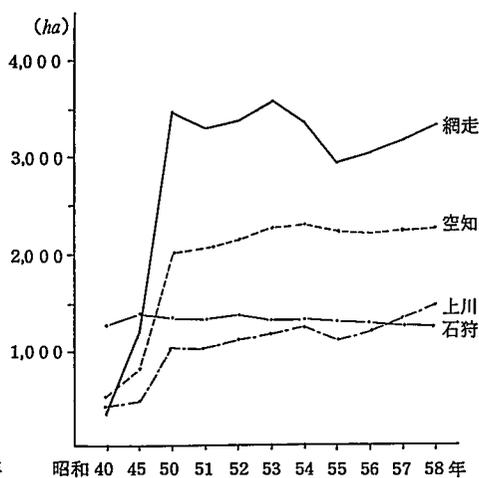


図4-2 道内支庁別作付面積 (市町村別農業統計)

図4-3は北長沼に隣接する栗山農協における価格動向であるが、昭和56年を除けば50年代半ば以後、高値でも70円代におさまっており、40年代後半のような価格上昇は期待できなくなっている。換言すれば昭和40年代後半の価格上昇によって導かれた限界地の拡大が飽和点に達し、かつてない価格暴落の繰り返しにみられるように「過剰問題」が顕在化しつつある。

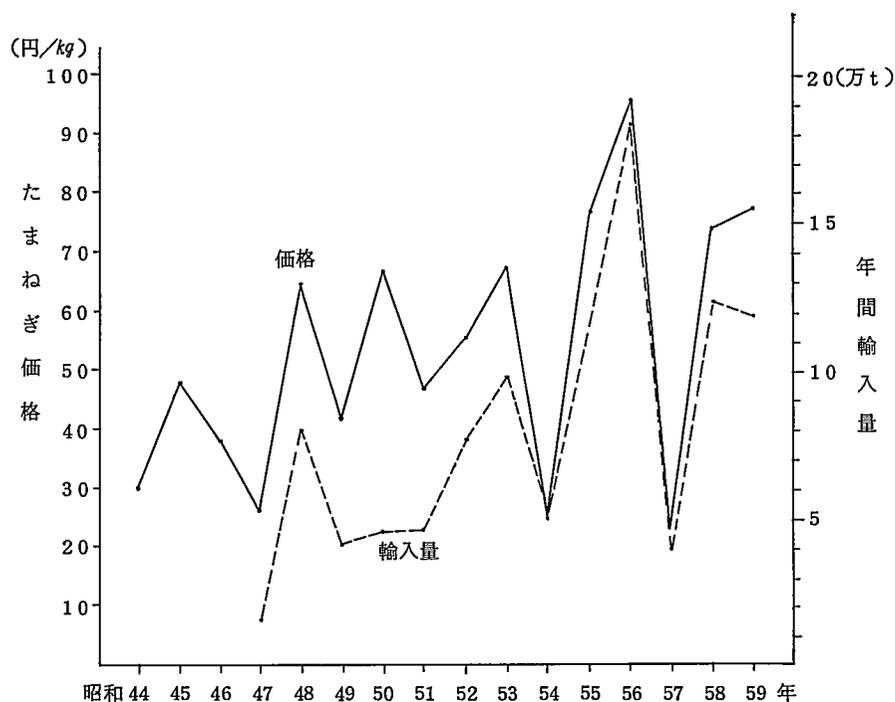


図4-3 たまねぎ価格及び輸入量の推移 (kg当り, 栗山町)

(栗山町たまねぎ振興会 『たまねぎ20年の歩み』より作成)

かかる状況のもとで、各産地では良質品生産のためにF1種子の導入や選別強化がめざされることになる。とくに道産タマネギの場合、出荷時期が遅くなるほど価格が上昇するため、¹⁾長期保存のきく品種の導入と貯蔵設備の充実は収益性に大きく影響する。このことは同時に種子や施設建設・運営にかかわる経費の増大ももたらすが、かつてのような量重視から品質重視への生産力形成における転換のもとで、このような対応は大型共同選別施設の利用によるコストダウン対応とともに一般化しつつある。それに伴い集出荷経費も確かに増大しているが、表4-6・7によれば各産地ごとのコストのバラツキも無視できない。これらの資料による限り、投下資本額に応じて費用が低下するとはいえぬものの、これらの施設・設備が主として農協資産として建設・管理されることを考えれば、農協による「協同資本」(ここでは個別農家をこえて協同形態により投下される価値)の蓄積様式の如何が個別経営の蓄積条件に影響をあたえることは指摘しえよう。すなわち、市場条件が同一としても、「協同資本」の蓄積様式の違いにより、個別蓄積の条件が異なることが予測されるのであるが、この点について次に検討しておきたい。

表4-6 各産地の概要（昭和58年度）（『青果物流通経費調査報告』）

産地番号	進果方法	出荷量（t）	投下資本	（1000円）	
				固 定	流 動
①	機 械	3,907	70,847	38,752	32,095
②	機+手選	6,989	132,919	91,265	41,654
③	機 械	10,736	219,591	154,287	65,304
④	機 械	11,026	161,426	56,184	105,242

表4-8から11は道内タマネギ産地の主要農協について、「協同資本」運動の特徴をみたものである²⁾。これらによると、北札幌農協では設備投資を相対的に抑制してきたのに比べ、北見市農協では昭和40年代後半以降（つまりタマネギの作付け・出荷が急増する時期）、借入金に依存してまでも（表11の有形固定比率が100%を上回る）、設備投資額を急増させたことを確認できる。北見市農協の場合、新興産地として農協が主導する形で地域としての蓄積条件を整えてきたと考えてよさそう。こうした条件整備は近隣11農協とともに組織する「北見市広域事業農業協同組合連合会」（北見広域連）による事業導入によっても進められてきたが³⁾、この点も含め北見市農協の場合は協同蓄積が先行したと考えられる。これに対し、北札幌農協の場合は協同蓄積の抑制に加え、表4-11によれば組合員一人当たり貸付額も北見市農協を上回っており、個別蓄積の進展をうかがわせる。

表4-7 代金決済勘定（昭和58年度）（『青果物流通経費調査報告』）（円、%）

産地番号	卸売価格	出荷奨励金	卸売手数料	出荷運送料	上郵団体手数料	集出荷経費	負担金	生産者受取額	同比率	20kg当り費用
①	127,463	1,719	10,834	14,034	2,076	18,385	1,586	82,254	64.5	939
②	93,921	1,597	7,983	9,048	1,127	13,989	1,079	62,292	66.3	665
③	131,682	1,239	8,559	13,549	1,580	14,595	20	95,618	72.6	776
④	146,805	2,202	12,479	15,782	1,762	20,570	294	98,120	66.8	1,028

表 4 - 8 組合員 1 人あたり有形固定資産
(農協要覧)

年度	北札幌	北 見	岩見沢	北長沼
40	24	132	141	61
46	118	208	242	195
50	116	537	503	332
51	169	492	693	334
56	369	1,030	1,212	760
57	361	979	1,208	740
58		1,055	1,189	708

(千円)

表 4 - 10 有形固定比率 (農協要覧)

$$\left(= \frac{\text{有形固定資本}}{\text{自己資本}} \right)$$

年度	北札幌	北 見	岩見沢	北長沼
40	51.7	181.0	127.1	56.9
46	80.6	77.6	82.8	67.8
50	72.9	174.1	89.3	71.4
51	86.4	142.2	113.9	64.4
56	89.9	165.6	92.5	85.1
57	80.6	144.1	86.3	77.4
58		122.7	80.8	69.0

(%)

表 4 - 9 有形固定回転率
(農協要覧)

年度	北札幌	北 見	岩見沢	北長沼
40	10.6	4.1	8.1	15.6
46	4.3	5.8	5.6	9.8
50	7.3	4.5	7.7	14.4
51	6.0	5.4	5.9	13.7
56	5.1	4.9	4.3	6.2
57	3.8	4.5	4.1	7.5
58		4.0	3.9	7.7

表 4 - 11 組合員 1 人あたり長期資金貸付額

(農協要覧)

年度	北札幌	北 見	岩見沢	北長沼
40	19	122	327	198
46	113	469	652	968
50	636	581	3,741	1,518
51	785	769	2,378	1,511
56	3,586	3,034	7,907	4,645
57	4,173	3,015	8,577	4,492
58		3,849	8,594	4,562

(円)

この両者に対し、北長沼農協や岩見沢市農協の場合は、稲や麦に関連する施設が多く、タマネギ関連の投資のみを検討することは難しいが、北見市農協と比べ、一方ではそれと肩を並べる協同蓄積の水準と、他方ではそれを上回る一戸当たり貸付額の高さをみる限り、協同蓄積と個別蓄積の同時進行がみられたと考えられる。表4-12によれば、昭和50年前後からタマネギ関連施設の整備が進んでいるが、後にみるように個別投資も50年代に入って急増しており（その多くは転作対応）、このような特徴づけも妥当性をもつように思われる。

表4-12 北長沼農協 有形固定資産（千円） （創立30周年記念誌、業務報告書）

年度	固 定 資 産 高	内 容	年度	固 定 資 産 高	内 容
40	27,215	農業倉庫用ベルトコンベア	51	123,807	生産資材店舗
41	37,731	倉庫買収, 新築	52	185,812	農業倉庫
42	42,608		53	201,875	栽培管理用機械
43	54,625	食料事務所, 店舗改造	54		
44	22,959	倉庫新築, 西配給所新築	55		野菜予冷庫
45	81,788	タマネギ貯蔵庫	56	277,405	補修, 土地取得
46	78,545	ガソリンスタンド	57	270,794	タマネギ鉄コンテナ, 補修, 土地取得
47	82,209		58	255,256	” ” ”
48	73,970		59	234,764	” ” ”
49	93,742	タマネギ貯蔵庫			
50	123,601	” 選別施設			

(2) 個別蓄積のメカニズム

次に、各産地ごとの個別蓄積メカニズムの相違について確認しておこう。ここでも主たる関心は北長沼にあるが、先と同じく統計上の制約により、以下では「札幌」と「北見」の対比を通じて検討していくことになる。⁴⁾

表4-13は北見と札幌のタマネギ作の「有機的構成」⁵⁾を算出したものであるが、昭和50年代に入って札幌と北見の格差は決定的となっている。のみならず、両者は全く対照的な動きを見せている。すなわち昭和40年代後半の急速拡大期における「有機的構成」の低下という共通の

現象から、50年代に入って逆に高度化に向かう札幌と、依然として低下を続ける北見との対照である。

表 4 - 13 有機的構成

年度（昭和）		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
有機的 構成	札幌	3.58	3.75	2.96	2.64	2.49	2.43	2.68	2.66	3.56	3.34	3.74	3.84	3.45
	北見	3.65	3.71	2.83	2.83	2.61	2.24	2.20	1.83	1.81	1.68	1.97	2.25	1.73
労働時間	札幌	196	175	173	175	167	156	149	139	121	121	116	109	115
	内雇用	110	87	85	81	79	75	64	61	44	45	44	46	44
	北見	150	142	140	135	132	141	140	135	137	137	134	127	131
	内雇用	79	61	60	58	52	57	54	51	51	53	52	51	58
労 賃 (千円)	札幌	39	40	46	63	71	86	91	92	94	100	101	98	111
	内雇用	22	20	23	29	34	36	36	36	27	31	32	36	35
	北見	26	32	43	51	61	81	86	95	100	104	105	102	102
	内雇用	14	14	19	22	24	26	25	29	26	32	33	33	34
固定資本 中農機具	札幌	49	53	51	57	69	97	121	116	166	155	172	155	167
	北見	38	62	55	65	71	85	91	83	83	75	95	113	88

（『野菜生産費』各年版より）

まず、昭和40年代後半の「有機的構成」の低下であるが、表 4 - 14によれば昭和46年から51年かけて固定資産額は増大しているから、この低下は固定資本投下を上回る労働費の増加によって生じたことになる。そこで『野菜生産費』調査から時間あたり労賃を逆算すると表 4 - 14のようになり、昭和46年から51年の5年間に札幌の労賃が 2.7倍、北見は実に 3.3倍に上昇している。この時期には、このように高騰した労賃負担を回避するために労働力代替投資としての機械投資が追及されたとみてよからう（表 4 - 13における農機具費の急増）。

表 4 - 14 雇用労賃の推移（円／時間）

年度(昭和)	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	59
札幌	201	226	264	359	428	555	554	598	780	826	870	896	969
(指数)	100	112	131	179	213	276	276	298	388	411	433	446	482
北見	175	228	308	380	457	578	546	572	728	758	784	799	781
(指数)	100	130	176	217	261	330	312	327	416	433	448	457	446
栗山	1,800	2,000	2,500	3,300	4,000	4,000	4,500	4,500	5,200	5,200	5,400	5,400	5,700
(指数)	100	111	139	183	222	222	250	250	289	289	300	300	317

栗山は収穫雇用労賃

（『野菜生産費』及び『たまねぎ20年の歩み』より）

しかし、この機械投資でも北見と札幌の性格は異なっている。表4-15によるとこの代替投資の結果、札幌では家族労働力までも減少させ総労働時間数も40時間減少させたのに対し、北見の場合は家族労働力の投下は逆に増加しており、機械投資と同時に雇用労働力の家族労働力へのおき替えが進んだとみてよからう。

表4-15 労働時間減少数 (表13より)

労働時間 地域	昭和46~51年			昭和51~58年		
	計	家族	雇用	計	家族	雇用
札幌	-40.5	-5.1	-35.4	-40.7	-9.9	-30.8
北見	-9.7	+12.0	-21.7	-9.8	+10.8	+1.0

40年代後半の機械投資にみられたこのような性格の違いは、50年代に入って今度は札幌の労賃が急騰する中で、一層明瞭となる。札幌ではタマネギ価格の低迷と労賃の急騰の下で省力機械化投資をより一層進めている。表13の反当り労働時間をみても、昭和50年代に入ると札幌は北見を大幅に下回っていく。これに対し、北見の場合は家族労働力投下の減少はみられるものの、農機具投資、雇用労働力が微増していることも考えあわせると相対的低労賃に依拠した労働集約的生産力を形成しはじめていくといえよう。

生産力形成におけるかかる性格の相違は図4-4にみられる反当生産費の格差の拡大、及び図4-5に示される反収格差の減少(昭和54年以後、石狩の低下傾向と網走の安定化)という結果をもたらした。札幌を「手抜き省力化」と評価するには技術的な検討が不十分であるが、図4-6にみられる地代水準の接近をみても、札幌における土地生産性の低下が生じて

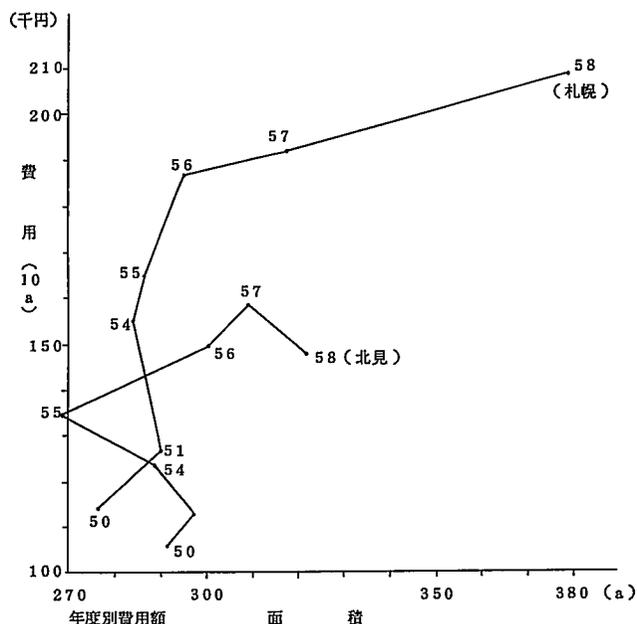


図4-4 年度別費用額
(『野菜生産費』各年版より)

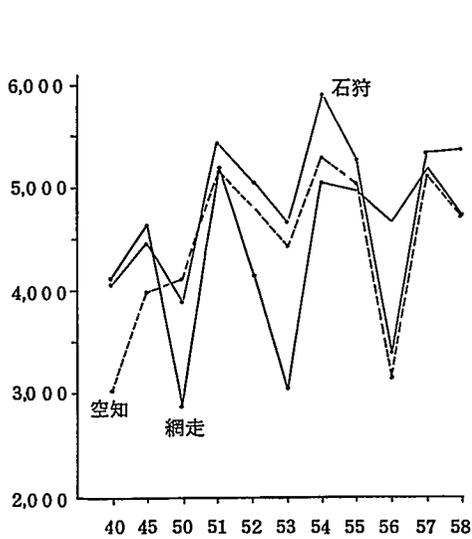


図 4-5 道内支庁別10a 当り収量
(市町村別農業統計)

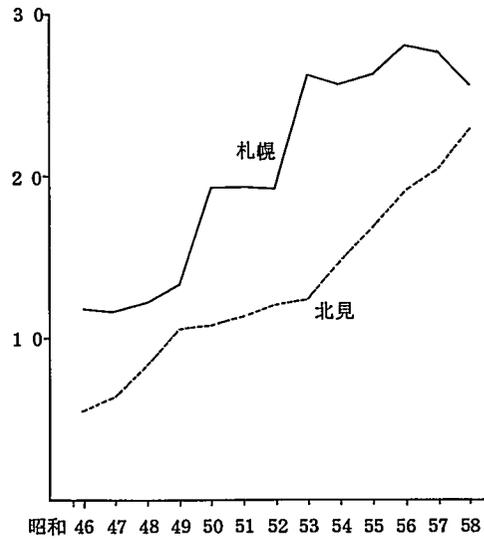


図 4-6 地代の推移
(『野菜生産費』各年版より)

いることは確かなように思われる。

北長沼における生産力展開をみても、機械化が急速に進展するのは昭和50年代に入ってからである(表4-17参照)。大型共選施設が導入された昭和54年がこの地域の投資動向の転換点をなし、後にみるように多くの農家が、この前後からフォークリフト、防除機、収穫機等の導入、更新を開始する。また、同時に表4-16にあるような反収の低下も現れはじめる。このような動向をみる限り、北長沼における生産力展開は、札幌に近い性格、つまり昭和50年代における急速な省力機械化の進展と反当費用額の急騰、土地生産性の低下と特徴づけて大過ないように思われる。

表 4-16 三地域の作付面積 (ha) , 反収 (kg, 長沼・由仁は栗山を 100とした指数)
(市町村別農業統計)

年度(昭和)		50	51	52	53	54	55	56	57	58
作付面積	栗山	113	129	145	156	172	176	178	180	178
	長沼	141	121	121	140	142	143	144	125	132
	由仁	77	80	86	88	98	100	101	100	98
反収	栗山	4,500	5,350	4,960	4,620	5,560	5,620	3,370	5,580	4,520
	長沼	99	99	99	99	99	98	76	86	91
	由仁	96	95	95	95	98	97	106	98	98

産地形成上のかかる課題に対して、北長沼では大別すると2つの対応方向が現れてきている。その一つは、大型共選体制を一層充実し、コストダウンをはかっていく方向であり、もう一つ

は投資額の低い他作物へ転換していく方向である（第二節参照）。われわれの課題との関連では、農家各層が如何なる合理性に基づきこれらの対応を選択しているのかが問われねばならないが、この点につき幾つかの事例に即して検討しておこう。

(3) 投資論理の階層性

表17はタマネギを主とする農家の機械投資の動向である。10 a 当り投資金額を基準にすれば以下の4類型に分類することができる。Aタイプはタマネギと長ネギを基本とし、反当り投下資本額を相対的に低く抑えている農家で上層農家に多い。Bタイプはタマネギ専作対応をとり、投下資本額は最も大きくなっている。先に統計で確認した動向の典型がこのタイプとみてよかろう。Cタイプは更新をひきのばしたり、中古機械を購入することにより、投資金額を低く抑え込んでいる。Bタイプの省力機械化に比べ、労働集約的な生産力を維持してきたグループである。Dタイプは土地を手放しつつある老人農家で、ほとんどの作業は手作業でおこなっている。

表4-17 タマネギ中心農家（作付比率50%以上）の機械投資
(実態調査より)

農家 番号	土 地 面 積	(a)		昭和40年代	昭和50～54年	昭和55～60年	50年代 投資額 (万円)	10 a 当 り (千円)	タマネギ 10a当り (千円)	類 型
		タネ	ネギ							
①	1,260	815	385		ト	移移、灌水機	1,630	129	200	A
⑤	664	544	120	ト移	収防選磨	ト	968	146	178	A
⑥	650	520		ト	ト収防り乾コ		1,198	184	230	B
⑦	620	450	67	ト	収	トト防収	970	156	216	A
⑩	540	400	140	ト移選		磨	550	102	138	C
⑪	526	526		移選	トト	ト移収防選	2,110	401	401	B
⑫	415	370		ト移		ト移収	1,320	318	357	B
⑬	387	233		ト移	乾コ田		275	71	118	C
⑭	360	350	10		ト収防選り	移	1,020	283	291	B
⑮	324	250	10	移	ト	収	470	145	188	C
⑯	80	80				掘りとり機 選				D
⑰	70	70		移防			170	243	243	D
⑳	40	40			移防		180	450	450	D

ト：トラクター 収：収穫機 防：防除機 磨：磨き機
移：移植機 選：選別機 乾：乾燥機 田：田植機 リ：フォークリフト

この類型化は必ずしも土地所有面積との明確な対応関係を示さず、特にB、Cタイプの重複が気になるが、タマネギ作付面積だけをみれば⑩農家と⑪農家は逆転すること、及び⑩農家の場合、転作奨励金を受けていないことを考慮に入れば、基本的にはAからDの序列で経営規模が縮小すると考えてよい。

これら各類型の投資論理を検討することがここでの課題であるが、調査の制約により以下ではA、C各類型の代表的農家について検討するにとどまる。尚、以下では投資論理を分析するに際し、土地投資に注目しているが、それは次のような理由による。すなわち土地購入可能額は、平均的な条件での地代負担力を根拠にしている。換言すれば粗収益から費用を除いた純収益のうち、どれだけを地代に回し、どれだけを労賃に回しうのかという判断に基づき、購入可能額が決定される。⁹⁾それ故いわばc、v、mに該当する費用額、自家労働評価額、地代を如何に構成するかをもって投資論理といてよいように思われるからである。

⑩農家はCタイプに属し、経営主が「自分は一時代遅れていると言われている」と述べるように、周囲の農家の機械化が進む中でワントempo遅れた投資を行っており、いわゆる「マイペース型」とみなしてもよい(表4-18の⑩農家との対比を参照)。この農家の土地投資の基本は土地価格が反当所得の3倍以内なら構成するというものである。つまり、反当り20万円の所得が確保できるなら反当り60万円の土地までは購入可能という計算である。

表4-18 投資内容

(実態調査より)

年度(昭和)	⑩ 農 家	⑪ 農 家
45	4人乗り植付機(70万円)	
46		
47	トラクター(170万円)	
48		倉庫
49		
50		
51		
52	みがき機(40万円)	フォークリフト
53	ハウス(300万円)	トラクター(130万円), ハーベスター(300万円)
54		トラクター(300万円)
55		防除機(120万円)
56		トラクター(100万円)
57	フォークリフト、収穫機(100万円)	
58	格納庫(700万円)	倉庫(1,300万円)
59		移植機(500万円), 選別機(400万円), 除雪機(200万円)
60		ハーベスター(560万円)

この計算より、先の費用、労賃、地代を試算したのが表4-19である。試算の方法はこの地域の平均的な反収を4000kg、平均単価を70円/kgとし、現在所有する400aのうち100aを購入したと仮定した場合、その金額が「反当所得の3倍」であるとするればいくらの労賃を前提にしているか、というものである。この農家の費用額を正確に把握できなかったため、⑩農家の費用（5,000千円）により推定した場合を(a)、『野菜生産費』による昭和58年370a経営（札幌）の生産費、183千円/10aをあてはめた場合を(b)としてある。粗収益から反当り費用を除いた純収益の3倍で購入したとすれば、(a)の場合、購入可能地は465千円/反、(b)の場合は、291千円/反となる。現実にはこのような低い土地価格はありえないが（下がったといわれる昭和61年でも600千円台、ピーク時は百万円台をこえた）、一応、この金額を金利3.5%で20年償還したとすれば、反当り年償還額は(a)で10千円、(b)で6.2千円となる。故に労賃は各々、(a)145千円、(b)で90.8千円となっている。

表4-19 経済構成モデル（千円/10a）
（実態調査及び『野菜生産費』より）

農家番号	粗収益	費用	純収益	純収益	
				労賃	剰余
①	280	130	150	122	28
⑩-(a)	280	125	155	145	10
(b)	280	183	97	90.8	6.2

この結果からいえることは、(a)の場合でも、(b)の場合でも、この費用水準を前提にした場合、現実の土地投資は不可能であることである。仮に「反当り所得の3倍」を粗収益の3倍と考えれば、840千円/反の土地を購入できることになるが、この土地を購入しうするためには、反当り18千円のm部分が必要となる。反収が不変とすれば、このmを実現するにはcを117千円まで削減するか、vを137千円と評価するしかない。

⑩農家の機械投資の抑制は、こうした論理に基づくと考えられる。例えば、⑩農家では、昭和47年に購入したトラクターを今でも修理しつつ使っているし、タマネギ植付機も昭和45年に導入したものを昭和61年まで使っていた。経営主によれば、機械投資に際し留意する点は、①毎年、絶対にかかる経費である労賃を省くこと（労賃は償却できない）、②買った機械は長く使う（トラクターも馬のように考えて手入れする）、③家族に無理をかけない（家族に無理をかけると作物の手入れも行き届かなくなる。自分の目が行き届く限りをきちんとやる）、の3点であるというが、これも彼の費用削減努力を示しているといえよう。

次にこの地域の最上層である①農家の場合であるが、経営主は土地投資の基準を反当年間償

還額が反当収入の10～15%になる水準においているという。この基準により経済構成を検討した結果を先の表4-19に掲げておいた。反収等は⑩農家の場合と同じとし（現実には通減していると思われるが）、費用額は昭和60年度組勘利用実績をもとに算出した（組勘総支出から、家計費、資金返済、共済掛金、農業機械、貯金、その他支出の項目を除いた）。

ここで確認すべきは、⑩農家に比した場合の剰余＝地代構成成分の多さである。実際には昭55年に1ha、55年に0.78ha、57年に2.2haをそれぞれ80万円／反、159万円／反で購入しており、これらの単年度償還額を現在の経営面積により求めれば、地代相当額は42千円／反となり、地代部分はさらに増加する。これらの土地は昭和52年の1haを除けば、隣家や①農家が保証人になっていた農家の離農によって購入せざるをえなくなったもので、経営主自身も合理性をもった土地投資とは考えていないが、それにしても彼の採算基準を大きく上回る（42千円は純利益の28%に相当する）地代配分をおこなってきたことには注目してよい。⑩農家の地代配分率は6.4%であるから両者の差はかなり大きい、かかる差を生ずる原因として、さしあたり次のようなことが考えられる。

①農家によれば、現在の機械体系によるタマネギ作付の上限は10haであり、それに至るまでは反当り家計費が低下する（5haで6万円／反なら10haで3万円／反）と考え、機械投資と土地購入を進めてきたという。ここから考えられることは、このようにして形成された高度な技術体系（中古トラクターの多数購入による専用機化及び、それらの各圃場への備え付け）が格差形成の第一の条件であり、第二には規模拡大に伴う追加労働力（自家労働力）を費用として計上しない（＝家計費を固定費とみなす）という計算方法が高い地代配分率を可能にしているという点である。いずれの点も更に詳しい検討を必要とするが、特に後者については①農家は「土地を買うとたいてい合わない。その土地だけで採算はとれない」とも考えており、実際には先の計算通りの反当り労賃額になっていないようにも思われる。

以上のような曖昧さを残しつつも、①農家と⑩農家との間に投資論理上の差異と蓄積メカニズムの差異がみられることは確認できる。⑩農家の場合、相対的に低い地代配分率を前提に、地代支払いファンド、あるいはそれを含む生活費の増大のために物財費の削減に努めてきた。タマネギの機械化が進展する中で、彼なりの採算原理に基づき、労働集約的な生産力形成を指向してきたといってもよい。⑩農家が長ネギを導入したのもかかる脈絡においてであると考えてよからう。ハウス導入（昭和53年）の目的は経営の複合化にあり、それによって労力分散をはかることを、タマネギ暴落時の危険回避とともに指向したと述べることも、その一例といえる。他方、①農家の場合は現在のタマネギ作技術の到達点を前提に、その資本効率を最大限界に高めるといって生産力を形成してきたといえよう。借入金に依存しても資本回転率を向上させ、地代配分比率を高め規模拡大をはかり、結果として所得部分の確保をはかるという「論理」といえる。ハウスの回転率を向上させるためにホーレン草栽培を導入したことも、その一つのあらわれとみてよからう。

仮に以上の整理（常識の域を出るものではないが）によって、Aタイプ、Cタイプを特徴づけることができるとして、問題はBタイプであろう。先に統計により確認された「札幌」の動向が、この層にも基本的に妥当すると述べたが、ここで更に指摘せねばならぬのは、これらの農家の投資のかかなりの部分は転作奨励金に支えられていたと思われる点である。反当り6万円台に達する奨励金は、先の表20の諸数値に比して隔絶した水準にある。⑩農家は、他の農家な

みの投資ができない理由の一つとして、奨励金が入らなかった（⑩農家は一貫してタマネギ作）ことをあげているが、それも首肯しえよう。

問題は仮にこの層の機械化投資が、奨励金に依存しつつなされたとすれば、奨励金が打ち切られた段階では先の表20にある⑩農家の(a)の状態、つまり地代部分が圧縮されるという事態が生ずる点にある。言わば「地代負担力」が、極めて低い労賃水準を前提にしない限り、現実的にはなくなるのであり、そのことは、土地の管理が困難になる事態が訪れることを意味する。なおかつ、反収低下による地代分の縮減が生じており、従来の投資論理を維持することは極めて困難な局面に逢着しつつあると思われる。このことはまた、土地を切り売りしながらリタイヤを進めてきたD層の離脱をも困難にする。「誰も土地に手を出せない」という農家の言葉は、かなり現実味を帯びたものといえよう。

- 1) 滝澤昭義「交通・輸送体系の再編と農産物輸送問題－遠隔地間青果物輸送を中心に」（美土路達雄監修『現代農産物市場論』、あゆみ出版、1983年）参照
- 2) ここでは販売事業において、タマネギ取扱い率が高い北札幌、北見に事例を限定するが、北札幌の取扱い率が95%であるのに対し、北見は50%前後であり、以下でみる数値が必ずしもタマネギ関連の投資動向を反映しているとはいえない限界をもっている。
- 3) 三島徳三、前掲書 第2章参照。同書によれば昭和54年度までの事業費総額は20億円にのぼる。なお、北札幌農協も近隣7農協とともに「札幌玉葱販売農業協同組合連合会」（札玉連）を組織しており、北見広域連、あるいは名寄調査でふれた道北青果との比較は重要な課題であるが、さしあたりは三島氏の分析を参照されたい。
- 4) 統計上は、空知も上川とともに「札幌」に区分されているが、調査戸数が5戸しかなく、一市町村5戸の原則からすると、統計数値はおそらく札幌市の農家のみの数値と思われ、空知や上川の動向は反映されていないと推定される。
- 5) 周知のように有機的構成とは「資本の技術的構成によって規定され、その諸変化を反映する限り」での資本の価値構成のことであり、以下にみるような労賃変動は本来、デフレートしなければならない。その手続きを省略している以上、ここでの「有機的構成」はその本来の意味においてではなく単なる分析指標としての意味しかもっていない。
- 6) 以下の分析は磯辺俊彦『日本農業の土地問題』（東京大学出版会、1985年）、388～389頁を参照した。

4. 地域農業の構造変化

(1) 蓄積メカニズムと市場対応

前節でみた投資論理の階層差によって、市場への関与形態も異なったものとして現れる。例えば⑩農家は、本人によれば長ネギの早出しのために道内で最も早くハウスを導入し、またスーパーとの直接取引による東京市場への進出も道内で最初に試みたという。このような、より有利な価値実現条件を求めた市場選択はタマネギでもみられる。彼はタマネギ消費が、値段より質を重視し最高値でも買っていく料理屋から、とまかく安いものを求める学校給食、弁当屋まで重層性をもつ以上、厳選に厳選を重ねて一番いい品物をめざす必要はなく、むしろそれで

歩留りが悪くなればかえってマイナスだと述べる。また産地ごとにも特色があり、北見のあとを北長沼が追いかけても、面積に差があり、所詮、「戦争」にはならない。むしろ、札幌、空知しかできない「早出し」を拡大すべきだとも主張する。これらの点が根拠となり、①農家は現在の農協共販の対応の硬直性を批判し、自らは近隣二農協でもタマネギを作付することにより、現在の共販体制から自由な市場対応（例えば東京出荷）を模索している。「組織に依拠して販売するのではなく、自分をどう売ることが問題」という彼の言葉はその象徴といつてよい。

他方、⑩農家の場合は、市場対応でも①農家と対照的である。この農家の場合、長ネギ共選によってそれ以前にみられた業者による一方的な取り引き（買ったとき、約束反古）から脱却できたことを評価し、長ネギ作付面積を2倍にしている。それは共選を成立させるために、長ネギの安定供給が必要であったからだというのが、共選体制の確立によって面積拡大が可能であったという側面も否定できない。また出荷も、道内市場（主として札幌）に依拠しつつ、全期間通じておこなっており、札幌市場でも20tを超せば値崩れすると言われる市場条件の下で、集中出荷に伴う危険性を回避している（昭和61年からは産地間競争の激化により、東京出荷を開始した）。また、タマネギに関しては、早出しも含めて全量を農協に出荷している。この点について経営主は、高値のときに一気に出荷したいと思っても、それだけの機械を備えていないから、結局共販に依存せざるをえないというネガティブな評価をしているが、逆に共販によって⑩農家のような投資でも商品化が可能になっているという側面は、ここでも否定できない。

機械化が進んでいないために、早出し、あるいは高値時の販売が難しいとの批判はD層に属する⑬農家からも出されている（表4-20参照）。このことは現在の共選体制を前提とすれば、

表4-20 農協共販に対する評価

（実態調査より）

農家番号	評 価
①	ホクレンの枠内で迅速に動きにくい。
⑤	産地のブランドをとったが評判が悪い。共同だと悪いのをかぶせトラブルがおこる。生産者が団結できない。
⑥	組合員の希望にそわない。タマネギは値段の高いときと安いときがあり、選別の共同化にふみきれない。
⑦	
⑩	農協はいたんだやつを返してくるが、業者はそれなりの値段をつけて売る。
⑪	今のプール制は不公平で改革しなければダメ。
⑫	大型共選にはコストが低下し、無駄な資産もいらなくなるので賛成した。販売事業には安心感が必要だが、その点、商系は高くても安くても買ってくれる。
⑬	選果場を大きくしてほしい。
⑭	共計はタマネギさえつければ同じ収入になり不公平、品種の統一が必要。農協は業者を目のかたきになっている。もう少し連絡をとってもいいのでは。
⑮	選果場の費用を誰が負担するのか。
⑯	
⑰	農協の販売へは人手を雇って機械化していると高いときに出せる。農協は満杯になったらダメと引き受けない。その時は業者へ出す。農協に出す時は日時を切られ、同時に値も教えられるが、小さい農家にはその通知がこないことがある。
⑳	農協の施設で大きなものを作るのは良い。

個別農家が販売対応における主体性を確保するためにはB層なみの投資をせねばならぬことを意味する。しかし、そのB層の中からも、地代部分が減少しはじめるという状況下で、個別農家の品質格差をより厳しく評価すべきだという要求が出ており(⑩, ⑭)、現在の共販体制も見直されつつあるとあってよいであろう。第二節で述べた販売決定権の振興会への一部移譲もその一つの現れといえる。その際の問題はB層のすべての農家が①農家のように考え、共販から離脱することはないとしても、品質格差を厳しく評価することが、結果的に劣等・弱小経営(品質格差が地力差によるのか、労働力の質量の差によるのかはここでは検討していない)の排除による共販体制の再編につながらないと言いきれぬ点であろう。大型共販の基軸階層たるB層の蓄積メカニズムの動揺が、共販体制見直しという形で反映しているとすれば、現在問われているのは、地域の標準的な、あるいは総体としての蓄積メカニズムを如何なるものとして見出すかという点である。その方策如何によっては、今まで並立しえた各層の蓄積メカニズムが背反し、一方の排除をもたらすということにもなりかねないように思われるが、今回の分析レベルではこれらの指摘にとどまらざるをえない。

(2) 「情報蓄積」の階層性

前項で確認した市場対応の差異は、投資論理のみならず、市場認識の差異によっても生じている。①農家は「タマネギを雑穀的に考えるか、野菜として考えるかで対応は違ってくる。北長沼農協の(規模の)小ささは小回りの良さなのだから、これを生かして野菜的な考え方で売っていくべき」と述べるが、大型共選によりコストダウンをはかるという対応と「野菜的」対応との差異は、タマネギ市場自体も重層的だとする彼の市場認識により生ずるのである。

このことは農民の主体形成論にとっても重要な論点となる。すなわち、自己労働の対象化されたものである農産物の価値実現をはかるとは、市場関係に媒介されねばならないが、そのことは農民が価値実現をはかる主体として存在するためには、さしあたりは客体的条件(「社会的自然」としての流通)としてあらわれる媒介項の構造を認識することが不可避であることを意味するからである。媒介項の構造、あるいは媒介の方法に関する知識は情報として入手される。その多寡は農家のとり結ぶ社会的諸関係の豊狭によるとともに、「自由」がそうであるように、各農家の「経営者能力」(さしあたりは、所与の土地と労働力を編成し、価値実現を遂行する能力の)の相違、あるいは生産力の段階に応じて情報の「価値」が異なることによる「情報蓄積率」の相違にもよるように思われる。最後にこの点を事例に即して検討しておくたい。

①農家は直接の市場情報は、長ネギの取引先である大手スーパー、あるいは札幌の荷受会社に勤務する二男から恒常的に入手しているが、この他に、来客数が極めての多いことが特徴である。これは彼の経営が先導的であることの結果でもあるが、むしろ、彼自身が様々な来客を情報入手の相手として積極的に位置づけていることによるように思われる。「内地の人がきてもこちらから言い放しということはない。必ず相手の内容をしゃべってもらう。『教えてもらう』と考えれば邪魔にならない。農家以外の人、例えば経営コンサルタントの人でも歯医者さんでも、来客はみんなそう扱う。」との彼の発言はそれを裏付けている。

同時に、それは彼がコミュニケーションを成立させうるだけの独自の学習をしているからこそ言える言葉でもあるように思われる。例えば彼は中央農試(対象集落内に立地する)とも他の農家よりはつながりが深いのであるが、これは彼がかつて農試の練習生であったことによる

とともに、農試を情報源として位置づける主体的努力によるところも大きいと言わねばならない。例えば彼は「農試についていくのは大変。利用するのはむしろ遠くの人で、近くの方は農試の圃場をみて雑草が多いと（それが研究上の必要に基づくものであるにもかかわらず）『あれぐらいなら俺でもできる』とバカにする。試験研究の目的を理解していない」と述べるが、「試験研究の目的」を理解し、研究者と議論するまでの努力は並大抵ではない。彼は今も試験場の一年分の研究データを入手しているが、「冬場、学校に一ヶ月行っていると思えば（学習も）苦にならない」と考え、これらの学習を積極的に位置づけている。

かかる対応は、アウトサイダーとしての存在の故に、販売対応における主体性を強化せざるをえなかった果樹農家においても共通にみられる。①農家とも交遊の深い果樹農家のN氏は、「10年から20年の息の長い作物を扱う関係上、相当の情報を身邊にもっていないとやっていけない。栽培技術から社会、経済、生活の範囲まで、消費者がどのような生活様式をとり、需要がどう動くかまでみておかないと、後手、後手に廻ってしまう」と述べる。さらに、「人がこれからどんな時間をすごすのか、人々の欲望がどう動くかが最大の関心」であり、そうした意味では「今後は一次産業から三次産業の分野に入りこんでいかなければならない」と考えているという。かかる発想は「一匹狼」的な果樹農家ではよくみられるが、その経営努力の結果、「消費者の可処分所得の水準は（リンゴの消費に）あまり関係ない」、あるいは「サラリーマンは年をとるごとに知的水準が高まり能力があがってくるが、農業は肉体労働で、年をとるごとに生産性は下がってくる」との発言にみられるように、労働者の状態（といっても消費者としての労働者であるが）に関心を払い、それと自らの労働を比較することができつつあるとすれば、この「情報入手」努力には注目すべきであろう。マルクスの述べた「疎外それ自身の地盤の上で、この疎外を止揚しようとする試み」の積極性をここにみてよいのではないだろうか。

これらに対し、他階層の情報入手形態については十分な調査ができていないが、農協共販組織や、タマネギ振興会が情報源として重要な意義をもっていることは指摘できそうである。しかし、そうであればあるほど問題になるのが、現在の共選体制に対し、選択の自由を保持しえない下層農家（仮に「共販限界層」と呼ぶ）に対する情報提供のあり方であろう。

例えば⑨農家は、農協からの値動きの情報が安値の時しか回らないとの不満を述べている。事実関係は確認せねばならないが、先述のようにC、D階層では機械化の遅れから、たとえ高値であっても集中出荷ができず、情報価値そのものが低いということは十分に予想される。この事例だけで速断はできぬものの、上層農家の豊富な情報蓄積と実践による検証の可能性、下層農家における情報価値の低下と蓄積率の相対的低位、実践による検証困難という格差が生ずる可能性はかなり高いのではないだろうか。

そして、かかる情報蓄積の格差が共販組織、あるいは農協に対する批判の水準を条件づけるとすれば、この点の是正は意志決定のあり方とかかわって組織の民主主義にとって重要な課題となる。それは、共販の基軸階層たるB階層が分解局面に入り、共販限界層たるC、D階層も含めた共販体制の再編が産地形成上、不可避であるとすれば、経済的にも必至といえよう。そして、その再編が、共販限界層の自立化を主たる内容とせざるをえないとすれば、この層の「情報ネットワーク」形成上の構造的劣弱さが、大きな課題になるように思われる。

5. 小括

本章の課題は、市場構造の変化と地域農業構造の変化を、農民の主体的対応を基軸にして統一的に把握するために、市場選択、投資選択、組織選択の各々の論理の関連を検討することになった。その際の要点は選択する主体の「自己関係」のありかた、及びその発展の過程を把握することであった。事例の検討は必ずしも、かかる課題に応えるものとは言えないが、一応の要約を行い、残された課題を明らかにしておきたい。

事例の特徴を要約しておこう。第一に、同一の市場に対して、様々な対応形態がみられることがあげられる。札幌と北見との適応の違いはいうまでもないが、長沼においても既に大規模産地化が進んでいたタマネギ市場への連結をはかるために、A層からD層には独自の対応がみられた。大型共販体制への適応を、転作奨励金に依拠した機械化の遂行によってはかるのがB層であるとすれば、その投資が過剰化するのを避けるため、規模拡大、複合化により資本回転率の向上を目指したのがA層といえよう。C層は機械投資の負担を避けるために、労働集約的な生産力を形成していたし、D層はリタイアを前提に土地の切売りによって収入を確保していた。これらの事例は市場関係への対応に際しての各層の合理性に関する判断が異なることを示している。その点を小論では土地投資の論理をてがかりに、経済構成を推定することにより検討してみた。費用の把握が不十分であるうえに、そもそも労賃部分の把握ができていないという問題があり、小論における分析の信頼性は極めて低いが、農民が所得をいかなる源泉により確保しようとしているかは、農民の自己労働に対する評価を知るうえで核心をなすように思われ、重要な方法として位置付けねばならない。

第二に、投資論理の差異により、共販組織への対応が異なることがあげられる。①農家は相対的に高い地代負担力を実現するために、市場の重層構造を常に念頭におき、「小回り」きかせて各層を選択しうる自由度、すなわち共販体制からの自由を追求するのに対し、⑩農家の場合は現在の共販体制によって確保される混合所得（地代と労賃）を安定的に実現するために、共選・共販体制を積極的に支えていたといえよう。

第三に、以上のような市場選択、組織対応の論理の違いは、情報蓄積の格差に基づく可能性が高いことがある。情報をさしあたり客体に関する知識と考えれば、その蓄積水準が選択に影響するということは常識の域をでるものではないが、問題は情報蓄積の格差が、一方では「疎外のそれ自身の地盤」のうえであれ、関係を豊かにし、能力を発達させようとする個人の努力によって生ずるという側面をもちつつも、他方では協同組合を中心とした情報ネットワーク自身が格差を再生産する構造をもつことに起因することも考えられる点にある。

以上により考えられることは、商業的農業の発展に伴う市場条件の変動により、農民の自己労働に対する評価は反省を迫られざるをえないこと、及びそのようにして反省された自己労働評価に基づき、市場選択、組織対応がなされるということである。仮にこのような脈絡で考えうるとすれば、市場や組織への対応様式は農民の主体的判断の指標とすることができると思われる。しかし、そのためには農民の自己労働に対する評価をわれわれが把握する方法について、さらなる検討を要する。貨幣に置き換えての評価に関しては、所得の経済構成を問うことも有効であろうが、健康問題や生活との関連における自己労働のありかたに対する評価は必ずしも貨幣に置換して把握できない。いわば労働観に属する問題まで射程にいれて、われわれが把握

しうる方法について吟味する必要がある（経済構成の分析が、労賃と地代に関する客観的なデータを提供したとしても、農民による主観的把握の到達点を示すものではないことはいうまでもない。そのギャップをうめる課題も依然として残されたままである）。また選択された市場（産直も含む）がいかなる価値水準を実現し、いかなる自己労働評価を与えるものなのかについても検討ができていないし、組織選択においても、組織の側が保障しようとする価値実現の水準と性格（労賃としてか地代としてか）についても検討できなかった。これらも今後の課題として他日に検討を期したい。

第5章 水田利用再編下の水管理主体

山本 えり子

目 次

1. 課題と方法	191
2. 長沼町土地改良区の歴史と管理主体の特徴	197
3. 個別的生産力の発展と水利の課題	202
4. 生産、生活、自然環境の発展を見通した水管理主体への展望	208
5. おわりに	214

1. 課題と方法

日本の農業水利は長い間農民の集団的維持管理労働によって守られ発展してきた。しかも、水利利用主体としての独立性は弱く、そのことが個別的生産力の発展をはばみ、独特の社会構造を作ってきた。戦後の過程で土木技術が著しく進歩し水利利用の独立性が強くなった。それと同時に「水利利用の社会化」も進み、農業水利それ自体も農民の管理運営でカバー出来なくなってきた。水田利用再編期に入って地域の農業生産、生活、自然環境にとっての新たな課題がうまれている。他方、水管理主体としての農民もその性格を大きく変化させた。集落そのものが存在の危機に直面しているのである。また、生産による生活の「抑圧」、管理運営を通じた支配など都市における社会資本と同様の問題もでてきている。本論では、水利施設そのものが「社会資本的」性格を深めているという現実をふまえ、今日の社会資本論的視点からみた水管理主体としての農民の発展の方向性を長沼町における地域農業の発展と関連づけて探る。

(1) 今日の社会資本論

社会資本の基本規定に関しては様々な論争があり、それらの見解は京極、川上両氏によれば大きく分けると第5-1図のように「資本主義的形態規定説」と「広義の経済学的概念説」（資本主義に限定しない）に分れ、「資本主義的形態規定説」それ自体も「資本説」「資本化説」「非資本説」にわかれる（注1）。「資本説」の代表は池上淳氏である。氏は社会資本を「間接労働手段」に位置付ける。これに対して社会的再生産の見地からみる論者が増えているのが最近の傾向である。それは現実に存在する社会資本が個々の労働過程との関連だけではとらえられない側面をもっているからであろう。（もちろん、個々の労働過程との関連それ自体は重要な問題である。）現実に社会資本とよばれるもののなかには、例えば有料道路や私鉄などのように「自己増殖する価値」として機能しているものもあれば、保育所、図書館、橋などのように「資本」と規定できないものもある。また、宮本憲一氏は、橋や道路などのように直接的には、「資本」と規定できなくてもそれが大企業優位の地域開発のなかに組入れられる場合には実質的に、企業の間接費のように作用するとしてそれを「擬制的資本」とする（注2）。しかし、マルクスの「経済学批判要綱」（注3）において示されたように道路などの交通手段は資本一般にとって不可欠のものであるが、それは個別の資本家にとっての「特殊条件」ではない。

図 5 - 1 「社会資本」概念把握にかんする諸氏の見解の基本的位置

		資本主義的形態規定説				広義の経済学的概念説 非形態規定説
		資本説	資本化説	非資本説 ¹⁾	その他 (不明)	
質料的内容規定の重視説	社会的再生産過程			山田	遠藤	京極・川上
	社会的再生産過程 + 労働過程		宮本 (『社会資本論』) 初版	斉藤	加藤	
	労働過程	池上				
質料的内容規定の軽視説		島津				

出所：京極高室・川上則道「社会資本の理論」（時潮社）

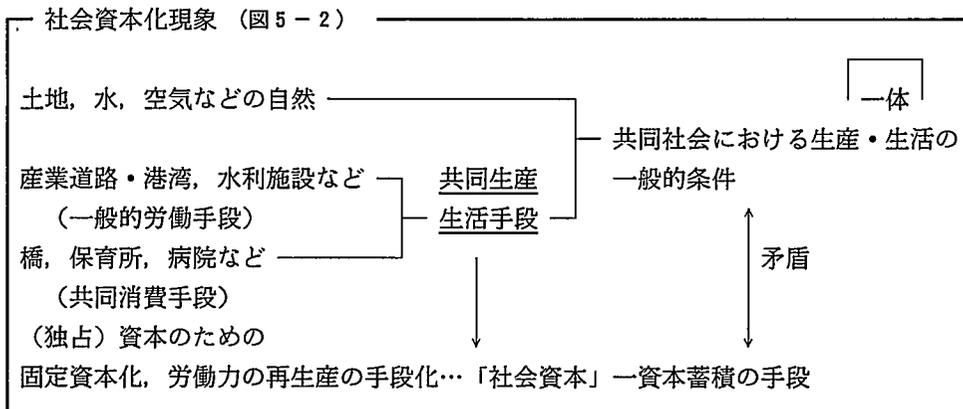
(注) 1) 資本範疇を基準に資本形態をとらない公共施設などに限定するという意味でいわば消極的な形態規定説となっている。

その意味では明確に自己増殖する価値としての資本ではない。しかも、個々の資本家にとっても「流通費用」は「生産費からの控除」であるから少なければ少ないほどよい。従って、道路などが共同社会の生産、生活における一般条件であることを利用して、その費用を国家に押しつけるのである。マルクスが「要綱」において道路等を「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」と呼ぶ場合の「一般的」とは具体的には「資本一般」をさしていた。だが、それは「社会的生産」が「資本一般」によって担われているという歴史的事情のもとでそうなのである。だから、「特殊な資本とその特殊な生産過程との諸条件に対するものとは区別された、社会的生産の共同社会的・一般的諸条件にたいする資本の特有な関係」が結ばれるのである。その関係は多かれ少なかれ「資本」蓄積にとって有利な形で結ばれるが、その内容は様々である。その様なものの中には文字通り「自己増殖する価値」としての「資本」になるものもあれば資本蓄積にとって間接的に役立つものもある。また、むしろ生活過程に有用なものもある。しかも生活過程に有用なものであっても、それが資本主義的に運営されれば「自己増殖する価値」としての「資本」になるのである。

京極、川上両氏は「要綱」における「固定資本の一形態」という言葉に注目し「固定資本の第二形態説」をうち出す。「固定資本の第二形態」の本質は生産資本の一形態ではなく「貨幣資本」の特殊な形態であり、「使用価値形態」で売られるものである、とする。しかし、社会資本＝固定資本の第二形態、というのではない。「社会資本」それ自体は資本主義以前から存在した「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」であり、しかも、もともと生産手段と生活

手段は一体のものであったという意味で、両氏は「社会資本概念そのものは、そもそも資本範疇ではなくて、むしろ広義の経済学的概念」とする。「固定資本の第二形態」はその重要な部分を占めるがすべてではないのである。

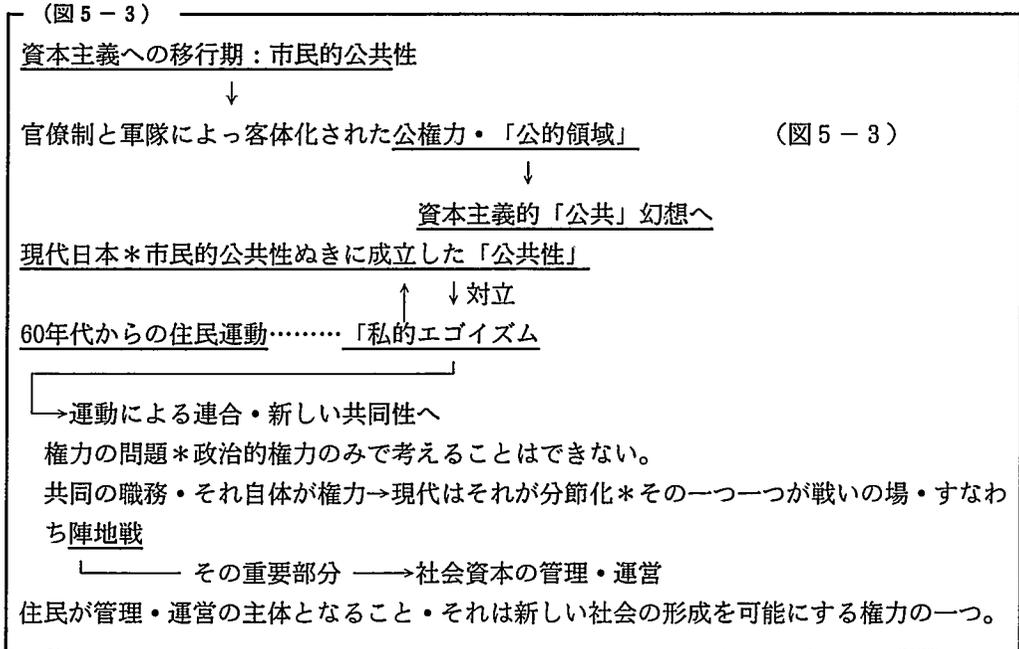
筆者の説もこれに近いがそれを図示したのが第図5-2である。「共同社会における生産・生活の一般的諸条件」というだけであれば土地、水、空気などの自然も含まれてしまう。これらを利用する施設などを含めた道路、水利施設、橋、保育所などの労働生産物に限定して考えたい。これらのものは資本主義以前から存在し、地域の共同生活手段であったが、資本主義が成立するとそれらの一部は資本のための固定資本と化し、生活手段も資本のための労働力商品再生産における手段としての要素が強くなり総じて資本蓄積の手段と化する。さらに資本蓄積に必要な流通手段や輸送手段、都市における労働者の生活のための共同消費手段などが大量に作り出される。こうして、本来共同社会における生産・生活の一般的諸条件であるはずのものが、資本蓄積の手段としての「社会資本」と化するのである。だが、その「社会資本」も「共同社会」の住民にとって生産、生活の諸条件であるという本質はもちつづける。資本蓄積の手段としての性質とぶつかり様々な矛盾をうみだすのである。



そうした矛盾の資本主義的解決が、資本主義的な「公共性」である。大阪国際空港の例に示されるように、「不特定多数の利益」＝「公共性」と住民の生活権＝私的エゴイズムという図式が資本によってつくられる。西欧の場合、資本主義への移行期、市民社会をもとにした「市民的公共性」が成立しえたが、資本主義国家が成立するとともに官僚制と軍隊によって客体化された「公的領域」が市民的公共性にとってかわり、資本主義的「公共性」となる。だがそれは市民の生活を守り発展させるものとはならないばかりか、しばしば対立する。「不特定多数の利益」＝「公共性」は実は国家の利益（資本の利益）を「公共的」なものにみせかけるためのかくれみのにすぎない。真の公共性とは、人間の「生」の営みにおける共同性を前提にし、その共同関係を、個の確立にもとずき、生産、生活、自然環境を調和的に発展させるものへと転化させたものにはかならない（注4）。従って、住民の生活権を侵害するような「公共性」などありえない、ということを経世論化していくことも真の公共性獲得の運動の一つとなるであろう。

現代日本の場合、市民的公共性抜きに、おかみ＝「公共性」の観念が支配的であった。しかし、社会資本の建設が住民の生活権を侵害するに至り60年代から住民運動が生まれてきた。そ

うした運動が当該住民の範囲のみに止まったとすればそれは「私的エゴイズム」として片付けられるかもしれない。だが、資本主義が作り出した社会資本がせまい地域性を打破する性格をもつがゆえに住民運動も連合し、新しい共同性を作りだす。こうした新しい共同性こそが真の「公共性」を創出する土台となるのである。(図5-3参照)。

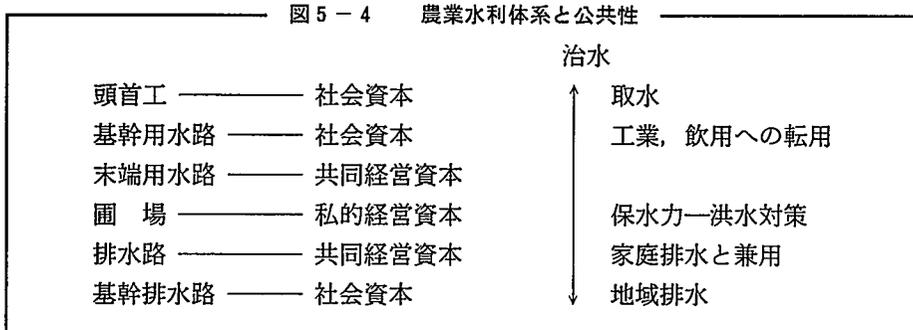


しかし、そこで問題となるのは「権力」である。公共投資によってつくられる社会資本の多くは建設計画から管理運営まで国家の官僚機構のなかに組込まれている。こうした共同の職務はそれ自体権力の側面をもつが現代ではそうした権力が分節化しており、その1つ1つが戦いの場となりうる。実際に自治体によっては住民が社会資本建設計画に参加し、管理運営を行うところも出てきている。自治体職員なども必ずしも官僚機構のなかに組込まれている側面だけではない。地域住民のための公務労働者として民主的な管理運営を行う例が現れていることに注目しなければならない。住民が管理運営の主体となること、それは新しい社会の形成を可能にする「権力」の1つであり、今日の社会資本に問われているのはまさにその点にほかならない。

(2) 水利の社会資本化と新しい水管理主体

このような、今日の社会資本における課題をふまえるとき、農業水利の場合も同様の問題把握ができる。ただ、農業水利の場合、資本主義的な必要から作られた工業優先の社会資本と異なる側面がある。それは、日本の農業水利は有史以来といつていほど長い間地域の生産と生活の両面にわたる、しかも自然にとけこんだ「共同社会の一般的条件」であった。しかし、そのような水利施設も国家投資をうける過程で「資本蓄積」の手段とされる。第1に、水利用、水資源開発が工業優先で行われることによって、第2に大規模経営に向く水利用形態にすることにより、農業の潜在的過剰人口の顕在化を促進することによって、第3に、土地改良事業や専門職員をとうして地域における水利用に国家の支配を貫徹することによって。

こうした過程は同時に水利施設を「農民を主とする小生産者の水資源にたいする直接的な支配・管理」から解放する（注5）。技術の高度化，施設の大規模化のなかで利用が他階層・他地域までおよぶ。狭い地域を超えて水利施設の公共性が問われるのである。しかし，農業水利施設の公共性は社会資本一般のそれに解消できない。なぜなら農民の私的利益に繋がる側面をもつからである。この点に関して，堀口建治氏は「総供給量の増加→市場価格の引下げ」という形で，国民的利益に貢献しうることを指摘した（注6）。永田恵十郎氏は私的経営資本である圃場も含めて地域の水利施設全体が体系をもち，洪水対策に貢献していることを指摘している（注7）。これを図示すると図5-4のようになる。すなわち水利施設にあってはそれが私的経営資本であっても公共性をもつのである。



水利施設において管理主体を問題にする場合，権力の問題は都市のそれとは異なる性格を持つことに留意しなければならない。戦前の，とくに府県の水利組合においては水利権が土地の有力者に握られており場合によっては国家権力さえ介入できないところもあった。また，末端施設の管理は集落によって行われるところも少なくない。戦後，国家による土地改良投資がなされるなかで基幹施設の専門職員による管理が一般化してくる。それと同時に集落の管理機能も，階層分解や技術の高度化にとまなう末端管理の個別化のなかで危機におちいつている。水管理における国家の支配が貫徹する条件が強まっているのである。その意味では都市の社会資本と同様の課題があるが水利施設のばあい，施設の管理運営と権力の関係は地域によって多様である。それは具体的に問題とされなければならない。

国家投資による技術の高度化と専門職員の配置はそれ自体としてみれば，より高い次元でより広い視野で水管理を行うための物質的基盤となる。農民はかつて，自分が関わる狭い範囲内の共同性にもとづいて，生産，生活，自然環境の統一をはかる主体であった。しかしもはやそうした形で主体とはなりえない。専門労働者も含めた農村住民（注8）こそがその主体であり農民自身が生産，生活，自然環境を区別しながら独自に，しかも調和的に発展させる農村住民として成長することが課題である。そのためには農民が営農主体として水利組織に主体的にかかわるとともに（専門職員に対しても自分たちの側から位置付ける。）生活や自然環境を守るための取組み（農民自身が取組むことも含めて）との連帯を視野にいれなければならない。

(3) 水田利用再編と農業水利の課題

(1)において技術の高度化が末端水利施設の維持管理の個別化をもたらしたと述べたが，個別化の要因はそれだけではない。階層分解による兼業農家の増大，集落機能の崩壊が，集団としての維持管理機能を失わせてきているのである。それは，たとえば「用排水路の一斉共同作業

による草刈り、清掃」を「全戸出役」で実施する集落は80年で65%に減っていることに端的に示される。その一方で中枢部分の維持管理はもちろん末端に近いポンプなどの管理まで土地改良区の職員や委託にまかされるところが増えている。技術の高度化にともなう専門化という意味では「進歩的」側面もあろうが維持管理の主体たるべき農民が「水管理主体」としての性格を弱めてきている現状である。ところが、水田利用再編のもとで、水管理に関わって「個別的水利用」ではすまない問題が出てきているのである。

1970年から始まった水田転作はますます強化され、1978年には、「水田利用再編」政策として単なる「一時避難」ではすまされない形で転作が強化される。とくに北海道は本州よりも高い転作率を割当てられている。4割～5割の転作を恒常的に行うとなると5歳前後の小規模農家では経営が成立たなくなる。地域によっては大規模農家が転作を多くしたりあるいは全面転作する農家と調整するなどの取組みをしているが基本的には各農家がそれぞれの経営内で転作割当てをうけている。水田を転作畑にするためにはつぎのことが必要である。①みずはけを良くするための土地改良—暗渠排水、客土②用水を流すための明渠排水③さらに、転作を将来もつづけるためには地力維持のために田畑輪換しなければならずそのためには「汎用水田」化によって圃場ごとに用排水を分離しなければならない。各地域でそれぞれにとりくんでいるがいろいろな問題が出てきている。

水田転作による水利体系の最大の問題は、排水量が増えることである。それだけでなく「最近、各地区ごとの圃場排水の整備に伴って下流域の湛水被害がクローズアップされつつあり、広域的視点に立った排水計画の必要が叫ばれている。」（注9）のである。河川から灌漑しているところでは地域の治水問題と関わって地域排水の見直しが必要となっている。2番目に問題となるのは水田と転作畑が隣接することによる湿害の問題である。いうまでもなく畑は湿気をきらう。現状では個別経営ごとに転作畑を作るため隣の家とトラブルが起きたりする。どう改良しても畑にできない圃場もあり地域農業の方向ともかかわって農民の自治能力が問われる問題である。3番目に問題なのは水利費である。転作畑に用水は必要でないが、それが各農家ごとにあるため水をとめるわけにいかず、賦課金は転作畑の分も支払わなければならない。土地改良区の経営も困難になっていくだろう。4番目に問題になるのは圃場整備事業に伴うものである。汎用水田にするためには一般的には圃場整備事業が必要である。ところがこれには10年位の期間を要するため農業情勢の変化に対応して事業内容をかえることが時として必要になる事が少なくない。しかし、行政の対応は概して硬直的なので終わってみると、その地域でめざす方向に合わなかったりする。また水路を装工するために地下への浸透が減り、井戸水が枯れるなど生活への影響がでることもある。

このように、「水田利用再編」を契機に農民同士の問題、農業水利と生活、環境との関わり、行政と農民との関係の問題、土地改良区の運営問題と、多岐にわたる、しかもどれも「社会資本」をめぐる議論で問題となることが、ここでも問題となっているのである。

以上社会資本論的視点から水利施設をみてきた。これをふまえ、現状分析の基本視角を次のように提起したい。

- 一、水利施設の歴史的定在、管理主体の到達点
- 二、個別的生産力の発展と水利の課題
- 三、生産、生活、自然環境の統一的发展をみとつた管理主体への展望と課題

農村社会資本、とくに農業水利はそれぞれの地域により、農民の共同性や権力の所在において歴史性と特質があり「農村住民」としての力量も多様である。その意味で第1の視角は欠かすことができない。また、今日では個別的生産力の発展が地域農業の方向と深く関わっており、水利の課題もそれに規定される。農業水利における水管理主体は農村住民であるがその中軸は営農主体である。従って第2の視角が提起される。しかし、もはや水利施設はたんなる農業生産手段ではない。社会資本的な性格を強めている現在、第3の視角が提起されざるをえない。

2. 長沼町土地改良区の歴史と管理主体の特徴

課題と方法で明らかにしたように現在農業水利における最大の問題は水田利用再編に伴う課題である。農家が水田転作を行うにはすくなくとも排水路を整備しなくてはならない。地力維持のための田畑輪換をするためには圃場毎に用水と排水が分離してつけられている「汎用水田」が必要である。しかし汎用水田は莫大な費用がかかるため、農業経営の方向によっては必ずしもこの方向に進むとはかぎらない。水田と転作の両方に展望が見出だされなければこのような投資をするわけにはいかないであろう。しかも、どういうやり方にせよ、転作をすれば排水量が増え、治水などの環境問題を起こすこともまれではない。その意味でこの問題は、地域農業の発展方向を切拓く農民として、さらに農村住民としての主体性と力量が問われる内容を持っている。

本報告では、水田中核地である長沼町のなかで「一時避難」的な転作が行詰まりをみせると同時に排水量の増大が問題を引起こしているB地区を中心に、転作対応が進んでいるC地区と対比しながら上記の分析視角に沿って、みてゆきたい。

(1) S長沼土地改良区の歴史と管理主体の特徴（図5-5参照）

B地区が所属するS長沼土地改良区の区域は北に比べて土地条件が悪く開拓自体が遅れていた。北長沼で明治44年に用水路が完成したのを契機に南長沼においても地主や村議が中心となって千歳川の水利権を獲得した。大正にはいって米価の高騰、畑作物の価格低下という情勢のなかで大正11年S長沼土功組合が結成された。このときの灌漑面積は2,868町6反2畝11歩組合員数379戸であった。組合窓口事務は村役場内に置かれたものの、そのほかの主要な事務は空知支庁で行われ、組合長も空知支庁長であったことに示されるように、建設の過程から管理運営にかかわる業務まで行政主導型であった。しかし、支線段階の日常的な管理だけは、組合員の手で支線組合が運営された。とくに30町未満の共同分派線の建設は補助を貰いながらも共同出資、共同出役でおこなった。理事や総代とは別に支線長が常設委員として日常の管理運営にあたるという仕方はS長沼土功組合独特のものである。この支線組合は最初から集落や行政区とは別に支線流域の農家毎に作られたもので、実際にも集落や行政区の農家構成とは全く異なっている。

戦後、S長沼土地改良区と改名し、すぐに総合灌排水事業がはじまった。昭和42年には早くも幹線排水がブロック完工され昭和52年には末端5筋までの水路が完工を終えた。水田中核地として位置付けられたためにこのように早くから事業がなされたのである。しかも上層農家では機械化のために自力で昭和40年代から圃場整備を実施したので地域ぐるみで取組まなければならない圃場整備事業は実施されることなく、下層も自力で圃場整備を実施せざるをえなかった。造田ブームのころは「水争い」がたえず起り調整がたいへんだったが、いまでは分線か

南長沼土地改良区のおゆみ 南長沼土地改良区沿革史、長沼町史より

<p>明治35年 北海道土地組合法発布</p> <p>44年 長沼（北長沼）土功組合用水路完成</p> <p>45年 地主、村民、村議らによって、南長沼における千歳川水利権獲得</p> <p>大正12年 南長沼土功組合設立 2,868 町6反2畝11歩 組合員 379戸；初代組合長—空知支庁長 自然流下</p> <p>○ 理事、総代の他に当時から集落や行政区とは別に支線組合がおかれ、常設役員として支線長が日常の管理にあっていた。→30町歩未満の共同分派線は組合から1/2の補助をもらって支線組合の力で自主的に共同出資、出同出役した。</p> <p>昭和2年 基幹工事竣工</p> <p>3年 一部（南9号）電力揚水</p> <p>15~19年 一部（南10号）電力揚水→国庫補助</p> <p>昭和25年 土地改良区に組織替え・総合かん排水事業開始 この時1/3は機械揚水に変わっている。</p> <p>26年 米軍による無断取水—用水不足 ↳10年間補償なし、余水放出による下流水路の損傷</p> <p>○ 造田ブーム、地域開発等水不足→毎日のように水利紛争</p> <p>昭和31年 木製架樋、置樋→鉄筋コンクリート装工</p> <p>昭和42年 幹線排水 ブロック装工完成</p> <p>50~ 幹線排水 補修コルゲート装工</p> <p>昭和52~ 末端5haまでの末端派線水路装工</p> <p>昭和55~ 転作のための暗渠排水事業</p> <p>○ 転作がはじまってから永年の課題であった用水不足解消</p> <p>○ 新たな排水問題が起きる。</p>	<p>（水害：治水史）</p> <p>明治31年 大洪水 死者多数 ほぼ毎年</p> <p>明治42年 石狩川治水工事着手</p> <p>大正9年 夕張川治水を進めること決定</p> <p>11年 大洪水</p> <p>昭和3年 “</p> <p>11年 夕張川治水工事竣工</p> <p>12年 千歳川11ヶ所の屈曲部切替が竣工</p> <p>戦後長都・夕張総合事業（建設省） →自然架線を特殊架線へ、石狩川直線化） 幹線排水の整備</p> <p>昭和34年 「千歳川水系開発促進期成会」</p> <p>昭和36年 上流排水の改修のためかえって低地帯の（戦後開拓入植地）水害増大 1,600ha 冠水</p> <p>昭和37年 3,280ha 冠水</p> <p>38年 新しい試み内水排除（千歳川） →舞鶴揚水機（排水兼用）他数ヶ所</p> <p>昭和56年 大水害</p> <p>現在の概況（昭54年現在）</p> <table border="1" data-bbox="859 980 1468 1077"> <tr> <td>組合員</td> <td>667名</td> <td>かんがい面積</td> <td>4,473.70ha</td> </tr> <tr> <td>支線長</td> <td>21名</td> <td>賦課金均等割</td> <td>約7千円/反</td> </tr> </table>	組合員	667名	かんがい面積	4,473.70ha	支線長	21名	賦課金均等割	約7千円/反	<p>技術と管理の段階</p> <p>現在まで変化しないもの 水管理 ○各家毎に水路から取水 ○各農家では団地毎にかけ流し</p> <p>変化したもの 自然流水中心 土水路・木製架樋 水排水不足 悪い</p> <p>1 3 電力</p> <p>架樋 コンクリート 幹線装工</p> <p>排水↑ 各農家で個別圃場整備 やポヤン改普善 善 善 転作↓ で問備 改再題 善び化</p> <p>2 3 電力</p> <p>支線装工 5下水haは路以土</p>
組合員	667名	かんがい面積	4,473.70ha							
支線長	21名	賦課金均等割	約7千円/反							

ら直接各農家に排水され要所所に用排水ポンプが付けられたために、水管理が個別化の傾向を示している。

行政主導という形で作られ、組合員組織も集落などの基礎集団とは無関係に作られているために組合員はともすると行政に対して受身にならざるを得なかったのではないかと思われるのは次に示すいくつかの事件から伺われる。

- | | |
|-------|--|
| 昭和2年 | 幹線水路の手抜き工事 |
| 昭和26年 | 米軍による無断取水、廃水の放水→用水の不足、排水の困難
～10年間放置 |
| 昭和28年 | 開発による千歳川の水位低下→組合員の7割しか灌漑できず、毎日のように
水利紛争 |
| 昭和36年 | 治水工事、上流排水の整備でかえって低地帯の水害増大 |
| 昭和43年 | 防衛庁による水源保安林の占有、農地、用水の減少→防衛庁の申出による
補償工事 |

(S長沼土地改良沿革史より)

このような行政に振回されてしまう最大の要因は水管理主体として農村住民が位置付けられていないことである。行政の力が強く、土地改良区自体も、農民が管理運営していた中枢部分が専門化したというよりは、そもそも行政が作ったようなものである。だから、初めから官僚＝専門労働者が管理運営の中枢部分を握っていた。しかも組合員のなかから有力な政治家がでて権力を持ち、事業などもその力をバックにとってきた。

その一方で住民の流動性が高く、戦後入植も少なくない。ここ数十年の間に階層分解が著しく進み、札幌まで車で1時間という条件のなかで兼業化も進んだ。住民ないしは組合員自身が水管理主体として根付く基盤が稀薄だという側面もあるだろう。

とくに調査対象地のB地区は階層分解が激しく、水田利用再編に対する対応も個別的であり、生産に関する共同関係はほとんどない。しかし、住民としての文化的要求は高く、目的のはっきりした集団はできている。また、「草の根保守」のような古い共同体意識も存在しないため政策批判の集団も存在する。その意味では目的さえ明確になり、それが自らの利益と一致すれば、管理主体に発展する集団を形成することは可能であろう。

(2) N長沼土地改良区のあゆみとその特質(図5-6参照)

この地域は低地帯と泥炭層、古川の自然堤防に遮られて「馬追山系から出る大半の水はすべて人工排水によらなければ解決しないという宿命的な土地条件」を持つため、山手から入植がはじまった。畑作がなされたが、山手では沢水を使って水田づくりが試みられた。「排水事業を施すことによって、他日、必ずや、北海道の穀倉たらん」とする北海道庁の政策的位置付けのなかで生活上も排水が大問題のこの地域はまず、排水路の整備から始まった。明治29年に馬追運河が完成し、十数本の大小排水が着工された。それでもなおかつ明治31年には大水害で十数名の死者が出たため、地主や船運会社役員、戸長などが中心となって「長沼用水路期成会」が作られる。もちろん、主たる目的は灌漑であるがこの事業に治水、馬追運河の水源、市街地の飲料水問題の解決を託そうとしていた。このような総合的な性格をもっていたが山手方面の住民は灌漑の利益を受けないとして村債を起すことに反対し「非村債同盟」を結成した。そ

図 5 - 6 N・N土地改良区のおゆみ

組合の歴史	治水等	装水排圃 備量水場
<p>明治19：最初の入植者 22：溪流を利用した水田初の試み 入植者増加 明治31：N村用水路期成会結成 戸長，農民，運河会社役員 による →道庁より認可 明治32：期成会の委員長を戸長とし， 村債を起債 →山手方面の灌がいの利をうけない村民「非村債同盟」を組織 —— 運動のけいぞく —— →勸銀，設計不備と組織薄弱を理由に 貸付を拒否 明治40：一度解散するが，村長の奔走により空知支庁長を組合長として再建 明治43：着工 → 湛水，洪水により 45：竣工 → り1/2 しか進まず</p> <p>大正 5：組合区域拡張工事</p>	<p>低地帯と泥炭層，古川の自然堤防により排水不良地域 明治29：U運河完成（排水，貨物運搬） →十数本の大小排水着工 明治31：大水害，十数名の死者</p> <p>大正 8：夕張川新水路計画 9：67件の排水工事</p> <p>昭和 6：大水害 →川，堤防等切り換え工事。全町排水計画</p>	<p>整備</p>

組合の歴史	治水等	装水排圃 備量水場
昭和26：土地改良区として再出発 組合員 951名 許可反別2, 971ha 総代50名理事 7名		整備
昭和28：開発長による夕張地区総合かんがい排水事業 （用水・排水・発電，治水）		
昭和36：大夕張ダム完成	昭和36：昭和6年以来の大洪水 （千歳川の逆流，この年より連続して起こる。） 37：排水路の整備 38：ポンプによる内水排除	水不足解消
昭和39：山麓地帯溜池造田		消動力
昭和45：灌排事業，大体終了	47：双葉地区圃場事業はじまる	水幹線
現在までにほとんどの地区完了		水路装工
昭和55：国営道央事業着工（溜池地帯もかんがい可能に）		圃場整備完了

のため、地主総代会において用水路開削は否決されてしまった。しかし、明治35年の土功組合法制定と毎年の水害による多数の農場の崩壊を契機として再び低地という土地条件における稲作の将来性が制定されたばかりの村議会で討議された。議会最初的意思決定として「長沼村用水土功組合」設立がきめられた。その後勸銀の出資拒否などのさまざまな困難を経て明治45年竣工した。

この地区は、いくつかの集落史によれば、集落として、末端用水はもちろんのこと、とくに排水を維持管理してきた。用水も昭和28年までは飲料水に使われ、集落の文字どおりの「生産、生活、自然環境」の維持の要としての役割を持っていた。昭和28年に上水道ができ、排水のほうもしだいに管理が広域化してくる。昭和47年からはじまった圃場整備事業は転作を念頭において実施されたため、最初から町の排水計画と連携して事業を勧めた。住民のほうも、必要に応じて「広域排水組合」をつくるとりくみが生まれている。昭和55年から始まった、国営道央事業によって山手（これまで溜池や沢水で灌漑）も灌漑出来るようになる見通しである。

(3) 2つの土地改良区

同じ町内になぜ2つの土地改良区があるのか、もともと全く技術的な所が出発点である。

(N) 長沼土地改良区が夕張川を水系として作られたのだが水量が足りず、南の農民は米の価格があがると道路排水をせきとめて米を作ったといわれる。そこで大正にはいつてから、千歳川から引水して作ったのがS長沼土地改良区である。その指導者は(N)長沼土地改良区の指導者であり、これをバックにしてすでに政治的な力を持っていた。その意味で(N)長沼土地改良区のほうがいろいろな困難のなかで住民の努力が支えになっているといえるであろう。

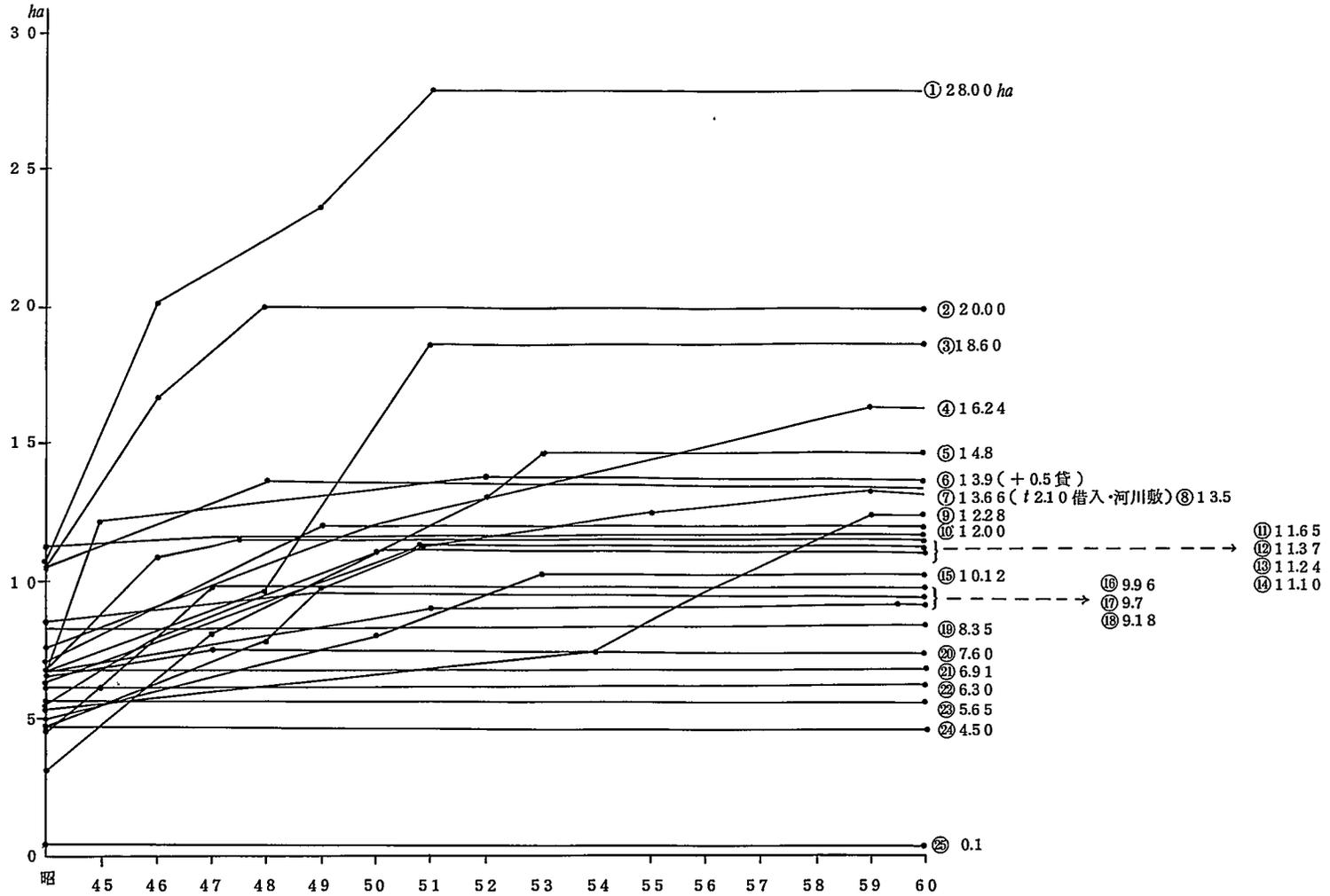
(といっても地主層だが) また、大雑把にいつて、南は住民の流動性が激しく、戦後入植も少なくない。階層分解が激しく平均経営面積は大きい(朝岡報告参照)これにたいし、北は集落としてのまとまりがあり歴史がある。この違いは水田利用再編への対応にもでている。北の場合は最初の圃場整備事業が始まったのが47年だったこともあって転作を視野にいれた内容となっている。事例にとりあげる集落の場合転作に集団的に取組んだ結果むしろ転作のほうに将来性を見出だし、水路を撤廃したところである。灌漑のできない山手は溜池や沢水田にとりくみ、近隣関係で用排水の管理を実施している。集落としての共同体的な意識がありそれぞれの家の歴史を記した部落史を発行している。

3. 個別的生産力の発展と水利の課題 —— S長沼土地改良区B地区を中心に

(1) 激しい土地規模拡大と土地移動

南長沼自体が激しい階層分解のなかで中、大規模農家が形成されていった経過をもっているが(注10)特にこの地域では昭和45年以降の動向をみると、図5-7にしめされるように10ha以上層が分解が激しく地価の低い時期に土地条件の良い所をえて、拡大し15ha以上層になった。この地域は札幌まで車で1時間という条件のため兼業化や見切り離農が少なくない。そうしたなかでかなりよい土地を手に入れている。これに対し6~8ha層は50年頃から拡大を始めるがこのころになると札幌近郊の農家が長沼町に代替地などを求めてきた影響が現れ、地価が高くなる。従って借金が増え、経営を圧迫している。4~8ha層は河川の干拓地への入植者などもと土地条件が悪く、(反収が7~8俵という農家も)蓄積もなく拡大自体ができなかった層である。

図 5 - 7 調査対象農家の土地規模拡大 (昭和45年以降)



(2) 転作対応にみられる階層性と個別の土地改良努力

表5-1に示されるように上層は転作率が高く、転作作物も多様である。輪作の取組みも一部に表われている。大豆、小豆を作っているところでは、ビーンハーベスターなど、転作作物用の機械も所有し、自らの経営の方向性に転作が位置づいている。これにたいし中の下層における転作作物は手の掛からない小麦が中心であり、収益が上がらない分を兼業で補っている。大豆、小豆をつくる場合には個別経営で転作作物用の機械を導入する力はない。面接調査では「上層農家から借りる。」という対応もあったが、適期作業などの点で矛盾がでてくるだろう。下層は経営面積自体が小さいので、その一部分を転作にすると経営がやっていけない。従って、転作しないか、あるいは全面転作となり兼業収入もなくてはならない。この対応は上層が割当てより多くの転作面積を引受けているから可能なのであり上層にとってのメリット（家族労働力が足りないので小麦で面積をこなす）の存在に支えられている。

こうした転作対応の内容に違いがあるのは土地規模拡大の階層性が大きく影響している。表に示されるように機械化のための圃場整備は、上層、中の上層においてはほぼ40年代に終えているかもしくはすでに圃場整備の済んだ圃場を購入している。しかも40~50a区画が多く、畑にもよい土地を手に入れているので、生産性の高さがうかがわれる。これに対し、中の下、下層では50年代に入ってからが多く、企画も39aと、小さい。しかも中の下、下層のばあい畑に向かない土地が多く、個別に土地改良の努力をしている。（表5-2）

そうした努力の事例をみてみよう。この改良区は個別農家の圃場の取水口が普通は一つであり自己の経営内では「かけながし」をしている。従って、転作をするためには排水路を掘り、用水が転作圃場に入らないようにしなければならない。例えば図5-8に示されるように暗渠を施して水はけをよくし、排水路を掘るが水田や水路と隣接していればどうしても水が浸透し畑が湿ってしまう。特にそれが隣の農家の畑を通っている場合には深刻な問題となる。そこで排水路にコンクリート装工をするなどの工夫が必要となる。水はけの悪い土地でも転作の割当てをこなすために土地改良をしなければならない。図5-8の事例に示されるように、深暗渠（土管）、浅暗渠（塩化ビニール管）、もみガラ暗渠、など各自の圃場に合せた土地改良努力を行っている。

この様な取組みにおいても階層差が現れている。表5-2に示されるように、全般的に小麦などの連作により地力が低下しているが中層、下層においては畑に向かない圃場が多いのに加えて、反収の上がる圃場では稲を作らないと経営上やっていけないという問題がある。しかも、畑から水田にもどすと平均1万円/反かかるため借金をかかえる中層、下層農家では出来にくいのである。こうしたなかで田畑輪換の取組みは一部の上層に限られ、中層、下層は慢性的な地力低下に悩むという結果になっているのである。小麦中心の「一時避難」的な個別的な転作対応が限界にきているが新たな転作対応のためには汎用水田化を含む抜本的な土地改良、市場開拓を含めた転作作物の開発などの集団的、地域的な取組みが必要となっている。

ここでちょっと転作対応を集団的、地域的な取組みでおこなった北長沼C地区の例を見てみよう。この地区は、造田ブーム以前は畑作中心であったため、水田利用再編期にはいっても対応が早く、玉ねぎ、長ねぎ、じゃがいもなどの集団的取組みに成功した。だが畑に向かない土地条件の農家は水田を続けざるをえない。特に下台では数戸を残して全面転作となったために水路を潰した。（水利権は畑地かんがいの可能性のため10%の水利費で継続）残された農家は

表5-1 調査対象農家の転作対応

(転作率 B地区平均36.0% 長沼町当り40.3%)

農家番号	転作率	転作物物 (過去を含む)	今後、導入したいもの	連作障害の事例	田畑 輪換	転作圃場が恒定的な理由	
I ヘクタ 階層 上層	1	25.9%	小麦・ビート・小豆・大豆		田畑輪換なので、ない	○	
	2	45.1	小麦・ビート・小豆	玉葱・面積こなせる	麦…6俵/反→4.5俵	△	排水のよいところ (を転作圃場にしてはいる。)
	3	27.3	小麦・大豆	小豆…輪作			団地加算金
	4	50.1	小麦・ビート・小豆	ビート・小豆導入した	麦…反収おちる。	△	転作圃場から水田に直すのに200万円かかる。
	5	42.2	小麦・牧草	ビート…価格からみて	麦…5俵→3		他の圃場は粘土、転作もあまりよくない
	6	50.2	小麦	ビート…集約的	麦…7俵→5→3		技術的に困難
II 階層 中層	7	24.6	小麦・小豆		田畑輪換なので、ない	○	
	8	24.6	小麦		田畑輪換なので、ない	○	
	9	29.8	小麦	小豆・大豆…輪作連作障害がでたら牧草も			水かかりの悪いところを転作圃場にしてはいる
	10	42.4	小麦・小豆・大豆	小豆・大豆の拡大・輪作		△	排水と土壌条件
	11	52.1	小麦・小豆・ビート	大豆	麦…2~3俵/反になった	△	畦つけの経費。これからはブルでやりたい。
	12	19.7	小麦・小豆	玉葱・麦では生計が成立しない。	田畑輪換なので、ない。(一部)	△	排水のよいところ (を転作圃場にしてはいる。)
	13	2.6	小豆		小豆…2.5俵…反		排水のよいところ (を転作圃場にしてはいる。)
	14	21.6	小麦・ビート	小豆…輪作			飛地や隣家と団地加算する圃場
	15	46.5	小麦	豆…輪作	麦…7俵→3.5		団地加算
	16	12.7	小麦…小豆	ビート・小豆・大豆…輪作	麦…7俵→1(4年間で)	△	団地加算
	17	0.0	小麦	新しい品種があれば作りたい	麦…5俵→4		
	18	8.7	小麦・小豆	スイートコーンか豆	麦…4.3俵		丁度1.3ヘクタールに纏まっているので2~3年やってダメなら田畑輪換する。
II 階層 下層	19	32.2	小麦	小豆…輪作	麦…5俵→4→1.5		もとにもどす経費
	20	18.7	小麦・小豆	導入したいものがよく分からない			排水のよいところ (を転作圃場にしてはいる。)
	21	28.9	小麦	奨励金のあるかぎり麦なくなれば小豆・大豆	麦…4俵/反は①②		排水のよいところ (を転作圃場にしてはいる。)
	22	31.6	小麦・小豆・大豆	ビート割当てより少なく転作を拡大したい	①草がでる②反俵くらい落ちてはいる。③		これから排水を調べて田畑輪換の予定
	23	46.8	小麦・大豆		麦…4俵/反は①②		土質からいって畑はできない
IV 階層 下層	24	0.0					
	25	0.0			普通畑で麦…4俵/反になった		
	26	0.0					
	27	100.0	小麦・牧草	輪作			クローバーをいれた輪作の予定
	28	0.0					
29							

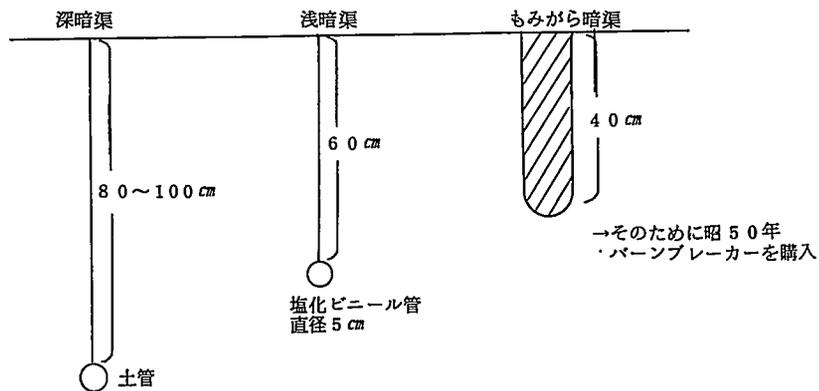
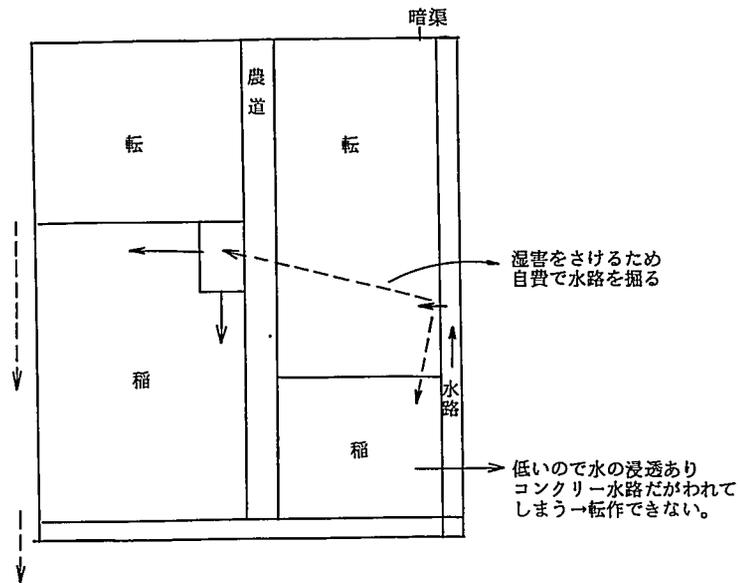
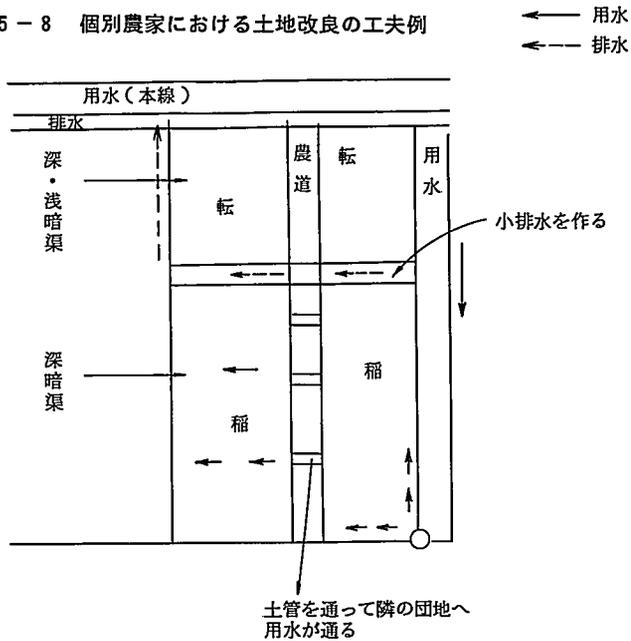
1) 畑から田になおす経費は反当1万5千円位

2) 29番農家は養豚農家

表5-2 調査対象農家の土地改良

農家番号	大型機械導入のための圃場整備 (個別対応で行っている。)	40年代	50年代	排水・土壌条件 畑に向くもの ○ 向かないもの ×		転作圃場の土地改良と輪作		
				転作田	水田			
15 へク Iク 階夕 層・ ル上 以上 層	1	昭和50年 30~50a	○		○○	0000××××	×の圃場も排水路を掘って○にする 予定	
	2				○○	×○	47~48年深暗渠 58~57年浅い暗渠	
	3	昭和51年 40a区画 54年客土		○	○	×○○○	暗渠	
	4	51年 および40年代 30a40a区画	○	○	○○○	○○	59年 ビニール管ホース 牧草→麦	
	5	43年~44年頃 30~40a区画	○		×	×××	51年浅暗渠→きかない、55年深暗渠 水はけが悪く草にまける	
	6	44年 30a区画	○		○	○	土管式深暗渠 40cmもみから暗渠	
II 階10 層・ 15 中へ のク 上夕 層ル 層	▲7	購入時 47.51.53	○	○	○△	△△	○→56.58 深暗渠2回田畑隣換 小豆→小麦→稲 △→小豆向かず	
	8	38~39年 43~44年	○		×	○○	田畑隣換のため×でも転作→湿害が ひどく自費で水路。コンクリートで 水が漏れる。	
	9	46~51年、10a→30a~40a区画 ブル代6~75千円/反	○		△	○○○	麦わらスキコミ	
	10	59年完成 毎年2haづつ。 全て50a区画 1万円/反(業者)	○	○	△△○○	△×	深暗渠 浅暗渠 豆→稲→麦	
	11	大型トラクターを使って自分で			○○×	○○	38.39年土管暗渠 深暗渠 ×→浅暗渠 麦→小豆・ビート→稲	
	12	土地購入時、トラクター購入時 49年	○		○○	×○○	土管暗渠 浅暗渠、入っていない田 地は回りに暗渠	
	13	①47~48年→40a②48年購入すでに 50a区画③50年頃30a区画	○	○	×	××	50年 70~90cm深暗渠	
	14	50年~51年 30~40a区画 ブルを使って(自分で)2枚を1枚		○	○×	○	○→50年暗渠ビート麦小豆 ×→飛 地56年団体営暗渠 もみから暗渠	
	15	約30a区画			△	△△	55年浅暗渠	
	16	50年頃と土地購入時46.50年 30a区画 燃料代だけ	○	○	○△	○×	△→48年土管暗渠(国の補助) ○→57年深暗渠 転作の部分のみ 浅暗渠をいれる	
	17	30~40a区画					土管暗渠	
	18	50~51年 約40a区画 自分でブルを頼んで		○	△	△	46年深暗渠 55年一部浅暗渠 効果良くない	
	II 8 階1 層10 ・へ 中ク の夕 下1 層ル 層	▲19	50.52年 約40a区画		○	○	×	55.56年プラスチック深暗渠 補助事業
	20	42年 30.40.50区画	○		◎○	○	◎→畑に最高の土地 ○→暗渠	
	21	52年 30a区画 費用62万円 約7千円/反		○	○	△		
	22	57年 10→40a区画 1万円/反(業者) 30%補助		○	○	○	何十年も前の暗渠でもう効かない 自分で暗渠を掘る。	
	23	50年 20~30a		○	××	○○	43年土管暗渠	
	IV 8 階へ 層ク ・夕 下1 層ル 以下	▲24	53~54年頃 団地で客土				○○○	
25		34~35年 20a 40a	○		△	△△	54年浅暗渠	
26		50年 約35a 23a区画		○				
27		減反の時に水路を壊して全面転作			○			
28		50年頃 30a区画 1万4千円~1万5千円/反		○			40年深暗渠1.2m	
29	—							

図 5 - 8 個別農家における土地改良の工夫例



他人の畑に水路を通し、自費でコンクリート装工するが、それでもコンクリートが割れる、畑がしける、などの問題が起きている。もちろん数戸では汎用水田化は不可能である。この地区は転作の集団的取組みは成功したといえる。しかも共同経営資本としてたまねぎ貯蔵施設などを作っている点は評価される。だが、社会資本を単なる画一的な集団の発展として位置付けるのではなく多様な在り方を含んだ集団的発展の保障として位置付けるなら水路をなくしたとはマイナスと評価されよう。

(3) 排水問題の表面化

転作が始まると同時に用水不足の問題は解決したが排水の量が増え新たな問題がおきている。図5-9はB地区周辺における排水組合の区分図である。B地区の住民は図5-9の68~69の組合に属する。ここで68, 69の排水は9号排水機(○で囲ってある部分)のほうに流すことになっているがもともと9号排水機のある土地が低いのに加えて、転作に伴って排水量が増えたため、雨などで増水したときには水を流せないという事態が起きている。実はこうした問題は排水ポンプが出来るまえば日常的に起き、水を流せない上方の水田より流させない下方の水田の方が反収があがることもあり、支線組合の分区内で調整してきたことでもある。この問題の解決のためには排水機場の水位を1m上げなければならない。組合員から要求が出されているが実現はしていない。また、たとえ上げても増水量が多ければ(台風時など)湛水被害は避けられず、抜本的な排水対策が必要となっている。

いま一つの大きな問題は規模拡大に伴う土地移動が管理体制の混乱をもたらしているということである。この管理体制は図5-10に示されるように1本の支線が6つの分区にわかれ、それぞれの組合員が大体同じくらいの距離の水路を分担して、維持管理している。また、黒丸の間の線は排水組合で、斜線をひいてある団地は飛地である。飛地の所有者はこの両方の組合に入らず草刈りなどの共同作業の際のみ、出役している。この図の(67)番の排水組合に属する水路に隣接する圃場(飛地)の所有者が用水管理を容易にするために、勝手に放水路を掘って(67)番排水に流すという問題が現実起こった。結局、「迷惑をかけない」という内容の念書を(67)番の排水組合に出すことによって一応の決着がついた。これはほんの一例にすぎず今後も、増えるであろう飛地の管理問題が表面化すると思われる。

このように水田利用再編下における個別経営の発展は地域農業と水管理における新たな課題をうみだした。「一時避難」的な対策が限界にきている中、下層農家にとって少面積で収益のあがる作物の開拓が死活問題となっている。また、上層農家においても飛地の水管理問題が表面化した。地域全体としても排水量の増大にどう対処するのが問題となっている。根本的な解決として石狩川流域(千歳川を含む)の治水問題につながっている。この問題とかわかって、国の機関である開発局から「千歳川放水路」の計画がだされている。これは自然環境その他の面でいろいろな問題をはらんでいるが、B地区の住民は推進運動を行っている。水管理主体の問題とからめてこの問題を見ていこう。

4. 生産、生活、自然環境の発展を見通した水管理主体への展望

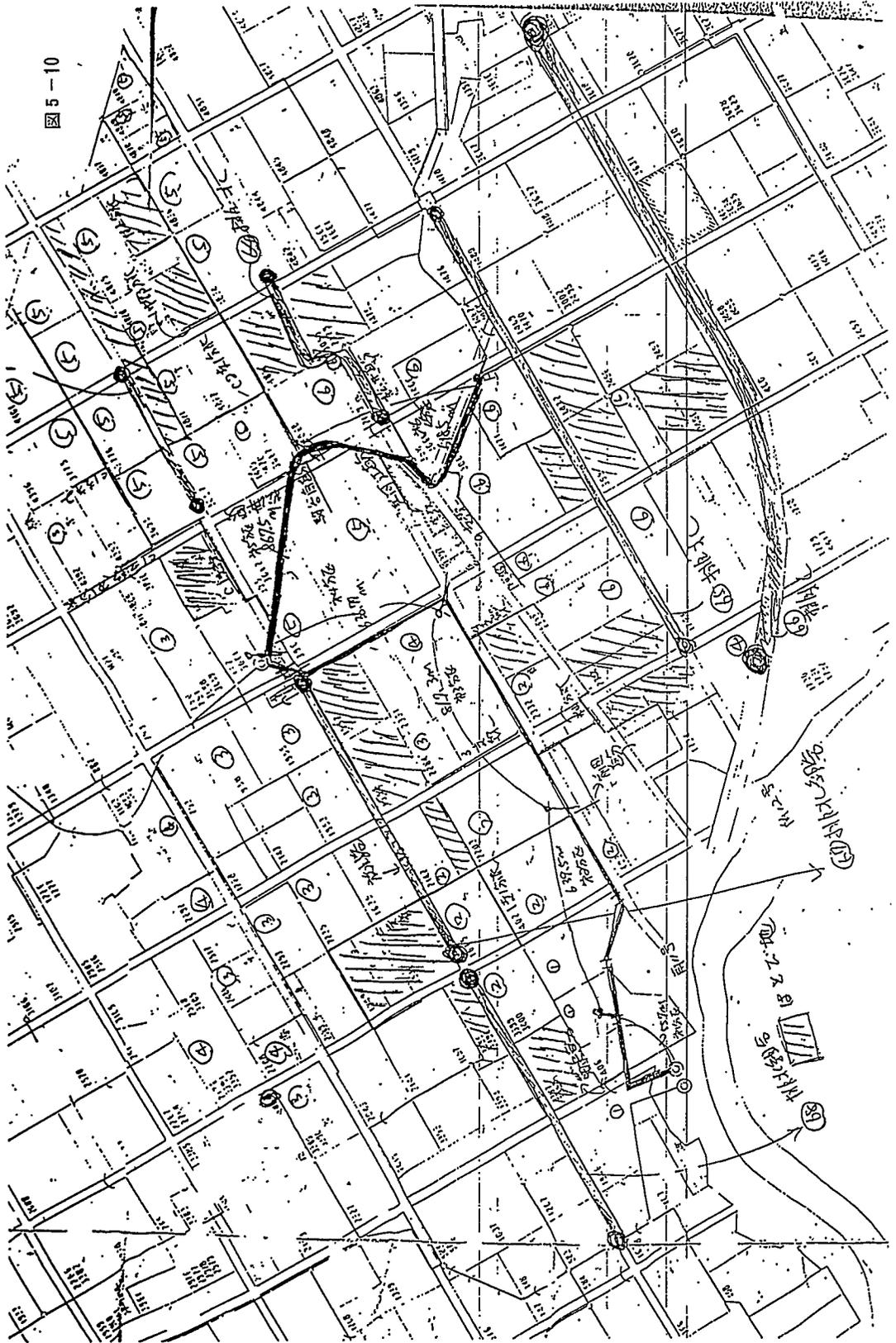
長沼町自体毎年のように洪水に見舞われる土地であるため数年前から排水組合の行政としての掌握に努めてきた。図5-11がその掌握図である。3級排水は土地改良区、1, 2, 級排水は町役場の管轄となっている。それぞれの組合に補助金が出されている。しかし、用水管理と



图 5-9

凡 例	
— 本 —	区管理排水
— 十 —	町管理排水

图 5-10



の関連や排水組合どうしの連絡は地区にまかされている。だから地区内や地区間の利害が対立する場合には時として紛争も起こる。特に南長沼の場合は地区自体、帰属集団的な性格が弱く、用水組織も地区の住民構成とは重なっていない。これに対し北の1区の場合帰属集団的な性格が強く、排水管理なども地区の必要に応じて新たな組合の申請や広域排水組合の結成などを実施している。集落として農業生産の新たな方向を切開くために取組んできた歴史があるこの地区ではかつて水田をつくるため（山の手なので灌漑できない。）溜池灌漑を共同で開発したこともある。集落としての力量が維持している地域ではこうしことが可能なのであろう。

図5-11に示されるように用水と排水の末端部分については行政として住民組織をもっている。

行政における管理主体 図5-11

土地改良区	—— 支線長（支線組合）	—— 分区	—— 住民組織	用水 排水（3級）
	└─── 排水組合（3級）		住民組織	
建設省	—— 町・土木課	— 排水組合（1, 2級）	住民組織	排水(1,2級) 治水 生活廃水 環境 開発, 治水工 事
環境庁	—— 自治体			
開発局				

だがその住民組織どおしの横の連絡については必ずしも明確でなくその組織をつくるなかで自治力量をつけることが必要といえる。

現在、ここの住民にとって最大の関心事は「千歳川放水路」の問題といえよう。これは図5-12, 13に示されるように、洪水時に千歳川から石狩川にながれこむ水を水門でとめて「大学排水」の所から太平洋に放水しようという計画で図5-14のようにS長沼土地改良区の管轄区域の、それも現在開拓事業中の「根志越地区」を通る。56年の大洪水で約半数の水田が冠水したこの地区では（表5-3, 5-4, 5-5参照, 図5-14のケヌフチ川付近）行政にたいする治水対策の要求が住民からだされていた。その意味でここの住民にとっては一見プラスのようにみえる。「千歳川放水路」の計画は反対者も少なくない。現在「東ルート」（図5-15）で計画が進められているが、このルートでも野鳥の生息地であるウトナイ湖の水源、美々川の源流部分を直撃するため自然保護団体から反対の声があがっている。また、放水路の通りみちにあたる所では幅400mの放水路で地域が分断され地下水が枯渇する恐れがある。しかも放水路を通して太平洋の海霧が登って来るのではないかということが専門家の間で言われており、そうなれば気候が変わる。そうしたことから放水路通り道にあたる、特に地下水を使う酪農家から反対の声があがっている。例えば、長沼町の隣の千歳市、駒里地区では数年前に石勝線で地域が分断されたうえに放水路が通れば4つに分断されることとなりしかも酪農家が離農に追込まれる恐れがある。酪農家の多い早来町も反対している。

S長沼土地改良区にとっては排水問題が解決するので賛成の立場をとっており、地区ごとに推進委員を出し町内会費から「推進費」さえ支出している。面接調査でも「自然保護」の問題

表 5 - 3 昭和56. 大洪水

(2) 被害状況 (8月18日現在)

住家被害	床上浸水	196棟	271世帯	992人
	床下浸水	510棟	560世帯	2,295人
農業被害	農地	田	2 ha	
		畑	2 ha	
	農作物	田	4,320ha	
		畑	4,502ha	
土木被害	道工事	河川	1件	
		道路	5件	
	町工事	河川	6件	
		道路	14件	
その他	保育所		1件	
	上水道		7件	
	農業被害		56件	
	林業被害		1件	
	小学校・スキー場		2件	

被害総額 6,857,196千円

「南長沼土地改良区開基60周年・記念誌」

昭57. 9 南長沼土地改良区

図 5 - 12 千歳川放水路3ルート案

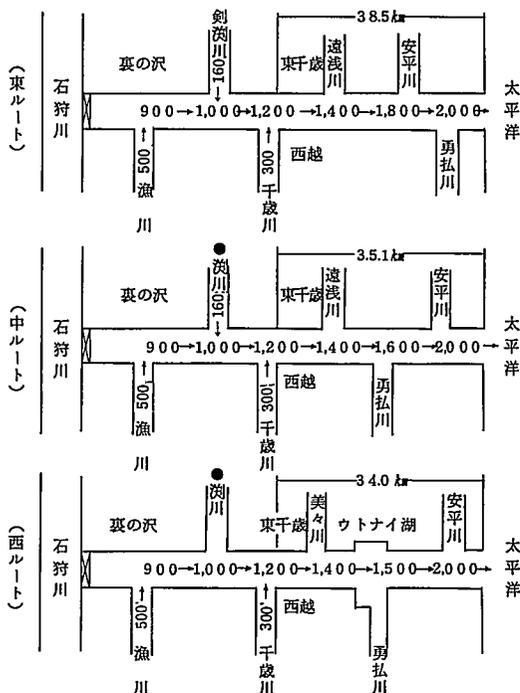


図 5 - 13 千歳川放水路操作概念図

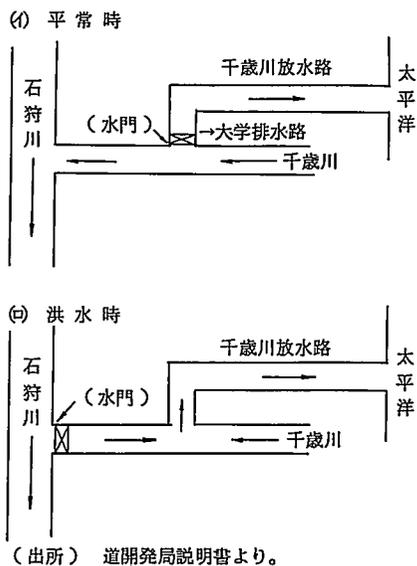


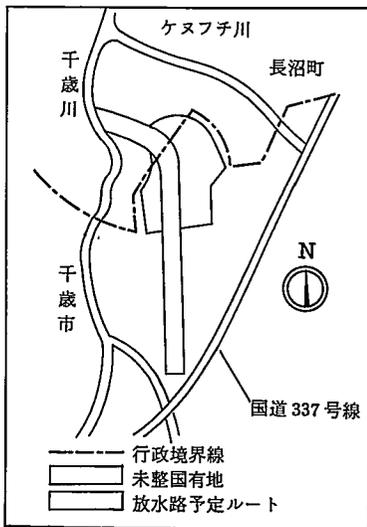
表 5 - 4 調査対象農家における水害の実体 25戸中

冠水	11戸	うち減収	8戸
冠水のきけん	2戸	全滅	

表 5 - 5 千歳川放水路に関する意見 回答23戸

○ ぜひ早く実現してほしい	22戸
○ 20年先のことなのであまり期待していない	1戸

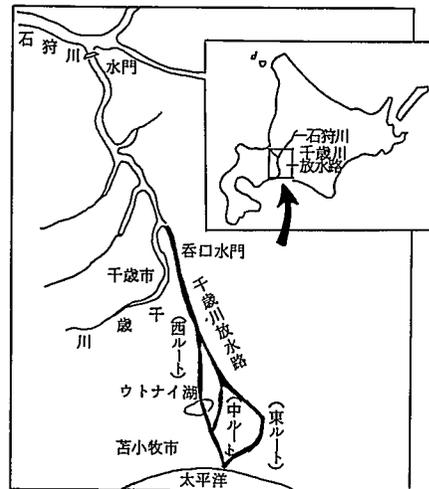
図 5 - 14 土地改良事業区域と放水路予定ルート



(注) 川と国道に囲まれた部分が改良事業区域。

(出所) 『北海道新聞』84年10月17日より。

図 5 - 15 千歳川放水路計画図



があることは知っているが「生活がかかっている」のだから推進の立場に立たざるをえないとする人がほとんどである。しかし、放水路だけが解決の道ではない。「『放水路よりも、石狩川の水位を下げる工夫こそ本筋だ』として、石狩川河口の直線化、用水ポンプの設置、遊水地の拡大を提案する学者もいる。」（注11）のである。水管理を治水や環境から行うための住民組織は行政サイドにはない。行政の組織も各分野によって管理組織が専門化している。生産、生活、自然環境を統一的に発展させることができるのは住民であり、管理組織が専門化しても要は住民でなければならない。だが今日では水管理の範囲も広域にわたり、自然環境の問題について自らの地域を越えて広く考え、守ろうとする市民団体もあらわれている。放水路の問題でも「野鳥を守る会」などの自然保護団体が運動を続けている。それぞれの地域の住民がヨコにつながるとともにこうした市民団体や専門家、専門労働者とも連絡をとり最善の方策を住民の手で見つけることが必要である。行政まかせの工事がかえって被害をもたらしたこともある。その意味でも住民こそが真の管理主体となりうるものであり、住民の生活権や自然環境の問題は階級、階層を越えて統一できる課題となりつつある。この地域の現状では、自分達の地域の利害が行政に利用されて、そのかぎり「一致」している。それには住民のなかから出ている政治家もそれなりの役割を果たしているのであろう。住民が真の管理主体となるためにはこの地域では行政に対する「対抗主体」が存在しなければならないがそれはまだできていないと評価しなければならない。

5. 終わりに

以上、長沼町の水管理主体について述べてきた。南長沼の農民は行政に振回されて被害を被ってきた。だが同時に補助金事業の恩恵も大いに受けてきた。そういうなかで「都市的な」性格を持った住民であっても「対抗の論理」はなかなかでてこない。「補助金づけ農政」といわれる今日、この問題は多くの農村がかかえている。農民がどうしたら広い視野と長期的な展望を持った水管理主体となりうるか、それは水管理だけでなく様々な分野の活動を問題にしなければならない。今日、生産だけでなく生活、文化、スポーツ、自然保護など様々な組織、活動の独自の発展の上でこそ、生産、生活、自然環境の統一的視点が生まれてくるのである。しかし、そのプロセスにおいては意図的学習活動が媒介をならなければならない。遠藤論文にも示されるように、そうした学習活動を援助する専門労働者もまた必要である。B地区の場合生産、生活などのそれぞれの分野がそれぞれ発展しようとしている段階である。また、C地区の場合集落としてまとまりがまだあり、その範囲では生産、生活、自然環境の統一的視点が存在する。しかし個別経営の多様な発展や高台のため池水田や沢水田農家が土地改良区に編入するなどの、管理領域の拡大と中枢部分の専門化に直面したときに、このまとまりがどう発展するのかそれは今後の課題であろう。

注

- 1) 京極高宣・川上則道「社会資本の理論」(時潮社)
- 2) 宮本憲一「社会資本論」(有斐閣)
- 3) 高木幸二郎訳「経済学批判要綱」(大月書店)
- 4) 山本英治「現代社会と共同社会形成」(垣内出版)
- 5) 森滝健一郎「現代日本の水資源問題」(汐文社)
- 6) 堀口健治「土地資本論」(農村統計協会)
- 7) 永田恵十郎「基幹施設と末端施設の水利資産論」(佐藤俊郎・永田恵十郎他『水を活かす』筑波書房)
- 8) 拙稿「社会資本論的視点からみた水管理主体－農業水利に着目して－」北大教育学部紀要第50号1987年)
住民という概念を池上淳は歴史的・社会科学的に定義した。基本的には次のとおり、「家族を基本単位とし、地域に居住するという事実にもとづいて社会的な関係をもつ人々の集団」であり、今日では「大資産家家族は、大邸宅と別荘、旅行の日常化によって地域における居住から自由になるのにたいして、中小所有者家族と労働者家族は労働と生活の場として日常的に地域における居住を必要とし、住民とよぶにふさわしい存在となる。……中略……地域を単位として(労働と生活の組織＝くらしの組織を媒介として)集団化された中小生産者と労働者階級であるといえよう。」(『経済学辞典』大月書店)筆者もこの見解をとるがとくに農村の場合「労働と生活の組織」は資本主義の発展を契機とするものだけでなく、集落としてそれ以前から続いていたものもある。しかも水利施設や農協のような組織をもたなければ自らの生業さえ営むことができないし、個別経営の方向も地域農業の発展と深くかかわっている。そこで、地域農業の発展を展望する営農主体でありかつ、生活や自然環境を含めて命とくらしをまもる「住民」概念を結合させ、農村の特質を考慮した概念を「農村住民」とした
- 9) 加藤譲 編「水田利用再編と土地改良」(農林統計協会)
- 10) 宇佐美繁「農業規模拡大の道」(農政調査委員会)
- 11) 「北海道新聞」社説(1987.6.13)

第6章 長沼町における社会教育の構造

遠藤 知恵子

目 次

はじめに	217
1 長沼町における公的社会教育の実態	219
2 地域における学習活動	226
3 生産の展開と学習の構造	236
4 地域における学習活動の限界と公的社会教育の課題	244
まとめ	247

はじめに

本章における課題は、住民の学習活動を軸として、地域に於ける社会教育の構造を捉えることである。「社会教育の構造」に関しては、既にいくつかの議論がなされているが、ここではさしあたり、1、学習内容の展開 2、社会教育労働者 3、社会教育施設を軸にその構造を捉えたい。すなわち、学習活動の基盤をなす生産・生活の課題との関わりで、どのような学習要求・学習課題が存在し、それらが学習内容としてどのような展開を示しているか、そこで地域のリーダーや関連機関労働者、社会教育専門職員が、学習活動を支える社会教育労働の担い手として、それぞれどのような役割を果たしているか、また、活動を可能とする諸施設が、地域的にどのように存在しているか、この具体的に捉え得る3点を柱として、社会教育の構造を捉えたい。その場合の学習活動とは、学習として意識的に組織されたものばかりでなく、生産・生活活動そのものからは明確に区別し得ない、学習的側面を持つ諸活動をも含めて、ひろく捉える。すなわち、社会教育の基本が、生産・生活上の諸課題を克服していくための学習にあるとすると、学習の契機としての諸課題は、生産・生活の実態と離れて存在するものではなく、学習の組織化も、自覚的・意識的に組織される以前のものをも含めて広く捉える必要がある。それ故、構造を捉えるにあたっての視点としては、ここでは学習活動の展開と生産・生活との相互規定性ないし階級階層的視点をまず重視したい。さらに社会教育労働に即してみる場合、そこで、住民自身の中のリーダーから、専門機関労働者へと重層的に存在する社会教育労働の担い手を、分業の展開に伴って形成されてくるもの、社会教育施設も、生産力の発展、社会の歴史的発展に伴って、共同消費手段として形成されてきたものとして動態的に捉える必要がある。

ところで、このように、地域に於ける社会教育の構造的把握を試みるのは、今日、とりわけ「公的社会教育」の存在意義が問われる状況が広がって居り、その役割を明確にすることが差し迫った課題であると考えからである。最近「生涯学習」体系が主張される中で、社会教育においては行政改革が進められ、職員の削減、末端施設の切り捨てを伴った拠点地域での施設の大規模化などが進行している。これらの動きは住民の日常的学習活動を保証する「社会教育」の視点からは、従来の「公的社会教育」その物が後退を示しているものと言える。理論的にも、一方では、高度に発達した科学技術、情報化社会の進展に伴う学習要求の多様化にはもはや対

応しきれなくなったとして、「公的社会教育」の役割は終わったと断定する意見や、¹⁾学習主体を置き去りにしがちだった従来の「公的社会教育」の傾向を批判し、住民自身の文化的力量の高まり、学習組織化の力量の高まりを理由に、「社会教育不要論」²⁾が論じられてきている。しかし社会教育を否定するこれらの動きに対抗し、これまでの社会教育実践の蓄積を積極的に評価し、社会教育活動における学習主体を中心に据えた上で、学習内容の展開やそれを支える社会教育労働の内容、「社会教育職員」の専門性などを追及しようとする社会教育論も主張されてきた。³⁾そこでは、おのずから従来制度的に位置付けられて来た「公的社会教育」の枠をこえ、広く社会教育活動を支える労働者や施設が位置付けられてきている。中でも、社会教育実践を踏まえて提起された松下拡氏の構造的な把握は説得的である。

しかし、それらを取り上げる学習主体や学習内容は、その基礎構造をなすところの生産・生活の実態との関連が必ずしも明確にされず、社会教育活動も人対人、あるいは個々人の意識のレベルでのみ捉えられる事が多い。

しかし学習課題（例えば松下氏の場合は「健康問題」）が生産・生活の実態と密接に関連しているとする、それ等が学習として組織化されていく過程そのものも相互規定的な関連にあるという所まで視野に入れなければならない。すなわち、どの様な学習課題が、どの様な方法で組織化されていくかは、生産・生活の構造や、住民の階層性に強く規定され、方向づけられている側面があると同時に、学習の展開が、逆に、農村の場合で言えば個々の農家の経営に反映したり、地域農業を方向付けたりすることさえある。このように、生産・生活のレベルまでおりた実態の把握を基礎とした学習活動の分析をとおしてはじめて、個別地域課題の解決にとどまらず、地域農業としての発展をも展望しうる、広い視野にたった学習組織化の条件を明らかにしようであろう。また、その様な分析をとおして初めて、社会教育の全体構造の中での公的社会教育の役割、中でも、社会教育専門労働者、専門施設の独自の役割が解明されるであろうし、社会教育の基本的なテーマである主体形成の問題の解明に寄与する社会教育構造論を展開しようとする。

以上のような視点にたつて、筆者はこれまで北海道北部の地方中核都市名寄市を事例として実証分析を進めてきた。農村地域をその内を含む地方都市に焦点を当てたのは、農村集落が行政上の最小単位であるばかりでなく、生産・生活上ひとつの重要な単位を成しており、そこに学習の形成過程を捉え得ると考えたからであり、さらにそれら地域の活動を含み、「公的社会教育」としてひとつの単位をなす都市としての社会教育の構造を把握しようと考えたからである。まず最初に行なったのは、学習活動の展開場所である「施設」が地域的にどの様に存在するかその構造の分析である。⁴⁾また同事例の分析をとおして、さらに生産（労働）・生活の展開と密接に関連して組織化されてくる学習、及びそれを支える「社会教育労働の担い手」の形成過程を明らかにしようとして試みてきた。⁵⁾

以上の分析の結果明らかになったことは、学習が日常的な労働や生活の課題を捉え、意識的な学習として組織化される過程に即し、社会教育施設は、1) 日常活動の拠点としての地域集会施設、2) 社会教育関連施設（地区集会施設、農協他）、3) 社会教育施設として位置づいている学校、4) 社会教育専門施設（市レベルの公民館、図書館他）、という重層構造をなして存在しており、社会教育労働の担い手も、1) 住民相互の活動におけるリーダー、2) 諸課題に直接関わる関連諸機関の労働者（農協営農指導員、生活改良普及員他）、3) 地域におけ

る学校教員、4) 社会教育専門労働者(社会教育主事、公民館主事など)という重層構造をなしているという事であった。しかもこの事例からは、社会教育行政上切り捨てられつつある地区施設や、末端の集会施設ほど、学習上重要な位置を占めていること、集落での学習活動の活性化が地区レベルの活動、更には市レベルの社会教育活動にも影響を及ぼすという関係にあること、また、集落内で最も主流をなす階層の要求が学習の組織化やリーダーの形成を規定していることなどが明らかになった。社会教育の構造は、主に、地域に於ける生産・生活の展開に大きく規定され(特に学習内容の展開やリーダーは、集落内の階層性に規定されつつ)地域に即した形で形成されると共に、住民の主体的対応が、それ等施設や労働の担い手を独自の構造として位置付け直すという相互規定的関係にあるということである。

名寄市の事例では、社会教育の構造を、集落を基本単位とし、地区レベル、市レベルという形で施設や労働者を軸にそれぞれとらえてきた。本稿では長沼町を事例に、更に集落そのものを重点に、集落内に多様に存在する学習活動をもふくめて、より構造的に捉えようとするものである。また長沼町は、名寄市とは地理的条件が異なり、それが生産・生活の構造を規定すると共に、学習の展開をも規定し、社会教育の構造に地域的特徴を与えているということで対象とした。すなわち先の事例が、地方中核都市名寄市で、その最もはずれには、言わば過疎地型、純農村集落をかかえている。それにたいし大都市近郊に位置する長沼町の事例は、農村集落も都市との接触が多く、都市近郊農業として農民相互の競争原理もはたらき、言わば個の自立化が進んでいるという側面を持っている。さらに、集落レベルでの学習機会や施設、労働者なども多様に存在している事から、社会教育の構造としても異なった段階を示していると考えられる。

更に、本論では、長沼町の2つの集落を取り上げるが、同じ大都市近郊に位置しながら、集落毎の条件の違い、集落独自の対応が学習活動の異なった展開を促し、「社会教育の構造」に影響を及ぼすことを明らかにするためである。A集落の場合は、生産に密着した型の学習に特徴があり、B集落の場合は、生活・文化関連の事業と結び付いた学習に特徴がある。両集落では活動の拠点としての施設の構造や社会教育労働の担い手の生活も当然大きく異なっている。「農村地域の都市化」が語られる今日、社会教育自体に求められている展開方向、あるいは、都市化にもかかわらず、農村独自に求められる社会教育の課題などを明らかにする為にも、適切な分析対象であると考えられる。

A・B両集落に関しては、'85年3月と8月、それぞれ1週間をかけて、集落全戸の面接調査を行ない、生産に関わる実態を把握し、それを「社会教育」の構造を析出する基礎とした。

1 長沼町における公的社会教育の実態

A・B両集落のある長沼町は、札幌市から東へ40kmに位置し、千歳市に隣接した農業中心の町である。空知支庁南部、石狩平野の南東の、北海道稲作中核地帯に位置している町で、現在人口は一万三千人あまり、昭和40年代初めの一万七千人をピークに減少傾向を示している。農業人口は、昭和40年代2割近く減少させたが、現在なお町の人口の50%を占めている。社会教育活動の面からみると、住民自身、札幌や千歳へ出て、直接多様な文化に接することも可能な地域である。ここではまず、町の「公的社会教育」の実態を施設、職員、事業内容にそくし捉えていく。その場合、地域に於ける住民の学習要求をとらえ、学習活動を支えるものとなってい

るのかどうかという視点からもあわせて見て置きたい。

結論から言うと、長沼町の「社会教育」は、現在、事業内容を見ても、また施設、職員の配置から言っても、必ずしも活発であるとは言えず、地域における住民の学習要求、学習活動との関連は希薄である。

まず、社会教育行政機構、および施設（職員を含む）の面から見てみよう。

現在の長沼町教育委員会の機構は、表6-1に示す通りである。社会教育課は、昭和56年、それまで一本であった組織が、社会教育係、社会体育係、青少年係の3つの係に分けられ整備されてきた（カッコ内は現在の職員配置）。しかしその内実は兼任化で対応しており、社会教育主事に関して言えば、昭和55年までは3～4人専任で配置されていたものが、56年には2名専任、2名兼任、60年には3人の主事すべてが兼任（社会教育課主幹、スポーツセンター所長、社会教育係長）となっている。しかもその他社会教育関係職員も3人削減され、労働条件は厳しくなっていると言える。

表 6 - 1

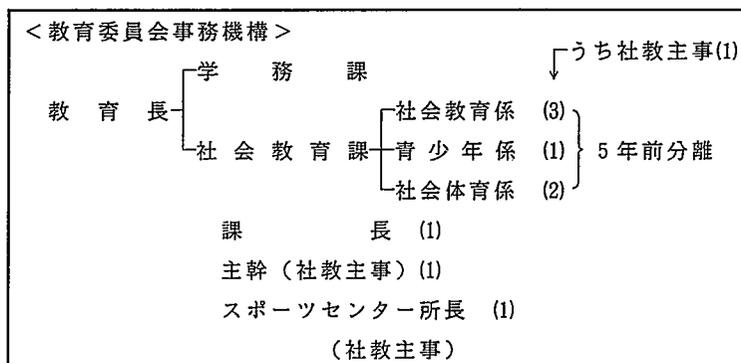


表6-2は社会教育施設であるが、独立した社会教育施設としての図書館、公民館、博物館はない。かろうじて中央長沼会館の中に図書室が設けられているが、職員は1名で、町民全体の要求に応え得る内容とは言えない。また、かつてあった公民館は、老朽化のため取りこわされたが、その後再建されず、現在は教育委員会に事務局を置くのみとなっている。公民館活動等社会教育活動の拠点としては新たに町民センターが建設されたが、教育委員会ではなく福祉課の管轄で、管理運営は、民間の社会福祉協議会に委託され、貸し館中心のコミュニティーセンター的位置付けになっている。また地域公民館活動などは教育委員会とは全く関係のない「地区会館」「福社会館」などの地域施設（表6-3）が利用されている。これらは町内6地区それぞれ持っているが、いずれも福祉課の管轄になっている。もちろん教育施設としての視点はなく、施設の管理運営もほとんどが地元の住民に委託されている。地域の生産・生活関連の諸活動の拠点として重要な施設であるが、社会教育活動としての地域公民館活動に関しては、町の補助金を受けた地域のみで細々と行なわれているにすぎない。

このように、社会教育施設・職員の面からみるといずれも後退しているといえるが、社会体育施設に関しては、教育委員会管轄のスポーツセンターに非常勤を含めると4人の職員配置がなされており、そのほかスポーツセンターの新築や学校開放事業による学校体育館の活用など、社会体育重視の方向がうかがわれる。

表 6 - 2 <社会教育施設>

	面積	設備構造	職員	利用対象者	利用状況
公民館 図書室	105㎡	閲覧40席(児)32席 (19,624冊)	1		利用者 212,243 利用回数 47,694
青少年 会館	453㎡		(管理人)	25才以下 (個人,グループ)	291日, 10,524人
青少年 科学館	374㎡	事務,理科,無線 プラ,展示	0		136日, 1,689人
郷土資料 展示室	168㎡	展示点数 200点 (' 85.4現在)	0	町内(358) 外(873)	

<社会体育施設>

	面積	職員	利用状況
長沼町スポーツセンター		4(2)	
水泳プール	(4校)	0	のべ 336日, 24,054人
長沼町武道館	330㎡	(管理人)	10,634人
長沼スキー場		冬期は臨時	98日 514,276人
長沼町運動広場		0	

表 6 - 3 <地域施設の状況>

	設備	職員	管理運営	利用者	利用状況
町民会館	大会議室、中会議室、和室他7室	事務職員 2名	社会福祉協議会に委託	全町対象	(件数)2,015 (人数)72,417
北長沼 会館		支所長 (日勤)	日中のみ 管理人	1~9区 北市区	258 9,577
北長沼福祉 センター			"(運営 (兼)委員会)	"	192 4,463
舞鶴会館		0	管理人 運営 (地元)委員会	舞鶴地区(22 23,24,31区)	251 4,334
南長沼 会館		支所長 (日勤)	管理人 (住み込み)	南地区	243 6,771
南長沼福祉 センター		0	地元(運営 任せる)委員会)	"	289 4,733
西長沼 会館		0	地元 任せる	西地区	349 6,792
西長沼福祉 センター		0	" 運営 委員会	"	151 3,107
中央長沼 会館	図書室	0	"	中央地区	114 2,115
東部福祉 センター		0	" 運営 委員会	東地区	223 3,915
コミュニテ ィセンター	宿泊研修施設 (120名宿泊可能)	専任 4名 嘱託数人	運営委員会(15名) 条↑例	全町民	
					計 4,085 118,224

社会教育課の事業面から見てみよう。表6-4は、昭和60年度の社会教育課の主催事業一覧であり、表6-5はおなじく60年度社会体育関係行事計画である。社会教育事業については、少年・青年・婦人など各層を対象とした行事が生まれ、その他、全町民を対象とする芸術・文化活動、健全育成活動などがみられる。これらは主に、施設の活動に参加を求めるものを中心に、特に日中時間的ゆとりを持つ婦人、高齢者対象の活動に重点が置かれている。職員の削減

表6-4 昭和60年度 社会教育主催事業一覧

領域	事業名	対 象	時 期	会 場	内 容・方法
少 年	子ども育成指導者研修会	単位子ども会の育成指導に当たっている担当者	7月2日 3月上旬	町民会館	講義, その他
	全町子ども会宿泊研修	子ども会の小中学生リーダー(5年生以上)	8月8日~9日(中学生) 8月13日~14日(小学生)	日高少年自然の家	講義, 実技
	親子写生会	小中学生親子	9月	未 定	親子で参加
年	読書感想文コンクール	小中学生	10月		学校をとおし募集, 審査表彰
	少年文化教室	小中学生	10月~3月	町民会館 そ の 他	コース別に実施
(農 業 後 継 者)	農業後継者道外研修視察	後継者団体加入者	3月	未 定	視察, 交流
	成人式	S40.4.2~S41.4.1に生まれた者	1月15日	町民会館	
	農業後継者道内バスツアー研修	後継者団体加入者	3月	未 定	視察, 交流
	農業後継者就学援助	農業に従事しながら定時制大学等に通っている者	2月		助成
婦 人	婦人リーダー研修会	婦人会, 若妻会等の役員リーダー	未定	町民会館	
	乳幼児教室	乳幼児を持つ母親(若妻会員)	年間各7日	北長沼, 中央長沼, 南長沼会館	講義, その他
	婦人学級	婦人	10月~3月	3地区	講義, 実技
成 人	成人教養講座	一般	年間	町民会館	講義, 講演, 映画会
	公民館活動推進事業	行政区	60年度~62年度	地区会館	3地区指定
	家庭教育学級	小中学生の両親	年間	各小中学校	
高者 齢	高齢者教室	老人クラブ会員	6~3月	南・北・中央・舞鶴の4地区	講義, 講演, 映画, 生きがいクラブ
芸 術 文 化	文化祭	町民	11月上旬	スポーツセンター 町民会館	作品展他
	文化講座	一般	5月~3月	町民会館 青少年科学館外	7講座・短期講座
	移動図書	町民	年間	南小, 北小, 舞小, 南北出張所	各小学校月1回, 南北出張所2ヶ月1回
健 全 育 成	青少年育成大会	青少年育成関係者	6月28日	町民会館	意見発表, 分科会
	青少年育成指導者研修会	区青少年育成担当者等	9月	"	講演, 実技
	お茶の間教室	一般	年間		話しあい, 講話

表 6 - 5 昭和60年度 参加対象別社会体育関係行事計画

全町民対象

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	運動広場開場記念行事	教 委	5月5日	2,000人	長沼町運動広場
2	町民春のサイクリング	スポーツ少年団 教 委	5月12日	150人	ハイジ牧場, 恵庭公園
3	町民春の登山会	婦 連 協 教 委	6月18日	60人	恵庭岳
4	全町区對抗 ムカデ競走大会		9月16日	500人	町民グラウンド
5	町民秋のサイクリング	スポーツ少年団 教 委	10月6日	150人	
6	町民ロードレース大会	ス ポ 少 , 体 協 教 委	10月10日	300人	タイムレース リレーマラソン
7	ファミリー 軽スポーツ大会	ス ポ 少 , 体 協 教 委	10月10日	100人	
8	全町家族 ミニバレーボール大会	体 協 P T A	1月26日	300人	

幼 児

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	全町少年少女水上 レクリエーション大会	教 少 年 委 少 年 団	8月	100人	中小プール
2	学童軽スポーツ交流会	少 年 団	12月	100人	中小を除く小学生
3	スポーツ少年団交流会	少 年 団	1月15日	500人	スポーツセンター
4	全町氷上 レクリエーション大会	教 P T 委 P T A	2月初旬	100人	舞小スケートリンク

青 年

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	体 育 大 会	町 青 協	6月	500人	町民グラウンド
2	南 空 陸 上 大 会	〃	7月		
3	南 空 各 種 大 会	〃	7月		
4	ソ フ ト ボ ー ル 大 会	〃	8月	300人	北小中グラウンド
5	バ レ ー ボ ー ル 大 会	〃	12月	300人	スポーツセンター

婦 人

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	歩こう会兼登山会	婦 連 協 教 委	5.7.10月	60人~ 100人	5月野幌, 7月樽前 10月夕張
2	軽スポーツ大会	〃	6月・8月	200人~ 300人	クロッケー, ソフトボ ール大会
3	全町婦人 ミニバレーボール大会	〃	1月 21~24日	600人	
4	全町婦人 バレーボール大会	〃	2月27日 ~3月2日	300人	
5	全町婦人卓球大会	〃	3月7日	100人	

成人

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	区対抗ソフトボール大会	体協	8月18日	300人	35才以上男子
2	パパさんバレーボール大会	実行委	1月8日	150人	6人制

老人

	事業名	主催	期日	参加予定	備考
1	春の馬追山散策会	老教連委	5月15日	100人	
2	長沼の歴史を歩く会	〃	6月11日	100人	
3	全町クローケー北長沼大会	北長沼老連	6月15日	150人	
4	全町クローケー舞鶴大会	舞鶴老連	6月20日	200人	
5	全町クローケーゴルフ大会	老教連委	7月2日	300人	
6	(交楽)中央地区ゲートボール大会	中央老連	7月15日	50人	
7	北長沼地区ゲートボール大会	北老連	8月29日	200人	
8	全町ゲートボール夏期大会	ゲートボール協会	8月1日	300人	
9	全道ゲートボール大会	道ゲート協会	9月3～4日	1,000人	
10	福祉運動会	町	9月7日	600人	
11	オールドカップゲートボール大会	老体連協	10月1日	300人	
12	秋の馬追山散策会	老教連委	10月15日	100人	
13	年忘れゲートボール交流大会	ゲート協会	12月17日	150人	
14	新春ゲートボール交流大会	〃	1月28日	150人	
15	全町ゲートボール冬期大会	〃	3月25～27日	250人	

指導者養成

事業名	時期	回数	事業名	時期	回数
ソフトボール	10月	1	クローケーゴルフ	8月	1
野球	10月	1	スポーツトレーニング	12月	1
卓球	11月	1	バレーボール	2月	1
バドミントン	12月	1	ゲートボール	8月	1
水泳	7月	1	剣道	1月	1

スポーツ教室

ファミリースポーツ・水泳・クローケーゴルフ・ゲートボール
軟式テニス・公式テニス・エアロビクス体操・ストレッチ体操
基礎スキー・アルペンスキー・歩くスキー（日程～未定）

もあって、これら社会教育事業から見ると「実態としては余り活発に活動しているとは言えない」（職員の言葉）という事である。たとえば、地域活動と直接結びつき得る地区公民館活動は、例年3地区（集落）ずつ指定し、活動を助成するための補助金を出しているが、地域の自主性を尊重するという方針もあって活動内容には全く関わっていない。この事が半面、行政側が地域公民館の活動、あるいは地域に於ける学習要求を把握しえない結果をまねいている。また、かつてはかなり町社会教育行政で力点をおいていた農業後継者教育も、現在は、普及所の企画に補助金を出すのみで、その内容には全く関わっていない。このように、地域活動と直接結びつき得る活動に対しては補助金中心の性格を示しており、地域住民の学習課題、学習要求を汲み上げる仕組みが無いという点では、問題を抱えているといわざるを得ない。

一方、社会体育関係は、施設職員数にもみられたように、文化活動に比べ、活動内容においても充実してきている。各年代ごとに、あるいは全町民を対象に多様な行事が組まれているが、更にこの他、各地区ごと（4校）に学校開放事業が行なわれ、利用率は高い。それ等の活動の活発さを支えているのが体育指導員の数である。町では体育指導員として、地域の有志や学校教員など50名委嘱しており、社会体育活動を支えている。

長沼町の社会教育の特徴は、行政（公的社会教育）主導というより、むしろ住民側に積極的な動きが見られると言えるであろう。大都市近郊に位置する長沼町では、社会教育関係団体である「文化協会」に加盟している団体数は比較的多く（29団体）、また、海外生活（旅行）体験者による「長沼国際交流センター」のような組織が見られる等、都市との交流、海外体験などをとおした文化的欲求の高まりがあるのではないかと考えられる。

更に、大都市近郊という地の利を求めて移住してきた芸術家の多い事も特徴として挙げておかねばならない。特に50年代に入ってから、文化振興会による「アトリエハウス事業」がきっかけとなって、その近辺に次々と芸術家が住みつくと動きが見られる（表6-6）。これら芸術家達は、住みついた地域内でまわりの農家に影響を及ぼすばかりでなく、町の文化講座の講師役を努めるなど、町レベルの社会教育活動の一端をも担っている。

表6-6 長沼町在住の芸術家

	年 令	来 住 年		出 身
1	52	昭和51年	木 彫 家	
2	43	53	版 画 家	小 樽 市
3	45	54	陶 芸 家	上 砂 川 町
4	74	55	陶 芸 家	北 見 市
5	30	55	木 彫 家	埼 玉 県
6	42	56	七 宝 工 芸 家	札 幌 市
7	33	57	陶 芸 家	新 十 津 川 町
8	30	58	ガ ラ ス 工 芸 家	札 幌 市
9	35	58	陶 芸 家	札 幌 市
10	36	59	陶 芸 家	札 幌 市

以上長沼町における社会教育を、行政的に位置づけられた施設や職員、事業の側面から見てきた。大都市近郊地域として、住民自身の文化活動等には、多様な学習要求の存在することがうかがわれる。しかし、公的社会教育の場面では、社会教育専門施設の後退と職員の削減が進行しており、その事業内容は、住民の参加を待つ企画、あるいは社会教育関係団体の事務局の役割に限定されており、地域における住民自身との接触は希薄にならざるを得ないという特徴を示していた。

しかし、地域との接点が全くないわけではない。第一に、地域の学校開放事業で地元の人を

指導員として活用した活発なスポーツ活動が、全町的な体育事業組織化の基礎となっているが、ここに地域課題と公的社会教育を結ぶパイプが可能であろう。第二に公民館活動における先に挙げた地域文化人の活用があげられる。住民と共に生活している彼等は、町の教育委員、あるいは町レベルの学級・講座の講師をつとめており、住民の中にある文化要求と公的社会教育、更には生活課題と公的社会教育の学習活動とを結びうる接点の位置にあるといえる。しかしこれらも公的社会教育の側面からはあくまで可能性としてとらえるにすぎない。

そこで学習主体である住民（農民）の側に視点を移し、彼等の学習活動がどのような人達にどの様に支えられて展開しているか、その展開を支えている諸機関、諸施設の構造をも含めてその構造を明らかにする必要がある。

2 地域における学習活動

(1) A・B両集落の施設

学習主体の側から社会教育の構造を把握しようとする場合、まず基本的な単位として、農村地域では、生産・生活上重要な単位として機能している集落を捉えなければならない。

事例として取り上げるA・B両集落は、長沼町の北端と南端に位置しており、総戸数はAが69戸、Bが49戸であるが、農家戸数はA39戸、B34戸で、ほぼ同じ規模の集落である。しかし、歴史的・地理的条件や土地条件も異なり、生産・生活上の構造もそれぞれ異なった性格を持ち（表6-7）それが学習の構造に影響を与えていると思われる。

表 6 - 7

		A 集 落	B 集 落
総 戸 数		69戸（中央農試職員含む）	48戸（教員、商店他含む）
農 家 戸 数		39戸（改良組合2）	34戸（改良組合5）
経 営 状 態	土 地 面 積	中（中央農試、畑→場進出→離農）	大（経営難→離農、土地拡大）
	主 要 作 目	畑作（馬鈴薯・玉ネギ他）+稲	水稻
	販 売 高	300～500, 1000～ばらつき	1000～が過半数
	機 械 所 有	50pa以下が中心	大型機械、個人有
負 債		少（貯蓄多）	大（土地拡大、機械購入）
農 家（農協） の 性 格		<ul style="list-style-type: none"> ・堅実的、保守的 ・生産における共同化の方向模索（種子馬鈴薯・玉ネギ…） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開拓者気質、積極的 ・個別展開（大規模経営、大型機械の個人所有）
入 植 時 期 土 地 条 件		明治中期（長沼で最も古くから開ける） 良好（高台、下台）	戦前入植者が多い。（水害常襲地） 基盤整備事業以降土地条件改善 （地価暴騰）
交通ルート（外来文化の連絡ルート）		栗山町（小規模経営、堅実）	舞鶴（4集落として1つのまとまり）→千歳市

A集落の非農家は、集落内にある中央農業試験場の職員である。農家とは利害が異なることも多く部落会には入っていないため、A集落農家との間に生活面での日常的な交流はほとんどない。B集落の場合の非農家は、商店や小学校教師などで、部落会のメンバーにもなっている。後に述べる「公民会」活動などをとおして、農家との間に交流が持たれている。

本稿では、特に集落の大部分を占める農家の実態調査を基に学習・教育の構造を明らかにしていこうとするものであるが、まずそれぞれの学習・教育活動の特徴を捉えるために、施設利用の側面からA・B両集落の諸活動全般を整理してみた(表6-8, 9)。

A・Bいずれも、集落レベルから地区レベルまで、重層的に施設が存在し、活用されている。施設の側面からみたA・B両集落の大きな違いは、A集落内には、部落会館と神社集会所のみであるのに対し、B集落内には、表6-9にあげた諸施設がすべて存在するという点、とりわけ、集落内における施設の違いは、諸活動を次のように規定している。A集落の場合は、北地区市街地から隔たった位置にあり、しかも地区全体としての規模は10集落と大きい。A集落住民にとって、地区レベルの会館、福祉センターあるいは小学校での活動は関わりが比較的薄い。それに対し、B集落はM地区(4集落)の中心にあり、集落内に諸施設が集中している事もあって、地区活動とも深く関わっている。

例えば、北地区会館、福祉センターでの活動内容を見ると、最も活用しているのがスポーツ少年団(剣道、空手)、及び会館が位置している北市区の活動であり、その他、地区全体に関わる会議や老人クラブなどの諸活動がある。これを、A地区に即して見た場合、生産活動に関しては、地区全体の組織としての農協活動、生産組織の活動などと関わりをもっている。しかし生活関連の諸活動では、青年会の集会在1回きりであったり、A集落の婦人達が農協婦人部から脱退している等、地区活動とのかかわりは薄い。唯一若妻会が、スポーツ活動で学校開放を活用しているのが目立つ程度である。

M地区会館を見ると、青年会や青年部、公民会や各種同好会など、活発に活動している組織が多い。B集落の場合、M地区活動の重要メンバーとしてそれら地区活動に深く関わっている。

学習内容(組織化過程)及びその担い手に即し、A・B両集落の事例をより立ち入って見てみよう。

(2) 生産を中心とした学習の組織化 —— A集落の事例

1) A集落における学習活動

A集落の学習活動は、生産活動上の課題に即して学習が組織化されてきている所に特徴がある。いまだ学習として組織化されていなものも含めて見た場合、実行組合や集落、生産組織、農協、普及所等の単位で重層的に組織化されて居り、学習組織化の担い手も、住民自身の中のリーダーや関連諸機関の労働者など多様に存在する。

個々のA集落住民が生産活動に関してどのような学習活動を行なっているかは、A集落住民の総括表(表6-10)にあげてある。学習の組織化過程という側面から見てみよう。

まず日常的には、「親から」学ぶほかに、「近隣の人に聞く」等同じ作物を作る農家同志の技術の交流がある。A集落では、土地条件の異なる、高台、下台でそれぞれ農事実行組合が組織化されている。土壌の質も異なることから作物内容も異なっており(第2章参照)日常的な活動は、それぞれ別に行なわれることが多い。活動の拠点としての施設も高台では神社集会所、下台では部落会館で行なわれ、栽培技術や市場情報などは、それぞれ二つの施設における交流

表 6 - 8

A

施設	活 動 内 容																																																																																												
神社集会所	A 集落祭り 高台（第 4，第 5 班）生産・生活関係集会																																																																																												
部落会館	部落総会 下台（第 1，2，3 班，第 6，第 7 班）の 集落関係集会 生産・生活関係諸集会 普及所ルート講習会（農業，施肥）																																																																																												
北地区会館 （1～9区） （北市区）	<昭和60年度施設使用記録より> 北部地区行政懇談会 1回 スポーツ（剣道，空手） 150回 北部地区防犯懇談会 1 ゲートボール 15 新入学児童知能検査 1 ダンス愛好会 5 交通安全講習会 1 ダンス講習会 5 胃ガン検診 1 町長選 北農協総会関係 （選 管） 2 小学校 P T A （個 人） 3 保育園関係 5 北市区総会 2																																																																																												
北地区 福祉センター （1～9区） （北市区）	新年会 1 北中 P T A 地区懇 1 区長会議 6 高校移動 P T A（2校） 3 防犯協会 4 保育園生活発表 1 除雪対策 1 産業夏まつり子ども映画会 1 スキー場役員会 2 狂犬病予防注射 3 北 N 開発振興会 4 保健衛生推進協 1 歩道造成打合せ 1 結核検診 1 北，各種団体予算審 1 婦人科検診 2 歌謡フェスティバル 4 北市区利用 32 交通安全協 5 3区 1 北，共済組合 1 4区若妻 1 青年会 1 甲子線 4 老人ク連 9 公民館講座 2 婦人部 3 婦人学級 7 育成会 1 ダンス愛好会 1 種子馬鈴薯生産組合 1 老人生きがいクラブ 8 北，農協懇談会 1 園芸友の会 1 土地改良区支線懇談会 1 ゲートボール役員会 1 転作実測調査 2 剣道スポーツ少年団育成会 2 商工会地区別懇談会 1 老人ク常楽会 9																																																																																												
北中学校 （1～9区） （北市区） 学校開放	<昭和60年度使用記録より> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バミントン</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>バレー</td> <td>1</td> <td></td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="12"></td> <td>225回</td> </tr> </tbody> </table> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="5">利用団体</td> <td>○ 1区</td> <td>22回</td> <td>7区</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>2区</td> <td>13</td> <td>北市区</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>3区</td> <td>28</td> <td>北農協</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4区</td> <td>12</td> <td>中央農試</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5区</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	バミントン	13	16	17	14	9	9	15	9	19	3	4	4	132	バレー	1		4	3	3		2	11	3	22	19	6	74	その他			1	1		2	1	2	2	3	3	4	19														225回	利用団体	○ 1区	22回	7区	11回	2区	13	北市区	29	3区	28	北農協	1	4区	12	中央農試	1	5区	18		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																
バミントン	13	16	17	14	9	9	15	9	19	3	4	4	132																																																																																
バレー	1		4	3	3		2	11	3	22	19	6	74																																																																																
その他			1	1		2	1	2	2	3	3	4	19																																																																																
													225回																																																																																
利用団体	○ 1区	22回	7区	11回																																																																																									
	2区	13	北市区	29																																																																																									
	3区	28	北農協	1																																																																																									
	4区	12	中央農試	1																																																																																									
	5区	18																																																																																											

表 6 - 9

B

施設	活 動 内 容																																																																																												
班 集 会 所 (23区各班)	各班ごとの共同作業打合せ（農道草とり他） 冬期間の婦人の交流																																																																																												
部 落 会 館 (23区)	部落総会 23区各種集会（婦人部，青年部，若妻……） 普及所ルート講習会（農薬，施肥）																																																																																												
M 地 区 会 館 (22, 23 24, 31区)	<p>< 昭和59年度施設利用記録より ></p> <table border="1"> <tr> <td>青年会</td> <td>74回</td> <td>ゲート・ボール</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>青年協</td> <td>2</td> <td>バレーボール</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>青年部</td> <td>23</td> <td>スポーツ少団</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>子ども会</td> <td>1</td> <td>野球連合</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>婦人会</td> <td>3</td> <td>成人病検診</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>婦人部</td> <td>3</td> <td>狂犬病の件</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>老人連合</td> <td>3</td> <td>農業関係</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>公民会</td> <td>4</td> <td>農協</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民謡の会</td> <td>6</td> <td>排水組合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>といちの会</td> <td>5</td> <td>ビート組合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>書道の会</td> <td>1</td> <td>農協改良組合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>マージャン</td> <td>5</td> <td>地区機械打合せ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>踊りの会</td> <td>5</td> <td>育苗（講習含む）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>M小学校関係</td> <td>6</td> <td>土地改良組合</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>M小記念関係</td> <td>19</td> <td>農民協議会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>M地区集会</td> <td>7</td> <td>○23区寿会</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>M地区消防</td> <td>1</td> <td>23区公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>会館運営委</td> <td>1</td> <td>24区若妻会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>歩道の件</td> <td>2</td> <td>八支線会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スポーツ公園委</td> <td>1</td> <td>東菊水防</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>神社関係</td> <td>1</td> <td>部落集会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>町長選（選管）</td> <td>2</td> <td>壮和会</td> <td>1</td> </tr> </table>					青年会	74回	ゲート・ボール	3回	青年協	2	バレーボール	2	青年部	23	スポーツ少団	5	子ども会	1	野球連合	4	婦人会	3	成人病検診	2	婦人部	3	狂犬病の件	2	老人連合	3	農業関係	7	公民会	4	農協	4	民謡の会	6	排水組合	1	といちの会	5	ビート組合	1	書道の会	1	農協改良組合	1	マージャン	5	地区機械打合せ	1	踊りの会	5	育苗（講習含む）	3	M小学校関係	6	土地改良組合	2	M小記念関係	19	農民協議会	1	M地区集会	7	○23区寿会	13	M地区消防	1	23区公民館	2	会館運営委	1	24区若妻会	1	歩道の件	2	八支線会	2	スポーツ公園委	1	東菊水防	2	神社関係	1	部落集会	1	町長選（選管）	2	壮和会	1
青年会	74回	ゲート・ボール	3回																																																																																										
青年協	2	バレーボール	2																																																																																										
青年部	23	スポーツ少団	5																																																																																										
子ども会	1	野球連合	4																																																																																										
婦人会	3	成人病検診	2																																																																																										
婦人部	3	狂犬病の件	2																																																																																										
老人連合	3	農業関係	7																																																																																										
公民会	4	農協	4																																																																																										
民謡の会	6	排水組合	1																																																																																										
といちの会	5	ビート組合	1																																																																																										
書道の会	1	農協改良組合	1																																																																																										
マージャン	5	地区機械打合せ	1																																																																																										
踊りの会	5	育苗（講習含む）	3																																																																																										
M小学校関係	6	土地改良組合	2																																																																																										
M小記念関係	19	農民協議会	1																																																																																										
M地区集会	7	○23区寿会	13																																																																																										
M地区消防	1	23区公民館	2																																																																																										
会館運営委	1	24区若妻会	1																																																																																										
歩道の件	2	八支線会	2																																																																																										
スポーツ公園委	1	東菊水防	2																																																																																										
神社関係	1	部落集会	1																																																																																										
町長選（選管）	2	壮和会	1																																																																																										
M 小 学 校 (23, 24, 31区) 学 校 開 放	<p>< 昭和60年度11月～3月の使用記録より ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バトミントン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>バレー</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>4</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>体力テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5"></td> <td>89回</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">利用団体</td> <td>22区</td> <td>3回</td> <td>青年部</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>○23区</td> <td>34</td> <td>婦人部</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>24区</td> <td>28</td> <td>老人連</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>31区</td> <td>13</td> <td>同好会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>青年会</td> <td>4</td> <td>その他</td> <td>6</td> </tr> </table>						11月	12月	1月	2月	3月	計	バトミントン				3	4	7	バレー	9	17	14	25	4	69	ゲートボール		1	2	2	4	9	体力テスト				2	1	3	そ の 他					1	1							89回	利用団体	22区	3回	青年部	7回	○23区	34	婦人部	1	24区	28	老人連	9	31区	13	同好会	5	青年会	4	その他	6																		
	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																							
バトミントン				3	4	7																																																																																							
バレー	9	17	14	25	4	69																																																																																							
ゲートボール		1	2	2	4	9																																																																																							
体力テスト				2	1	3																																																																																							
そ の 他					1	1																																																																																							
						89回																																																																																							
利用団体	22区	3回	青年部	7回																																																																																									
	○23区	34	婦人部	1																																																																																									
	24区	28	老人連	9																																																																																									
	31区	13	同好会	5																																																																																									
	青年会	4	その他	6																																																																																									
ス ポ ー ツ 公 園	<p>< 60年度使用 ></p> <p>野球（青年） 植樹 他地区の速足 ゲートボール 地区の花見</p>																																																																																												

表 6-10

農 家 番 号	経営主 年 齢	経営耕地 規 模	主 要 作 物 (上位二品目)	学 習 機 会			借入金 (万)	経 営 の 展 望	農 協 合 併	生 産 組 織
				市 場 情 報	栽 培 技 術 , 機 械 , そ の 他	農 業 の 適 切 な 使 い 方				
H 1	3 3	1,112	馬鈴薯 小麦		農機具メーカー講習, 4Hクラブ, 青年部, 日本農業ゼミナール	普及所から来る。農協講習会	200			C
2	3 1	825	緑花木 小豆				6,000			
3	5 9	765	リンゴ 小豆		中央農試 市の講習(毒物劇物取扱)	農業会社, 農試		現状維持	1	CE
4	4 8	731	リンゴ		果樹振興会, 研修会	(資格をもっている)	1,500	10ha(困難)		E
5	5 2	728	水稻		講習	農協, 普及所講習, 粟注文のとき	243	5ha拡大	1	
6	4 6	648	馬鈴薯 水稻		農協講習, 馬鈴薯組合, 防疫検査~長崎, 静岡	馬鈴薯採種組合	2,000	拡大困難	1	C
7	5 5	536	水稻 馬鈴薯		農協, 普及所, 講習会	普及所				C
8	4 3	532	馬鈴薯 小麦	農協中央会	馬鈴薯~父親, 農協講習, 病虫~中央農試, 普及所	ラベルの基準表, 普及所	1,000		1	C
9	6 3	508	水稻 (馬鈴薯)		農協講習, 溶接~自動車整備工場, 農協青年部	普及所のパンフ, 一斉放送	200			
10	5 2	507	水稻 小麦			農協, 普及所の指導, 印刷物				
11	7 0	415	馬鈴薯 小麦			防除組合, 農業会社	100			C
12	4 6	286	水稻 馬鈴薯		溶接~農協講習	冬の講習	300			
13	6 2	261	水稻				0			
L 1	5 1	1,228	玉ネギ 長ネギ	視察(東京, 産地他)	玉ネギ振興会講習会, 東京へ年1~2回	あまり指導はない	4,000		2	AD
2	6 6	933	玉ネギ (小豆他)	農協等~電話できく	本州(有機をやっているところへいって), 農協講習	ラベルを見る	5,000		2	ABCDE
3	4 4	739	長ネギ (おずき他)		4日, 青年会, 町主催簿記研修会, 農協(機械修理)	営農のしおり	1,000		2	
4	5 5	696	水稻 (玉ネギ)	道新	(クレーン, 玉かけ足場)~出かせぎに出ているとき	メーカー, 農協(普及所)	1,500	後継者次第	1	D
5	3 4	684	玉ネギ 長ネギ	農協の指示どおり	東京で35日泊って, 定山沢, 農業センター, 玉ネギ振興会	ラベルの注意書き, 普及所講習会	100	現状維持	2	ABD
6	5 1	650	玉ネギ	農業新聞, 農協職員	先遣地視察, メーカー	ラベルをたよりにやっている	1,172	現状維持	2	
7	5 1	620	玉ネギ (長ネギ)	農業新聞, 農協職員	(長ネギ)~蔬菜新研究会, 産地見学	ラベル		10haにしたい	2	AD
8	5 3	610	長ネギ 玉ネギ	商人, 業者, 新聞		互に話し合って(農協, 普及所)	1,400		2	
9	3 3	585	水稻 玉ネギ		(肥料, 消毒)~近所の人に関きながら				1	
10	5 6	540	玉ネギ 長ネギ	新聞市場部, 農協	産農学園通信教育	農試の人から, 農協講習会			2	ABD
11	5 8	526	玉ネギ		(玉ネギ)~叔からの伝達と研究			現状維持	2	D
12	5 4	415	玉ネギ (水稻)	農業新聞	(玉ネギ)~篤農家(岩見沢他), 玉ネギ振興会(先進地研修), 普及所		1,000		1	AD
13	4 9	366	玉ネギ 水稻	農協	(玉ネギ)~種苗会社	普及所	0	規模縮小	2	ABD
14	6 7	360	玉ネギ	農業新聞, 業者	(玉ネギ)~叔から, 玉ネギ振興会の講習, 先輩	業者から	1,400	長男他出, 現推	1	
15	6 4	324	玉ネギ (米, 長ネギ)	農協	(玉ネギ)~玉ネギ振興会, 普及所, 皆で話し合う(皆の経験)				2	D
16	6 6	315	水稻 (小豆)		部落, 普及所, 農協, (地力, 病)~中央農試の人に調べてもらう	普及所, 農協	50	後継者なし	1	D
17	5 5	310	水稻 玉ネギ	農協	普及所懇談会, 現地研修, (玉ネギ)~農協, 普及所	普及所の懇談会		規模拡大	2	D
18	7 4	80	(玉ネギ)					後継未定	1	D
19	7 3	70	(玉ネギ)	商人(農協)	農協講習, (玉ネギ)~独学, 先進地研修	農協指導課にきく		売却	2	D
20	7 1	40	(玉ネギ)	農協	(玉ネギ)~振興会, 自分で, 産地見学	普及所講習			2	

1...賛成, 2...反対
A...蔬菜新研究会, B...機械利用組合, C...玉ネギ振興会, D...馬鈴薯採種組合, E...果樹振興会

の中から得られることも多い。さらに、個人的に、他地区の農家を尋ねたり、町をこえて、先進地を視察、技術習得に努力している農家もあり、その様にして得られた知識がこれら集会所で他の農家に伝えられることもある。

しかし、さらに明確に学習機会として位置づいているのが、作物ごとや機械を中心とする生産組織である。A集落の農家関わっているおもな生産組織は、玉葱や馬鈴薯、を含み5つあるが、それぞれが、研修会や先進地研修などの学習活動を組み込んでいる。ここでは馬鈴薯採種組合と玉葱振興会を例に見てみよう（表6-11）。種子馬鈴薯の場合は、品質規格が厳しく、防疫や肥料問題が重要であるため、それに関する指導が多い。まず、研修会や先進地視察など、明確に学習機会として位置付けられたものがある。玉葱の場合も、栽培技術習得のための先進地視察や市場対応のための市場視察、選別規格講習会などが行なわれている。その他、共同選果や共同計算など共同活動そのものが地域農業を考える学習機会となっている。

表6-11

生産組織	活動内容（○印・学習）
北長沼馬鈴薯採種組合 (S.28 設立)	肥料試験圃場の設定 ウィルス病発生確認試験展示圃の設定 ○防疫補助員研修会 第1期～第3期自治検査、事前検査、防疫本検査 ○本州方面研修視察調査 土壌病害試験展示圃調査、肥料試験圃場の調査 受検出荷体制検討 ○馬鈴薯選別事前指導及び馬鈴薯統合管理共励会実施 税務対策
玉ネギ振興会 (S.41 結成)	共計委員会（玉ネギの取扱い、選別規格、坪掘調査） ○近接町村圃場視察、近接町村選果場視察 ○市場視察研修 ○選別規格講習会 共計玉ネギ抽出見本選別立合 試験圃場の設置（品種比較試験場、根きり試験、 作況展示圃～A集落内農家）

また生産活動に関する重要な学習機会として、農業関連機関による学習機会の提供、すなわち農協による営農指導、普及所による技術指導等を上げねばならない。

普及所（表6-12）はまず、各集落で農業や肥料についての講習を行なっている。その他、重点地区を指定した指導を行ない；あるいは婦人部や青年会、4Hクラブをとおした学習機会の提供がある。また個別農家からは、病虫害が発生した場合の相談、普及所がわからずは、個別農家に依頼しての調査実験、すなわち肥料試験圃場や、ウィルス病発生確認試験展示圃の設定など行なわれているが、いずれも双方にとっての重要な学習機会となっている。このようにA集落の場合は、主要作物である馬鈴薯や玉葱を中心に、普及所との協力関係が出来ているが、普及所はなんといっても担当範囲が広域で、普及所側から地域に合ったきめ細かな指導活動を組織することはできない。

一方農協は、営農指導を中心に、より身近な学習機会を提供している（表6-13）。長沼町には農協が二つある。長沼の4分の3の農家を組合員とする中央長沼農協と、このA集落の属する北長沼農協である。後者は300戸余りを対象とする小規模農協である。特に北の場合、畑作の多様な作物への対応の必要があり、小規模農協のメリットをいかし、営農指導事業に重きが置かれている。すなわち、農政に関する講習会、研修の開催の他、個別農家に対しては、年1回の「営農計画書」をとおした営農指導が行なわれるし、また、市場動向などの情報源として農協の果たす役割も重要である。

表 6 - 12

普及所による技術指導(担当地域N町他2町)	
指導ルート	集落での肥料農業関係講習会
	生産組合を通じた指導
	資金導入農家
	4Hクラブ青年農業ゼミナール受講生
	婦人部 { <ul style="list-style-type: none"> 環境整備共励会, 家庭菜園共励会 経営・家計簿記帳推進愛郷共進会 家族労働の軽減, 生活改善グループ
青年会 { <ul style="list-style-type: none"> 農業経営 栽培技術の知識向上 	
(A集落農家)	玉ネギの施肥改善試験(2戸)
	畑作物作況調査 (馬鈴薯-1戸, 玉ネギ-1戸)
	生育調査
	生育季節及び収穫物調査

表 6 - 13

	北農協	(農協史より)
営農指導事業	圃場整備促進対策	地力増進対策事業
	機械化対策	畜産振興対策事業
	教宣対策事業	技術普及対策
	農政対策	組織育成指導事業
	総合的事業促進対策	総合対策事業
	試験調査事業	教育研究事業
	病虫害, 共同防除奨励	
	販売事業	
	購買事業	
共済事業		
貯金貸付		

さらに、この集落に特徴的なことは、北海道中央農業試験場（以下中央農試と略）という研究機関の存在である。A集落には、作物ごとに研究熱心な農家があり、防除や栽培に関して中央農試に相談ごとを持ち込み、自らの生産活動に役立てている。そこで得られた知識は、さらに生産組織や近隣関係の中で、他の農家にも伝えられる。ただし、中央農試の側からは、地域に具体的な学習機会を提供することはない。地域に於ける農試の位置は、言わば研究熱心な農家を媒介として個別農家に研究成果としての技術を伝え、定着させていく存在であるといえる。

2) 学習・教育活動の担い手

以上、学習の組織化の側面からA集落の実態を見てきたが、次にこれら学習活動を支えている担い手の側面から見てみる。

農業関連機関の職員、すなわち農協の営農指導員は、先に上げたような農協ルートの学習機会を準備し、各種生産組織の事務局を援助する形で関わり、普及所の農業改良普及員、生活改良普及員は、やはり生産活動あるいは婦人部をとおし、具体的栽培技術や生活問題に関わる指導を行なっている。いわば、直接学習活動を支え、教育的役割を担っていることは明らかである。また中央農試の研究員も、特定の個人を媒介にし、消極的な形ではあるが、やはり学習活動を支え、教育的役割の一端を担っている。

しかし、これら農業関係諸機関や専門研究機関の職員の他に見落とせないのは、集落内の研究熱心な経営主達である。日常生産活動の中で学習を組織化していくに当たって果たしている役割は大きい。高台では馬鈴薯研究に熱心なI氏が、下台では蔬菜の生産に力を入れているW氏や、親の代から玉葱生産に工夫を重ねているS氏が、リーダー的存在として位置づいてきており、自らの研究成果、あるいは中央農試で取り入れた知識を自らの圃場で試作し、集落に合った技術として定着・普及させていくという形で重要な教育的機能を担っている。これらリーダーが果たしている役割をより具体的に明らかにするため、さらに個人に即して見てみよう。

まず馬鈴薯のI氏(H9)である。馬鈴薯は、既に寒冷地農業の備荒作物として、北海道ではある程度の研究の蓄積があり、A集落へ導入されたのも大正期にさかのぼる。しかし馬鈴薯に関しては、ウイルスによる疫病の発生が大きな課題であり、汚染されていない「種子馬鈴

薯」の生産がネックとなっている。防疫に関し、土壌試験、肥料試験が行なわれるなど、厳しい品質が求められるので、農家間の共同の取組も必要になって来る。そのため種子馬鈴薯組合が設立され努力されてきた。組合設立に尽力し、集落で毎年ひとりの不合格者も出さない程の成績を挙げるに至った過程でリーダーシップを発揮してきたのがI氏である。I氏は、青年期に村の推薦を受け「空知国民学校」に学び、農業技術や農民の共同精神の必要を、「青年夜学会」などをおし、集落に伝える役割も担ってきた。その後全道、全国レベル、あるいは国際的にも馬鈴薯の栽培技術の普及に活躍した人で、現在も種子馬鈴薯組合の顧問役として、学習活動を支える役割を担っている。馬鈴薯に関しては現在、防疫検査資格を持つ農家、原原種農場を引きうける農家、「馬鈴薯多収穫研究記録」をつける青年、馬鈴薯関係のオペレーターを一手に引き受ける農家など、地域内での分業が形成され、新たな担い手が育ってきている。それに伴って、技術や知識の伝達経路も複雑になっている。

玉葱も馬鈴薯とならんでこの集落の重要な作物であるが、玉葱に関しても熱心に研究を重ねている農家がある。S氏(L-12)は父親の代から玉葱作りに熱心で、ジープを改造した防除機械の開発を始め、栽培方法や機械の工夫を重ねてきた。親の代より残されている玉葱に関する克明な記録や写真類は、その熱意を示している。造田ブームの時、周囲がほとんど水田化した中で、苦労しながら玉葱を作り続けたが、減反政策以降畑作復帰し玉葱を作る農家が増加してくると、S氏は、「玉葱振興会」の会長として、地域の玉葱生産とその学習活動に大きな役割を果たすことになる。

W氏(L1)は、蔬菜新耕会結成の中心人物で、野菜作りに熱心である。野菜(長葱、ホーレン草他)は、大都市近郊に位置するメリットをいかした作物で、玉葱や馬鈴薯とは異なった力能が求められる。多様な栽培技術が求められるばかりでなく、消費者の嗜好の変化や市場の動向にも敏感でなければならない。W氏は、市場拡大のため札幌の大手スーパー、東京や関西にまで足を延ばして契約をとりつけ、同時に可能なかぎり情報を集めて持ちかえる。また栽培技術に関しては、中央農試に相談を持ちこむ。研究実験室での結果を自らの圃場でさらに実験し、地域に合った技術を作り上げる。このようにして得られた情報や、結果は、蔬菜新耕会をおして蔬菜生産農家に伝わるのである。その他一方では、農業青年の研修生を1年間の住み込みの形で受け入れ、教育するなど、意識的な教育活動も行っており、新たな形で地域農業のリーダーシップを発揮している。

N氏(H13)は、この地域では珍しい果樹栽培農家である。果樹実験農場を持つ中央農試が集落内にあるということで昭和49年に道央の深川から移住してきた。果樹栽培技術に関してはそれだけ中央農試に期待しており、特に地域問題となっている農薬の情報なども積極的に取り入れて、A集落内に伝わるひとつのルートになっている。現在N氏は、無農薬、有機栽培で、しかも消費者の嗜好を敏感に察知する理想的農業を追求している。それを実現するには、生産者の努力のみでは限界があり、いずれは消費者教育に役立てうる「教育農場」を作りたいと考えている。消費者が実際に生産現場を見て農業の在り方を共に考え、特に未来を支える子供達にも、生産活動を体験出来る機会を提供していくことによって農業の将来を築いて行きたいという広い視野をもっている。

以上見てきた様に、A集落では、主に農業生産活動に関わる学習が、普及所や農協、生産組織の学習機会をおして行なわれているが、それ等の学習も、集落に於ける日常的な生産諸活

動を基盤としている。学習・教育の担い手という視点から見ると、農協関連諸機関の職員の他、とりわけ、生産活動において研究熱心なリーダーが果たしている「生産技術の開発と伝達」の役割、専門機関から個別農家への技術伝達の媒介的な役割の意義は大きい。

(3) 公民会活動を軸とする学習の展開 —— B集落の事例

1) 施設の重層構造と学習

長沼町の最南端に位置するB集落は、先に見たA集落とはかなり異なった社会教育の構造をもっている。B集落の場合も、機械化の進展は、生産活動上の新たな学習を必要としてきた。機械に関する学習は農協をとおり、あるいは機械メーカーの企画する学習機会をとおして行なわれ、栽培技術に関しては普及所により年1～2回、集落を対象として行なわれている。しかし、より特徴的なことは、生産より生活面での学習活動が中心となっていることである。すなわち、地域生活における共同性の回復を求める「公民会活動」、その学習的側面をもつ活動が重要な位置を占めていることである（ほとんどの集落は、助成金のあたる指定期間（3年）が終わると同時に、公民館活動も立ち消えになっている。その中で、B集落を含むM地区はあらたに「公民会」を組織して公民館活動を継承している）。

B集落は、近隣3集落と共にM地区を形成して居り、その中心的位置にある。そのためB集落は、地区としての活動にも深くかかわっており、集落独自の活動と入り交じって活動が多様に存在し、施設も、地区レベルの施設から部落会館、班集会所、と重層的に存在する。ここではその施設に即して（学習）活動を見ていこう（前掲表6-9参照）。

まず最も身近な施設としての各班の集会所である。農道の草取りなど、班ごとに必要とされる生産・生活上の共同作業の打ち合わせ場所となっている。また冬期間には、婦人達のたまり場ともなっており、最も日常的な活動の拠点である。B集落として必要な活動、部落会や老人クラブ、婦人部などの活動、および集落を対象とする普及所の講習会（農薬、施肥など）は、部落会館で行なわれる。もちろんこのレベルの活動には、明確に学習として組織されたものは少ないが、情報交換など学習的側面を持つ活動として無視することは出来ない。

地区単位の活動は、それに対し、明確に学習として組織されたものも含め、多様に存在する。地区単位としての施設には、M小学校、M地区会館、農協M支所、スポーツ公園などがある。M小学校は、学校開放事業を行っており、スポーツ活動の拠点として、ほとんど毎晩フルに活用されている。またM会館は、各種組織、特に青年会の利用の多いのが目立っている。農協（生産）関係の活動は、農協支所及び地区会館が用いられる。地区住民の運動と労力奉仕で作上げたスポーツ公園も夏場のスポーツ（野球など）に用いられるが、現在ではM地区以外の利用もあるという。

次に活動内容について、農協活動、公民会、青年会活動の例を中心にしてみる（表6-14、15）。まず農協活動であるが、稲作中心で規模拡大、離農が進行したこの地域を含む農協は、機械関連事業と同時に生活関連事業の比重が重くなっている。機械に関しては、農機具サーヴィスセンターや燃料センターなど、施設の充実の他、農業機械研修センターの組織化などが為されている。しかし稲作に関わる生産組織はなく、学習機会ももたれていない。一方、生活関連事業では、購買事業の充実（店舗、倉庫、生鮮食品購買車）の他、洋裁学院や保育所の設置など、北農協には見られない事業の充実が為されてきている。以上のような農協の活動を背景に、この地区独自の生活を中心とした公民会活動が定着してきた。

表 6 - 14

南農協		(農協史より)
営事	経営経済指導	馬れい薯共同選別事業
農	事業推進活動	農業機械研修センター
指	教育情報活動	農地改良事業
導業	生活改善指導	営農資財供給事業
販	売	信用事業
農	業倉庫事業	共済事業
生	産施設事業	生活事業

表 6 - 15 活動例

公 民 会	新年娛樂会 (学校で)
	運動会 (学校で)
	焼物の会 (M地区会館)
	見学会
青 年 会	クロッケーゴルフ大会 (スポーツ公園)
	陸上競技練習
	演劇練習(芸能大会, 老人慰問)
	キャンプ, 花見
	機関紙発行(中心的活動)
	といちの会(交流中心)

活動内容は、新年会やスポーツなど、地区内の交流が中心で、学習を目的とするものは、年1回の研修旅行(夕張産炭村, 月形監獄他)あるいは、不定期に開かれる陶芸教室くらいのものである。しかし、他地区がすべて補助金カット後公民館活動が立ち消えになっている中で、住民が主体的に作りあげてきたこと、あるいは多忙な農村地帯で、社会教育職員の位置づいていない地域の活動であることを考えると、やはり貴重な事例といえる。

次に青年会である。これまで演劇からスポーツ、キャンプまで多様な活動が取り組まれてきているが、現在最も力を入れているのが機関紙発行で、特に完成間際になると連日集まりがもたれている。地区会館使用が年74回にものぼるが、この使用回数の多くは、機関紙発行のための集まりだということである。青年達の間には、さらに有志による親睦会としての「といちの会」があり、交流を深めている。しかし残念ながら、農業問題に関しても、地域の生活問題に関しても、それを捉え、「学習として深めるところが見られない」(退職校長談)という声も聞かれる。

2) 学習・教育活動の担い手

以上のようにB集落の場合、生産活動から一步離れたところで多様に行なわれていることが明らかとなったが、さらにそれ等諸活動も、A集落の場合とは異なった担い手の存在があって可能となっているのである。

生産関係の学習では、農協、普及所職員、あるいは、機械販売を目的とした機械メーカーなどが関わっている点はA集落と同じである。しかし公民会活動は、退職校長、地元陶芸家、住民の中の公民会運営委員会が支えているし、スポーツ活動には学校教師等指導員、スポーツ公園運営委員会が関わっている。ここで担い手についても、公民会にそくして見てみよう。

まず上げねばならないのは、公民会発足に尽力したK氏である。K氏は、学校統廃合の話が持ちかけられた時の校長であった。地域に於ける学校の存在の重要性を主張するK氏は、住民大会を開き学校統廃合を阻止してきた経験を持つ。子供の教育は地域全体で考えるべきとして、PTAの他に地区住民全員を構成メンバーとする教育振興会を地域に組織し、教育を語り合い、新築校舎実現の過程では、教育条件整備の具体的な内容を住民と共に作り上げてきた。退職後も、離農跡地の一角を譲り受け、集落内に定住している。公民会初代会長を8年間も勤めたが、

現在は、子供達に無報酬で書道を教えるかたわら、公民会活動の講師、あるいは相談役として地域の学習および学習的側面を持つ活動を支えている。

さらに公民会活動を支える一人として、やはり離農跡地に移住してきた陶芸家がいる。札幌にも近く、良い土も得られるということで移りすんできたが、公民会活動の陶芸教室を開き、農家の人々と交流している。いっぽう稲作地帯で日常的に手に入る稲藁を利用し、その灰を混ぜた独自の焼き物（芸術品）を作り上げるなど、この集落の生活に溶け込んできている。このような「文化人」が存在することは、単なる焼きものの技術指導以上の刺激を農家の人々に与えていると考えられる。

公民会の学習活動そのものではないが、諸活動を支える重要な担い手として、集落住民により構成される公民会運営委員会の集団としての力を上げねばならない。各集落代表（区長、班長）、各年齢組織代表（婦人部、青年部、老人クラブ各2～3名）を構成メンバーとしており、この運営委員会が公民会活動の計画や運営にとどまらず、地区の課題を全体で考えていく母体ともなっている。例えば、学校統廃合の話さえもちかけられたこの地域で学校新築運動を展開し、基準を上回る規模や施設を備えた校舎を実現し、また、日常的に交流を深めていく中から、町と交渉し、河川敷に旧校舎の廃材を利用した運動公園を作り上げていく行動力もつけてきた。

これら組織としての担い手の他に、個人的に有力なリーダーも存在する。A集落と異なり、土地面積の大きい大規模農家の発言権が強い。K氏やO氏（総括表6-16の1番及び2番農家）は、町長選や町議選で選挙運動に政治的手腕を発揮してきたが、それを基盤に、補助金導入による諸施設の建設にも尽力してきた。その施設の存在が諸活動を活性化してきたことも明らかである。学習そのものの組織化ではないが、集落に於ける意見の調整、あるいは活動を可能にする条件整備に果たしてきたこれらリーダーの役割は大きい。

以上見てきた様に、B集落に於ける学習は、生産場面よりむしろ公民会や青年活動など生活（文化・教養をふくむ）場面で行なわれているが、一方活動の場としての施設も、生活にあわせて重層的に作り上げてきており、しかも小学校の存在や文化人の移住が、学習・教育活動の担い手として位置づいており、活動そのものを豊かにしてきている。

3 生産の展開と学習の構造

2においては、A B両集落の社会教育の実態を、学習の内容面での特徴及び学習活動を支える施設や労働者の側面から明らかにしてきた。

両集落に共通して言えることは、過疎地型純農村地域（例えば名寄市C集落に見られる様な）に比べ、学習機会が多く、社会教育労働の担い手も多様に存在していることであり、いわば大都市近郊型の性格を示している。A集落においては、中央農試の存在や近隣生産地、市場での学習等生産関連の学習に、B集落においては退職校長や陶芸家など多様な担い手の存在による生活関連の学習の展開に現われている。また住民自身の学習要求においても、A集落では生産学習の内容の多様化に現われ、都市部に隣接するB集落の場合には文化活動への要求の多様化に現われている。

しかし大都市近郊型という共通点にもかかわらず、それぞれ異なった特徴をも示している。A集落は生産活動と直接関わる学習の組織化が中心で、生産活動上のリーダー及び農業関連機関職員が、学習・教育活動の担い手として重要な位置を占めているが、いわゆる教育専門職員

表6-16

農家 番号	経営主 年齢	土地所有面積			借入金 (万)	経営の展望	入植年	
		水稲	転作田	普通田				
1	39, 43	4,820				()	これ以上買えない	祖父
2	55	2,800	1,520	1,250	30	5,500	35~40ha	S29
3	59	2,548	1,000	1,025	523	5,000	拡大希望	
4	58	2,000	1,350	420	220	2,287	更に10ha	3代目
5	35	1,860	1,595		133	7,426		S17 千歳から
6	57	1,624	784	790	50	5,200		S43 江別から
7	57	1,480				5,000		S7 恵庭から
8	54	1,430	1,010	330	50	2,500	20ha	S23
9	55	1,366	861	365	18	1,300	現状維持	
10	40	1,350	760	560	30	3,500	15ha	S45 分家
11	52	1,228	516	243	22	6,170	現状維持	S35 分家
12	38	1,200	940	230	30	1,000	18ha	S39 入植
13	52	1,165	1,130	30	5	4,000	15ha	- 父の代
14	35	1,137	796	219	20	1,400	15~6haに	S26 赤平より
15	51	1,124	575	500		2,300	15ha	S40 端野町
16	36	1,110	960	140	10	2,500	あと4~5ha	祖父の代
17	49	1,065	1,065			3,600	15~20ha	S43 分家
18	52	1,012	905	77	12	950	現状維持	S40 芦別から
19	47	990	637	303	50	2,400	15ha	4代目
20	42	975	620	290	50	2,400	15ha	S3 6区より
21	53	970	756	174	40	1,700	13ha	S5 分家
22	62	918	653	265		1,700	あと5ha	S22 分家
23	41	835	567	266	5	1,993	拡大困難	3代目
24	55	760	740		20	3,000	拡大困難	S40 馬追より
25	59	691	515		176	1,015	現状維持	S7
26	71	630	610		20	数十万	現状維持	S39
27	66	565		550	15	200		S21
28	70	450				5~60	売却(できなくなったら)	S18 分家
29	71	100			100			S16 分家

はほとんど位置づいていない。B集落は、生活場面の、とりわけ公民館活動をともし学校教師などの教育専門職員が位置づいている。施設の面から見ても、Aは生産活動の拠点として主に二つの集落施設で活動するが、B集落の場合は諸活動の拠点として重層的な施設を作り上げてきている。このようなA・B両集落の社会教育の構造を特徴づけてきた要因は、歴史的・地理的条件に規定された両集落の生活、あるいは、地域のセンターとしての小学校の有無であり、とりわけ学習内容の展開や担い手及び施設に即して見た場合、最も強く規定しているのは生産の展開であると思われる。本節では、両集落の社会教育の構造に差異をもたらしている諸条件の整理を試みる。

(1) 歴史的・地理的諸条件

部落史や農協史の記録によると、両集落は非常に異なった性格、すなわちA集落は堅実で保守的、B集落は開拓者気質で積極的な性格を持つという。この性格から、A集落では、生産活動を堅実に進めるうえでの学習が主流をなし、B集落では、各種補助金を導入して多様な施設を積極的に作り上げ、活動の多様な展開を可能にしてきたといえる。これら性格の違いは、歴史的、地理的条件によるところが大きい。すなわち、両集落は、ほぼ同じ明治20年代に入植が始まるが、土地条件の良いA集落は早くから開け、住民の定着もみられ、移動も少なかったところから、集落としてのまとまり、共同関係は強いほうであった。それに対し、川ぞいで土地条件が悪く、水害常襲地帯であったB集落は、戦前不在地主が大部分を占め、農家の入れ替わりが多く、戦後開拓もなされた地域である（表6-19総括表入植時期参照）。そのため開拓者気質もいまだ残っている半面、A集落ほど集落としての共同関係は強くない。

また地理的にも異なった条件にある。A集落では、ほとんどの農家が地元農協よりむしろ栗山の農協や商店街に買い物に出掛けていることに見られる様に、中央長沼より栗山や由仁と生活圏をおなじくしている。同じ質素、堅実な性格を持ち、その性格が着実な生産学習、およびそれを支える生産上のリーダーを生み、古い施設を守ってきたといえよう。

それに対しB集落は、千歳市に隣接し、札幌市にも近く、青年達の兼業先ともなっており（表6-17）、都市部からの影響で積極的・進歩的な気質があると言われている。さきの開拓者気質と共に、B集落農家のこうした気質が、政治的手腕を持つリーダーを産み、あらたな施設を多様に作り上げてきたし、文化人を受け入れることによって、多様な学習を可能にもしてきたのであろう。

表6-17 <農外就業>

就業先	A		B	
	経 営 主	その他の家族	経 営 主	その他の家族
札 幌 市	1		1	1
千 歳 市	1		1	9
恵 庭 市				2
近 郊 町	1	5		3
長 沼 町	8※	9※	3	7
そ の 他	1			
計	12	14	5	22

農外就業のある戸数 < A 17戸（調査農家33戸中）
B 22戸（ " 29戸中）

※集落内のスキー場（冬期）9名、農試1名

更に地理的条件の違いとして言えることは、先にも述べたように、A集落が、北地区という9集落から成る比較的大きな地区の端にあるのに対し、B集落が、4集落から成るM地区の、しかも中心にあるという違いである。A集落の場合は集落内での住民による学習の構造化が軸となっているのに対し、B集落は、施設の面では既に集落内に重層的な構造が見られ、地区として活動が展開されるという違いを生み出している。

両集落の学習の構造に更に大きな違いを与えているのは、集落内の小学校の存在であろう。歴史的に学校の存在は、青年や成人の社会教育の場でもあり、集落の生活そのものの拠点を成してきた。交通の発達や学習機会の多様化した今日においても、特に農村地域において学校の施設や教師が地域で果たす役割はまだまだ大きい。A集落の場合、現在集落内に学校はない。学校とのかかわりは、子を持つ親に限られ、学校開放事業で施設を利用することがあってもほぼ若い母親達である。B集落には集落内に学校があり、全集落住民にとって関わりは深く、教師が社会教育労働の担い手として持つ意義は大きい。

A集落もかつて明治末期から大正にかけて学校が開設されたが、10数年で廃校となり、以来集落内の学校はない。それ故、集落内の学習の組織化は、住民自身が担うことが多かった。戦前の青年夜学会なども、教師の確保が難しく、悪天候のおりには、しばしば集落内の青年が行うこととなった。現在のいわゆる「篤農家」を中心とする生産学習も、集落内で教え合うという歴史的背景をもっているのである。

一方B集落の場合は、集落内の学校を守り続けてきた地域である、昭和40年、学校統廃合の話が持ち上がった時、住民大会を開いて学校存続を決議、同時に教育振興会を組織し、昭和59年には、教育的視点にたち、しかも社会教育活動も可能な規模の新校舎建設も実現してきた。その時の校長や学校開放事業での指導者（教師）などは、現在もなお地域の社会教育労働の一端を担っている。

(2) 生産の展開と学習の構造

歴史的、地理的条件の違いと共に、地域のセンターとしての小学校の存在が、集落に於ける学習・教育の構造を規定していることは、以上見たように明らかである。しかし、更に学習内容の展開に即して見た場合、最も規定的であるのは、その集落に於ける生産の展開そのものである。A・B両集落の事例は、明らかに生産・生活の課題と密接に関わって、学習として組織化され、それを支える独自の担い手、施設の構造をもっている。そこで次に、生産活動の展開と、地域における社会教育の構造との関連を整理してみよう。

まず第一に、畑作中心と稲作中心という作物内容の違いや（表6-18）、土地規模（表6-19）、土地条件といった生産構造の違いがあげられる。

表6-18 作目別種別別収穫面積（1980年度）

	作目別種別別収穫面積（1980年度）						計
	稲	麦	雑穀・芋・豆	工芸	野菜	他	
A 集 落	4,628	1,499	3,017	40	7,588	37	16,809
(%)	27.5	8.9	17.9	0.2	45.1	0.2	
B 集 落	24,959	7,923	71	0	193	20	33,166
(%)	75.3	23.9	0.2	0	0.6	0.06	

表 6 - 19 経営耕地規模別農家数

		1.0 ha未満	1.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～
A	'60	3	10	29	25	0	0
	'70	2	10	21	17	1	0
	'75	3	8	21	11	1	0
	'80	0	6	20	11	2	0
B	'60	5	5	24	20	1	
	'70	2	2	15	30	3	
	'75	1	1	4	16	11	3
	'80	3	0	1	12	16	2

A集落は、二つの異なった地形を含み、畑作中心の集落である。昭和30年代の造田ブームの時期、造田化が進み、高台においてさえも、溜め池造田という形で進められた。しかし昭和45年に始まる減反政策以降は、比較的畑作復帰の進んだ集落である。このような状況を生む背景には、A集落の場合小規模農家が多く、経営発展の為には、野菜作など、集約的生産に頼らざるを得ないという状況もある。農基法農政、構造農政期をとおして、長沼町全体では、農民分解が激しく進行したにもかかわらず、A集落の場合の離農者は、集落内への中央農試の移転、及びスキー場建設のための土地買収によるもので、残った農家の規模拡大にはつながらなかった。新たな転入者もほとんどないため集落としてのまとまりは維持されているものの、経営安定には、集約的農業が必要とされたのである。

この新たな作物の導入、集約的作物の導入は、必然的に栽培技術や新たな機械、市場問題などの学習を求めてきた（前掲表6-10参照）。しかし反面、この多様な作物の導入は、雪の時期以外はいつも多忙な状況をうみ出した。生活関連の学習や文化活動への欲求は聞かれるが、過重労働のためそれ等を満たすゆとりはほとんどない。それ故学習活動は、生産活動と未分離の部分を多く含みつつ行なわれるという特徴を示している。

しかしその生産活動は、大都市近郊農業としての性格をもっている。すなわち、A集落では大都市近郊畑作農家として、農協をとおすよりも、直接商店を相手とする個別の販売対応が多く見られた。その場合、個別農家は市場動向に敏感にならざるを得ず、取り引きの失敗などを重ねつつ、言わば個の自立化が進んできた。現在もなお、即金で入る、販売がスムーズに出来るなどのメリットがあるとして農協外のルートで出荷する比率がかなり高いし、取り引き金融機関も自由な時期に出し入れ出来る金融機関の口座を農協外にもっている。学習の仕方にもそれが現われている。先の表6-10の個別農家の学習を見ると、例えば市場情報に関して農協のみに頼る農家は少なく、個人で市場を視察したり新聞や雑誌に目配せするなど、主体的に行なっているし、栽培技術や農薬についても農協・普及所の指導をただ待つのではなく、研究機関をも含め積極的に学習機会を求めていることがわかる。しかし、A集落のように、規模拡大によって経営を安定させることが難しい以上、最近の生産資財の高騰、価格の不安定という厳しい農業情勢のもとで経営を安定させていく為には、新たな共同化の方向を求めざるをえない状況も広まっている。その中で、農協をとおした共同選果、共同販売、共同計算などの共同活動の中で、新たな共同化の方向を模索する学習活動が、重要な意味を持ってきている。

B集落の場合は、昭和26年揚水機が作られて以来、一貫して稲作中心の集落である（表6-20）転作田も小麦や牧草であり、栽培技術の新たな学習は比較的少ない。むしろ土地規模の拡大による大型機械の導入で、機械の技術習得や負債問題が大きな課題となる。しかしB集落の活動がむしろ生活関連の内容に傾斜しているのは、'70年代以降の階層分解の激化の影響も大きいと言える。

表6-20 作物別収穫面積

		稲	麦	雑穀	芋	豆類	工芸	野菜	飼料作物他	計
A	'60	2,650	7,180		2,600	4,560	6,880	2,820	1,640	28,330
	'70	9,710		1,157	1,890	1,336	180	5,130	932	20,335
	'75	4,812	27	1,099	2,053	952		8,111	233	17,287
	'80	4,608	1,499	158	1,871	1,024	40	7,588	37	16,825
B	'60	20,620	1,280		260	410	90	390	300	23,350
	'70	27,890	4	291	100	200		240	113	28,838
	'75	17,782		172	96	5,733		189	5,006	28,978
	'80	24,959	7,923	13	2	56		193	20	33,166

B集落は、先にも述べたように、昭和40年基盤整備が開始されるまでは、土地条件が悪く、農家の移動も多く、経営を維持していくには比較的大きな耕地面積が必要であった。基盤整備後、一挙に土地条件が改善され、地価が高騰した。初期に土地拡大を進めた大規模農家は、経営的に有利な展開を示したが、小規模農家には脱落する者も多かった。'66年55戸あった農家が、'80年には34戸に減っている。特に'70～'75年の間は16戸で3割余りも減少しているのである。経営耕地面積（前掲表6-19）は、'60年代3.5～10haがほとんどであったが、'80年には10～20haが最も多くなっており、規模拡大がいかに進んだかがわかる。また個人有トラクターの大きさでもわかる様に（表6-21）、経営規模の拡大には大型機械を導入して対応しているが、A集落のように共同化の方向へ進むのではなく、個別に導入する農家が多く、共同作業も減少して農家間の交流は一層希薄なものとなった。これ以上の減少は、地域生活そのも

表6-21 農業用機械所有台数（個人+共同）

	動力耕うん機 農用トラクター				動力 田植機	バインダー	自脱型コ ンバイン	普通型コ ンバイン	米麦用 乾燥機	動力 防除機
	歩行型	～30ha	30～50	50ha～						
A	'70	56		0	0	3	0	0	17	63
	'75	75		6	0	16	2	0	16	30
	'80	37	18	13	7	20	7	1	19	33
B	'70	59		4	0	19	1	0	42	36
	'75	31		9	4	30	3	0	50	54
	'80	6	16	9	29	28	19	25	6	50

のも困難にしかねないという危機感から、新たな共同性の模索が始まった。また、大規模農家といえども、一戸当たりの負債は平均2,600万円と非常に大きく、7,000万円をこえる農家もある。機械の導入が経営を圧迫して居り、生活と同時に生産面でも共同化を必要としてきている。B集落でも「利用改善団体」（23区内で34～35名参加）が組織され、土地利用や機械利用における共同化の方向が追及されているが、個別の大経営がそれほど深刻な経営問題になっていないこと、あるいは構成員が両極分解し、ますます共同が困難なことなどにより、その方向性はいまだ模索中であるという。

確かに農業の場合、自然との関係で適期作業が求められる部分が多く、完全共同でない限り矛盾が多く生じる。その中で部分的にでも共同を進めようとする場合、その基盤として、地域の交流をとおした相互理解が求められる。このような地域の事情を反映しているのが交流を中心とする公民会活動である。

青年会、青年部の活動が目立って活発であることもB集落の特徴であることは先にも見たが、これもやはり生産活動の展開と無関係ではない。一つには水稻の場合、畑作、特に多品種を作付けする農家に比べ労働時間が比較的短いことである。すなわち、田植え時期や収穫期など労働のピークはあるものの、夏場には比較的時間的ゆとりを持っている。更に大型機械の導入も可能であり、明らかに仕事に追いまくられる過重労働からは解放されている。このゆとりが、施設利用に見られる様な活発な動きを可能にしているのであろう。さらに考えられることは、このような労働時間の軽減で、青年の農外就労が多く、特に町外の都市部での就労が、文化的欲求を刺激することになっているであろうという点である。表6-17に見るようにA集落の農外就労が経営主、家族共に長沼町内が多く、中でも集落内に設けられた町営スキー場での冬期間の仕事がほとんどであるのに対し、B集落の場合、主に経営主以外の家族、特に青年が近郊都市に出掛ける比率が高くなっている。この農外就労の実態が、経営形態の違いや都市近郊という地理的条件に規定されているのは明らかで、さらにこの農外就労が学習の内容や形態をも規定しているといえるのである。

以上に見るように、経営の形態やその展開に規定されてA集落では、制約された土地規模の枠内で集約的農業を進めていくに必要な生産活動に関わる学習が組織され、B集落の場合、経営規模の拡大、機械化の進展に条件付けられて生活（文化・教養を含む）活動、すなわち地域交流を軸とした公民会活動や青年会の活発な活動が展開している。

(3) 生産構造の違いとリーダーの性格

地域における学習の組織化過程には諸機関の労働者が多様に関わってきた。しかし地域のリーダーも、学習に関わって、社会教育労働の最も基本的で重要な役割を担ってきており、生産・生活の展開にとりわけ密接に関連して形成されてきている。

経営規模の格差の少ないA集落では、階層性の高い農家が必ずしも学習組織化のリーダーシップをとっているわけではなく、栽培技術や市場情報など、生産活動に関して研究熱心で、生産技術に優れたものがリーダーシップをとっている。例えば、馬鈴薯に適した土地条件の高台では馬鈴薯作りに研究熱心なI氏あるいは果樹栽培農家のN氏、河川敷の砂地を含む下台では砂地に適した長葱や玉葱作りに打ちこむW氏やS氏が指導性を発揮している。N氏、W氏は経営耕地規模上位の農家であるが、I氏、S氏は中規模農家である。

しかしこれらの人達がリーダーあるいは学習活動の担い手として位置づいてくるには、集落

内における生産活動場面での葛藤があり、その過程を経て形成されてくる。

現在の農業情勢が、個別の対応を克服し、農協をとおした共同選果、共同販売など新たな共同の取組を求めてきていることは先にもみた。農協に対する期待もそれだけ大きくなっている。しかし、作付け作物が異なり、階層性も異なる農家を含む農協が共同性を追求していくには、利害の対立も避けられない。A集落では、従来個別取り引きの経験が多く、それを反映し、販売価格の問題や作物、農作業に関する知識について、業者と比較した厳しい要求が出されている（例えば“値段は業者のほうが良い”あるいは農協は“作物については研究が足りない、業者は良くやっている”等）。また「業者を目のかたきにせず」連携をとってほしいこと、あるいは、情報量をもっと多くしてほしい（“農政に関する知識はテレビや新聞からしか入ってこない、これからの農業を考えるには、いろいろ情報をいれてほしい”）など、その要求は多岐にわたっている。この北長沼農協は、小規模で運営も堅実であるということは皆の認めるところであるし、組合員の声も比較的良好に反映されているとする意見もある。しかし、農協の発展方向や合併問題に関する意見にも見られる様に、作物内容や階層性によって、それ等の意見には異なった傾向が現われているのである。種子馬鈴薯や玉葱のように、広域で纏まることにメリットがある作物に重点のある農家は、中央農協との合併を希望し、野菜など個別のきめ細かな対応の必要な作物を中心とする農家は、むしろ合併せずに小規模のままを希望する傾向が強い。また、先に見られた様な業者と比較してより積極的な研究や対応を求める声は、上層に強く、中、小規模農家では、農協が、堅実さを求める余り、小規模農家をとりこぼしていくことへの不満が語られている。例えば、経営が困難な時期に組合加入を拒否された例、返済額はその年の収入に依り弾力的にしてほしいという要求、あるいは大きい農家を優遇する（情報を早くながす）ため小さい農家との格差がますます広がることへの不満などが出されている。経営が破綻する前にしっかりした営農指導を希望する声もあるし、「農協はサラ金の親分だ」という声は恐らく小規模農家の切実な声なのであろう。以上のような作付け作物や階層性の違いを基盤に、リーダーが形成され、農協の性格がさだまっていくが、転作対応として野菜や馬鈴薯が中心になっているA集落においては現在、栽培技術の問題が最も重要な課題であり、土地規模の大きさより栽培技術や市場の開拓に力を示す者がリーダーシップを発揮することになっているのである。

B集落では、基盤整備以降階層分解が激化した。稲作中心のこの集落では、大型機械の導入の為に、まず土地規模の拡大が課題であるが、補助金をうまく導入し規模拡大を進めた大規模農家が同じ政治的手腕を発揮することによってリーダーとなっていく。

40年代、地価のやすい段階でしかも補助金を活用して土地拡大を進めてきた上層農家は、そこでさらに有利な経営展開のきっかけをつかんだ。土地集積が片寄らないよう、後に集落として規模の上限や、地続きの農家を優先することを取り決めるが、その段階には既に、小規模農家の力には及ばないほど地価は高騰しており、土地購入どころか、離農せざるを得ない農家も出てきて分解が進行してきた。このような状況の中で、1番農家や2番農家は農政補助金を導入したその同じ手腕を町長選に発揮し、自分達のおしていた町長が当選すると、それをバックにさらに各種の補助金を導入して地区の学校建設や会館建設に尽力し、地域のリーダーとなってきたのである。

さらにA集落では、地域リーダーが媒介者となることにより農業関連諸機関労働者を学習活

動を支える社会教育労働の担い手として位置づけてきており、B集落では、その進取の気風から都市部の文化人を受け入れ、学校教員と共に、自らの学習活動の展開過程の中に位置づけてきたといえる。

このように、その集落ごとの生産・生活の展開が学習の組織化過程を規定すると同時に、その場合の社会教育労働の担い手も、生産・生活の展開やそこに於ける階層性を反映して、地域独自の形に編成されてきていることが明らかになった。しかし、逆に、教師や陶芸家あるいは農試の研究員の存在があって可能になったという相互規定的関係にあることも明らかであり、さらに彼等にそくして、その果たしてきた役割を明らかにしていくことが必要であろう。

4 地域に於ける学習活動の限界と公的社会教育の課題

A・B両集落における社会教育の構造は、地理的・歴史的諸条件の違いに条件づけられつつ、とりわけ、生産・生活の展開に強く規定されて構造化されていることが、実態を通して明らかとなった。しかしこの学習組織化の実態は、地域課題を正しく捉え、それを解決していく方向で展開していくには構造上いまだ不十分であることも明らかである。

例えばA集落の場合、経営の発展を制約している土地利用問題や、深刻化している農薬問題がある。農薬に関しては、ほとんどの人が普及所や農協の指導を受け、あるいは商品のラベルを見て使用している。なかには農薬会社や防除組合、中央農試の学習機会をとらえる人もいる。実際農薬の被害にあい、めまいやかぶれを経験した人も多く、その害については、ほとんどの人がよく知っており、使用を減らしたいと考えている。散布時の防禦策として、マスクをしたり腕など肌を出さない、風向きを考えるなどの注意をはらい、特に妊娠中は作業からは必ず配慮をしている農家も多い。また、農薬が口を通じて入る危険を考え、自給野菜用には一切使用しないという農家さえある。農薬の使用は、身体に害を及ぼすばかりでなく、技術的に面倒だし、経済的デメリットも大きい。しかし、散布量は、減るところか増加している農家が多いのである（表6-22）。最近、菌や虫のほうがますます強くなってきたからというのであるが、その背景には、地域一帯で同時に使用しなければ効果がない、消費者が外観のきれいな物を求める、あるいは、多肥料が原因の病害虫の蔓延、耕地面積が広すぎるため農薬に頼らざるを得ないなどという状況がある。使用を減らしていく為には、栽培技術そのものの研究や、経営問題、また、地域的な使用法の工夫、更には、都市部に於ける消費者教育も大きく関わって来なければならない。しかし、これらの問題に関しては、現在、個別対応にとどまっており、今後普及所や農協、メーカー、研究機関などが連携をとっていく必要がある。しかもその連携を可能にする役割の担い手、すなわち個の利益を越えたより広い視野に立ち、地域全体ないし都市をも含む広域的な学習組織化の担い手が必要とされている。

土地利用の問題については、先にもみたように、規模拡大が困難であるという制約を抱えており、経営安定のためには、集約的作物導入が試みられている。しかし可能であれば土地を拡大したいという農家も多く、高齢化し、離農の可能性ある農家の跡地をどう配分するかという問題、あるいは、土地の共同利用（集団耕作）の可能性の模索などが地域農業の展望に関わる重要な問題となっている。適期作業の必要な農業においては、共同作業や機会の共同利用など部分的な共同は、個別農家の条件（経営規模や土地条件など）が違う程困難であり、利害の対立から共同関係を途中で解消する、という例もしばしば見られる。経営安定には、現段階で

表 6-22

散布回数

基準どおりに散布	17	51.5%
多めに散布	8	24.2
少なめに散布	4※	12.1
ときにより違う	2	0.6
無回答	2	0.6

※うち経費節減のため～2

ここ数年の増減

増加している	10	31.2
減少している	1	0.3
変らない	12	37.5
無回答	6	18.8
その他(わからない他)	3	0.9

、中毒などの被害

あ	る	11	33.3
か	ぶ	6	
	れ	2	
	肝臓	2	
特	めまい, はき気	2	
	になし	18	54.5
無	回答	4	12.1

無農薬野菜の農法(将来)

無	理	である	29	87.9
な	ら	だけ減らす	2	
自	給	畑は少なく		
無	回	答	2	
そ	の	他(まよい)		

の様な共同化が出来るか、あるいは、地域農業、ないし日本農業の発展をどう展望し、自らの経営をその中に位置づけて考えうるか、確かな科学的認識(自然科学的、社会科学的認識)の深まりが必要とされている。しかし、事例に見た学習の組織化は、いまだ個別学習の段階から、せいぜいリーダーのもとで、同じ作物を作る者同志での栽培技術に関する共同学習が形成されている段階である。さらに地域農業、日本農業の発展を展望しうる社会科学的学習の組織化までは進んでいない。そこにもまた、生産・生活課題に密着した諸機関労働者とはことなつたレベルでの独自の学習の組織者が求められている。

B集落で課題になっている後継者問題について見てみよう。農業の個別化が進み、青年層は都市部への農外就労で忙しい。しかし地域社会(集落)における生産活動は、作物の選択、機械の導入、規模の拡大等々、すべて後継者の存在がその在り方を規定する。年寄り達は、後継者確保の悩みを語り合っているのである。B集落の老人達は、M会館を拠点にしばしば集まり、年寄りの知恵を出しあい、スポーツ公園作りに先ず動きだしたのも彼等であった。後継者問題についても、地域農業との関連で指導的役割を果たす可能性は持っている。しかし具体的な解決策へと意見をまとめるところまではいっていない。また青年達も、交流を中心とした活動や文集作りに熱心であるが、一步踏み出し、地域の生産・生活の発展を模索する学習へと踏み出してはいない。

一方機関による後継者教育であるが、長沼町における関連機関の農業後継者育成は、表6-23に示すとおりである。その主なものは普及所系統のものである。その他4Hクラブなども、交流活動をとおり、農業青年にとっては重要な学習機会となっている。後継者教育への教育委員会(社会教育化)の関わり方は、先の表6-5にもみた通り研修視察や就学援助などで、これらの事業も、内容、人選は、普及所に任せ、専ら財政的援助に限られている。これらの後継者教育は、農家の青年やお年寄りの声にも見る様に、必ずしも農家の側、青年の側の要求とはかみ合わず、十分な効果を上げているとは言えない。表6-24は、'82年農協青年部の青年達

表 6 - 23 後継者育成（機関）

青年農業ゼミナール （支 庁）	2年（合宿形式）
農業ゼミナール （各普及所）	年間6日間 3～4コース 農業技術の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人のための農業コース ・ 土づくりコース（南幌・北長沼） ・ 水稻技術コース（南長沼） ・ 果樹コース
担 手 部 会 （農 協）	技術的学習 レクリエーション 生涯教育
青年（農業後継者） 対象事業 （教育委員会， 社会教育主催）	農業後継者道外研修視察 農業後継者道内バスツアー視察 農業後継者就学援助

表 6 - 24 今後の課題（S57）

今後農業青年育成にとって必要なことは何か

	意 見
Y 氏	役場（教育委員会）と農協，普及所が連携していくことで，内に閉じこもらない積極的な農業青年を育てること。
T 氏	体系的な指導を充実することで，たとえば先進地視察等を単発的な事業として行なっても大きな効果は得られない。しかも，小さな単位での教育，すなわち農協や普及所，町行政が連携して，統一した指導を行なっていくことが必要だと思う。
N 氏 S 氏	鍵を握っているのは，小学校，中学校，そして普通高校での普通教育ではないだろうか。現在，これらは必ずしも地域を考える場とはなっておらず，むしろ，地域に否定的な教育がなされている例も少なくない。これらを克服し，地域に根ざした教育が行なわれないと，なかなか地域農業を発展させていく若い担い手は育たず，バイトにあけくれる青年を引きとめることはできないのではないかと。
K 氏	まずは，自らが学ぶ姿勢が大切になってくる。今は，その気になれば独りで学んでいけるだけ情報を手に入れることができる世の中でしょう。機関ということだと，育成指導体勢がバラバラなことは問題で，現にそのことで農民自身に混乱を来している例もみられ，町として体勢を調える必要があると思う。

に行なった面接調査からその声を拾ったものである。「後継者教育」が単発的な事業に終わっていることを批判し，より体系的な指導の充実を求め，あるいは，教育委員会と農協，普及所が連携し，より開かれた広い視野を持って農業青年の育成をしてほしいという，「諸機関連携」への希望である。情報化社会の今日，多様なルートで知識をえられる半面，機関としては，育成

体勢がバラバラであることにより、農民に混乱を与える結果になっていることなども指摘されているのである。

以上のように、学習者の側から見ると、機関による後継者育成教育が単発的で系統性がなく、地域課題とは遊離した形で行なわれている事は明らかであり、（またその内容に関しては調査が不十分であり、生産・生活の構造により立ち入った分析が必要であり、課題として残さざるを得ないが）学習主体の学習必要、学習要求に即して諸機関が連携し、学習を組織化することが求められている。

まとめ

本稿の目的は、地域における社会教育の構造、とりわけ農村地域におけるそれがどのような特徴をもって存在するか、また、それを規定する条件は何かを明らかにすることであった。

社会教育の構造をとらえる場合3つの柱、すなわち学習内容の展開、社会教育活動の担い手、及び施設の3点を軸として分析をすすめてきた。両集落の事例は、大都市近郊集落として、学習活動の担い手の多様な存在、情報量、学習機会の多様性等共通の特徴を示していた。しかし以上の柱に即して見た場合、それぞれが独自の構造を持っている事も明らかになった。A集落では、集落内の積極的生産活動の展開を基盤として、生産活動に密着した学習活動が、生産上のリーダーや生産関係諸機関労働者に支えられて組織されてきており、集落内の2つの施設が生産上異なった活動を必要とする2つのグループの拠点として位置づいてきている。B集落の場合は、地域における共同性の回復を模索する生活（文化・教養）活動が、集落内のリーダーや文化人、学校教師に支えられて組織され、班から地区レベルまでの集会施設、及び学校という重層的に形成された施設を拠点として、学習の展開が可能となっている。これら学習活動に即して捉えられた社会教育の構造は、歴史的・地理的条件、なかでも農業政策や市場動向など外的な諸条件の影響を受けつつ展開する生産・生活、そこに於ける階層性に規定されていること、同時に、生産・生活に関わる諸施設や諸機関の労働者などを、住民の側が学習組織化過程に位置づけていく主体的対応によって、その地域独自の社会教育の構造を形成していくことも明らかになった。

しかし、両集落の事例は、直接自らの経営に関わる学習や交流の活動にとどまっており、現在抱えている地域課題に関わってさらに学習を組織化していくには、構造上いまだ不十分であることも明らかとなった。すなわち、A集落では、土地利用問題や、農業による健康破壊が課題としてあるが、課題解決には、農業関連機関の連携や、生産者と消費者、都市と農村の学習活動を結合しうる、広い視野にたった学習の組織者が求められている。B集落に於ける機械化・大規模化に伴う経営問題や後継者問題も、それ等の課題に個別に関わっている農協・普及所あるいは、地域の老人をもふくめ、生産と生活を統合した視点にたつて結びつける学習の組織者が必要とされている。既に住民の中には、地域課題にそくし、地域を越えた学習組織化の要求が、萌芽的に現われている。しかし、それを担い得る社会教育専門労働者が位置づいていないことが、両集落共通の問題である。生産（労働）・生活課題と直接関わる地域独自の課題を捉え、課題ごとに地域に重層的に存在している社会教育労働の担い手や施設を、その規定条件とともに把握して初めて、以上の課題に応え得る諸機関の連絡調整が可能であるが、その役を担いうるのは「公的社会教育」であり、広い視野を持つ社会教育専門労働者ではないだろうか。

以上地域における社会教育を構造的に捉える試みから、そこに潜む社会教育上の課題を捉えることが出来た。しかし残された課題も多い。第一に、以上の分析は、あくまで生産の展開を基本に捉えた分析にとどまっており、生活の実態を含めた全体的な構造分析とはなっていない。機械化・化学化の進展にともなう生産力の発展、農業政策の浸透は、農村地域を大きく変えてきた。農村における地域社会の変動は、生産の維持の為に生活を含めた新たな対応を求めている。さらに「地域農政」下の今日、政策的にも地域生活への着目がなされ、住民の対応の仕方が問われてきている。その意味では、生活を含めた学習課題の把握、担い手の形成過程の把握を欠くことは出来ない。

第二に、社会教育専門労働者そのものの分析が欠けていることである。住民の側から見た場合、長沼に於ける「公的社会教育」あるいは教育専門労働者のかかわりは余りにも希薄で、分析の対象からはずさざるをえなかった。しかし、学習の展開における社会教育専門労働者の必要性も明らかであり、社会教育の構造を、その発展方向も含めて解明するには、その実態分析をとおして「公的社会教育」の内実を明らかにしていく必要がある。その場合の分析視点として、「公的社会教育」に於ける二面的性格の問題とともに、更に住民内部に於ける階層間の利害対立あるいは住民内部に於ける行政側の意図の受容基盤の問題をあわせて見ていく必要である。また、農民が生産上の技術を習得する過程で重要な役割を果たして来た「学校教育」、ないし、現在もなお地域住民にとっての社会教育機関の一端を担っている「学校」の教師（教育専門職員）についての分析も残された課題である。

第三に、社会教育が究極的に追求する個人の発達と社会教育との関連、すなわち、地域の教育構造の中で、それぞれの学習機会が、個人の発達にどう関わっているかという問題の追求である。個人の発達、すなわち主体形成の問題は、独自の課題として捉える必要があるが、逆に、その課題が追求されなければ、構造分析で明らかになった問題を克服しうる展望も得られないであろうし、それ以前に構造分析そのものの意義も確定出来ないであろう。事例の中に捉えられた学習活動に即し、個人のレベルにおいて、その学習過程をより綿密に分析し、主体形成の過程を実証していく必要がある。

注)

- 1) 例えば高梨昌『臨教審と生涯学習』エイデル研究所、1987.7.
- 2) 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房
- 3) 例えば島田修一氏の社会教育職員論など
- 4) 松下拡『健康問題と住民の学習組織』
- 5) 遠藤知恵子「社会教育関連施設の構造と集会施設」（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第27号、1985.3）
- 6) 遠藤知恵子「生産・生活の共同化と社会教育労働の形成」（北海道大学「教育学部紀要」第47号、1986）
- 7) 松田光一「北海道長沼町に於ける農業後継者教育の実態」（昭和43年、北大産研報告書）

執筆者紹介（執筆順）

山田 定市（北海道大学教育学部・教授）

朝岡 幸彦（北海道学力大学院教育学研究科・後期博士課程）

水越 大二（北海道工学教育学部・昭和60年度卒業）

宮崎 隆志（北海道大学教育学部・助手）

山本 えり子（北海道大学大学院教育学研究科・後期博士課程）

遠藤 知恵子（北海道大学大学院教育学研究科・後期博士課程）

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第32号

昭和63年 3 月24日 印刷

昭和63年 3 月28日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 道又 健治郎

印刷所 富士プリント株式会社

064 札幌市中央区南16条西9丁目
